

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議（9月定例会）日程

月	日	曜	会議別	議案・日程等	備 考
9	6	金	本会議	開 会 諸般の報告 行政報告（町・教育） 一般質問（4人）	全協 9:15
	7	土	休 会		
	8	日	休 会		
	9	月	本会議	一般質問（5人）	
	10	火	本会議	一般質問（2人） 議案第11号～議案第20号及び22号 認定第1号～認定第7号及び 議案第21号 監査委員の決算審査報告	議案 審議・採決 認定は提案のみ 審査報告に対する質疑
	11	水	本会議	認定第1号～認定第4号及び 認定第6号～認定第7号 （厚生文教常任委員会所管課） ※税務課含む	認定の説明・質疑
	12	木	休 会		金婚夫婦表彰式 厚文常委会 13:30 議運 14:30
	13	金	本会議	認定第1号及び認定5号 議案第21号 （総務建設経済常任委員会所管課） ※税務課除く	認定の説明・質疑 総建経常委会 16:30
	14	土	休 会		
	15	日	休 会		
	16	月	休 会		祝日（敬老の日）
	17	火	休 会		例月監査
	18	水	休 会		例月監査
	19	木	休 会		議運 9:00 全協 9:15 公マネ特委会 10:00 広報特委会 11:00 総務・厚生常任委員会 11:15
	20	金	本会議	議案第21号 認定第1号～認定第7号 報告第12号～報告第16号 閉 会	全協 9:15 審議・採決

令和6年度あさぎり町議会 第5回会議（9月定例会）一般質問通告書

質問順	質問者	質問事項		質問の相手
1	(3番議員) 小谷 節雄	1	「財政調整基金の適正水準と今後の在り方」に関しての今後の財政運営について	町長
		2	学校部活動の地域移行について	町長 教育長
2	(9番議員) 豊永 喜一	1	井口川遊水機能を有する土地整備について	町長
3	(1番議員) 小松 英一	1	役場職員の就業環境の改善と来庁者に対する庁舎内の環境の見直し等について	町長 教育長
		2	社会体育施設の維持管理体制と今後の計画について	町長 教育長
		3	地区のリサイクル活動の現状と施設の改修等について	町長
		4	集落内道路や溝の環境整備について	町長
4	(11番議員) 皆越 てる子	1	上校区公民館の方向性について	町長 教育長
		2	熱中症対策について	町長 教育長
5	(2番議員) 加藤 弘	1	「人口減少社会」での町づくりについて	町長 教育長 農業委員会会長
		2	町花「リュウキンカ」について	教育長
		3	高齢化、人口減少で増える空き家対策について	町長
		4	高齢者世帯への生活支援について	町長
		5	財政について	町長
		6	人口減少に歯止めをかける、又は緩やかに迎えるための方策の策定について	町長
6	(14番議員) 小見田 和行	1	農業サービス事業体の経営現況の把握と支援について	町長
		2	奨学金返還支援制度の取り組みについて	町長 教育長
		3	主権者教育の推進について	町長 教育長
7	(7番議員) 橋本 誠	1	駅前振興策について	町長
		2	町のカーボンニュートラル達成に向けた取り組みについて	町長
8	(13番議員) 永井 英治	1	障がい者福祉について	町長 教育長
		2	農業政策について	町長 農業委員会会長
9	(12番議員) 溝口 峰男	1	投票環境向上に向けた取り組みについて	町長 教育長 選挙管理委員会委員長
		2	子ども育成奨励交付金交付要綱を見直し子育て支援の充実について	町長 教育長
		3	旧上地区中央公民館（議会議場）の代替え案について	町長 教育長
10	(6番議員) 加賀山瑞津子	1	文化財の国指定後の対応について	町長 教育長
		2	今後の県南振興を進める上で、広域的な第3の路線としての五木－宮原線整備への考えについて	町長
11	(4番議員) 岩本 恭典	1	令和6年度あさぎり町教育委員会基本方針及び重点努力事項について	教育長

目 次

第7号（9月6日）

応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席した議会書記	1
説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名について	2
定例日の会議日程報告	2
諸般の報告	3
行政報告及び教育行政報告	6
一般質問	9
3 番 小谷 節雄君	9
9 番 豊永 喜一君	2 6
1 番 小松 英一君	3 1
11番 皆越てる子さん	4 1
散 会	5 3

第8号（9月9日）

応招議員	5 4
出席議員	5 4
欠席議員	5 4
出席した議会書記	5 4
説明のため出席した者の職氏名	5 4
議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
開 議	5 5
一般質問	5 5
2 番 加藤 弘君	5 5
14番 小見田和行君	7 0
7 番 橋本 誠君	8 0
13番 永井 英治君	8 9
12番 溝口 峰男君	1 0 2
散 会	1 1 4

第9号（9月10日）

応招議員	115
出席議員	115
欠席議員	115
出席した議会書記	115
説明のため出席した者の職氏名	115
議事日程	116
本日の会議に付した事件	116
開 議	117
一般質問	117
6 番 加賀山瑞津子さん	117
4 番 岩本 恭典君	128
議案第11号（提案説明・質疑・討論・採決）	138
議案第12号（提案説明・質疑・討論・採決）	139
議案第13号（提案説明・質疑・討論・採決）	139
議案第14号（提案説明・質疑・討論・採決）	141
議案第15号（提案説明・質疑・討論・採決）	142
議案第16号（提案説明・質疑・討論・採決）	144
議案第17号（提案説明・質疑・討論・採決）	161
議案第18号（提案説明・質疑・討論・採決）	162
議案第19号（提案説明・質疑・討論・採決）	163
議案第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	164
議案第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	165
認定第 1 号（提案説明）	166
認定第 2 号（提案説明）	166
認定第 3 号（提案説明）	166
認定第 4 号（提案説明）	166
認定第 5 号（提案説明）	166
議案第21号（提案説明）	166
認定第 6 号（提案説明）	166
認定第 7 号（提案説明）	166
閉 会	173

第10号（9月11日）

応招議員	174
出席議員	174
欠席議員	174
出席した議会書記	174

説明のため出席した者の職氏名	174
議事日程	175
本日の会議に付した事件	175
開 議	175
認定第 1 号（説明・質疑）	175
認定第 2 号（説明・質疑）	215
認定第 3 号（説明・質疑）	219
認定第 4 号（説明・質疑）	220
認定第 5 号（説明・質疑）	222
認定第 6 号（説明・質疑）	223
認定第 7 号（説明・質疑）	223
閉 会	223

第11号（9月13日）

応招議員	224
出席議員	224
欠席議員	224
出席した議会書記	224
説明のため出席した者の職氏名	224
議事日程	225
本日の会議に付した事件	225
開 議	225
認定第 1 号（説明・質疑）	226
認定第 5 号（説明・質疑）	276
議案第21号（説明・質疑）	277
閉 会	280

第12号（9月20日）

応招議員	281
出席議員	281
欠席議員	281
出席した議会書記	281
説明のため出席した者の職氏名	281
議事日程	282
本日の会議に付した事件	282
開 議	283
認定第 1 号（補足説明・質疑・討議・採決）	283
認定第 2 号（質疑・討議・採決）	295

認定第 3 号 (質疑・討議・採決)	2 9 7
認定第 4 号 (質疑・討議・採決)	2 9 8
認定第 5 号 (質疑・討議・採決)	2 9 8
議案第 2 1 号 (質疑・討議・採決)	2 9 9
認定第 6 号 (質疑・討議・採決)	3 0 0
認定第 7 号 (質疑・討議・採決)	3 0 0
報告第 1 2 号 (報告・質疑)	3 0 1
報告第 1 3 号 (報告・質疑)	3 0 1
報告第 1 4 号 (報告・質疑)	3 0 2
報告第 1 5 号 (報告・質疑)	3 0 3
報告第 1 6 号 (報告・質疑)	3 0 4
報告第 1 7 号 (説明・質疑)	3 0 4
日程 1 5 (報告・討議・採決)	3 0 5
日程 1 6 (報告・採決)	3 0 7
日程 1 7	3 0 8
閉 会	3 0 8
署 名	3 0 8

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第7号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月6日 午前10時00分		議 長	小見田 和行	
	散 会	令和6年9月6日 午後 4時36分		議 長	小見田 和行	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	長 沼 宏 季	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第7号）

日程第	1	会議録署名議員の指名について
日程第	2	定例日の会議日程報告
日程第	3	諸般の報告
日程第	4	行政報告及び教育行政報告
日程第	5	一般質問（ 4 人）

本日の会議に付した事件

日程第	1	会議録署名議員の指名について
日程第	2	定例日の会議日程報告
日程第	3	諸般の報告
日程第	4	行政報告及び教育行政報告
日程第	5	一般質問（4人）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので令和6年度あさぎり町議会第5回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって9番豊永喜一議員、10番山口和幸議員を指名します。日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますのでここで議会運営委員長の報告を求めます。山口委員長。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） 改めましておはようございます。それでは議会運営委員会より報告をいたします。去る9月3日火曜日午前10時より第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。会議の日程については本日より9月20日までの15日間とすることにいたします。なお御手元に配付の日程表のとおり20日金曜日には予定された議案審議を全て終了し閉会の予定であります。会議に付する事件については全ての議案を本会議において審議することといたします。会議日程の中で6日から10日のうち3日間で一般質問を行うことといたします。今回は11名の議員の登壇が予定されていますが簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待をいたします。10日午後から議案審議に入りますが、条例予算審議など11件については当日に採決まで行う予定であります。また令和5年度決算認定8件の提案と監査委員の審査意見に対する質疑を行います。11日及び13日の2日間で認定8件の所管各部との質疑を行います。11日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、13日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分といたします。今回も各課より説明補助職員として課長補佐以上の職員と障害認定審査会事務局長の出席を認め

ております。このため詳細な質疑については、極力この2日間で済ませていただきますようお願いをいたします。7日、8日、12日及び14日から19日は休会となりますが各種委員会等の開催に充てたいと思います。最終日の20日は、認定8件の総括質疑、採決、発議案件等の審議採決及び報告5件を行いますので議事進行へ御協力を願います。また今定例会も新型コロナウイルス感染症対策のため出入口における手指消毒と休憩時間における窓の開閉の協力をお願いいたします。なお、マスク着用に関しましては個人の判断といたします。6月定例議会以降に事務局で受け付けました陳情等の取扱いについては配付した一覧表のとおりであります。また6月定例日において議長預かりの取扱いとしていた案件は、一覧表下部のとおり議会運営会付託となりましたことを報告いたします。なお詳細については事務局において閲覧をお願いいたします。服装については、一般質問登壇者を含めてクールビズといたします。その他、議会運営については議会運営の指針のとおりであります。基本的には今後本会議場において判断が必要な案件が生じた場合は直ちに議会運営委員会を開いて審議することとし、また本会議中における執行部の議案説明の簡素・効率化について申入れを行っております。議員各位におかれましても簡潔明瞭な発言を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） したがって本定例日の日程は本日から9月20日までとします。日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長より報告をいたします。抜粋しての報告といたします。令和6年6月10日あさぎり町第二庁舎議長室におきまして、国道445号期成会監査を行っております。6月16日球磨郡消防ポンプ操法大会が須恵文化ホールで行われ、あさぎり町5分団Bが小型ポンプ操法の部におきまして3位を入賞しております。6月24日令和6年度主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会総会に出席しております。6月25日被爆79周年核廃絶・平和行政に関する要請に対して対応しております。7月5日令和6年度県庁職員会懇親会に出席いたしました。この会の目的は、人吉市球磨郡出身者の県職員で組織されており会員の親睦を図るとともに郷土の発展に寄与するということでございます。当日は100名を超す出席者のもとでホテル熊本テルサで行われ出席をさせていただきました。7月10日三期成会及び川辺川ダム建設促進協議会総会に出席いたしました。これは三期成会と申しますと一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会すなわち国道219号、次に一般国道445号道路整備促進期成会、また3番目に球磨川上中流改修期成会この3つを総して三期成会ということでございます。この中におきましてただいまの国道219号線の整備促進等の内容につきましても説明を受けております。7月11日定例郡議長会が行われております。定例議長会の議題は球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動き、2番目に令和6年度郡議長会議議員グランドゴルフ大会について。3、令和6年度議長全国大会及び産業行政視察について。4、8月定例郡議長会議の開催についてが議題となっております。この中におきまして球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きにつきましましては、八代の河川国道事務所所長から川辺川ダム砂防事務所所長の今の整備の現況について説明を受けております。次に7月31日上球磨正副議長会が湯前町役場で行われておりまして、議題は椎葉村議会・西米良村議会との交流会について。また2番目としまして研修会及び健康づくり交流会について。3、広報委員研修会について。4、上球磨4町村長と上球磨正副議長会の懇談会について。5、当面する検討事項、諸問題の意見、情報交換について行われました。8月9日定例郡

議長会が行われております。議題は球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。2、令和6年度町村議会議長副議長研修会の開催について。以下は御覧のとおりでございます。この中におきまして今度5番目にありますけど球磨郡町村議会と人吉市議会との合同勉強会について議題が提案されまして、令和7年1月中旬から2月末におきまして勉強会形式で行うということに決まっております。最後になりますが8月27日令和6年度町村議会正副議長研修会がオンラインで行われました。台風を控えてということでオンラインの形式になりましたけど講師として元岩手大学地域防災研究センター教授 防災危機管理アドバイザーの越野修三氏から大災害からの教訓、熊本へ備えるというテーマのもとになぜ危機への対応がうまくできないのかということで講演がなされました。この中におきまして危機における自治体の課題、解決に向け行政に向けた議会議員の一層の働きかけを求められております。ただいまあの視察研修の受入れがここに示されておりますけど、7月11日鹿児島県南九州市役所、これは第二庁舎議場のついで研修でございました。7月12日宮崎県五ヶ瀬町議会議会、活性化通年議会がテーマでございました。4月24日熊本県多良木町議会よりも議会活性化 議会中継の視察に来ていただいております。本日まで受理した令和6年度6月定例日以降の陳情書・要望書等については、御手元に配付しました一覧表のとおりです。なお一覧表にありますとおり6月定例日時点で議長預かりとしておりました案件の取扱いを変更しておりますことを申し添えます。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので閲覧していただきたいと思います。なお6月定例日以降の指摘事項の報告はありません。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 皆さん、おはようございます。それでは総務建設常任委員会の報告をいたします。まず令和6年7月1日総務建設常任委員会の付託されました陳情書について16時30分より第二庁舎会議室において会議を行っております。続きまして令和6年8月22日午後1時30分より第二庁舎委員会室において19件の所管事務調査で、各議員のタブレットに入力されているとおり実施いたしました。質疑の内容の主なものでは、税務課において令和5年度不納決算、農林振興課で法人組織育成支援補助金、企画政策課ではあさぎり町まちひとしごと創生推進基本条例の改正について。質疑・回答の内容については、別紙のとおり議員各位に配付のとおりでございます。続いて令和6年9月2日午後13時より第二庁舎委員会室において所管事務内容調査・意見を実施。この件についても全員協議会において説明のとおりで選挙管理委員報酬誤払いについてでございます。委員会では総務課長より詳細に経緯を説明していただきました。その後委員会として全庁金額の多少に関わらずさらなる入念なチェック体制の強化に努めていただきたいという申出をいたしまして閉会いたしました。以上、簡単ですが総務建設常任委員会の報告といたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。加賀山委員長。

◎厚生文教常任委員長（加賀山 瑞津子 さん） おはようございます。厚生文教常任委員会の報告をいたします。7月22日所管事務調査を行っております。教育長及び教育委員との意見交換も実施しております。その中で教育方針と目標について、新椎葉教育長よりお話を伺いその後に教育委員の皆様と生徒の福祉と安全について、いじめや学校内トラブル・不登校児童生徒への対応

について、特別支援教育の現状と今後の方針、児童生徒への対応策について等審議いたしました。教育長そして教育委員の皆様との意見交換会という初めての取組ではございました。日頃から町の教育全般に関わっていただいている聞き取れず直接聞き取れず。休憩しましょうか。よろしいでしょうか。はい。教育委員の皆様の熱心な御意見を伺うことができた良い機会となりました。8月26日も所管事務の調査を行っております。15の議案について審議いたしました。その中で何点かお知らせをしておきます。町民課よりプラスチックごみ回収容器購入についてお話がありました。プラ容器2種類の購入ということで折り畳み式の容器そしてトン袋の購入をしますというお話がありましたが、委員のほうからは回収時の町民の方の作業が煩雑にならないように工夫をして欲しいという意見もありました。また健康推進課からアピアランスケア推進事業について説明がありました。これは医療用ウィッグや乳房の補整についての補助金が受けられるということです。主に熊本県では県北10町村ほどが対応されておりますが今回球磨人吉であさぎり町が初めての取組となります。町民の方に寄り添った大切な事業がスタートすることになると思っております。またマイナンバーカードと保険証が一体したマイナ保険証に変更されるということが報告がありましたので、今後の保険証の取扱いについて等十分町執行部とあわせて審議してチェックしていかなければならない項目だと思っております。あと健康づくりについて、エアロバイクの一般公開についても説明がありました。また生活福祉課分として指定管理施設2つの決算についての報告もありました。以上のはい。審議しました15の点の中でこの14の議案については、全員協議会でも説明を行っております。15番目の救護施設移譲先公募要項については、さらなる審議が必要ということで厚生文教委員会で引き続き継続的に審議することとなりました。以上、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子 さん） 改めましておはようございます。令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和6年8月21日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大議室で開催されました。日程第1では、会議録署名議員の指名。日程第2では、会期の決定。1日間に決定しております。日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、議案第5号では令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。日程第5、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この2件については一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第5号について執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い原案のとおり可決されました。日程第5、認定第1号については会計管理者から補足説明を受け、続けて代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、委員を8名とする令和5年度決算特別委員会を設置し付託することに決定いたしました。日程第6、発議第1号新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議では、提出者の山口議員から提案理由の説明を聞き、質疑、採決を行い原案のとおり可決され、新ごみ処理施設に関する調査特別委員会が設置され、委員 組合議員23名が議長から指名されております。第1回の会議におきまして、委員長に山口和幸議員、副委員長に西信八郎議員に互選され議長から報告されております。日程7では、

委員会の閉会中の継続調査及び審査については議会運営委員会、令和5年度決算特別委員会及び新ごみ処理施設建設に係る調査特別委員会の各委員長からの申出のとおり決定することになりました。以上、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告といたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。森岡議員。

○上球磨消防組合議員（森岡 勉 君） 皆さんおはようございます。私のほうから上球磨消防組合議会の報告をさせていただきます。内容につきましては御手元に配付のとおりでございます。日程第2で会期の決定ということで会期を8月20日の1日ということで決定頂きました。主な日程につきまして説明申し上げます。まず日程第3の議案第6号の人吉球磨消防指令事務協議会の設置についてということで、人吉消防組合と上球磨消防組合とで構成いたします共同指定管理及び事務を執行する人吉消防組合及び上球磨消防組合の区域内における災害情報の受信、出場指令、通信統制、情報の伝達収集等の事務を行うために令和6年10月1日をもって協議会を設置したいという旨の内容でございます。これにつきましては、9月の定例議会におきまして上球磨消防組合の規約の一部の提案がございます。これにつきましては全員一致で可決頂きました。日程第4の議案第7号におきまして令和6年度の上球磨消防組合の一般会計補正予算の第1号で提案を頂きまして、これは消防費と総務費これの構成外でございました。最後に日程第5で上球磨消防組合の議員の派遣ということで、今年九州で初めて行われます防災の全国大会を兼ねて研修を兼ねてこれに参加するというもので決定でございました。閉会が10時21分でございました。以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わらせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） これで諸般の報告を終わります。日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。最初に行政報告を行います。町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。令和6年度あさぎり町議会第5回会議9月定例日の開催にあたり、議員の皆様におかれましては御多忙の中御出席賜り誠にありがとうございます。また日頃より町政に多大な御支援・御指導を重ねて感謝申し上げます。それでは令和6年6月から令和6年8月までの行政報告について主なものを説明いたします。1ページ目の最上段です。5月13日から7月29日まで健幸運動教室40・50代女性チャレンジ教室を開催しました。町内40・50代の女性を対象にした短期の運動教室で20名が参加されました。次の段です。5月30日、6月3日・18日、7月10日認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症に対する正しい知識を持ってもらうことにより住民が認知症を発症しても安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に講演・グループワーク等により認知症サポーターの養成を行いました。次の段です。6月2日天子の水公園花菖蒲祭りが開催されました。ステージイベントやバザー、南稜高校生による野点やふれあい動物園コーナーなど多くの来場者で賑わいました。次のページになります。最上段です。6月6日各地区の自主防災組織と町が災害対応に対し共通理解を深めることを目的として、あさぎり町自主防災組織連絡協議会を開催しました。次の段です。6月16日第32回球磨郡消防ポンプ操法大会が開催されました。町代表として第5分団（築地、吉井、上吉井、八幡町）が小型ポンプ操法の部に出場し3位に入賞しました。なお2位までが県大会出場というところで惜しいところで3位ということです。次の段です。6月18日第2回定例区長

会を開催しました。脱炭素先行地域の概要、敬老会式典業務委託、夏季巡回ラジオ体操会などについて説明を行いました。1つ飛びまして6月20日第1回救護施設しらがね寮移譲先候補者選定委員会を開催しました。選定委員に委嘱状を交付し民設民営化に向けての今までの経緯、今後のスケジュールの説明を行いました。次のページになります。上から2段目です。6月28日第74回社会を明るくする運動あさぎり町実施委員会、あさぎり町青少年健全育成町民会議総会を開催しました。各種団体代表者出席のもと前回の実施結果の報告及び今回の実施要綱、町内小中学生を対象とした作文コンテストへの応募の実施が採択されました。3つ飛びまして7月4日南稜高校の生徒による運動指導体験を行ってもらうため、スポーツコースの2学年を対象に健幸運動教室説明会を行いました。9月12日から12月5日までヘルシーランド健幸ホールにおいて運動教室を見学・指導体験を行ってもらう予定です。次のページをお願いいたします。上から3段目です。7月10日から12日、18日、19日、22日、25日と町内集団健診結果説明会を行いました。結果説明会では、健診結果や精密検査についての説明及び保健師・管理栄養士・看護師が保健指導を行いました。結果説明会当日の欠席者へは、訪問及び別日に来庁してもらい対応を行いました。2つ飛びまして7月21今年度2回目の集団狂犬病予防注射事業を実施しました。次の段です。7月23日第1回あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内及び公立多良木病院の医療関係者と秋から開始する新型コロナワクチン定期接種の体制等について情報を共有し、協議を行いました。次のページ最上段です。7月23、24日デジタル健幸ポイント事業説明会を行いました。参加者自身のスマホや活量計を身につけ、歩数や体組成・血圧を測定管理し歩くことで健康になっていただく事業で、タニタヘルスリンクと町の担当者が機器を使用しながら丁寧に説明いたしました。次の段です。7月24日放課後児童健全育成事業及び助成事業補助事業が適正に実施されることを目的として、町内放課後児童クラブ出席のもと説明会を実施しました。次のページ最上段です。8月20日第3回定例区長会を開催しました。奥球磨駅伝競走大会のお知らせ、屋外告知放送、避難所開設運営、避難訓練の概要などの説明を行いました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧頂きたいと思います。以上、行政報告といたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） おはようございます。それでは教育行政の報告をいたします。主なものを報告させていただきます。まず最上段です。5月22日から7月14日まで第74回球磨郡民体育祭が球磨人吉管内で行われました。選手の皆さんそれから応援頂いた皆さん大変お世話になりました。各競技が管内各施設で開催されあさぎり町は24種目出場中6種目で優勝いたしました。最終競技のゴルフ9月28日開催予定ですが、以外の競技が全て終了しております。また陸上競技につきましては雨天のため中止となっております。現在の順位ですが、1位が錦町90.5、2位があさぎり町90点ということでゴルフに期待をしているところでございます。続きまして2ページをおあげください。3段目3番目です。7月2日から9月10日においてB&G水中運動教室をB&G海洋センターで実施しております。運動不足解消やストレス発散、生活習慣病の予防を目的として期間中の毎週火曜日の夜間に開催いたしました。女性を中心に毎回好評の事業となっております。続いて1つあげまして7月5日岡原小学校・深田小学校において

家庭教育講演会を実施しております。岡原小学校にはコミプロデザイン研代表の三角幸三氏、深田小学校には子ども家庭支援センターあまきやまセンター長の坂口明夫氏を講師にお招きし、保護者や地域の皆様の家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育に関する情報及び啓発活動等を充実させることで、保護者等の悩みを解消したり家庭教育支援の機運を高めるため講演会を開催いたしました。今後もそのほかの学校で実施予定としております。続いてその下です。7月13日須恵文化ホール自主文化事業として、三遊亭好楽師匠の落語会を実施いたしました。ホール改修工事、新型コロナ明け初の本格的文化事業の実施となりました。県立劇場ネットワーク事業を活用して500名満席にて開催することができました。続きまして次のページです。最上段です。7月19日第1回社会教育委員会議を開催しております。任期交代で代わられました新委員の3名の方に委嘱状を交付し、教育委員会基本方針及び重点努力事項、社会教育関連主要事業・年間計画及び図書館業務、地域学校協働活動について内容説明をし、協議を行ったところでございます。続いて7月20日あさぎり町子ども会育成連絡協議会講習会をB & G海洋センターで実施しております。町子ども会育成者を対象にアクアインストラクターを講師として、水難事故の際の対象法について実技指導を実施いたしました。参加者は13単位子ども会から20名の参加を頂きました。続きまして1つあけまして7月25日人吉球磨人権教育研究協議会研究大会の分科会をせきれい館で実施いたしました。日本オリンピックズ協会の木村隆氏を講師としてお招きし、「スポーツと人権、同和問題」と題し、33名の参加者参加頂いて研修会を実施いたしました。1つあけまして7月27日文化財講座の第1回をせきれい館で実施いたしました。球磨川から学ぶあさぎり町の歴史をテーマにあさぎり町内の球磨川に関する歴史文化財等に関する講座を実施いたしました。受講者は25名であと2回実施する予定でございます。その下です。7月30日夏の丸池リュウキンカ公園観察会を丸池リュウキンカ公園で実施いたしました。丸池リュウキンカ公園で見られる生態系や生息する動物・植物の観察会を熊本県立大学の一柳英隆氏ほか3名の方を講師にお招きし実施いたしました。家族連れを含む16名の方に参加頂き、丸池のリュウキンカの保全対策事業の一つとして実施いたしました。次をお開けください。上から4番目です。8月5日令和5年度あさぎり町特別支援教育連携協議会第3回実務担当者会及び特別支援教育研修会をせきれい館で実施いたしました。人吉球磨圏域地域療育センター療育相談員の椎葉浩太郎氏を講師にお招きし、講師の豊富な知識と経験をもとに具体的な事例の講話や参加した教職員でのグループ討議を実施し、59名に参加頂き指導力向上及び理解を深める機会となる研修会とすることができました。続いて1つあけまして8月6日あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会、本年度第1回を実施いたしました。中学校部活動の段階的な地域移行検討するための協議会を昨年度設置し8名の委員を本年度も委嘱し、これまでの経過報告並びに今後の議題協議などについて協議を行ったところです。次のページ御覧ください。最上段です。8月9日あさぎり町教職員等研修会をせきれい館で町内の小・中学校教職員を初めとする教育関係者等が一堂に会し、教育に関する今日的課題について研修を深める研修会を実施いたしました。資質の向上を図り、もって本町教育の充実・振興に資するため開催し120名の参加をして研修会を実施したところです。続いてその下です。8月18日夏季巡回ラジオ体操みんなの体操会を免田総合グラウンドで実施いたしました。町民の健康増進及びコミュニティーの活性化としてラジオ体操会を実施し令和4

年度から2年ぶりの開催となり、今回は585名の参加を頂いて盛会に終わったところです。続いてその下です。8月18日同日ですけれども午後よりせきれい館図書館祭りを自主文化事業として実施いたしました。夏休みの子供たちを対象にALTによる読み聞かせとワークショップ、また劇団パレットによる人形劇「赤ずきん」を実施いたしました。125名の参加を頂き、これも盛会に終わったところです。以上教育行政については、報告を終わらせていただきます。引き続き令和5年度あさぎり町教育委員会点検・評価報告書について報告させていただきます。教育委員会は毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが法的に義務づけられております。今回はその法律に基づきまして報告を行うものでございますが、議会への報告及び町民の皆様への公表により説明責任を果たし、今後の効果的効率的な教育行政の推進に資するものであります。教育委員会では令和5年3月に策定しました第3期あさぎり町教育振興基本計画をもとにまず令和5年度の教育委員会の主な事業について教育委員会が自己評価を行い、最後に3名の評価委員の皆さんに外部評価を頂き報告書を作成しております。報告書の原本につきましては、議長宛てに提出しておりますが御手元にはその写しを配付しておりますので御覧頂ければと思います。また評価委員の皆様には、御意見や御要望等頂いておりますので今後の各種事業の取組の指標として活用させていただきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど報告書を御覧頂ければと思います。今後は報告書をホームページ上で公表し、議会や町民の皆様からの御意見等を踏まえながら効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますがあさぎり町教育委員会点検・評価報告書の報告とさせていただきます。議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 一般質問に入ります前にここで10分間休憩をいたします。はい。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

◎議長（小見田 和行 君） 会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず3番小谷節雄議員の一般質問です。（議長）小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） おはようございます。9月定例会の一般質問1番目、一般質問をただいまからやらさせていただきます。3番小谷です。早速でございますが先の台風10号におきましては、事前の報道大変あの厳しい予想がされた中で、いろいろ感のある迷走台風になってしまいまして非常にストレスがたまった数日間だったと思っております。町長はじめ役場職員の皆

さん方大変長時間にわたる台風対応だったと思っております。その当日の対応、改めてお礼を申し上げます。今後まだ台風シーズン続きますので是非適切な対応をよろしくお願いしたいと思います。それでは早速通告に従いまして質問に入らせていただきます。まず先の全員協議会において示されております財政調整基金の適正水準と今後の在り方について、という説明を頂いておりますが、このことに関しまして本件は今後の財政運営に少なからず影響を及ぼすものと私考えております。具体的な今後の対応あるいは御認識についてお尋ねをしたいと思います。まずこの先に御説明頂きました財政調整基金の適正水準の今後の在り方、これを簡単に結構でございましてまず御説明を改めてしていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） それではお答えしたいと思いますけれども財政調整基金の適正水準につきましてははですね、法律などでこれくらいにせよと書いているわけでもなくてですね、自治体によってそれぞれ事情も異なりまして現実には額もばらばらという状況であります。以前、老後資金は2,000万程度必要というような話題がありましたけれどもそれに同様しまして自治体においてもですね、相場感というものがあるようであります。県内の自治体におきましても約半分の自治体が標準財政規模の20%から40%を保有している状況でありまして、現在あさぎり町の財政調整基金の残高は48億円ということで標準財政規模の73%という高い水準となっております。この高い水準におきましてはですね、やはり合併直後の三位一体の改革そして交付税の一本算定見直し等を見据えたところで、行財政改革に真摯に取り組んでこられた諸先輩方々の努力のたまものであるというふうに認識しております。ただ、国はやはりこの地方の基金の残高に対しまして非常に大き過ぎるのではないかとといった考えもあるようであります。こういった中でやはり財政調整基金につきましては、保有高について対外的に説明できるようにしておくこと。そして必要があれば積み替えを行うことが望ましいといった助言もあるようであります。そういったところで今後の基金の在り方につきましては、第三次総合計画の中でも適正な水準を確保した上で新たな財政需要を見据えた特定目的基金への積み替えを計画的に実施するとしております。今後は計画ののっとり計画的な特定目的基金への積み替えを行っていきたいと考えているところであります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。では改めて説明ということですので資料を送らせていただきます。はい、財政調整基金の現状と今後の在り方でございます。グラフで御覧頂いておりますとおり財政調整基金の現在高が48億円、標準財政規模の73%となっております。先ほど町長も申し上げましたとおり一般的にはこれまで20%が適切と言われてきた中、3.6倍の現状となっております。高水準と言わざるを得ない状況となっております。こういったことで今後はその在り方を考え、財政財調の水準を適正化する必要があると考えているところでございます。その手法といたしまして、今後は右側の部分でございますけれども3種の基金で役割を果たしていくことを考えております。まず基金の成り立ちと本町の運用状況を右下の図で説明をいたします。基金は大きく3つの種類に分けられまして、この財政調整基金、特定目的基金、減債基金ということで本町はいずれの基金も設置をしております。今回3つの基金で役割を果たしていくことを

在り方の基本と考えまして適正水準の考え方を整理しております。左の四角囲みになりますけれども財政調整基金と特定目的基金の関係性を整理したものになります。財調の役割は、地方財政法第4条の4に示されておまして、こちらの(1)から(5)など、まずは①番の年度間の財源調整、それから②番将来における財政の健全運営のためという大きく2つの役割のもとこちらの(1)から(5)5つの項目が示されております。こちらを御覧頂きまして、主に上2つの特にこの黄色の部分が財政調整基金の役割でありますけれども、この(1)(2)の2つにおける適正水準の検討が必要と考えたところでございます。次のページをお願いします。財政調整基金の適正水準ということでございますが、今後の在り方をもとに財政標準規模の30%が適正水準であると考えておりますのでその内容を御説明をいたします。財政調整基金の役割は、こちらの①②経済状況の変動等による財源不足それから大規模災害への備えということで、30%を適正水準とする根拠でございますけれどもまず根拠の1番目が大規模災害への備えの観点から財調で対応すべき費用につきましては、熊本地震の例でいきますと標準財政規模の30%であったという検証結果が出されております。次に根拠の2番目でございます。県内45自治体の状況でございます。半数の自治体が20%から40%の範囲内にあることが根拠となっております。本町は70%から80%の7%の中に入っております、3番目の水準に入っております。こういったところで、財政標準財政規模の30%を目指して積み替えを行っていくということを考えております。以上です。

◎議長(小見田 和行 君) 小谷議員。

○議員(3番 小谷 節雄 君) はい、ありがとうございました。一言で言いますと現在、本町の財政状況は数字だけ、数字だと申しますか数字上はですね、大変良好である。それだけ財調を含めまして基金等が潤沢にあるという表現が適当かどうか分かりませんがそういう状況だということでそれが逆に言うと適正水準ではないんじゃないかというような、そういう議論になってしまっておるわけでございますが、長期的に町の財政に影響があるというふうに私はさっき申し上げましたけれども、では現在の公営企業会計を含めましてですね、今後の公債費。そういったところの見通し等をですね、どのように捉えておられるか御説明を頂ければと思います。

◎議長(小見田 和行 君) 伊津野財政課長。

●財政課長(伊津野 博子 さん) はい、今後の見通しでございますけれども令和5年度決算に基づく実質公債費比率は8.3%ということで、前年度と比較して0.2ポイントの増となっております。今後の見通しにつきましては、第2庁舎建設事業、個別施設計画事業、光基盤整備事業、水道施設再編整備事業の取組により長期的な上昇に転じることが確実な状況となっております。以上です。

◎議長(小見田 和行 君) 小谷議員。

○議員(3番 小谷 節雄 君) はい今触れていただきましたが、今おっしゃった部分はもう既に具体的に執行した分あるいは現在進行形の部分そういったものと思いますが、今後新たに発生する事業、財政需要そういったものをどの程度ですね、具体的な見込みの中で具体的な数字として見込んでおられるのか。私の認識ではですね今、今期の実施計画の中に算定されたそれに付随した財政計画、そこまでしか具体的にはないんじゃないかというふうな認識を持っておりますが何

かそれ以上ですよ、財政計画、そういったものがあるのかどうか正式なもんじゃなくてもその財政課の中でですね。公債費が今から伸びていくというふうにおっしゃいましたがそれを具体的なものとして捉える、そういったものがあるのかないのか。恐らく私はまだないんだろうと想像しますがその点についてちょっとお願いできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） はい、伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、長期の財政計画の見通しというところですけども財政課の内部資料としては作成をしております。ただし、2つの理由から機械的な推計値とならざるを得ずに公表資料として公表するような制度が確保できないことから内部的な参考資料扱いとしているところがございます。その理由の1つ目としまして、普通交付税の長期的な見通しについて、基礎数値に将来推計人口を用いた場合に、現実とかけ離れた額が削減される結果となるということ。次に財政需要を推計する上で必要となる総合計画を初めとした各種計画の策定期間が中期であるというようなことで、現時点においては、中・長期の財政計画の策定というのは困難であるというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今、課長のほうからおっしゃっていただいたそのとおりだろうと思ってなかなか具体的な数字を今示すのは困難であるというのは十分承知をしています。ちょっと細かな話というか個別の案件を2、3点お尋ねします。臨時財政対策債が今減少していると思いますが、その減少が今後の交付税の交付額。どのように影響が出てくるかということとをちょっと確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、臨時財政対策債というのは、国のほうで普通交付税が十分交付されない場合に、発行するものでございますので国のほうで普通交付税が十分に交付されるということになれば、臨時財政対策債の発行は減少していくものであると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今おっしゃったとおりでありまして、臨時財政対策債の発行は減になるということは将来の償還が減になる。ということはイコール100%交付税算定でありますので、交付税総額としては総額というか減っていく。この100%のですね、補充ということは、交付税に跳ね返る部分がですね、私は総額的にあさぎり町から見た時に減ってくる。最近のここ10年ばかりの臨時財政対策債のかなりの発行している。それが今から償還をしています。今後の発行が減っていくということイコール交付税は減っていく、私はそういう認識をしてるところです。そういうことで、これ1点でございます。もう1点でございます。下水道事業平準化債の今後の発行計画、どのようにお考えか。そして下水道平準化債そのものをですね、メリット・デメリット、そもそも制度的にはどういうものか、ちょっと御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。ただいま質問ございました平準化債ですね。まず平準化

債の今後の発行計画につきましてはですね、令和10年まで、今年からですからあと5年間ですね。総額約1億円程度を借り入れる予定としております。これにつきましては、発行可能額の2分の1を借り入れる計画としております。メリットとデメリットにつきましてはですが、メリットにつきましては一般会計からの基準外繰出金の抑制というところを考えております。デメリットにつきましては、当然償還期間が延びますのでそこに利息がついてまいりますのでその利息の増大。それから将来的な人口減少とかに伴いまして使用料も減少しますので、その部分についてデメリットが出るのかなというふうに考えております。それからその平準化債とはそもそもどのようなものなのかというような質問もございましたのでこの平準化債っていうのが今までに借入れた下水道事業債の元金償還とですね、施設の減価償却、この期間が異なりますのでその元金償還と減価償却費との差額について資金不足を生じるということで世代間の負担の公平を図ることを目的に措置された地方債ということでお答えしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。下水道平準化債ですね、私の認識は今おっしゃるとおりなんですけど、事業量を確保するためにその事業実施年度ですね、事業費の確保プラス償還が重複していく期間が多くなるものですから、単年度の自治体の負担を減らすために言い方悪いですけど、町村負担を先送りしているにすぎない、財政上のメリットは私はないと思っております。そういった中ですね、これを何で申し上げているかというと今回今、今回の財調の適正水準化、水準の適正化。今、負担できる財政的な負担能力がある自治体としてですね、あえて後年度に今から人口減をしていく将来の世代に借換債という形ですね、さらに償還を先送りして負担を先延ばしにするというような考え方は今の町の実態としてですね、そこまでするメリットがどこにあるのかなと思います。今負担能力がない、厳しい時期であるとしてですね、それはやむを得ないと思いますが、あえて平準化債を発行するその付近のメリットがとメリットを考えた時に1番最初に財政課長から報告頂いた今の財調基金の状況等々含めまして今の町の財政状況を含めた時にですね、そこは何か臨時財政対策債じゃなくて失礼しました平準化債の発行は、自己矛盾に陥ってしまうというような考え方を私はしておるところです。ということで今取上げたところです。この件についてまた後ほどあればお答えを頂きたいと思いますがそれでは本題に入ってまいります。財政調整基金残高水準の適正化にどれだけの緊急性があるのかなということでございます。先ほど町長の最初の御答弁の中で、国の考えで云々かんぬんで望ましいというような表現を使われました。ではあえて言いますけれども財政調整基金の増が好ましくない特目基金であればよしとする。あるいは極端に言うと財政調整基金の増は悪なのか。ちょっと表現は悪という表現はちょっと強過ぎるかもしれませんが、そういうものではないと私思ってるんですが、基本的な考えどうなのかをちょっとそこをまずお尋ねしたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい緊急性ということでお尋ねでございますので、はい。先ほども申し上げましたとおり財政調整基金は、年度間の財源調整及び将来における財政の健全運営に資することを目的に設置をされているものでございます。基金の希望につきましても先ほど申し上げましたとおり標準財政規模の73%に達しているというところで、本町における財政調整

基金の課題は、その役割を踏まえましても高過ぎる残高の水準でありまして、財政調整基金を主とした財政運営の手法を問題視しているものではございません。今回、町村合併による地方交付税一本算定の見通しが当初の想定より好転したことを踏まえて、今後の財政調整基金の在り方を本格的に見直すことといたしました。先ほども申し上げましたとおり適正な水準の目安は標準財政規模の30%としているところでございます。財政調整基金として適正な水準を超える額につきましては、特定目的基金に積み替えるということにしておりますけれども、これまでの財政調整基金に加えて減債基金と特定目的基金の3つの基金でその役割を担っていくように運用手法を見直すものでございます。また緊急性があるのかというようなことでございますけれども、また次いでお尋ねがありました悪なのかというようなお尋ねもありまして、町長からも冒頭少しございましたとおり国からの国でちょっとそういった議論もあっているような状況でございまして、まず悪なのかというような、例えばペナルティーはあるのかというようなことでございますが、財政調整基金の運用が地方財政法の趣旨に沿ったものとなるように自主的な見直しをするものでございまして、基金残高に応じてペナルティーを科すというような指導が国や県などからあっているというようなことではございません。ただし平成29年の経済財政諮問会議や財政制度等審議会において、地方財政には余裕があり地方交付税を削減すべきという議論が繰り広げられたことは、担当課として重く受け止めて財政運営上の大きな課題として認識する必要があると考えております。本町の財政調整基金は、将来の財源不足に対する備えとして積立ててきたものでありますけれども財政調整基金が一般的に財政の余裕額として認識されているような現状もございまして、このことが財政的に余裕がある町である、もしくはその必要な行政サービスを提供していない町というような誤解につながらないように今回適正化に取り組むというものでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） ありがとうございます。今最後に申されましたですね、適正な財政サービスが行政サービスが執行されてないんじゃないかというような誤解を招かないようにということ。それはイコール特定目的基金に積み替えても同様でございます。この点は後ほどまた触れたいと思いますが、私は今日最後あと申し上げますが特定目的基金に積み替えるというような手法でですね、適正化を図るというような手法として非常に私は危険性もあるというふうな前提で今日申し上げております、後ほど触れます。使途の明確化ですね、特定目的基金に振り替える。そういった今後の長期財政運営に与える影響としましてですね、ちょっと触れたいと思いますが、コロナ禍の影響を除いた財政状況の分析とかですね。あるいは先ほどちょっとお尋ねしました長期の財政需要の見通しをですね、確定した人の明確化、そういったものは整合性のとれたですね人の明確化というのは、現時点でなされないもの、不可能だと思っておりますが、その点確認の意味で2点お尋ねします。まずコロナ禍の影響を除いた財政状況の試算等がなされているのかと今後の財政状況を明確にして人の明確化につなぐことができるのか、その2点でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。まずコロナ禍の影響を除いた財政状況の試算ということ

でございますのでちょっと資料をお送りさせていただきます。はい、今お送りしましたのが今年2月の議会全員協議会においてお示した第三次総合計画財政見通し、こちらが最新の試算となります。財政見通しにつきましては、過去の決算額をもとに将来の推計値を算出する手法を採用しております。この際、決算額からコロナ対策費などの特殊事情をできる限り除外した数値を採用することにより平時の財政運営における本質的な収支の見通しとなるよう配慮しております。すいません、ちょっと2番目の質問はすいませんもう一度教えていただければと思います。申し訳ありません。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。長期の財政需要の見通しは、先ほどちょっと触れられたんですが現時点でなかなか確定しづらいと思います。ただそれを仮に確定できるとしてそれを使途の明確化、使途の明確化というのは、基金のですね使途人の明確化。それと整合性のとれたですね、計画が現在存在するのか、あるいはそういうことが可能なのかということをお尋ねしたいところなんです。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、申し訳ありませんでした。はい。使途の明確化における長期の財政需要についてお答えをしたいと思います。今回の使途明確化による長期の財政需要というようなことで、今回重要分野の施策における財政需要が今後も長期的に存在し続けるものであるかの見通しを立てることにより、長期的に存在する大きな財政需要に対して、その財源の一部を安定的に確保する、確保しようとするものということで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） ちょっと今私今の御答弁、ちょっとうまく理解できなかったんですがちょっとまた後ほど触れたいと思います。ちょっと話はまたずれますが1点だけ個別のお尋ねをしたいと思います。先ほど御説明頂いたその今後の方針の中で、国保財調への積立てというのも一つの案として出ておりました。県内統合が今、国民健康保険はもう近い将来なされるわけですが、それを踏まえて現時点ですら国保財調への一般会計からの積み増しをするという、その意味というのをちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。熊本県では、令和12年度から保険料、税、こちらの率が統一されることになっております。これまで国民健康保険特別会計の運営に当たりましては、単年度収支が赤字となった場合、国保特別会計の財政調整基金こちらのほうを取崩しながら運営を行っているところでございます。保険料・率の統一を受けまして本町におきましても試算を行いました結果、令和9年度から財源が不足する、赤字補填をしなければならないという状況になっているところでございます。なお令和12年度以降につきましては、法定内であっても一般会計からの繰入れが不可になるというふうな情報も入っておりまして、この赤字補填を行うにはこれまで積立てしておいた財政調整基金から補填、または県の財政調整基金から借入れを受ける方法が現時点での赤字補填対策となっているところで認識をしております。保険料が上がることで収入の増額も期待はされますが、加入者の年齢構成が高い、また所得水準

が低い場合には、大幅な保険料の増額は期待できないというふうに考えております。また保険料が上がることで収納率にも影響を及ぼしますので全国的に医療費も、高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患などの理由において、1人当たりの医療費が増額傾向にありますので保険料だけでの運営は非常に厳しい状況かなと思っていますところ。以上のことを踏まえまして、11年度までに12年度以降も合わせましたところの不足する財源を一般会計から繰入れをいたしまして基金積立てをしておく必要があるというふうに考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。この案件はですね非常にまたあの大きな話ですのでこの場で議論する時間ございません。ただ、これは今まで今の課長の御答弁はですね、今までの国保財政の考え方を大きくですね、もう根本的にひっくり返る話ですね、私の理解は。そういう話は今初めて聞いたんですが、国保財調の有効活用というのは、当然、保険者統合を前提にですね、議論してきて我々も御説明あっておりますが、今の話は全然違う話ですね。それを前提の国保財調へのですね、一般会計の繰り出しというのはそりゃある意味非常に問題がある、ものすごく問題があると私思っています。であれば介護保険等もですね、そういう対応をするのか、そういう議論になってしまいます。社会保険の被保険者の皆さん方ですね、御理解が頂けるのか、そういう問題も出てまいります。ですから今まで国保はそれに手を触れることができなかったんですよ。そういうことを踏まえて、今さらりと課長がお答え頂いた話は今初めて聞いてですね、私は正直言ってびっくりしとります。そういうことが許されるんだらうかというのはまず疑問がありますが、この件はまた別途の機会にしたいと思います。元に戻ります。本来、何で私はこの今日この使途の明確化の話をですね、ここで取り上げておるかといいますと今からが私が申し上げたいことなんですが、使途の明確化による特目基金への積み増しということはイコールですね、実質的な事業の明確化がなされないと使途の明確化できないと思っております。その場合にですね、長期の行財政運営を結果的に縛るんじゃないかと思っています。明確な実施計画、そういったものがなされてない中でただ目的基金だけを積み増しするということは、そこに私は非常な危険性を、危険性と申しますか将来の町の御当局、執行部逆にやりにくいんじゃないかと思っています。財調基金のほうは自由がききます、極端に言いますと。ですから、どうしてもその財調基金が何で財調基金が駄目で特目基金でなければならないのかということが私は理解できてないんですよ。今日、今やりとりする中でもちょっと私今現時点では納得できておりません。今私申し上げたことに关しましてですね、基本的な考え方なんですが、やっぱり特目基金であればよしとする、財調基金は適正化の水準をオーバーしてるからそれを減らさなければならないという、そういう考え方はお変わりになりませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。特定目的基金に積み替えるというような考えに変わりはございません。その理由といたしまして、本町の特定目的基金の種類でございますけれども公共施設整備、学校教育施設整備、産業活性化、公営企業それから特別会計の経営安定など重点分野の施策における財源確保を目的に設置されております。重点分野の施策に対する財政需要は長期

にわたるものでございまして、その時代の住民ニーズに合った事業を幅広く展開していく上で有効な財源として活用できるものであると認識しております。その上で将来の財政運営を縛ることになるのではという御懸念でございますけれどもこれらの基金の運用に当たりましては、議員御指摘のとおり特定の事業に対して財源が拘束されるということがないように各事業に終期を設け、成果の検証と新たな手法への見直しを行っていくことが必要であると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ちょっと先ほど課長も説明された資料ちょっと使わせていただきたいんですが、あさぎり町の財政調整基金条例第6条にですね、処分は基金は地方財政法第4条の4の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。先ほどこの資料の中の左側の部分ですね。この（1）（2）（3）（4）（5）ですが、特目基金に振り替える分は第4条の4何号に該当するんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、特定目的基金への積み替えは第4条の4第3号のこの図でいきますと青色の部分でございます。緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、こちらに該当すると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。確認です。「その他やむを得ない」そこを適用されるということでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、そのように考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） 私はそれは拡大解釈だと思います。法的に違法かどうかそういう問題じゃなくてですね。本来の財政調整基金をそういうことで積立ててるもんじゃない。これをですよ、一般会計の中で予算を組んで支出するんであればともかく特目基金に積み替えるということはそこにですね、直接の財政需要は、その時点で発生してないんですよ。と私は認識してるんですがその解釈はこれはもう恐らく考え方の違いということかもしれませんが、私はこれはもう非常にそもそも以前からずっと考えていたんですけど、これを適用して無理やり特目基金に振り替えるというようなやり方はですよ、財調の本来の姿からちょっとずれてしまうんじゃないかと思っておりますが再度お願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。こちらの考え方につきましては、数年前にはなりますけれども県の市町村課にも御判断を仰ぎまして市町村課、県の回答としましては、最終的には自治体の判断となるということでございますけれども、この第3項 その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるということについては解釈は誤りがないと考えるということで確認をとっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。前この議論ちょっと前の課長の時代だったと思いますがした記憶ございます。同じようなお答えだったと思います。しかし私はそうはちょっとそこは相違をします。財調基金の本来の姿、そこは無理やりな理屈付けそこで法的に違法かどうかとかそういう問題とは別の次元ですね。ちょっと私の認識の中での財政規律という視点からいくとちょっと疑問はまだ残ります。あまりこれをやっておりますと時間がないのでいきたいと思います。今後の考え方としてですね、今の話に続くんですが私のまず認識をお伝えしますが、適切な財政規律を確保した上でですね、積極的な財政運営を今からやっていく必要があるというふうなことを思ってます。今後の今日のこれ以降のですね一般質問でもいろいろ出てまいります、その時にですね財調基金の執行も含めてですね、その年度の予算の中でやっていって財政、財調基金がもしおっしゃるように適正なればそこを徐々に減らしていくようなやり方も十分考えられる。ただ今度の決算も見てみますと令和5年度もですね、そういう話を私前もしたと思うんですが、実質収支は8億。このままいくと今年度予算でまた財調基金に4億積まなくちゃいけない。そういう状況。昨年度末にですね特目基金に若干積まれました。でもやっぱり8億の実質収支残が残る。そこで特目基金を積まれたらですね、財調基金を取崩して、やる必要ない、何かその付近の手法的にですよ、何で財調基金という積み増すということは財調基金に積むということはですね、残しておこうという発想の中でそれを前提に予算を組んでするわけですよね。何か非常にこの付近ここ2年ほどこの議論をやってるんですけどまた今回も何で8億の収支残なんだというような疑問は今度の決算書見て思いました。そして一方でこういうことをやられてする、手法的にはおかしいと私が思う手法の中でですね、やられる。どうもそこに矛盾をして感じているものですから今回こういう議論をしております。結果的にですね、町の中に基金として残るわけだからいいんじゃないかという議論ですが、私は、明確なある程度の明確な実施計画なり何なり、あるいは財政需要を見越した中でのそれに見合う特目基金であればいいんですけど、ただ特目基金を積みばいいというのは何かただの何か振替にすぎないと思っておりますが再度いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。まず積極的な財政運営というのは検討されないのかというような御趣旨かと思いますけれどもまず今後の財政見通しにつきましては、中期的には地方一般財源の総額は確保されているものの長期的にはやはり人口減少による地方一般財源の縮小は避けられないというふうに認識をしております。長期的には、施策の選択と集中により歳入額に見合った歳出額となるように常に予算規模の適正化に努めなければ財源不足により基金は減り続けていくというようなことが想定をされると考えております。ただし地方自治体の目的といたしましては、住民の福祉の増進にありますため積立金も必要に応じて取崩して、住民のために真に緊急かつ必要な事業の財源として活用すべきであると考えております。そういったことで繰り返しにはなりますけれども財政調整基金の使途明確化に取組み、今後は財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3つによりその役割を果たしていくことが重要であると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。もう、この件についてこれで最後にしたいと思います。将

来の財政がですね、厳しくなる可能性は当然あるからということでございます。ですから財調基金に残して、自分の手足を縛らないほうがいいんじゃないかと私申し上げてるんですね。特目基金に振り替えるというやり方じゃなくて、その年度、年度のあるいは短期というか中短期で結構なんですけど3年5年の事業計画の中でですね、実際単年度予算を組んでそこに必要であれば財政調整基金の取崩しをやって執行していけばいい話であって、適正化という名のもとにですね、特目基金に振り替えることはそこに根拠が薄いということを私は申し上げたいんですよ。もうこの件はこれで終わりにしたいと思いますが、町長、副町長のお考えを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 今回の財政調整基金の再編についてはですね、やはり経済財政諮問会議とか財政制度等審議会においてですね、やはり地方財政には余裕があり地方交付税を削減すべきといった案が議論が上がっているということでですね、やはりこういった財政調整基金の保有額によって交付税が減額されるのがたまったものじゃないということも根底にあるかと思います。ただ基金につきましてはやはり行政サービスの安定的な確保というのがあると思いますので、そういった点に関しては今回の再編については、必要性があるのかなというふうには感じております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。財政調整基金の在り方につきましては、先ほどから説明しておりますとおりの町の方針でございます。で私も特目基金につきましては、従来それぞれの重点施策のための基金を設置しておりますので、その事業を重点的に進める部分をしっかりと見極めて特定目的基金に積み増しする、振り替えるということは適切であると考えているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。この件はですね恐らく平行線ですので今日はこれで終わりたいと思います。次に入ります。学校部活動の地域移行に伴う課題と今後の方針についてということで上げさせていただいております。2年ほど前もこの案件を取上げたんですがまず学校部活動そのものをですね、目的や意義あるいは目指すものといったものはどういうものかですね。そしてそういった視点からその目的意義の点からですね、現在の町内の小中学校の現状について、まずお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。それではまず部活動の目的ですけども、スポーツ芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに体力や技術の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる1年生から3年あるいは他のクラスといったふうに異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。また部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有するものであります。意義といたしましては、スポーツや文化芸術等に興味関心のある同じ興味関心のある生徒が参加し、部活動責任者、顧問の指導のもと学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化芸術等の振興に大きく寄与してきたものというふうに考えております。また体力や技術の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好

ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいものであるというふうに考えております。そういったことを踏まえて現状ですけれども、その目的のひとつである体力や技能の充実につきましては、小学校においては平成30年度をもって部活動がなくなっております。この件につきましては、体力向上について危惧するところもあります。しかしながら御承知のとおり中学校においては、各種大会でもそれぞれの部活動が成果を上げており、体力や技能の充実が図られているというふうに考えております。また、そういったことから小学校部活動がなくなったことがその後の児童生徒たちに影響を与え、中学校に影響を及ぼしているかというふうには感じ得ないという状況であります。普段と違う異年齢での集団活動についてですけれども、小学校では、部活動とは違って4、5、6年生が混じった活動というのは、部活動なくなったことによって機会は減りましたが、委員会活動あるいはクラブ活動と多様な人間関係を築いていく学びが実践されているところです。中学校におきましては、現在も部活動が継続されており、その目的や意義については、日々の子供たちの活動の状況あるいは先生たち、生徒たちの表情を見ましても、十分に部活動の目的や意義は達成され活動が展開されているものというふうに認識しているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。小学校の部活は今、教育長からありましたとおりもう既に地域移行なされたわけでございます。もう6年ぐらい経つんですかね。それで本当に今せいきょうや課題と今ちょっと教育長も触れられたんですが、ちょっと具体的にお尋ねします。移行前後のですね小学校の高学年生の放課後児童クラブの利用状況あるいは各スポーツクラブ等へのですね、参加状況とお分かりの中で範囲でお答えを頂ければと思います。学童クラブ、放課後児童クラブですね。施設基準等の面とかですね、あるいは年齢幅の拡大などによって、それ以前と比べてかなり影響が出てるんじゃないかというふうな私なりの推測も含めてですね、現状を見ているわけですがそういったものはどうかということですね。それと学童クラブの制度上ですね、高学年の利用というものをどの程度想定された中でやってきておられるのか。6学年その子供たちが同じ空間学童クラブですね、過ごすことを前提としてですね、そういった事業者さん学童クラブのほうはですね、これまでやってこられてるのはなかったんじゃないかというふうに私は思うんですが、そういった面での影響はどのようにあったかをちょっとですね、お分かりの範囲の中でお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時46分

◎議長（小見田 和行 君） 再開いたします。蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、学童、放課後児童クラブにつきましては、小谷議員から資料請求がございまして資料のほうをですね提出させていただいておりますが、確かに高学年の方の放課後児童クラブの利用というものは、年々増えてきているとは思っているところでございます。各事業所につきましては、保育園が運営する学童、放課後児童クラブにつきましては低学年のみの受入れをされているところもございしますが、それ以外のところでは6年生までですね、1年生から6年生までをもう受入れて対応しておられますので、確かに議員がおっしゃるようにこの部活動がですね地域移行していったというか、そういうことになくなったということで、学童クラブの高学年の利用者自体は増えてきているものとの関係性はあるのかなと私は考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは各スポーツクラブ等への参加状況ということでございます。小学校部活動は平成30年度に社会体育に移行しておりますが、小学生のジュニアクラブ等への加入率は平成27年度には30%でございました。その後、令和元年度には61%にまで増加をしております。その後ですね、コロナ禍もございまして令和2年度には52%、令和3年度には51%にまで減少をしたところでございます。しかしその後ですね、また徐々に増加をいたしまして令和5年度には57%まで増加をしてきているところでございます。もうひとつ教育課が事務局をしております。ふれあいスポーツクラブがございしますが、こちらには18種目を設けております。この小学生の加入者数でございますが、平成29年度は103名ということでございましたが令和5年度昨年度は171名ということで増加をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今ございましたように学童クラブすいません学童クラブと表現していますが放課後児童クラブのほうへの流れ、流れと申しますか、もうこれやむを得ない動きだと思います。昨年度でしたか、私も放課後児童クラブの事業者さんも何か所か回ったんですが、あるところで1年生から6年生だと思いますがもう年齢層の中で体育館で遊んでましたけど、大きい子供たちはボールをサッカーボールみたいに蹴りまくる中で子供たちが遊んで、もう何か危険性がどう見てもあるなあというようなイメージがありましたし、あるいはあるところでは基準は満たしているんでしょうけどもやっぱり大きくこども達入ってきて室内がですね非常に空間が狭い。非常にそういう意味ではですね影響は実際利用されてる子供さんたちには影響が出てる。出てると思っております。ですけどもそういうことを踏まえましてそれも含めましてですけど、そういった学童クラブを利用されている子供さん方は、まだしもですね。いずれも利用していないあるいはいろんな事情で利用できていない、あるいは今教育課長からございましたけどいろんなスポーツクラブあるいはジュニアクラブそういったものに参加をしていないというか、できない世帯の子供さんたち。そういった人たちに子供さんたちにとってどういう影響が小学校の学校の部活がなくなったことによってね、のなくなったことによってどういう変化が出ているのか、あるいは保護者の認識はどうか、そういった部分についての何ていうか、現状把握と

というか御認識というかそういった部分なんかありましたらお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） まず小学校の部活動移行につきましては、保護者や地域の御理解また関係者各位の御尽力がございまして、その移行自体はですね、比較的円滑にできているのではないかというふうに思っております。議員のほうからございました点につきましては、このジュニアクラブ等へ加入していない児童につきましては、体力低下でありますとかまた帰宅後の生活習慣、そういった等も諸々につきましては、懸念をされるところでございます。またこの件につきましては、正式に保護者等にアンケート調査等を行ったのかと今日はですね現在、現時点では、行ったものはございませんけども今の時点ではですね、特に保護者の方々からの御意見とか御要望等は具体的には上がってきていないところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） 今課長のお答えの中で最後に出ました特段そのアンケート調査等やってない。ちょっと私手元に持っておりますのは熊日さんの記事なんですけども、市町村間に温度差があるというふうなことを熊日新聞さんは指摘をされております。県教委は移行を検討する第1段階として、生徒のニーズや保護者の負担感教員の意向を探るアンケートによって地域の課題を洗い出すように促している。だが半数近い市町村は実施できていないという表現でございますが、そういう意味でのアンケート調査あるいは保護者のニーズ調査、そういったものはあざり町としてはなされてないということではよろしかったですか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。また今後、お尋ねのなろうかと思っておりますけども中学校部活動移行に伴いましてはですね、もう今年度におきまして保護者の方々に対するアンケート調査等行ってまいりたいと考えております。その中でですね、小学校もどうしても関係するかと思いますので、そういった中で把握をしてまいりたいと考えております。今把握してる時点ではですね、近年そういった具体的に調査をしている資料は持ち合わせていないところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。是非その付近今課長おっしゃっていただいたようにですね、やっぱり保護者の意向というか、現実の要するにいろんな参加できる子供さんあるいは参加させることができる世帯はまだ、まだというかいいいんですけど、できない、いろんな事情でそういった世帯も多数あるという、そういうのも一つの現実だと思いますので是非よろしくお願ひしたいと思います。中学校の部活の地域移行についてですねちょっと移りたいと思いますが、現在の検討状況あるいはその中で出てきた課題、あるいは今後の方針等ですね現時点である程度分かっている範囲というかその部分でお尋ねをしたいと思ひます。県が示しております来年度末までのですね、週末移行というのは県のひとつの方針として出されておりますが、その点の今後の予定と申しますか、そういうことも含めましてお願ひをしたいと思ひます。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。中学校の部活動の移行につきましては、令和5年度に部活動地域移行検討協議会を設置をしております。昨年度は4回ほど協議会を開催いたしまして、県の地

域移行計画推進計画の内容について情報共有を図ったりあるいは中学校部活動の現状、また地域移行を取り巻くそのあさぎり町の現状、そういったことについて御協議を頂いております。そういった中で令和5年度の総括としましては、休日のみでなく平日を含めたところでの移行を検討していくといった意見はまとめていただいているところでございます。令和7年度までの移行ということでございますが、まだまだ協議が尽くされていると言えないところでございまして、本年度も地域移行検討協議会ともしっかりと協議を重ねてまいりたいと思っております。そしてまた先ほども申し上げましたとおり保護者へのアンケート調査等も実施をいたしまして、いろんなその保護者の方々の意向等も把握してまいりたいと考えております。また先進事例等の把握そういったものも行ってまいりまして、また現在の既存の団体とも協議を行いまして、移行可能な団体から競技ごとに移行を実施をしていけばと考えております。今現在ですね、相当今現在でも既に地域の指導者の方々が平日も含めてしっかりと活動されている部活動もございますので、そういったところを参考にしながら現時点ではですね、令和7年度末を目標に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） はい、小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今御報告頂いた今検討中ということでございますが、その中で検討されていくものと思っておりますけれども、受皿づくりですね、組織であったり人材であったりあるいは資金等の問題も含めまして、そういった対応をされるときにですね、結果的に管理運営能力とあわせてですね、責任能力そういったものまで求めなければならないという風に思っております。これ今送りましたのはですねこれハラスメントの関係の記事なんですけど、こういった問題も外部指導者の問題出てきておるようでございますし、これがあさぎり町云々じゃなくて、ここでこの資料を出しましたのはですね、結局これまだ部活、学校部活動の中での外部指導者の問題なんですけども、これが地域移行した時でもありますよ、必然的にそれは同じ問題が問題というか同じ課題が発生してくるわけですね。そういったときにですよ、特に管理運営能力、責任能力なんか問題があった時に今は学校が責任と行政が責任取れるんですが、地域移行した時にそういった責任、負担能力がある組織があるいはそういった人材がですね、あと1年半で育成できるのか、私非常に疑問を持ってるんですよ。はっきり言いますと無理じゃないかと思っております。スポーツ庁の見解はですね、この中に書いてございますが学校は管理責任を負うことはない、当たり前ですねもう地域移行するんだから。だったら誰が責任持つんですかという話なんですけども、そこあたりについての御見解というのがもしありましたらお願いをしたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はいまだまだ課題が多ございますが議員からもございましたとおり、その受皿づくりですね、組織・人材・資金等も含めまして、これからですね、しっかりと協議をしまして先進事例等も参考にしまして進めてまいりたいと考えております。また今現在ですね、教育課が事務局をしておりますふれあいスポーツクラブでは、定期的に指導者の方々への講習会を実施をしております。年に1回か2回程度になるとは思いますけども内容としましては、救急救命講習であったりまたハラスメント防止なども実施をしております。今後移行に携わっていただく方々非常にこれからの増えてくるとおられますので、そういった方々にも呼びかけを

行いまして対象を広げて、そういった講習会等も実施をしまいたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3 番 小谷 節雄 君） はい、いろいろ体制整備をされたとしてもですね、保護者の負担そういったものは当然今以上より以上発生してまいります。特に経済面あるいは送迎等の物理的な時間的な負担そういったものも出てまいります。ちょっと今お送りしましたのはですねちょっとニュアンスが違いますが、小中学生のいる困窮世帯に対する夏休みの廃止短縮 60% 希望。これは要するにですね、夏休み子供たちに対して親が具体的に対応できない。だから夏休みを短縮してくれという困窮世帯を対象のアンケートなんですけども、そういった実情がある。これが日常的に学校部活動が外れてですね、地域を移行した時にそこに経済的負担が発生する。あるいは送迎の負担が発生する、それに対応できない世帯が少なからず潜在的にあるわけですよと想像します。あさぎり町の実態は正確に把握しておりませんが、そういった体験格差というような言葉まである今世の中でございますが、そういったことで地域移行した時にですよ、学校部活動で出来たことが出来ないことがかなり出てくるんじゃないか。ただ組織作りをしてそこにお任せすればいいという問題ではないというふうに私は思ってるんですがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。御指摘のとおりですね、保護者の経済面また物理的なその時間等ですね、非常に保護者の負担もあるものと考えております。今現在その中学校の部活動に対しましては各種補助金を交付しまして、そのことによってですね、保護者の負担軽減につながっているものと考えておりますけども今後は移行案が具体化する中で、そういった負担軽減につきましてもしっかりと検討をしまいたいと考えております。また家庭格差ということもございます。これにつきましては一部の先進自治体におきましては、そのような家庭格差に関するその負担軽減を図っておられる自治体もあるように伺っております。一方でこれが実際に実施できるかどうかというのは非常に難しいものがあるかと言いますけども、そういったものを含めまして検討をしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3 番 小谷 節雄 君） はい、小・中学校学の部活動の地域移行の課題ということで取上げておりますが、熊本市はこの件につきまして中学校に関しましてはですね、熊本市教育委員会は学校部活動を当面継続するという方針を出されておるようでございます。県教委と熊本市教委は別ということのようでございますが、県教委の所管の中にあるということで町村教育委員会が独断、極端言えば勝手な行動はできないのだろうと想像しますが、そういった同様の選択肢は不可能なんでしょうか。ひとまず当面学校部活動を当面継続そしてその中できちんと整理をしていく。この 1 年半でですね、1 年半後に移行するのは、1 年半あるから大丈夫じゃなくては私は諸課題がですね、まだ整理がとてもできないんじゃないかなあと私は思っております。全ての子供たちにとりまして教育を受ける権利を保障されておると思いますが、この学校部活動、スポーツ文化に触れる機会その権利も保障されるべきでありまして、それができない子供たちがですね、私発生すると思います。既に発生してると思います、小学校に関しましては。そういうことを含

めましてですね、是非行政が移行すればいいじゃなくて、もっともっと積極的にちょっと大げさに言えば責任を持ってですね、対応する必要があると思いますし、まず、ひとまず見送ることも見送ると言うか当面ちょっとまだ余裕を持ってですね、ということも含めてですね、考えられてもいいんじゃないかというような認識を私はどうしてもここ2年ほど持っておりますので今回触れたところでございます。これで終わりたいと思いますが教育長ですができれば町長もお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） まずもってたくさん質問頂きながらですね、改めて課題を掘り起こしていただいた部分もあるというふうに認識しているところでございます。人材の確保それから経済的なもの、それから家庭格差と、また管理体制をどうするかとかですね、そういったことを含めて課題というふうに捉えてるところです。熊本市ですけれども熊本市においては、部活動の指導者として退職教員、大学生、公務員や団体職員、民間企業従事者の地域人材や希望する教職員を指導者として、学校部活動の継続ということで方針を出されております。4時以降の学校部活動の継続ということですので、本町としては、部活動継続に向けての人材確保は、とても難しいというふうに判断をしているところで。少子化による運動部員数の減少や複数中学校での合同でのチーム編成が年々増加している現状。また専門性や意志にかかわらず学校の先生方が顧問を務めているこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中では一層厳しい状況になるんじゃないかなというふうに考えております。そういったことからですね熊本市同様な部活動の継続というのは難しい、本町では難しいというふうな認識でいるところです。将来にわたって中学生がスポーツや文化芸術等に継続して親しむ環境づくりが必要で、国や県の方針でもありますように地域ぐるみで子供たちの育成に取り組んでいけたらというふうに考えているところです。そのために既存団体や学校と協議をしながら、学校部活動が担ってきた目的や意義並びに活動における責任や補償、指導者への活動実績に応じた適切な報酬等、諸課題に対して移行検討協議会の意見をもとに生徒、保護者の思いを踏まえながら、取り組んでまいりたいというふうに現在のところ考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。中学校部活の地域移行につきましてはですね、非常にこれまで議論されたように非常に課題も多く、非常に難題が山積しているように感じております。特に今年の中体連でですね、野球の決勝であさ中対一中二中合同チームということがありまして、私も耳を疑ってですね、一中と二中が合同チームということで、非常にやっぱりこうそちらはクラブチームが要するに社会体育ということで移行しているということで重複して登録できないというような状況から出たものだと思いますけれども、要するにやはり中体連とか母校のために、要するに自分たちの中学校を愛するために頑張ったというような体験もありますので、そういった意識も薄れてくるのかなというふうに心配したところでありました。こういった少子化であったり、働き方改革であったりこういったものはやはり私たち大人がつくった問題であると思っております。ですから、やはり関係者寄り添ってですね、十分論議した上でこういった地域移行に関しましては、解決策に向けて議論していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3 番 小谷 節雄 君） はい。働き方改革、教育現場の。それを理由にですね行政の都合、行政の主導でですね、子供たちにとって不利益が拡大するような方向に行ってはならないと思っています。子育てのしやすいまちづくりを唱えるのであれば、行政主導でいい方向にもっともっと積極的にですね、深く関わった財政出動も含めて、それを是非お願いをして終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 答弁は要りませんか。これで3 番小谷節雄議員の一般質問終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 1 3 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 2 時 1 0 分

再開 午後 1 時 3 0 分

◎議長（小見田 和行 君） 会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に9 番豊永喜一議員の一般質問です。（議長9 番。）豊永議員。

○議員（9 番 豊永 喜一 君） 9 番豊永です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。井口川遊水機能を有する土地整備についてであります。熊本県では、令和2 年7 月豪雨災害を受けて策定した球磨川水系河川整備計画に基づく治水対策として、洪水の一部をとどめておくことができる河川沿いの土地を確保して遊水機能を保全し、洪水をゆっくりと流して沿線の浸水被害低減を図る遊水機能を有する土地の確保、保全を球磨川流域で計画されています。あさぎり町を流れる井口川左岸側に整備を計画している遊水機能を有する土地についての住民説明会が、今年の6 月1 8 日に地元で開催されました。計画の概要や今後のスケジュール案等が示されておりますが、町の考えを問います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 県の球磨川水系河川整備計画につきましては、緑の流域治水による球磨川流域における命と環境の両立、令和2 年7 月豪雨からの復旧と創造的復興、そして持続可能な発展の実現を基本理念のもとに河川整備を進められております。井口川での遊水機能を有する土地の整備につきましても、河川整備計画における球磨川上流域への対策の一つとして、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策に沿った取組として計画されているものと認識しております。整備計画に対する説明会におきましても地元地権者からの反対もなかったと伺っております。井口川沿いが浸水想定区域になっておりまして、浸水被害の抑制にもつながるものと思っておりますので町としても全面的に協力していく立場であると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9 番 豊永 喜一 君） はい。町としても県の計画に対して全面的に協力していくという

言葉を頂いております。話がありましたように井口川ですね概要につきましてはもう御存じだろうというふうに思いますけれども、一応話をしておきたいというふうに思います。井口川はその源を黒原山に発し北西方向へ流下し、あさぎり町市街地の南西部を経て、球磨川に流入する左支川です。流量延長は6.2キロ、流域面積は14キロ平方メートルであり沿線には家屋や水田が見られるというようなことでございます。それでですね恐らく遊水地の計画については、あさぎり町は初めてだろうというふうに思っております。これがですね、町長も言われましたように緑の治水っちゅうか流域治水に関してですね、非常に大きな効果を発揮すればというふうに思っております。局長、資料を出してもらっていいですか。この計画の概要というなことでですね、今度県が計画されている計画の概要は①から⑤番まで書いてあるとおりでございます。この地域についてはですね、この図が示しましたとおり丁度真ん中付近に旧河川が残っている地域でありまして、田んぼ・畑等が点在しておったんですがここは構造改善もなされていないところでですね、何といいますか、令和2年といいますか非常に災害がですね、多くなった頃にはこういったそういったところをつくればどうかというようなことを今までお願いしてきた経過がございます。ここら当たりのですね、何て言いますか遊水池が初めてというようなことで、県の計画に対しては全面的に協力していくという話でありましたけれども、何て言いますか防災・減災面について、町としてはこういうふうなことも要望していきたいということがあればお示し頂きたいというふうに思いますが、

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。町としてもですね、ここの下流側の区でもですね、浸水想定区域に入ってる住民の家もございますので、こういう防水、水害防止のですね、施設については、今後もこう要望していければというふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。中々被害が出ないと要望あたりも出にくいという部分もありますけれども、ただ井口川についてはですね、令和2年の7月豪雨が1番被害がひどかったというふうに思いますけれども、その後もですね、護岸等の崩れあたりが見受けられて、現在今あの丁度県のですね吉井の水防倉庫のところも護岸が崩れておりまして今現在工事中で、補修がなされていますすよね。そういったところで丁度何て言いますか非常に蛇行してる部分もあって、被害が大きかった部分があるというようなことで、家屋がないところは影響がないわけですがけれども逆に越水とかそういった決壊した場合には、周りのですね、田んぼあたり非常に影響を及ぼすというようなこともございます。そういったことで何ていうんですか、県の管理の河川ではありますけれども町としても要望できるところはもうできるだけ点検をしながらですね、要望していただければというふうに思っておりますがそのところの考えはいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、下流域といいますか、ショッピングセンターがございますがそちらもう駐車場が浸水するという事で消防等でタイガーダムを設置したという経緯もございますのでそういったところの対策についてもですね、一緒に考えていければと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。できればそういったこともですね要望を是非お願いしたいというふうに思っております。次の質問に移らせていただきます。地域防災計画の位置づけについてというようなことでしておりますけれども、このことについては恐らく後から話があるだろうというふうに思いますけれども、先ほども言いましたように遊水池は初めてというようなことで、この位置づけあたりがですね、防災計画の中でどういうふうに生かされてくるのかなということをひとつ思っております、そこら付近の見解を伺えればというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。あさぎり町の地域防災計画のですね25ページに第3章第3節水害、土砂災害予防2番の中に水害予防という項目がございます。そこにはですね、本町には球磨川、免田川、井口川、阿蘇川、田頭川などの河川が還流しているため豪雨の際には河川敷に土砂が増設して堤防が決壊し、人家耕地その他に大きな被害を与える恐れがあるので県に対して砂防施設の新設などを要望して、災害の防止に努めることとするというふうに記載をしておるところでございます。ただ今回のこの事業の遊水機能を有する土地という、に関する記載は現時点ではありませんので今後の事業の計画を見ながらですね、この遊水地整備の記載につきましては、令和7年度以降令和7年度も可能ですけれども地域のあさぎり町の地域防災計画に追記していくことは想定されます。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。まだ今計画段階ですので直ぐには防災計画あたりは何といいますか、計画が実施されてからということで見直しといいますか追記が可能というような話でございまして、その点もよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。それからですね、丁度今湧水の計画があるところのすぐ近くに住宅が1件あるわけですが、ここの住宅が令和2年の7月豪雨の時にも床上浸水して被害を受けられて、最近の大雨でもですね、災害を受けられ、度々災害を受けられるところなんです。先般の台風10号の時も避難されたという話でございました。でですね、この遊水池の周りは一応何ていうですか周囲堤で囲むという話になりますけれども、それをしても何て言いますかここの浸水がですね、するような恐れがあるわけですね。ですから、この工事と合わせていいですか、こういう言い方はちょっと失礼なんです、万全のですね、浸水しないような防災・減災対策を町のほうで是非とっていただければというふうに思うわけですよ。そうしなければ、ここの住宅はですね、うちの地区の中で唯一の災害のですね、水害の想定区域になっているものですから周りの住民の方々も非常に心配しておられるわけですね。ですから、そういったところも万全な対策をお願いしたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。県のほうで説明会をされた時ですね、ここの方は対象ではなかったとお伺いしてですね、担当課のほうにはここの方の移転も含めて協議はできないかというふうに県のほうに問合せもらった経緯があります。ですから、ここに住んでいらっしゃる方が移転する希望であればですね、町からも強く要望していきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、その点も私も気になりましたので直接伺ってですね話を聞きましたけれども、中々移転の希望はですね、ながらいに住んでいるというようなこともあって高齢ということもあって、中々ちょっと移転までは考えていないということでありましたので、ただ水が来る大雨時、台風とか大雨の時にはもうなんさま水は怖いという話でありましたので、どこまでが遊水池をつくることによって減るのか云々というのは全然まだ分からない状態なものですから、そこら付近も含めてですね、対策を練っていただければというふうなことであります。是非お願いしたいと思います。それと一応そういうことをお願いしまして3番目に移らせさせていただきます。これに関連しまして現在の百太郎溝の鍋塚放水路との工事のとの関連についてということで、このことにつきましては9月補正予算の中にですね、放水門の調査あたりも出てまいりますけれども非常に距離的に近いというようなことでこれはもう素人考えなんですが、関連づけられないかなというふうに思うわけですよ。結局、百太郎溝のですね越水対策の一環として鍋塚放水路あたりが拡充といいますか、広げてですね、防災減災につなげるという話であるものですからその1番井口川の近くのところも恐らく100メートルもないだろうというふうに思います。今後の計画に対してですね。それと関連性について、どういうふうな考え方を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。この遊水池につきましてはですね、県のほうで計画されておりますが、我々農林振興課が手がけますこの鍋塚放水路ですね、につきましては、隣接をすることになります直接的な関連というのは現時点ではございません。しかしながらその流末である打ち出しにつきましてはですね、県河川となる井口川であるため県との協議を要することになります。町としましては、百太郎溝沿線に係る越水被害等の軽減のために実施している事業でありますので、いかにして下流域へ放水するかが焦点となる重要であると考えておりましてこの事業をですね、実施する以前から県の農地整備課や建設課からの県河川課へのつなぎ等、遊水池を含めた要望をしてきたところであります。実施段階で協議をする中でですね、現時点において計画どおり進まないといったところもありますのでこの遊水池を含めてですね、いま1度県に陳情要望に行く必要性を感じているところであります。はい、以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 説明会の時のですねスケジュールあたりが示されましたけれども、遊水池においては、今月ぐらいから用地買収に入るというような話であります。ですからその後また説明会を工事内容等のですね説明会開いて、早ければもう来年には工事着工したいという話だったんですよ。説明会の時にですね。逆に鍋塚放水路の工事のほうですね、その大体の工事概要とスケジュール案で結構ですのでいつぐらいまでにされるのか予定が分かっておれば示して欲しいんですが。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい、この鍋塚放水路の改修につきましてはですね、現在用地買収をしているところです。それにあわせて県との協議も今やっているとところなんですが、

それに伴う地質の調査ですね、そちらとそれから沿線の補償費、補正予算で計上させていただいているところです。それが終わりました後にですね、工事の着工ということになります但具体的に現時点ではですね、年内発注を目標にやりたいというふうに思っておりますが、これは1年で出来る訳でもなくてですね、数年に及ぶかなというところで現時点では考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、中々関連制で近くであるからという話をしましたけれども、どちらもですね、水害対策の一環としてやるわけでもありますし、ただ鍋塚のほうは団体営事業だったですかね、やられると。それで土地改良区あたりも絡むというような話でもありますし、そこらあたりはですね、まだ今から買収とか云々という話でありますから今から県あたりも要望していくと協議していくという話でございますので、そこらあたりはまたよろしく願い申し上げたいというふうに思っております。それでは最後の質問で周辺整備についてということで書いておりますけれども、図のほうを見ていただければ分かると思うんですが、この下のほうになりますけれども赤線で囲ってあるところはですね、大体用水路、溝が通ってとつとつですね。溝が。この溝がもう非常に古くて、これはもう多面的事業の中でも私どもが3回ほど補修をしたことがありますけれども非常に老朽化している部分もあってですね、これは最終的には吉井の今イismi免田店あたりのところまでつながっているわけですが、そこら付近を含めたところの防災減災対策の一環としてですね、こういった整備もまとめてですね、県のほうに要望していただければというふうに思うんですが、町長いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はいそうですね、先ほどショッピングセンターの話しましたけれどもそちらにつながっているということですので、やはりそういったところも含めたところで県にお願いしていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） これはそれからですね、出来が上がってからの話ですけれども後の利活用について、説明会の時も県あたりが説明をされましたけれども、公園化あるいは耕作も可能というような話もあったもんですから、そこらあたりも町あたりもですねできればですね、こういった活用方法が考えられるのか、それは地元のほうとも協議しながらですね、できれば一緒になって進めていただければというふうに思っておりますがいかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね遊水池として使わない場合、要するに平常時にしましてはそういった公園整備であったり、そういったものが考えられますけれども、やはり何年に1回を想定してこの遊水池が使われるかということで遊水池として使用した場合はやはりまた復旧事業が必要ということですので、復旧にやはり余りこうお金がかからないような方法で考えていきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。今回はですね、遊水池におけるという話をさせていただきましたけれども、中々こういった話がすぐにぱっと言ってぱっとできるものではない、数年かか

ってここまで来たような話でありまして、是非ですね、説明会の折には大きな反対意見はなかったもんですからできればもうスムーズに事業が行ってですね、防災減災につながるようなことになれば幸いかというふうに思っております。どうぞそこら付近も含めてですね、県に対してまた協力要望あたりもお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） これで9番豊永喜一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に1番 小松英一議員の一般質問です。（議長。）小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1番小松でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。私の質問は、今回4件でございます。1番目の質問についてお尋ねをいたします。役場職員の就業環境をどのように把握をされて、そしてそれらの改善につなげる、あるいは見直し。そういった職員の皆さん方の働きやすさ、これをどのように実施されているのか。職員の皆さん方からの貴重な御意見等どのようにそれを行政運営につなげておられるのか。まずはその点についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、役場職員の就業環境の改善につきましては、まずはこの第二庁舎が完成したことによりまして福祉センター内で執務していた農林振興課、農業委員会、建設課につきましては、この第二庁舎に移転した、移ったことによりまして非常に快適な環境での執務となって大変大きく就業環境は改善されたと感じております。ただ一方で本庁舎内を見ますと、特に1階の南側で執務を行っております福祉3課においては、職員数も多く書類等も多くですね、非常に手狭な環境で勤務状態になっているということは承知しているところであります。照明、空調、音など室内の環境と同僚・上司などの人間環境といった働く上での職員を取り巻く環境から作業効率の低下そして人間関係で心身の健康を害することがないように努めているつもりではございますけれども、なかなか職員一人一人との対話というものはできていないのが現状かと思っております。ただ職場内に労働衛生委員会等がございましてそういったところでの調査内容と伺ってですね、できる限りの環境整備には努めていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。町長の姿勢、まさに職員の皆さん方は、私は町の宝物であると思っています。職員の皆さんが働きやすい環境で業務を推進していただくということは、町民にとって最も望まれる役場であるというふうに私は理解をしております。でですね、ひとつ。これはもう総務課のほうの管轄になるのかと思うんですけれども、町長が今おっしゃった労働環境衛生についての定期的な会議、そういったものがどのように開催されそして、それをどのように活用されているのか。これをお伺いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。これ毎年ですね、職員の安全衛生委員会13名おりますけれどもそこで職場の環境の調査を行っているところでございます。調査するか所としましては、本庁舎その1階と2階、第二庁舎と各支所、教育課、給食センターあと救護施設について職員2人ないしは3人体制でですね、その現場のほうに赴きまして、職場の環境を調査をしております。照明、明るさであったりとか、床の擦り減ったか所等の点検等もありましてですね、今回そういう

報告があったもんですから、すぐこう修繕で対応できるものは対応しておると。ただ予算が必要なものは予算立てもありますので、そこは予算の確保状況によって対応していくということにしております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 施設面においてはですねそのように従前に比べると見直しというものがさらに進められていく、これを期待しております。要はですよ、町長もおっしゃったやはり職員間のコミュニティー、コミュニケーションですね。これが本当に今もう問われてますよね。これ社会問題化されてる、これはここで言うのもちょっと不自然かもしれませんがど公益通報制度あたりがですよ、これが非常に今問題視されてますよね。しかしこれは職場の中のやはり業務を進めていく上での必要性、もちろん指導という意味でですね、あるいは連絡という意味でこれとどうこう比較というかですね、どこまでがどうなんだっていうようなことも含めて、こういうような今の現状は非常にやっぱり人事を担当されてるあるいは職場の今日の幹部の皆さん方、大変慎重に行われている、神経質にならざるを得ない面だと思います。ですからそういうところをですね、これから大事にしなければいけないという非常に大変な立場であると思うんですけど、実際総務課長にお尋ねしますけど最近あさぎり町とは申しませんが、若年層とかですよ。あるいは早期退職。そういった現状っていうのがどのように変化しているのか把握されてるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。まず職員の状況ということですけど、若年層での勤務状況につきましては、近年若年層といいますか昨年度はですね、採用された1年目の職員がもう1年3月末をもって1名退職したという事例はございます。ただその退職の案件につきましては、役場に採用されたけれどもまた違うものをですね、目指して退職されたというふうに聞いております。早期退職につきましては、若年層もですけどある程度こう40代、50代の職員につきましても同じように目的を持ってですね、退職されたという事例はございます。どちらかといえば、そういうもののほうが今は多いのかなというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい今はですね、終年雇用、終年というのか、役場っていうのは本当に地方において何て言いますか、優良企業ではないですけど本当に求められる職域職場だろうと思います。でもやはりそれを選択した方が、短期間といいますか離職されるということも時代の流れだろうし、本人さんにとっては新しい選択というのも尊重されてのことだろうと思っております。ただそんな中でですね、最初に言いましたけど職員間のコミュニケーションとかですよ。働きにくいというような環境から離職されるということができるだけ少なくなるようにですね、これからも町長はじめ幹部の職員の皆さん方、より職員との交流といいますか、いろんな形でやりづらと思いますけれども大事にしていきたいと思います。もうひとつ総務課長お尋ねしますけど、コロナ禍で実施されたと思うんですけどもいわゆるフレックスの勤務体制、これは今現状どうなっておりますか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、時間差フレックスでの勤務というのは行っておりませんでしたけれども自宅でのですね、勤務についてはほんとコロナ禍では業務ができる方はですね、家でしたとテレワークといいますか、そういう実績はございます。ただ昨年コロナが一通りこう落ちついてきましたので、そこからはそういうふうな勤務する状況というのは減ってきておる。ほぼほぼ余らないという状況にはなっております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私の勘違いですね、私はフレックスも当然取り組んでおられるんだろうと思って今質問してしまいました。職員の皆さんのですよ、さっきおっしゃった労働安全衛生委員会あたりでフレックスであったりとか在宅勤務、そういったものをこれから恒常的にですね、取り入れるべきだというような意見が万が一ございましたら、やはりそれは一考の価値があるのかなというふうに考えております。それとこの職員の就業環境についてですけども、今あの駐車場が旧東庁舎の跡地ということで職員の皆さんはやっぱ健康づくりのためには歩くことも大事だと思うんですが、そういう駐車場として少し離れたところにございます。そのことについては特段問題ございませんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、職員の本庁舎、第二庁舎に勤務してる職員の駐車場につきましては、旧の東庁舎の跡の駐車場、それからグラウンドのですね、北側の駐車場に駐車をしておるというところでございます。と本庁舎周辺の駐車場それから第二庁舎の周辺の駐車場につきましては、基本的に来客される方の駐車場ということにしておりますのでそこに職員全部が車を停めることになればですね、当然来客される方の駐車場というのはもうなくなりますので、全ての職員が本庁舎と第二庁舎の周りに置くっていうのはもうちょっと今、今のところ現状厳しいというところでございます。ただ少しだけですね、空いてるスペース等もございますのでそこにどういう職員が駐車できるのかというところのですね、協議は少ししましたけどまだ結論までは出ていないというところで、現状東庁舎の旧東庁舎の駐車場をグラウンドの北側の駐車場から今歩けば3分4分ぐらいかかるかなと思ってますけど、ほぼほぼそういう状況で登庁していただいているという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、分かりました。駐車場についてはですね、またこの後の来庁者への質問の中でも少しお尋ねをしたいと思います。この役場職員の就業環境の中でもう最後ですけども今回いろいろ審議の過程でありますしらがね寮の移譲についてです。これにつきましては、私委員会でも何度かお話をさせていただきましたけれども利用者の方はもちろんなんですが今働いておられる職員の皆さん方、この皆さん方が民間への移譲によってその就業環境というのが大きく変化される。このことをやっぱり最後までケアしていただきたいと思っています。正職員の方ももちろんなんですけど会計年度任用職員の皆さんもやはり今度は新たな雇用主ということになりますので、できるだけそこを伴走できるというかですね、そういった方々への配慮。これも十分お願いをしたいと思います。2番目なんですけれども来庁者への庁舎内外の環境の中で、今総務課長おっしゃいましたけれども来庁者用の駐車場。これ例えば本庁舎の2階の大会議

室とかそこでの会議に出席される方への駐車スペースというのは確保されているでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、本庁舎で会議ある時にはもう本庁舎の周りもしくは今第二庁舎完成しましたので完成した後はもうその第二庁舎の前でもこう止めていただいておりますという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、駐車場っていうのはですよ。私この第二庁舎ができる前は、あの2階の大会議室にたくさんの方がおいでになったときに果たして車が足りるのかなあ、駐車場がですね、足りるのかなあというふうなことを思っていましたもんですから、第二庁舎の周りの駐車場を含めて、非常にゆっくりとしたスペースになってるというふうに感じております。今総務課長の答弁でそのことを確認したところでございます。手前みそで申し訳ありませんけど庁舎来庁者の方へのワンストップサービスについて、今現状どうなっているかお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、来庁者に対するワンストップの状況ですけれども、まず総合窓口について御説明をさせていただきます。役場に来庁されたお客様は、最初に本庁舎に訪問されることが多く本庁舎入り口付近に総合窓口が設置されております。総合窓口では、来庁者の要件を聞き取った後に窓口へ誘導し、各課の担当者を窓口に呼び対応を致しております。複数の要件があったとしても各課より担当者がリレー形式で対応する出張型総合窓口で運用されております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。やはり役場っていうのは、なかなかこれは私の勝手な思い込みかもしれませんが、一般の町民の方あるいは町外の方もそうですけど、来庁されるというのを非常に楽しみにしてこられる方は余り多くないのかなというふうに思っております。そういう意味でワンストップサービスというのは、やはりお客様への積極的な関わり方という意味で今後も大事にしていなければありがたいと思います。これは突拍子もないお話になるのかもしれませんが、職員の皆さん方ももちろん感じておられるかもしれませんが静まりかえった庁舎窓口であるとか待合の場所、そういった中に来庁者の方おられると非常に緊張もされたりとか、色々あろうかと思います。で、何て言いますか。例えば病院でありますとか、そういったところの待合室ですね。何かちょっとしたBGMが流れると気持ち的にリラックスもできるし、その時間の長さっていうのを余り感じないで過ごせるっていう経験は皆さん方お持ちだと思うんですが、これ役場の中でこれを実施するのは果たしてそのそこを何と思ってるのかというふうなおしかりのお声もあるのかもしれませんが、このあたりについてはいかがでしょうか。ひとつのアイデアということなんですけれども、いかがでございましょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。BGMのお話ということですけども合併前ですね、旧須恵村役場ではそういうふうな有線ですかね、音楽が流れておったという話は聞いております。それと今でもですね8時25分からラジオ体操を流してますけど8時10分からはあさぎりの歌をです

ね、庁舎内に流してはおります。ただ8時30分以降は流してはおりませんが今、議員お話があったことについてはですね、庁舎の内部でもですね、ひとつ課長会議でもちょっとお諮りして検討していければというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。ひとつのアイデアっていうかですね、職員の皆さんの働きやすい環境にもつながるのかなと思ったものですからお話をさせていただきました。それで2番目の項目でございます。社会体育施設の維持管理についてでございます。事務局長よろしいですかね、資料をお願いいたします。現状ですね、どのような利用がなされているのか。まずはこれまでの利活用状況についてお知らせを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、まず教育課管理の社会体育施設としましては体育館4施設、武道場3施設、プール1施設、グラウンド5施設、野球場1施設、テニスコート2施設など非常に多くの施設を管理しておるところでございます。資料の別途の資料にも掲載しておりますけども、体育施設の利用者数につきましては、学校施設も含めると年間17万3,000人もの町民の方々に御利用を頂いておるところでございます。地域住民の方々のスポーツ、レクリエーションあるいは児童生徒の部活動、各種スポーツクラブ等の活動、または郡市スポーツ大会等で町内外からの御利用も多い状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。やはり社会体育施設のですよ、存在意義っていうのは、こちらあさぎり町も含めて地域に根差して定住していただいている皆さん方のいわゆるレクリエーションであったり文化スポーツ活動、そういったものの一環としてですね、不可欠なものだと思います。ですから、やはり維持費がある程度かさんでもやはりそのことによって生きがいを感じて住民の方が過ごしていただける。そのことを目的とすればですね、費用対効果というのはおのずと上がってくるんだろうと思います。で今ですね、例えば先日の台風10号の時もそうだったでしょうけど、避難所でありますとか、そのほかの目的外使用というのは言い方がおかしいのかもしれませんが、従来の施設の性格とは違った利用の仕方っていうのも今は行われているのかなと思ってんですが。いわゆる学校の体育館あたりも避難所になることももちろんありますし、そういったところのすみ分けっていいですか、そのようなことは何か考えておられるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、今あの総務課のほうで災害時の避難所につきましては、指定を頂いて対応頂いておりますけれども今現在は、避難所につきましては、それぞれの総合運動公園の体育館でございますとか文化ホールなどを御利用頂いております、第1次の避難場所として学校の体育館等は指定はされていなかったと認識をしております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私がですね、なぜ今の質問をさせていただいたかというところは体育館は非常にこの夏場高温になりますよね。この非常に広大な面積の体育館にエアコンを

設置するとなると工事費もそうですが電気代もそれこそ非常に大きな数字になると思います。ただやはり避難所でありますとかですね、あとは実際にスポーツを体育館で行っている選手。この方々も実は郡民体育祭なんかですね、体育館を使おうとしても、もうとてもその体育館ではできないと、熱中症を誘発してしまう。そういうような声もたくさんありますよね。ですから、要はあさぎり町の施設を全部そういうふうにするというのには莫大な財政力が必要になりますけど、やはり球磨郡内あるいは人吉市とですね、この種目についてはうちで頑張っていこうとか、そういうことも共有していかないと1町村で全ての施設を保護管理していくというのは難しいと思うんですよ。ただその避難所っていうところに目を向けるとやはりエアコンである、あるいはほかの整備といいますか、その必要があるのかなと思うんですけど、その辺についてはどのような考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。ちょっと話は変わりますが本年度であさぎり中学校の体育館につきましては、ふくしゃ式とエアコンのハイブリッド式ということで空調設備を整備中でございます。議員から御指摘の件につきましても教育課のほうとあとの総務課の危機管理監とですね、お話もしておりますけども今の指定避難所は、学校施設ではないところがほとんどでございます。空調施設を整備するとなりますと教育課からしますとですね、例えば学校施設の体育館等に整備をしていけたらありがたいなという思いはあります。そういったところの中々その調整がですね、今そういった話も教育課と総務課でも行っているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい事務局、施設の維持管理計画データをよろしいですか。今あったですかね。はい。いいです。はい。大丈夫です。はい、ありがとうございます。維持管理計画ですね、見せていただいているんですけども、この大きなですよ、事業計画そういうものもある一方で定期的なメンテナンスっていうのが求められますよね。で、私は立場上言っているというふうに思われがちですけども実は森園のサッカーの防球ネットも、もう下がほとんどそのままボールが通過するような現状です。だから定期的なメンテナンスという面においても森園に限らずですよ、この免田もそうですし高山もそうでしょうけど、あるいはテニスコートもそうなんですよね。そういったところをやはり定期的に計画的、計画立てをされるということも重要だろうと思います。利用者の方にとっては、そのことが非常にありがたいというお声も頂いてますのでそのことについての見解をお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。冒頭で申しましたけど挙げましたとおり非常に多くの施設を有しております、その維持管理にもちょっと苦労しておるところでございますが、日常ですね、どのような方法でそういったところを把握しておるかとお申し上げますと職員は当然ですね、定期的に行事やイベント等も頻繁に行われておりますので、そういった際に各施設の状況等は巡回をして確認をしておるところでございます。あと教育課が、教育課のほうでは4名の作業員かかっておりますのでこの作業員による作業でですね、それぞれの施設を巡回しておりますのでそういった中での修繕等必要なところの把握。あと最もですね、重要なことは、議員からもございま

たとおり利用者の方々からの御意見ですね、そういったところもしっかりと把握して反映していかなければならないと考えております。中々その早急な対応ができていないと思われるところもございますので予算の関係もございますが、できる限り速やかに対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。そのようにですね、メンテナンスについても非常に大事な場面なんですよ。午前中同僚議員が財政状況の話をされましたけど、やはり必要なものにはやはりそこには手当てをしていただきたい。これが町民の方の求める声だと私は思います。ですからない袖はふれないということではないんだろうと思って期待はしております。2 番目の質問については以上で終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員の質問の途中でございますがここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

◎議長（小見田 和行 君） 会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） はい、小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい。それでは3番目の質問に移らせていただきます。事務局長、リサイクルについての資料をお願いいたします。3番目です。今年度から本格的に包装プラの収集が始まっております。それぞれの行政区でも収集場所の確保あるいは収集方法、これは委員会あるいは全協でもいろいろ御説明頂きました。そんな中で廃棄物減量等推進員や地域住民の積極的な取組がありまして、リサイクル活動の成果は大変上がってきていると思っております。これに対する内容でございます。まずは、担当課長にお尋ねをいたします。今年度上半期のリサイクル収集の実績について御説明を頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、リサイクルの収集の実績、直近3か月と前年度同期間との比較の説明をさせていただきます。品目別では、透明瓶、紙類、ペットボトル、雑誌以外は昨年度より収集が少ない状況でございます。全体数量では、今年度始まりましたプラスチックが順調に収集できていますので昨年度ですね、814キロ上回る84.67トン収集されています。今年度の推移ですけれどもプラスチック収集が順調なことと布類がですね、回収再開されますので昨年度の実績を上回ると予測をしているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい。非常に皆さん方の協力体制が前向きであるというふうに私も捉えております。でですね、これは地区によっては私は全体を把握はしてませんけど例えば私どもの地元の地区ではですね、回収したリサイクル品これを置くストックしておく場所、これも非常にもう狭くなっておりますし、今回補正予算にも上げていただけてますけれども保管しておくための容器、そういったものが足りていないんじゃないかなあというふうなところが多々見受けられます。そういったことを踏まえてですね、来年度に向けた予算の中で出来ましたらそれぞれの地区のこの前向きな取組に対して、施設の改修でありますとか、保管方法の見直し、それらについて町としてもアドバイスを頂いたりあるいは財政的な支援をしていただくということは大変ありがたいことではないかなと思っております。このことがリサイクルの推進にも大きく寄与すると思っておりますがその点についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。廃棄物減量等推進員さんやですね、区長さんから廃プラスチックを月に１度収集する際はですね、大量に集まってリサイクル倉庫が手狭になって入りきれなくなったり、他の資源ごみを置くスペースがなくなるという御意見を頂いております。対応方法といたしましては、リサイクル倉庫の改修やですね、増築等があるかと思っておりますけれども現在住民協働でですね、活用して改修をしていただいております。廃棄物減量等推進員さんへですね、リサイクル倉庫の改修要望等をですね、アンケート調査をとりまして１０月後半に開催を予定しておりますけれども、その会議の場でですね、御意見を伺ってですね、まとめたいと思っております。それをもとにですね、来年度予算に庁内のほうでですね協議しながら計画できればなと思ってるところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。今おっしゃったようなですね、住民協働っていうのは私は、実は私どもの地区でも１回行わせていただいたんですよ。でも今度またプラスチックが新たに加わったもんですから、それでも足りなくなっているという現状で。推進員さんはですね、月１回のまとめる仕事っていいですか業務といいますか、とてもそんなもんじゃなくて週に１、２回、やっぱりそのもう満杯になったトン袋をどっかにまとめ直して新たな回収容器を設置するとか、非常に大変な仕事をなさっておられます。私も実は地区の会計をしている時に果たしてその町からの減量等推進員さんの報酬だけで賄えるようなそんな業務量じゃないなという話も何回かしました。地元の区長ともですね。それぐらい推進員さんの働きというのは、時間的にも労働力としてもですね、非常に大きなものがございます。このことはですね、今回このプラスチックの回収をきっかけっていうことではないんですけれども、やはり一度推進員さんの業務を見ていただいて、例えばですけれども定額の推進員さん報酬の増額であるとか、あるいは活動日数あたりを報告頂いてそれに対する僅かそのどれぐらいになるのか分かりませんが、町からの財政支援というものもあっていいんじゃないかなというふうに思うぐらい本当にもう頑張っておられます。で、推進員さんだけでは足りないもんですから私どもの地区では高齢者の方がですね、クラブでサロンとかの場面で手伝っていただいたりしているということなんですよ。あるいは前の推進員さんが見るに見かねて、時折はまた手伝いに来て、手をかしてあげるという

ふうな現状にあると伺ってます。そのこともですね、是非ぜひ担当課としても把握していただいて、各地区どのようにして頑張っておられるのかという現状をいま1度確認をしていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。廃棄物減量等推進員さんのですね、活動に対しましては1年に1回年報酬としてお支払いをしておりますが、廃棄物減量等推進員さんのですね、主な現在の活動はですね、行政区内のごみ収集場でのですね、巡回していただいて、違反ごみの確認やですね、月1度の資源ごみの収集分別指導がその内容にはございます。しかしながら先ほど議員からお話がありましたとおり、4月からですね、開始した廃プラスチック収集に伴いまして推進活動がですね、増えたという話を多く伺っております。今後ですね、先ほど施設整備の要望調査もすると申し上げましたけれどもそれと一緒にですね、推進員の活動状況をアンケート調査でですね、お聞きしまして10月後半の開催予定のですね、廃棄物減量等推進会議で御意見を伺おうと考えております。その上でですね、年報酬についてはこれ庁内でのですね、協議を行いましてですね、そこは庁内でのですね、検討の結果だと思えますけれども担当課としてはですね、そこは考えていこうと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。ちょっと蛇足になりますけど、私どもの地区ではですね、町からの活動報酬だけではなくて、地区で加算すべきではないかという声もう既に上がってきております。これはいろんな地区でそのような意識が高まってくるのではないかと思いますので是非参考になさってください。この質問の中で最後にですね、今プラスチックごみが増えている反面、今度は可燃ごみが減ってきている。で、その可燃ごみをですね、家庭内でストックしておく量が減ってくる。そうすると今特に夏場はですね、臭いがこもってしまふ。大体可燃物というのは週2回、回収がなされておりますけど今まではそれぞれ週2回排出していたと。それが可燃ごみの量が減ってきてるもんですから週1回出せばいい、特に少人数の世帯とかですね。そうすると今のごみ袋では可燃物のごみ袋で大き過ぎると。だから何とかアイデアが出せないかなあという声も出ております。あまり小さいものは製造原価が高くなるので、ごみ袋を増やしましょうって簡単には言えないんですけど、生ごみポストとかそういうものを活用されてない世帯においてはですね、非常にこれからそういう夏場は、臭い対策というものが大事になってくるので個人でどうにかしなさいということではなくて、何かアイデア出しもその場で推進員さんの会議の中でも提供していただければと思っております。このことはもう一応私のほうからの要望ということですので答弁のほうは結構でございます。それでは最後の質問に移らせていただきます。事務局長、資料のほうをお願いいたします。はい、最後の質問でございます。集落内の道路や溝などが支障木あるいは泥詰まりなどによって車両・歩行者の通行に支障を来しているか所が多くなっております。今後は、空き家の増加あるいは高齢化により、この問題はさらに大きな課題となります。地区や行政にとって早めの対策を講じる必要があると思われますので、このことについて御質問をさせていただきます。現在、建設課で行っておられる道路の維持管理体制についてまずはお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） 町道の維持管理ということでございますが、経常的に行っておりますのが、道路に関しましては作業員 8 名を抱えておりますので作業員さんにより日常的な道路の維持管理を行っているという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） 非常に短的にお答えを頂きましたが、もうひとつ外部委託について、そしてその外部委託のメリット・デメリットをお考えがあれば教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、外部委託につきましては主に除草作業ですね、こちらを行っておりますが特に夏場の草が繁茂する時期につきましては作業員で手に負えないということでもう数 10 年ぐらい前ですか 10 数年前からですか建設業者に委託を行ったり、あるいはシルバー人材センターとか農業支援センターにお願いしまして除草作業について行っておるところでございます。そのほかで急々の対応としまして道路の補修あるいは封土の除去等についても建設業者にお願いして対応を行っているというところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） はい。酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、メリットということですがそうですね、メリットというよりもそうせざるを得ない状況であったというふうに思っておりますが、委託するよりもメリット多いのはやっぱり作業員で対応してもらおうほうが迅速な対応ができるのでメリットがあるのかなと思っております。作業員で中々対応ができないものを業者に委託しているという状況でございますので、地場産業の育成という点ではメリットはあるのかなというふうには考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） 建設課長の御答弁だとまあどうにか維持管理できているというふうに思っておられるのかもしれませんが、やはり町内の道路を見回すとですね、果たしてこれからも同じように維持管理ができるのかなあと思う場面が多々あります。要は町がですよ、直接的にあるいは間接的に維持管理をしていけるのはどれぐらいの容量なのか。今後ですよ、空き家が増えてきます。あるいは高齢化ももっと進めば、そうなった時に今地区でですね、影切りでありますとか溝さらいというのはもう本当に少なくはなってますけれども頑張っておられるんですよ。だけどこれさえ今から先は期待できなくなってきますよ。その場面において果たして役場がもうこれだけしかできませんということで、道路の安全性を放棄してしまうことはできないわけですから。そこのところを早めに考えていただくことが大事じゃないかなというふうに私は思っています。ですから、今 4 名で直営、直営は 8 名で直営体制っておっしゃいましたけどこの人数が多い少ないということではなくて、トータルで町道をどのようにして維持管理していくのか。このことはですね、1 番その道路を使っておられる町内の方あるいは町外の方感じておられると思います。雑草が繁茂している道路をですね、車で通る人たちはさっと思いでしょけど中学生は自転車です毎日通ってます。あるいは小学生は徒歩で雑草の生えた歩道を歩いています。果たしてこれが現状の姿なのか。やっぱり道路行政というのは、もう少しやっぱり利用者側に立ってあげない

とこれから先はですね、もっともっと行政がきつくなると思うんですよ。その場面において地区にお願いしますと言っても、私言いましたように地区ももう耐えきれない。私どものところ現状そういうのがありました、例がですね。だけど何とか頑張ってます。ですから、今が見直しの機会っていいですか、これからどんどん膨らんでいくよねっていうことを感じていただく場面じゃないかなと思ってのんです。このことについては、いかがでしょうか町長あるいは副町長、どのようにお考えなのか、教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まさに人口減少、少子高齢化という進行のもとですね、インフラの維持管理というものは非常に影響を受ける部分だと感じております。やはりもう本当全部の道路環境を全て町で管理できるということは当然できませんので、今後の対応につきましてはまた庁内でも協議をして考えていかなければならない事項だと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。もう残り僅かです。自助・共助・公助という言葉は使いふるされてますけれども、いろんな行政サービスでそれが活用されなければいけないと思って住民も頑張ってます。やはり住民の皆さん方がどれだけ頑張ってもできない部分というのは、公助に頼らざるを得ないところがあるわけですのでそのところは十分、財政力あるいはその職員の体制、そういったものを備えていただいて住民へのお返しをしていただければと思います。建設課長にお尋ねしますけど歩車道境界ブロックに繁茂しているっていうか、その雑草に効く薬剤っていうのはありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それに特化した薬剤というのは恐らくないんじゃないかと思っておりますので、これまでは通常の除草剤を撒いて対策をした経緯はございますが、今県あたりが主に国道あたりでもやっていますが車道境界のちょうど角の部分ですね、舗装の補修なんか行われた時に草が生えないような塗装を行っているような今措置をするように進んでおりますので町のほうでも一昨年でしたが駅前北側の町道につきましては、試験的にそれを行っております。効果はある程度あるのかなと思いますので今後もそういったことで舗装の補修があつてですね、ふち石があるところであれば、そういうのを活用しながら対策を進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。残り時間1分です。今おっしゃったように労力に頼らなくてもできる対策というのもあろうかと思えます。様々に考えていただいて、今後の道路維持についても是非ぜひですね、建設課だけではなくて農業振興課あたりも一緒になって今後の維持管理について御提案あるいは事業の実施等に邁進していただければと思っております。以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（小見田 和行 君） これで1番小松英一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に11番 皆越てる子議員の一般質問です。（はい、議長。）皆越てる子議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） １１番、皆越てる子でございます。初日最後の一般質問となりました。今回２項目について一般質問させていただきます。まず１項目として、上校区公民館の方向性について。令和６年８月１日、公有財産利活用方針の説明がありました。利活用の検討対象となる財産で、旧皆越分校、上校区公民館は解体予定のみ、解体年次については空白となっております。また個別施設ごとの見直し内容では、当初令和５年解体、また改定では令和７年解体という表記もあることもあります。令和３年３月、個別施設の方向性の資料においては、上校区公民館は廃止、解体しますとはっきりと記載されております。また令和５年度の一般質問での答弁では、要望書をもとに話し合いを持つということであったがその後の経緯を伺います。が、その前に局長資料の配信をお願いいたします。はい。この写真はですね、９月１日に私が撮ってきました。旧上議場の跡でございますが、この写真を見て町長・副町長いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、上校区公民館につきましてはですね、意見交換会につきまして私も出席いたしましたのでその模様からお知らせしたいと思います。存続の要望書が提出されてきて要望者の代表の方々と意見交換を実施した際に公共施設個別施設計画、要するに耐震構造で改修した場合の経費等を説明いたしました。その解体・改修費につきましては２億４、５００万だったですね、という高額な経費を要するというのでその代表の方々も解体には同意を頂きました。ただ上校区にはコミュニティー施設がないということで、代替案を提示して再度協議を進めさせて欲しいというふうになっております。その後の経過につきましてはですね、担当課長より説明申し上げますけれども先ほどのブルーシートで覆われた議場につきましてはですね、９月１日に皆越地区に防災の説明会ということで出向く時に屋根が一部剥がれていることに気づきまして、教育委員会のほうですぐに対応頂いてブルーシートをかけた状況であります。やはり上庁舎を解体した関係上風あたりがあそこに来たのかなというふうに感じている次第であります。ですから改修するより解体なのかという感じではおります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。この元、元といいますか旧議場の屋根につきましては、ただいま町長１日と言われましたが実際はですね、町長、教育長、私で台風の次の日に町内を巡回して状況等の調査を行いました。その際にふと右を向いたら屋根がめくれていたというものでございまして、直後の姿を町長含め３人は目にしているものでございます。そして１日には、こういう応急復旧がなされたということを確認しております。今言いましたとおり、実際屋根がめくれているものを目にした時にちょっと目を疑ったといいますか、風の強さも感じましたが、こういう状態になったのかと。庁舎が旧庁舎がなかったためにこういうふうに状態になったんだらうと３人現地でいろいろ言葉を交わしたものでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。この状況を見てですね、この後の管理についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。先ほどはその直後の姿についての感想を申し上げましたが、そ

のあと1日にはこういうふうに応急復旧ができておりまして、しっかりと対策はとられておりました。中も雨漏りが確認されたという報告も受けておりますのでまずはその点については安心しております。ただ、ブルーシートという、やはり外見的には目立つものでございますので、その辺については若干のその被害によるものではございますが、どう言ったらいいんですかね、ちょっと残念といえますか、そういう感覚は覚えたものでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。やはりですね、このブルーシートを被っているということは、ちょっと私たち旧庁舎といえどもですね、やはり長くほっておくというかですね、もう早く方針を決めていただいたらいいのかなそんな感じがしております。でですね、令和6年2月28日にですね、公共施設マネジメント調査特別委員会の資料に対する事前意見質問に対する回答書の内容を読み上げてみますと上校区公民館、令和3年10月に開催した役場第二庁舎建設事業住民説明会で、内容について、議場上校区公民館を改修するとした場合の費用は、2億4,500万円と想定され別途耐震改修費用も必要となる。令和6年2月に開催した地区代表者との意見交換会においてもおおむね理解頂いたと認識しており、今後は既存施設の活用や複合化による代替施設について検討を行ってまいりたいというような回答書でございますが、その後の経緯について伺いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、上校区公民館につきましては、議員からお話がありましたとおり先ほどですね町長からもありましたとおり2月13日に上地区の各種団体の代表者の方々との意見交換の場を設けておりまして、その中でですね、執行部のほうからは上校区公民館は昭和43年建築で老朽化が進んでいるということで、耐震化とかそういった大規模改修にも非常に費用がかかるということを説明しております。参加者の方々からは、気軽に人が集まる施設が欲しいとか、空調・調理場等が備わる避難所としての場として必要であるとか、支所機能があって総会資料の印刷を支援して欲しい、またできる範囲で代替案を考えてもらいたいということで改修費用を見ると解体もやむを得ないとそういった御意見を頂いたということでございます。今後の方向性としましては、参加者の方々からは校区公民館の存続を望む意見はありましたものの、耐震性改修費用の説明内容から解体はやむを得ないと理解は頂いたということでございます。今後の大きなその進め方・方向性としましては、既存施設の改修など代替案を検討し、今後継続的に意見交換を行いまして要望者の皆様へ提示をしていくといったことをいう方向でございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。今、教育課長から御説明頂きました。今後は既存施設の活用や複合化による代替施設について検討を行ってまいりますということですが、議論こういった検討をなさっておられますか、伺いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。その後といえますか、私今の本年4月に教育課に参りましてこの上校区公民館につきましては、教育課が所管となるということで引継ぎを受けたところでござ

います。4月に入りまして私もその非常に大きな問題だと思ひまして気にかかっておりましたので他の職員と一緒に周辺施設、想定される施設等をですね、見てまいりましていろいろ施設の内容また活用されている概要などですね、把握したところでございますが関係施設はその周辺に複数ありましてそれが所管をまた複数課に及んでおりまして、またその中のほうでは健幸教室でありますとか、そのほか非常に定期的にいろいろ開催をされております。そういったことで施設の活用やそれらの活用されている団体の方々との調整を考えますとこれ教育課単独でいろいろ進めていくことが非常に困難ではないかということで、そういった感想を持ったところでございます。そういったことから町長・副町長とも協議を行ひまして、それぞれ関係する各課によります検討委員会というものを設置して進めるようにということで町長からも指示を受けたところでございます。そういったことを受けまして、非常に遅くなってしまうんですけども8月に上校区公民館施設整備庁内検討委員会ということで、メンバーとしましては、副町長、教育長、総務課、財政課、生活福祉課、高齢福祉課、健康福祉課そして教育課ということでそれぞれの課長ですね、で構成する委員会を庁内の検討委員会を設置したところでございます。非常に本来でしたらですね、出来たらもう7月8月にでもそういった検討を行いたいというふうに考えておりましたけども中々ちょっといろいろ業務が煩雑でございましてそこまで出来ておりませんでした、9月の定例終了後直後にですね、第1回目の検討会を行うように今、計画をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、やはり教育委員会ではまとまりがつかないというようなことで、庁舎内一体で検討していこうというようなことでまとまったというような課長の答弁でございました。そこでですね、令和6年3月28日の公共施設マネジメント調査特別委員会委員長報告が議長にありました。件名は、要望書 上地区中央公民館の復元について、2、審査の結果 趣旨採択。結果を受けて町としての意向を伺いたいと思いますが、趣旨採択しましたので、町としてどういった検討をされましたでしょうか。ただいま教育課長が説明したとおりで了解していいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 先ほど要望書を出された代表者の方々と意見交換を行ったとありますけれども、その後もですね、まだこちら側の案がまとまってないということで意見交換が進んでいない状況になってます。まだ検討していないという話でございましたけれども、実は今町が抱えている土地利用に関しましては、昨年度解体いたしました岡原庁舎も含めて上庁舎そして東庁舎それに加えて駅前用地であったりキャンプ場であったり、そういった複数の土地利用計画で非常に悩んでいる部分がありまして、結局やはりバラバラに計画をしても中々こう人の流れというのは生まれにくいんじゃないかなということもありまして、そういったものもやはり総合的に考えて配置も考えてですね、もうちょっと構想練るなり、やはりコンサルの話を聞いたりとか、そういった場面が必要じゃないかなというふうには感じております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。総合的に判断するというようなこと

で理解していいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そういう新たな人の流れの創出といいますか、そういったものに
つながるようにですね、考えたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、ありがとうございました。やはりもう町の構想とし
ましては、やはりあさぎり町全体を見回してやはり構想を作る。それがやはり大事ではないか、
そう思った次第でございます。またですね、私それも早急に進めていただきたいという気
持ちでいっぱいございましたので、あえてまたこの上地区公民館についてまた質問をしたわけ
です。でですね、9月3日でしたか。私この新聞記事を見ましてですね、ある町村においてはで
すね、スピード感のある取組をされておられました。町有地をですね、分譲して12画を造成し
工事費とかをですね、早く人の流れをつかもうというようなことで早く分譲地を設けていただい
て、町としても移住定住を望んでこういう計画をされたと思いますので、やはりこの町有地をで
すね、早くいかしていただいて他所の町村に負けないスピード感を持った取組を是非していただ
きたいということでこの新聞記事にも書いてございましたが、町村においてはいち早くもうスピ
ード感を持って取り組んで頂いておりますのであさぎり町もですね、負けないように移住定住を
向けた政策等も考えていただいて、どうかスピード感のある施策を練っていただきたいと思いま
す。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。ただいま移住定住に向けた分譲地というような案も頂きましたの
で、そういったことも選択肢のひとつとして考えていきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。でですね、この資料をつくる際には
ですね、別の資料においては解体を令和7年度とか、ある資料には空白っていうようなことで
ですね、一貫性がないものですから私このこともですね、もう少し庁内でですよ、一貫性を持った
資料の提供も欲しいと思いますがその点についてはいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） 今御指摘を頂いているのは、公有財産利活用方針と個別施設計
画のことで両方財政課の所管でありますので財政課のほうでお答えをさせていただきます。公有
財産利活用方針の案というのを今、公有財産、公共施設マネジメント調査特別委員会で提示をし
ておりますけれども、そこに書いております解体年次というのがもう既に解体が終わったもの
について記載をしております、今後解体を予定しているものにつきましては、これバーといいま
すか空欄にしているというような状況でございます。ちょっと分かりにくかったかと思いま
すのでお詫び申し上げます。正式にはですね、やはり個別施設計画に基づいてというのが正式でござ
いますので個別施設計画に掲げているとおり上校区公民館につきましては、計画上は令和6年に
解体設計、令和7年に解体ということで考えているというのが正式な見解でございますので申し
添えをさせていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。この令和３年３月のですね、資料においてはですね、解体しますということをはっきり書いてあるんですよ。で、何年度かなってみたら、この令和７年解体ということでございました。で、今回の説明会では空白になっておりましたのでやはりその辺のところの一貫性を持っていただきたい、そういうことで質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、まだ公有財産利活用方針案はまだ現在案の状態ですので、また頂いた御意見を参考にしてまた修正したものをまた御提示をさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。資料の提供も一貫性のあるものにしていただきたいと思います。では次の質問に移ります。局長、資料をお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。局長に資料を出していただきました。これは、あさぎり町の熱中症対策がちょっと変わりますというような広報紙での町民への連絡でございました。また詳細にはですね、６月３日の全員協議会で熱中対策実行計画概要の説明がありました。そして計画期間おおむね５年間、国民は自発的な熱中症予防行動や周囲への呼びかけ相互の助け合いの実施をということが記載されておりました。そこでですね、質問に入ります前に、総務省の消防庁の熱中症全国の緊急搬送状況が昨日のホームページに出ておりましたのでここで参考のためにお知らせいたします。全国の熱中症による救急搬送状況というようなことで令和６年８月２６日から９月１日の速報値というようなことで掲げておられます。年齢区分というようなことで、やはり高齢者が多くて全体の６０．４％ということでございます。で、初診時における傷病程度別というようなことでございますけども、死亡は少なくて軽症というようなことで６３．４％というようなことになっております。また発生場所もですね、全体の４１．８％で住居というようなことで、やはり家の中が多いのかな、そんな感じがしてこの資料を印刷した次第でございます。①といたしましてですね、命に関わる事故についてですけども町で現在把握されておられる緊急搬送された人数、またですね、近隣の町村では全国版で放送されましたように熱中症による死亡ということも放送されておりますのでお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。近年ですね、やはり気温が高くなりましてこういった熱中症で搬送される事例が多くなってきております。上球磨消防署に８月２１日の時点で搬送のケース等を確認いたしました。あさぎり町の搬送状況におきましては５月に２名、６月に２名、７月に１０名、８月に５名計１９名ということでお伺いしております。なお、あさぎり町内での熱中症による死亡事故等は発生していないというふうにお伺いしております。近隣の状態ですけどもこのあたりについては、こちらのほうでちょっと把握をしていないところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、ありがとうございました。あさぎり町においては死亡事故はなかったというようなことでよかったかなというようなことで理解しております。次に行きますが②で熱中症特別警戒情報の発表された日数についてお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。このですね熱中症特別警戒情報の発表につきましては、発表の基準といたしましては県内ですね、暑さ指数情報提供地点、これが１７地点ございます。あさぎり町にもですね、上地区に１点ありますが全ての情報提供地点の暑さ指数予想値、これが３５を超えた時点で発令されるというものになります。ですので熊本県におきましては、熱中症特別警戒情報の発令はなかったというところでございます。なお令和６年の９月５日の時点でですね、全国での発表のほうもゼロというところで認識しておるとか、公表されているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） 分かりました。都道府県単位でこれが発表されるということではないのでしょうか。それで熊本県では発表がなかったということでしょうか。これは都道府県単位ということですが、やはり観測所が１７地点あるというようなことでございましてやはり１、２度の差はあると思いますのでその辺のところのですね、国がこれ単位で都道府県単位というようなことで決められたことだと思いますけども、やはり県といたしましてもですね、やはり緻密なこの温度は若干違ってまいりますのでこの辺のところをですね、もしまた県とか国に要望する必要もあるのかなあそんな思いがしておりますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。これにつきましては先ほども申しましたとおり、全観測地点がですね３５にならないと出ないということもございます。これを受けてまして町内におきましては、あさぎりオアシスということで公共施設をですね、活用していただくような方向で周知をしたところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。今課長の答弁では、改善策は必要ないということの答弁であったように伺って理解しておりますがそれでいいのでしょうか。あと、改善策も必要ではないかな、そんな思いがしたわけですけどもいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。課長が申し上げましたとおりこの特別警戒アラートですかね、につきましては、県内全ての観測地点で３５を超えた場合という基準になっております。しかしながら議員がおっしゃいましたとおり、観測地点ごとにはやはりばらつきがございます。私も上の観測地点何回か気象台のデータを見ましたが、３５を超える日はあったかと記憶しております。ということで、その地点地点でやはりその状況は違いますのでそこはしっかりと確認して、先ほど課長が申し上げましたが町村でできる対応等を行っていくべきだと思っております。また、警報を出す基準につきましてもちょっと県あたりともいろいろ情報を交換させていただきたいと思

います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。やはりですね、当初最初の年で中々ですね、分かりにくいことも私もありましたのでその辺のところもですね、見極めて質問させていただきました。次に移りますが、熱中症のですね、市指定暑熱避難所というようなことでここに先ほど局長が資料に出していただきましたが、この７つの施設名で開放日、時間帯、受入れ可能人数というようなことでここに掲げておられますがこの稼働は全然なかったというようなことで理解していいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。先ほども申しましたとおり熱中症特別警戒アラートが発令されておりませんのでこの施設につきましては開放は行っていないというところになります。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。熱中症でこの避難所が利用できなかったというようなことは、大変いいことかな、そんな思いもしておりますが、私ですね、この上支所のですね、この館内にある待合室に行ってみました。状況はどうかといいますと上支所がありまして椅子があるんですけどもそこにはですね、お客さん対応はカウンターでできる、後ろのほうに椅子があるんですけども、そこに３人ぐらいいは座られるんですよ。そこで座って避暑休憩をしなくちゃならない。私はそれをどうもここでお年寄りがですね、椅子に座って３人掛けでできるのかなあ、これは無理ではないかなと思ったんですけども。私上支所に行ってここですかって私はお尋ねしたんですよ。課長その辺のところは、こういった感じを持ちですかね。ただこの施設名 支所を指定するばかりが私はどうもそこ辺のところの理解に苦しんだんですけど。こういった施設をですね、選んでお年寄りが果たしてそこで気が休めてってということまで考えてこの施設名を出されたのかなあって不思議でおりませんのでその辺のところの御説明をお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、この施設の状況ですけどもまずですね、この熱中症特別警戒情報につきましては今年度初めて取り組むものでございます。そこでですね、担当課のほうでいろいろ検討はしました。そこでまずですね、施設といたしまして開放がされているところというところで、まずどのくらいの方がおられるのかというところもまだ未知数ありました。ですので今回につきましては、おおむね公共施設を中心として指定をしたところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。施設の提供をした、ですよ。人が休まる場所も考えてされたという解釈はどうしても理解できないんですけど。今回は、まあこれでいいといたしましても来年もですね、５か年計画ですので来年あたりはですね、年寄りが来て安まる場所、もう椅子ではなくてですよ、ゆったりした気持ちで休まる場所の選択もお願いしたいんですけどいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そこにつきましては、今後の課題としましてまずですね、熊本市辺りを見ますと商業施設等もですね、この取組をされるというところになっておりますので来年度以降につきましては、町内ですねそういった商業施設、こちらのほうにもですね、いろいろお声かけをしてですね、この取組について協力をしていただくようなですね、協議またはですね、要請を行って事業の拡大といいますか、避難所としてのですね、場所をいろいろ検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） 商業施設と言われました。これはですね厚生文教委員会の質問内容においてですね、避難所をですね、公民分館ですね地区の、を指定できないかというよなこの厚生文教委員会での質問内容が出ておりますが、その件については課長の答弁ではですね、今後要望があれば各区と運営などについて協議する必要があるというようなことでお示し頂いておりますので商業施設というよりもですね、お年寄りが歩いてこられる、送迎もですね、家族の方がされるというような反面ではやはり近くがいいんじゃないかと思いますがこの地区公民館についての協議はいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そこにつきましても検討は行ったところでございます。先ほどですね議員からおっしゃいましたとおり公民館を検討するということもありましたがここにつきまして開放する場合、どなたが開放するのかとかそういった問題もありますので、これにつきましてはやはりどれだけの方が利用されるのか、その辺りを見ながらですね、公民館あたりもやはり指定しなければならないとかということになればですね、そういったところを地区の代表者の方とですね協議をしながら避難場としてですね、できればというふうには考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） やはりですね、電気料の高騰とかも地区においてはあるというようなこともお聞きしておりますので課題はあると思いますけども、その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思います。またですねこの厚生労働省からですね、熱中症予防の情報資料サイトというようなことで、熱中症のですね予防、症状対象等について分かりやすいリーフレットを作成しましたのでこのリーフレットを活用してくださいというようなことでここに厚生労働省から出ておりますので、この熱中症予防についてのリーフレット、これ分かりやすいと思いますので、この利用についてはいかが課長お考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、担当課といたしましては、サロンなど地域に出向く際には、高齢者用のリーフレットを配布いたしまして注意喚起等を行っているところです。また高齢福祉課のほうにおきましても高齢者の自宅をですね、訪問する際にはこのリーフレットを配布していただきまして注意喚起を行っていただいているというふうなところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） やはり町民にですね、早くからこの熱中症を対策を心がけていただくようにですね、このリーフレットの作成も検討していただければと思います。局長、資料の配信をお願いします。はい。ありがとうございます。この質問に入る前にですね、参考資料といたしまして文部科学省のですね、2020年9月1日時点の調査によると公立中学校のエアコン設置率は普通教室で95.7%、体育館などでは11.9%となっているようです。町の状況はいかがでしょうか。避難所、体育館もエアコンが必要というような記事を目にいたしましたのでそのことについても御検討頂ければと思いますが、ここでは局長に資料を配信いたしていただきましたので防げ子供の熱中症の見だしについて、これは令和6年8月22日付け日本農業新聞に掲載分です。この記事を見まして私も経験から小学校低学年では遊びに夢中になるんですね。汗をふくのも忘れて、もう汗びっしょりで遊んでおります。また通学時にもですね、もう帽子をかぶっていても頭から汗びっしょり。また首でも汗ふいてごらんというぐらいに汗かいております。また夏休みですね、私の地区ではラジオ体操をしますが始まる前には子供たちがはしゃいで汗びっしょりというようなその現状を見まして、この防げ子供の熱中症について、校長会等で教育長も議論されておられると思いますがこれについてお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず学校の空調の設置状況ですが御承知かと思いますがでも町内小・中学校全校ですね、空調を設置していただいているという状況です。また体育館等について先ほども議員のほうから御質問とかありましたけどもあさぎり中学校においてのみですね、今、空調も含めて工事中という状況です。ただ郡内の体育施設、小・中学校の体育施設においてはですね、令和2年の7月豪雨の際避難所になった体育館が小中学校に人吉市並びに球磨村ではあります。そういったところはもう国のプッシュ型で早急にその時点につけていただいているという状況になっております。今後尋常ない年々の暑さになっているので子供たちの室内体育館、運動場ですね、体育館での運動に関しての熱中症予防のためにもいろいろ対策を練っていかなくちゃならないというふうに思っているところです。それから子供たちの熱中症についてですが、登下校も含めて非常に子供たちが汗をかくのでまず一つは水筒を持参してですね、登下校中も水分補給できるようにっていうこと。それから並びに学校においてはこれが課長が詳しく説明しますがでも、黒球の計測器を配布してですね、こまめに子供たちの活動を監視して熱中症予防していただいくという状況になっております。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。ただいまの教育長のほうから黒球ということで紹介をしておりますけれども、令和6年度から各学校での正確な暑さ指数の把握のために黒球式暑さ指数計というものを町で購入しまして全校に配布をしているところでございます。そういうことで熱中症の危険度を判断をしております。この黒球式というものの概要といたしましては、この指数計は人体と外気との熱のやりとりとに与える影響の大きい1つ目に湿度、それから2つ目に日射、ふく射などの熱環境、3つ目に気温の3つを取り入れた指標でその指標を計測する装置でございます。そういったものを用いまして、その単位としましては何度何度と普通の気温のような表示といい

ますか、で示すようになっております。これある学校のマニュアルもございますけれどもその日の暑さ指数というものを職員室の前方の黒板とか保健室前の掲示板とかに計上するということでございまして、①がほぼ安全②が注意③が警戒④嚴重警戒⑤危険といった５段階で掲示すると。そういった取組もなされているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、避難所の空調設備のという御質問でしたので避難所につきまして須恵文化ホールにつきましては、空調はもうついております。それから岡原のもみじ館それと上総合体育館と免田の生涯学習センター体育館と深田の体育館につきましては、スポットクーラーとですね、大型の冷風機は設置はしておる状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。やはり子供もですね小学校も水筒を持っていくんですけども肩かけの人もおればですね、かばんに入れていく人もおるんですよ。で、かばんから出してまた飲ませてするのもですね大変ですけども、肩かけもですね、ちょっと危険があるというようなことを聞いておりますがその点については教育長どんなでしょうかね。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。毎月校長会を開いておりますが水筒の掛け方については協議をしたことはございません。ただ小学校に私も以前勤めておりましたのでそういった時から安全タスキとかですね、あるいはマフラーとか首かけの水筒とかは、やはり危険だからといういうことで何ですかね例えばタスキは緩みがないようにかけるとかですね。首かけ水筒も弛みがないようにかけるとか、そういったことで指導はしていたところです。ただいろんな状況の中ですので子供たち同士で掛けている水筒とか紐を引っ張ったりっていうのもあるので、そういったことも含めて改めてですね、校長会のほうでもお話をしたいと思いますけども。各学校でそこら辺は随時こう問題にされて協議指導はされてるんじゃないかなというふうには考えているところですけども。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、ありがとうございました。やはり水筒もですねもう重たいんですよ、やっぱし。で、もう汗びっしょりになってやっぱり通学するのかな、そんな考えでおります。これですね、学校における熱中症対策ガイドラインというのもですね、このかんこん省と文部科学省が出しております。これ、最後のページにもですね、熱中症による事故事例とかもここに掲載されておりますので、どうかですね、こういう資料教育長御存じかと思っておりますけども、参考になさって御利用頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、今議員のほうから御紹介頂いております熱中症対策ガイドライン作成の手引きでございしますが、この手引きにつきましては、各学校に配付をしまして活用を頂いておるところでございます。これそのものを使った指導、またこれを基に各学校ごとに対策マニュアルとか手引等を作成して運用をしているところでございます。その中で先ほど申しました黒球式の暑さ指数計をですね、明記したりあるいはその子供たちへの指導ですね、児童への指導

ということで例えば外に出るときは帽子を着用する、規則正しい生活リズムで少し体調を整える、衣服の着脱で体温調節をする、こまめに水分補給・休憩をする、運動の前に自分の体調を確認するとかですね、非常に細かに規定をされております。こういったことを日々の先生方のほうから子供たちに指導頂いてると思いますので、私たちが子供の頃に比べたらですね、非常に子供たちのそういった知識というものは十分にそういった指導もなされて知識も豊富になっているのかなというふうに考えたところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい、学校においてもですね、熱中対策をしっかりといただきたいと思います。最後の７番今後の取組について、局長お願いします。はい、ありがとうございます。これはですね、神奈川県ＪＡはだの 空調服購入に助成金という農業新聞の掲載を局長に流していただきました。そこでですね、今後の取組と現状をお伺いながら質問していきたいと思います。空調服をですね、購入するに当たってというようなことでございますけども現在のですね、建設課で道路作業員をしている人たちの現状、また教育委員会で室外で作業をしておられる方の現状をお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい建設課の作業員におきましては、先ほどリーフレットのお話があったんですが関係省庁からそれぞれリーフレットが出ておりまして国土交通省からも出ております。その中で体に快適な作業環境ということで、その対策の中でファン付の空調エアコンの着用ということで上がっております。町としましては、令和３年度に空調ファン付の空調作業服を作業員に貸与して、熱中症対策ということで努めているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） 教育課のほうも４名の作業員を抱えておりますが、空調服につきましては、先ほどの建設課と同様に令和３年度に購入をしまして配布がなされておるというふうに把握はしております。一方で活用ということになりますとちょっと作業の話も伺っておったんですけども、これは建設課も一緒だと思うんですけども仮払い機のほうが背中に背負うタイプでですね、肩掛けではなくて背中に背負うということでこの空調服についてはその背中がもうひっついてしまってますね、中々その十分な効果がないことはないと思うんですけども１００％ですね、効果もはないということで、中々その実際はですね、使われていないのが現状ということでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） この空調服もですね、今いろんなものがあると思いますのでいろいろですね、選択していただいて快適なことですね、作業をしていただくようお願いしておきます。農林振興課長にお尋ねいたします。これ熊日新聞ですけども８月２日猛暑で乳牛夏バテてという記事を見ました。で、酪農家、畜産農家からですね、何ですか換気扇とか、夏の予防、乳牛家畜の予防策でですね、何か換気扇とかを要望された畜産農家はありますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。家畜の熱中症対策ということで議員お尋ねの質問に關しましてですが、そうですね、今年だけじゃなくて近年の話で申しますとそういった御相談が受けたことがないということでございます。基本的にはですね、畜産農家におかれましてはですね、畜産業を始められる時に基本的に暑さ対策というのは見越したところで設備の設置であるとかですね、そういったものはされている状況にあるというふうに考えているところです。ただそれを想定を上回るような暑さということで今後はですね、そういったことも考えられるということもありますので、そういった際にはですね農林振興課におきます農業振興補助金ですね、そういったものの活用は可能ということであります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、私も畜産農家をですね、聞いてみましたがうちはもう十分ですよというようなことで話されましたので、事前にですね、そういう対策はとっておられるのかなと思う感じたわけでございます。あえて伺ってきました。最後にですね、これ私ちょっと9月1日のですね、午後7時からの珍百景という番組を見ました。そこでですね、ある公立の小学校ではですね、ランドセルの背中に保冷剤をつけて登校している学校がありましたので、私ここの教育課長に電話して状況を聞いてみました。そしたらですね、学校に行くのにかばんの後ろに保冷剤をつけてこれが背中側ですよというようなことを表示して学校に着いたらその学校が冷凍庫があるそうですので、また学校に着いた時に冷凍庫に入れて直して、また帰る時に、その保冷剤をかばんの後ろにつけて帰るというような番組でありましたので教育課長にお尋ねして聞いたらですね、それはもう2年前から実施していますというようなお話でございました。そしてですね、それは公立学校ですので入学のお祝いとしてですね、市のほうから送っているというような電話の答えを頂いたものでございます。保冷剤はですね、企業と何か提携しておられるというようなことでございました。ちなみにその学校は、新入生が640名というようなお話でございました。そういうこともされておられるんですね、というようなことでお話を伺った次第でございまして。これは参考のためにですけどもそういうこともされておられる学校があるということをお私テレビ番組で知りましたので、拙い話ですがおしゃべりをさせていただきました。以上でですね、私の一般質問終わりますが国民の役割を果たしながら熱中症で命が奪われないことを願ひ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） これで11番皆越てる子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 3時57分 散 会

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第8号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月9日 午前10時00分		議 長	小見田 和行	
	散 会	令和6年9月9日 午後 4時37分		議 長	小見田 和行	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	長 沼 宏 季	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	福 永 喜 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第8号）

日程第 1 一般質問（ 5 人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（ 5 人）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず2番加藤弘議員の一般質問です。（議長。）加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、おはようございます。今年の夏はですね、観測史上いろんな最高気温の更新、それから猛暑日の日数の更新、それから台風10号の台風で暴風域に入ったということでそれぞれ被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、具体的に事業内容や取組について質問させていただきます。前は北口町長のちょうど就任1年目でございましたので5つの目標とかですね、前年度までにやられてこられたこと、それから今後どうされるかということを重点にお尋ねをいたしました。1番私が重要と思っております人口減少社会でのまちづくりについてお尋ねをしたいと思っております。全国的に人口減少社会となり国も県もいろんな対策を講じておりますが、御承知のとおり今後も避けることが出来ない難しい状況のようであります。現在、国・県では対策のためのいろんな調査研究がなされているところでございますが、このようなことを踏まえ本町は人口減少に歯止めまたは緩やかに迎えるために現在どのような対策をされているかまず町長にお伺いをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。ただいまの加藤議員の御質問にお答えしていきたいと思いますが、地方の自治体が抱える人口減少、少子高齢化の進行につきましては、社会保障やインフラの維持そして地域経済の活性化、そして地域コミュニティの担い手確保などに深刻な影響を及ぼしております。持続可能な未来に向けて避けることのできない課題だと認識しているところであります。人口減少を抑制するために全国の自治体で様々な取組が行われております。やはり成功した事例を見ますとですね、地方への移住の希望にこたえ地方への新しい人の流れを作ることや若者の雇用機会の創出そして子育て支援の充実ということで抑制の一定の効果に期待ができるというふうになっているところであります。町としましても子育て支援等の充実等に現在力を入れているところであります、詳細の事業につき

ましては担当課より説明を申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま議員の御質問に対しましてお答えをいたします。人口減少の原因としましては、死亡数が出生数を上回る自然減と転出数が転入数を上回る社会減が考えられますが、今回の御質問の内容から人口減少対策として最近の主な事業の実施により社会減を和らげるための取組について御説明申し上げます。昨年度総合計画と一体となりました第3期総合戦略の人口ビジョンの中で、目指すべき将来の展望において次のとおり4つの人口減少対策の方向性を定めております。1つ目が出生率や健康寿命の向上、2つ目が町外転出の抑制やU I J ターンによる社会動態の改善、3つ目が地域の魅力向上、そして4つ目が関係人口、交流人口の創出でございます。その中で企画政策課におきましては、昨年度一部整備しましたテレワーク施設のアロットを拠点とした地域資源を活用した共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業にも本年度より新たに着手しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。今、4つの事業お答え頂きましたがそれぞれについてですね、効果等を教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは先ほど御説明いたしました社会減を和らげる取組として企画政策課においてですね、今年度新たに着手しております地域資源を活用した競争を軸とした町民活躍のまちづくり事業に取り組んでおりますのでこの事業について御説明を申し上げます。資料を配信いたします。先ほども一部御説明いたしましたが昨年度末に整備しましたあさぎり町のテレワーク施設アロットを拠点に未来を共創するプログラムを通じて地域の課題を解決していくまちづくり事業を実施するため、国の補助金を活用して取り組んでおります。その取組は3つございまして、まず1つ目が共創プログラム。こちらは地域の課題解決をするために学びの場における様々なプログラムを実施するもので、既存のコミュニティーの活性化も含めて取り組むものとしております。2つ目がシティープロモーションです。この事業で取り組んでおります内容をホームページまたはSNS等で情報発信を行い、町の魅力アップを図る取組のシティープロモーション事業でございます。そして3つ目が関係人口の創出ということで、先ほどの情報発信により町外から誘客を促進し、町民との交流を深め関係人口を増加させる取組を進めることとしております。これによってあさぎり町のファンづくりを目指すということで今現在取り組んでいるところでございますが、実際8月からこの事業に着手をしております効果というのはこれから出てまいるものというふうに思っております。以上でございます。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。8月から着工ということですが実は効果をお尋ねしたかったんですがまだ効果はまだ見えていないということですね。本来であれば効果がですね、幾らか見えている事業もお尋ねしたかったんですが、どうでしょうかですね。8月着手なら当然効果は出てないですからですね。手元には効果を判断できる事業に取り組んだ資料等は持ってきておられないですね。例えば昨年度着工されたものとか。いいです。この8月に着工された人口減に

対する対策の事業については効果についてはまた次回お尋ねしますので、その時はよろしくお願いいたします。これのですね、今取り組んでおられるということですが今後ですね、これはどのようにして例えば今年で終わりなのか、2年3年続くのかですね、この事業の今後の取組についてお尋ねをいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問に対してお答えいたします。この事業は、デジタル田園都市国家構想推進交付金という国の補助事業を活用して取り組むこととしております。一応今年度が1年目となっておりまして一応3か年でこの事業を継続して実施できるということで取り組むこととしております。特にこの取組については現在あさぎり商社のほうに業務委託を契約しておりまして、その中で地域おこし協力隊とも連携を図りながらですね、移住定住促進に向けた取組につなげていきたいということで取り組んでいる事業でございます。以上でございます。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。この事業の取組でですね、人口増に対する数ですね、どれくらい計画しておられるかはそこまでは分かりませんか。ここでは結構です。次の段階でですね、このような事業に取り組んで、どれだけ人口増につながるという数字が欲しいんですがこの後にまたお尋ねしますので分かりました。この3年間の事業で取り組んでいくということですね。分かりました。それではですね、今申し上げました人口増についてお尋ねをしますが平成15年度の合併時には人口が1万8,000、世帯数が5,000を超えていましたがあさぎり町の広報の9月号では1万4,141人となっておりました。本町の計画にある今度の目標人口をお尋ねをいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それではただいまの御質問に対してお答えいたします。国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口では、本町においては今後も人口減少が続く見込みとなっておりまして、第3次総合計画の基本構想においては、自然増、社会増につながるよう積極的な取組を行いまして、総合計画最終年の令和13年度の人口が1万2,480人以上を目指すこととなっております。以上でございます。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。令和13年度で1万2,480人を目指すということですね。これの数値の根拠をお尋ねいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは資料をお配りいたします。ただいまお送りしました資料のほうにですね、目標人口ということと自然増減、社会増減という項目ごとにですね資料をお配りしております。人口目標のところでございますが総合戦略の目標人口としましては、先ほども申し上げましたとおり2031年、令和13年度で1万2,480人を目標としております。現在、社人研の推計人口におきましては1万2,301人ということですので179人の増加を見込んでいるところでございます。また自然増減の部分でございますがこれらの積算根拠の部

分になります。合計特殊出生率が2031年に2.10。そして社会増減としましては、まず社会減の緩やかな人口を見込むということで2031年には転出を2割削減をしたいという目標を掲げております。また20代から30代、特に若い世代の方の転出を抑制するということで2割抑制。また転入の部分としましては、若い世代である20代から30代の両親と子供2人の家族の移住を5組を目標に取り組むということで積算根拠を上げているところでございます。以上でございます。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。本来であればですね、もうちょっと詳しい積算根拠が欲しかったんですが、どういう対策をして事業名でひとつの事業名で何名を増やして、どのような企業例えば企業誘致を行って何名を増やすとかですね、どの事業で何名という細かな積み上げが欲しかったんですが一応全体的にはこれで分かりました。どうですかこの目標行けそうですか。

○議員（14番 小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。この取組はですね、総合計画また総合戦略にも掲げておりますとおり人が集い町の3つの取組を含めてですね、町民一丸となって取り組む事業でもありますし、またそれに向かって行政も町民と一緒にですね、取り組んでいきまた結果的に町の魅力を発信することでこのあさぎり町に住みたい、また移住してもらってあさぎり町で一緒にまちづくりをやろうと、そういった取組を各課連携してですね取り組んでいきたいと思っておりますので是非ともこの1万2,480人に掲げた以上はですね、この目標に向かって一丸となって取り組んでいければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。この目標がですね達成されますようですねよろしくお願いいたします。私もひとつ提案をさせていただきたいと思いますが人口減少対策のためにですね、地元就職を希望される生徒さん。それからまだ就職を決定していない、就職先を決定していない生徒さんのキャリア支援強化が私は必要じゃないかと思います。もちろんこれ今の企画のほうのあれにはないと思いますがまずなぜかといいますとですね、高校を卒業しますと地域内に残る生徒さん、それから地域外に就職をされる生徒さん、それから専門学校大学等で地域外に出られる生徒さんがいらっしゃいますが、現在ですねあさぎり町、人吉球磨でどのような実態になっているのかをですね、実はお尋ねしたいんですが、高校生の場合ですので教育委員会でもちょっと中学校までは把握しやすいでしょうけども、もし調べられた資料があればですね、高校何名卒業してこの郡内で結構ですと何名が地元の子というもしデータがあれば教えていただければと思います。

○議員（14番 小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、高校卒業時の進路につきましては、教育課では直接把握は出来ておりませんので管内の各県立高校が公表をされております資料を基に回答させていただきたいと思っております。管内4高校の合計となりますが管内就職者数は59名、管外就職者数は206名、進学者数は524名となっております。率で申し上げますと管内就職者数7.45%、管外就職者数26.01%、進学66.16%となっております。進学者数につきましては私立大学、国公立

大学それぞれに重複して合格されておられる方は、それぞれにカウントされているようでございまして実際の生徒数よりも多くなっているものと思われます。以上でございます。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。高校卒業されてですね、地元に残られる方は７．４５％ということですね。分かりました。ここのところ町長どうお考えでしょうか。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） そうですね、非常に働く場が、雇用する場がないというのはあるかと思えますけれども、去年の４月から地域づくり協同組合というものが活動されておりますけれどもこれは農業の労働力確保という取組ということで、昨年度新卒者面談ということで令和６年度より南陵高校生が１名入社しているという状況です。それと県立農大に関しましては、内定者以外にも農業に関心のある方、県立農大ですから当然農業取組もうという方ばかりだと思えますけれども、そういった内定されている以外の方を学生を面談したりということで農業力の労働者の確保については、現在進められているところであります。そういった取組事例としてですね、九州農政局でもホームページに掲載がされているというふうに伺っております。そのほか地域活動としてですね、交流人口、関係人口を増やそうということで、ワーキングホリデーの実施を今後計画されております。９月には上・須恵・深田での栗農家、そしてこの募集に対して５名ほどのワーカーが応募されていると伺っているところであります。そういったところで官民連携というかそういった可能性というものも今後探っていかなければならないというふうに感じているところであります。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。いろいろとですね、御苦労されて対策をされているようです。人吉球磨地域は進学については地元がありませんので仕方がないと思いますが、就職については地元就職はありますが多くの方が都市部へと就職されています。ここのところですね、自然になるがままにしておくのではなくて、地元就職をしてもよい生徒さんがおられたら、あるいは進路がですね、未定の生徒さんに対してですね、地元の企業も人手が足りませんので地元の企業と行政と一体になってですね、いろんな活動ができるかと思うんですが。現在ですね、地元の企業と連携してですね、地元に残りたい生徒さんの残れる活動やですね、地元の魅力を感じてもらい生徒さんが増える活動がもしあったらですね、教えていただければと思います。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、商工観光課のほうからお答えさせていただきます。地元企業との連携によるキャリア支援ということでございますけれども、現在あさぎり町ではですね、学生に限らず幅広いところで定住促進の無料職業紹介ということを定期的に役場や支所、ホームページ等を通じて情報発信をさせていただいております。御質問のような取組としまして地元企業との連携による高校生を対象としたあさぎり町独自の支援というところは特に行ってはいないところでございます。しかしこういった地元企業への就職ということは、地元の自治体だけでなくやはり振興局等もですね、そこら付近を受け止めておられますので、昨年度につきましては県南広域本部主催によりまして地元企業とのマッチング会としまして、県南地域

の学生を対象に八代市で実施がされたということで伺っておるところでございます。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい、いろいろ対策を打たれているようでありますが、以前ですね、高校３年生の進路指導の先生にお願いしてアンケートを実施していただいたことがありました。地元に残らないでよその地域に出ていく生徒さんに対する、出ていく理由ですね。大きな理由は３点ありました。ひとつはですね、高校の友達は周りの人がみんな都会に出て行くから自分も自然に出てきたい。２つ目はですね、買物をするところが福岡まで行かないとないからよそに就職していききたい。そしてあと３つ目がですね、給料が安いからって、大きく外に出ていく理由は今の３点でございました。今後高校生を地元に残ってもらうためにはですね、今の３点については、周りのものが出ていく、それから買物する場所がない、それから給料の面でこの３点はですね、何かの今後のですね、参考になるんじゃないかなというふうに思っています。事務局長、資料お願いしてよろしいでしょうか。ありがとうございました。これは矢部高生のもので新聞に載っていたものなんですが、県内のある高校ではですね、生徒に共同での仕事を促す活動が行われているところがあります。事業者が仕事の内容や魅力を紹介しております。ここでは、合同説明会、もうみんな集めてですね、こういう会社がありますよという合同説明会じゃなくてこの新聞載っておりますのはブースを設置してですね、生徒さんがこの会社こういう仕事をするんですよとかいろんな個人個人に説明をして、地元に残る活動を促しておられる自治体がございます。生徒の感想ではですね、興味がなかった職業にも関心を持てたということも出ておりました。このような対策はですね、地元はまだ就職が決まっていなかったかですね、地元にいたいけど好きな仕事なかったとかマッチした仕事なかった生徒にはこういう活動はどうかなあと思っておりますが、商工観光課長どうお考えでしょうか。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。お答えをさせていただきます。こうした矢部高校、山都町内にあります矢部高校でのこういった活動というところは情報を頂いておるところでございますけれども、本町にも南稜高校がございます。そういったところとタイアップができればというふうにも考えては常々おりますが、今のところまだそこまでの事業取組までは至っていないというところでございます。しかしながら、これはあくまでもまだ計画ではございますけれども本年度におきまして球磨地域産業振興連絡協議会これは管内の自治体それと企業、事業所とあと学校関係のそれぞれの方々の代表による協議会でございまして、この協議会の主催による地元高校生、現在２年生の高校生を対象に地元企業との各ブースを設けた企業説明会を３月に開催を計画をされています。あくまでもまだ計画ではございますが今後こういった活動がですね、実現して定期的に行われればというふうには考えているところでございます。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。検討していただいてですね、１人でも地元で就職ができますようによろしく願いいたします。次に人口減少対策のための産業の振興が必要不可欠だと思いますがまず農業についてお尋ねをいたします。６月の一般質問で町長に質問した時に農業については３つのことに重点的に取り組むということでした。ひとつが農地の集約、２つ目がスマート

農業の推進、3つ目が法人化への取組に支援をしていくという、前回の町長答弁にありました。まずはこのですね、3つの事業の具体的な内容をお尋ねする前に今年の5月29日に成立した改正食料農業農村基本法が本町のこれからの農業に大きく影響する事項があるのかをお尋ねいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい、お答え申し上げます。この改正食料農業基本法につきまして、その概要につきましては一部6月の議会でも申し上げました。これまでの課題としてしまして気候変動や国際情勢の不安定化、また世界的な人口増による食料争奪の激化など世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大と小売スーパーの撤退、高齢者を中心とした買物の移動の不便さ、また貧困格差の増大など、良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大などから食料の安定供給に加え国民一人一人の食料品の入手の観点を含めて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され1人一人がこれを入手できる状態と定義をされたところです。特にこの内容である食糧が合理的な価格で安定的にという部分、現在農産物生産費におきまして肥料や飼料など農業用資材の高止まりの中にあっても、食料の価格形成において農業者等により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないことが規定されておまして、詳細はこれから議論が進んでいくものと思いますが現時点におきましては、この部分について本町球磨人吉地域にとって期待をしている部分、意味での影響と考えているところです。それからもう1点食品のアクセスに関しまして、食料の円滑な入手の確保の部分についても物流拠点の整備、産地から消費地までの物流対策などまた人口減少下における農業生産の方向性の明確化においてその具体的な部分についても6月議会で申し上げましたが、担い手の育成・確保とともに担い手以外の多様な農業者も位置づけという部分についてもこれまで国の方針と異なる部分、影響が大きいと考えているところになります。そのほかにも関係してくるであろう部分は多いと思いますが、いずれにしても詳細は議論の最中でもありますのでしっかりと注視をしていかなければならないと思っています。以上です。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。今後ですね、本町の農業にどう影響するのかなと思って気になっていたところですが1つあるのが、担い手以外にも支援が行くようですのであさぎり町の農家全体的にいい方向にいくのかなという形でも今捉えているところでございます。それでは6月の答弁に関しての3つについての現状と目標をお尋ねいたしますが、まず1番目に農地の集約についてお尋ねをいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。担い手への農地集積の目標、現状ですけれども、担い手への農地の集積率につきましては、農林水産省では担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目指して設定を8割としております。このことから農業委員会でも、あさぎり町の限界の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中で担い手への農地利用集積目標を令和11年3月におきまして8割に設定しております。現状としましては、あさぎり町での担い手の集積率は令和5年度で71.6%となっております。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） ありがとうございます。農地の集約については農業の大事な基礎部分ですのでどうぞよろしくお願いいたします。次にスマート農業の推進についてお尋ねをいたします。農水省は７月１６日に６月に成立したスマート農業技術活用促進法の説明会が熊本の合同庁舎であったようです。スマート農機導入の先生について九州や沖縄の農業関係者に説明があったようですが、この法律は農業従事者の減少を見据え生産性向上を図るため情報通信技術者ＩＣＴやドローンといったスマート技術の導入や開発を後押しする新法で１０月１日から施行されるようです。この時の説明の要点のみで結構ですのでまずはこの説明会にですね、本町から出席されているかどうかお尋ねいたします。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。この会議につきましてはですね、課内の職員１名がＷｅｂ方式ではありましたが参加をしたところです。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい、分かりました。大規模な範囲でしたので市町村までは案内が行ってないかなと思ってお尋ねしました。Ｗｅｂだったということですが分かる範囲内ですね、要点だけでも結構ですので教えていただければと思います。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。内容といたしましては、なかなか複雑ですので要約しますと今後ますます人口が減少していく中で農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保するためにはスマート農業技術が欠かせない。その開発と普及を図る必要があるというものです。現在全国的にも町におきましてもその活用と普及に関しましてはこれからという状況であります、１０月１日施行のスマート農業技術活用促進法におきましては、国がその取組を認定する方式において施行されるものとなっているところです。またこれらに付随するもの具体的な事業といたしましては、スマート農業機械等の導入に関する各種支援事業や通信環境等の基盤整備、また技術対応力人材創出の強化事業といったようなものがあるようですが、いずれにしましても詳細はこれからといったところであると思っています。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。今後のですね本町の農業維持のためには、スマート農業は避けて通れないと思います。高齢化ですね、後継者不足、いろんなもので避けて通れないと思います。あさぎり町の農業をですね、将来に残すためこのスマート農業には多くの財源が非常に金額が高いということで財源が必要とされていると聞いておりますが積極的に検討してはどうかというふうに思っておりますがお尋ねいたします。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。スマート農業の検討ということですが、これにつきましては以前から注視をしているところです。スマート農業の現状、スマート農業といいますのは非常に幅広いもので先ほど申し上げたような状況であります。理由は多いと思いますが、現状、町としましてできる支援策と申しますものは、高額な機械等の導入におけるものと考えていると

ころです。ただしこれにつきましては、国県の補助事業を活用していただいた上での例えば上乘せなどで考えているところです。活用しないと町が支援を行ったとしてもその手出し部分が多いということから、そういったことを考えているところです。また過去においてですね、ドローン等の導入がなされておりますがこちらにつきましては、既存の農業振興補助金の活用でも十分可能であると考えております。またそれ以外の導入に関しましては、数千万円がかかるようなものであると思っておりますが例えばスマート農業ワークというものをですね、設けるなどこれからですがそういったものを検討してみたいと考えているところです。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。私の家の近くでもですね、岡原のアグリサービスですかね、ヘリコプターのようなもので施肥か防除か分かりませんでしたが３反ぐらいの狭地はですね、一瞬のうちに終わるんですね、もう見て驚きました。ありがとうございます。次にですね、３つ目の法人化についてお尋ねをいたします。今回須恵地区に設立された法人の状況をお尋ねいたします。随分前になりますがですね、１４・５年前多良木に法人が出来ました。その時に研修に行ったことがあるんですが設立時は本当に事務とかいろんな非常に大変なようでありました。現在その須恵地区のですね、法人がスタートしたと思いますが現在のどのような時点なのかをお尋ねをいたします。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。この須恵地区かちゃあにつきましては、４月２６日に設立総会、それから６月１４日に登記が終わったところです。構成員といたしましては８２軒となっておりますが、初年度の営農における取組としましては計画上水稻が３．７ヘクタールと麦が１ヘクタール。またその他基幹的な受託作業、耕起、代かき、田植え、収穫作業とかですね、それから畦畔、施肥、防除、除草作業を２０ヘクタール程度実行されておりますが２年目以降はですね、作物の作付転換も含めて面積を大幅に拡大されていく計画であると聞いているような状況です。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。出だしとしては順調にいつているというふうに捉えとっていいでしょうかね。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい、まだ設立をされて本年度の取組といたしましてはですね、まだ始まったばかりということで一応計画上ですがそのとおりに実行されているものということで、取りあえずは順調な滑り出しということで考えているところです。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。本町のですね、農業を担っていかれるひとつの大動脈になるかと思しますのでどうぞよろしくお願いいたします。次は６月の一般質問の際にはありませんでしたが、本町の主産業である農業が高齢化、後継者及び後継予定者の都市部への流出が今現状でもあります。自分たち一代で農業を辞めるとおっしゃっている方も最近多数聞くようになりました。これだけのですね、あさぎり町の農地を守り、本町支えていく魅力ある農業を守っていくた

めにはですね、工夫や行政の支援なしではやっていけないと思います。時代に沿った新規作物の導入、作物の転換、規模拡大、大型機械の導入、労力節減のための設備の投資や導入はこれから避けて通れないと思います。後継者や後継予定者の方が減少してしまわないうちに緊急の対策が必要だと思いますが、この件町長どうお考えでしょうか。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはり農業を取り巻く情勢というのが農家数の減少であったり経営者の高齢化ということで、先ほど議員のほうから言われましたとおり農地の集約化とスマート農業と法人化というふうに３つの施策を申し上げたわけですが、やはり農業はやはりあさぎり町にとっては基幹産業でありますので、今後とも地域農業の農村も含めて継続維持というのは必要不可欠であると思っておりますので、これまでも実情に応じて助成等を行ってまいりましたけれども、今後とも必要となる支援につきましては、実施していかなければならないというふうに考えているところであります。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。必要となる支援についてはどうぞよろしくお願いいたします。次に林業の活性化について、６月に続いて再度お尋ねをいたします。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。まず町内の林業事業体に関しましては、これまでの国内林業、歴史の中での影響など事業内容等はそれぞれ異なりますが、少しずつ減少し続けしばらく前から現在のような状況にあるところです。この町内の林業の活性化につきましてはですね、農林振興課としまして年間１００ヘクタールぐらい事業を継続的に計画し、実施をしているところです。またその他の支援策といたしまして、林業振興基金を活用した林業事業体や林業従事者への支援などを実施しておりますが、以前議員から御質問を受けました町内の事業体林業者の意見を聞きながらというような助言も頂きましたので、現在の庁内における事業体の整理をいたしているところです。今後は、まず対象となる事業体へアンケートを実施するなどして意見を集約してみたいと思っております。またこの意見の集約によりまして、具体的な支援策を検討するとともに今後町の林業の活性化へもつなげていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） ありがとうございます。次に商工業についてお尋ねしますが町長の６月の一般質問の答弁の中で、商工会とも連携しながら協議を進めていくということでございました。その後、何か動きがありましたらお尋ねいたします。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい商工業の振興についてということでお答えさせていただきます。６月以降の現状としましてですが、現在商工業者への支援としましては、商工業店舗新增築及び改装の助成とあわせまして商工業振興補助金について助成をしておりますのでございます。商工業振興補助金につきましては令和３年度に限度額を２０万から３０万円を増額しまして限度額を５０万円としております。これまでも町内企業・事業所に活用頂いている状況でございし

て、実績としましては、商工業店舗新增築につきましては昨年度7件、それと商工業振興補助金につきましては92件の事業所に支援を行っているところでございます。また商工会との協議をおいての今後の助成ということでもあります、この商工業振興補助金につきましては本年度をもちまして期間が終了いたします。この後の支援につきまして継続をするかということも今商工会とも協議を行っておりまして、これにつきましてはやはり継続をして支援を行っていくべきではないかというところで今商工会等の中での話として、ただ支援の内容につきましてはまた改めて今後検討すべきではないかというところで現在検討をしているところでございます。以上です。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。また動きがあれば教えていただければと思います。続きまして町花リュウキンカの状況についてお尋ねをいたします。最近町民の方からリュウキンカが全滅寸前と複数回聞きましたので現在の生育はどうなっているのか、お尋ねをいたします。あさぎり町が合併した時定めた町花ですので大事にですね、残しておきたいと思います。横道にそれますがリュウキンカの花言葉は必ず来る幸せだそうです。よろしくお願いいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、リュウキンカの状況につきましては、令和4年4月には約400株が確認されていたということでございますが、翌年令和5年秋の確認で株数が39株ということで激減をしております。要因としましては、水が少ない時期に湿地が乾燥化した、水が少なく暑い時期に生育に適さないほどの高温になったなどが可能性として示されております。その後保全対策調査員を委嘱しまして助言も頂きながら生育に努めておりまして、本年4月には70から80株が確認されておりまして、従来の株数にはまだまだ及びませんが着実に株数増加につながっているものでございます。以上です。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。花言葉通りですね、町民の皆様方に必ず幸せが訪れますようにですね、管理をしていただければと思います。次に高齢化、人口減少で増える空き家の対策についてお尋ねをいたします。まず、あさぎり町の空き家の状況についてお尋ねをいたします。

○議員（14番 小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい空き家の現状につきまして御説明いたします。令和4年度に空き家の調査を実施しておりまして、空き家等と判断された物件は当時674軒ということでございました。その中で倒壊また倒壊の恐れがある物件については46軒でございます。以上です。

○議員（14番 小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 空き家を見てみますとですね、家が倒壊して隣の家屋に当たって窓ガラスを破ったりですね、損傷いたしている状況や敷地内から木が繁茂してですね、近隣の家屋や道路まではみ出しておったり、蚊が大量に発生して隣近所まで迷惑をかけている。そしてその丸々したタヌキとかハクビシンがですね、堂々と出入りをしている状況でございます。空き家の整備をお願いして回ったこともありますがいろんな理由でできておりません。例えば経済的な理由、あるいは相続人の住所が分からず登記ができない状況でですね、所有者が決まらずになかなか進みません。所有者が行わなければならないことは分かっていますがどうしてもできない場合、

地区でもできることは限られております。行政にお願いするしかないという状況でございます。現状はこのような状況で大変困っているところでございます。事務局長資料を送っていただければと思いますが、空き家改修補助金活用低調というのが新聞にありましたのでこれを御紹介としますが、これまでにですね、行政として行ってきた対策を総務課長にお尋ねいたします。どのような対策をこれまでされてきたんでしょうかと思います。

○議員（１４番 小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。空き家の対策ということでございますが先ほど議員のほうから言われましたように、空き家の適正管理の促進ということで近隣の住民の方からですね、苦情等があった場合は納税管理者といいますか、納税されてる方がおられますのでその方へ適正管理の依頼を行うということ。それから管理不全の空き家の解消ということでこれ令和５年度からですけども老朽危険空家等の除却補助事業というのを令和５年度から作っておりますがそれでの活用をお願いしているところでございますが、上限５０万円の補助金ということでございますけどもまだこう活用の実績というものはございません。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） 実は私は空き家を紹介したことがあるんですがどうも家の中にですね、仏壇とか品物が残っていて紹介をすると空き家ですが持ち主の方は片づける費用がないということで、仏壇とか物はそのまま。と借りられる方はですね、やっぱり仏壇があったり家とか何か写真があったりですね、品物があるから中々こうマッチしないということで流れたのが何軒かございます。どのようなことがですね現在の制度の中で助成の対象になるかお尋ねをいたします。全国のを調べてみますと家財処理支援というものもありまして鹿児島県の日置市とか上限５万円、広島県の呉市、東広島市が上限１０万円、長崎市も１０万円というその品物のですね撤去の支援がありましたが、本町の場合どのような支援が受けられるのかをお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、今議員言われました家財処理の補助をとというのはあさぎり町のほうで現在ありません。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（２番 加藤 弘 君） はい。どうもですね、空き家を貸したりするのにここがネックみたいですので現場ではですね。この件こう検討していただければある程度スムーズに借りたり貸したりができるんじゃないかなと思いますので検討のほうをよろしくお願いいたします。今後このような空き家をですね、どのように町としては対策を立てられるか、今後の方向についてお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） 危険空き家の除却につきましては、今の制度でですね、なるべく除却が推進できればというふうに思っております。あと逆に空き家を活用するというところの話もございまして、これにつきましては担当が商工のほうでしておりますので活用については、今後ですね、されていくものというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい空き家の活用ということでお答えをさせていただきたいと思います。これまでもですね、あさぎり町におきましても空き家バンクの制度がございまして、空き家バンクにつきましてもこれまで広報やホームページなどを通じて紹介をしておりました。しかしながらあさぎり町においての空き家バンクの登録の件数というのはゼロ件でございます。ただ今後につきましてはですね、やはりなるべく登録をしていただいて空き家を活用していただきたいというのはもう当然のことなんでございますけれども、やはり先ほど議員が言われましたように実際に空き家バンクに登録をされない理由の中にですね、やはり家財であったり仏壇また位牌。そういったものがどうしてもやっぱりネックになっているということでございます。ただ空き家につきましては、あくまでも活用できる空き家につきましては、今現在協力隊のほうでもですね空き家についていろいろと勉強しながら活用しようというところで動いておりますので、そちらにつきましても一緒になって検討していければというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。活用できる空き家もできない空き家もですね、非常に地域にとっては非常にこう何て言いますかね障害といたしますかね、生活しづらい環境に傾いていきますのでどうぞよろしくお願いいたします。次に高齢者世帯の生活支援についてお尋ねをいたします。近年の物価高で町民の方は非常に生活に苦慮されておられます。特に日常生活の中で大きな影響を与える食料品の価格上昇の影響が大きくなっています。家計の消費支出に占める飲食費の割合エンゲル係数は統計局のデータを見ますと30歳未満の世帯より70歳以上の世帯が5%ほど高くなっている。新聞を見ましても町民の方々からも節約はもう限界という声を聞きます。局長さん資料をお願いできますでしょうか。これも熊日新聞なんですけど、高齢者世帯節約はもう限界ということで年金特に年金のみの生活高齢者の方はもう本当に限界のようでございます。特に最近ではですね、物価上昇が一過性ではなく、もう常態化しているようでございます。働いている方は、最低賃金の上昇それから初任給のアップ、賞与のアップがあり十分じゃなくても改正はありますが、高齢者の方はそれはなく年金のスライドによるアップのみのようでございます。このような状況下の中で今の高齢者の生活についてどのように思われているか、町長お伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。昨日もですね、敬老会に出席いたしまして高齢者の現在の生活の状況等をいろいろ相談される方もいらっしゃいました。確かに高齢者世帯の今の生活の状況の厳しさというものを訴えられたわけですが、本当に今の世の中ですね、そういう状況で非常に厳しい状況が続いておりますけれども本年度の事業として低所得者世帯、非課税世帯に対する助成金というものを今年度実施しておりますのでどうにかこの状況を乗り越えていただければというふうに感じているところであります。さらに生活応援券につきましては、昨年度は1回の実施となりましたけれどもその前々年度まではコロナ対策であったり物価高騰対策ということで国の交付金もあったということで複数回実施したという経緯がありますので、今後ともそういった国の政策等で交付金等が発行されますとですね、是非実施したいというふうには考えているとこ

ろであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。今町長おっしゃられましたように以前は生活応援券的なものがたくさんあったが今は余りないという声を耳にしますので、非常に困っておられると思いますのでよろしくお願いいたします。今何かこう、今されている生活支援とか何かありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 現在行っている支援ということではありますが先ほど町長からも説明ありましたが、高齢者の世帯のみに限定した支援というのは現在行っておりません。物価高の影響を受けますのは高齢者世帯のみではないことから、大きく影響を受ける住民税の非課税世帯や均等割のみの課税世帯への10万円の支援給付の交付等を実施しておりまして、令和5年度の交付額としましては2億2,900万円となります。また利用者等への価格転嫁ができない介護事業所、障害事業所、医療機関等への支援金の交付も令和4年度から実施しております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。この新聞にも書いてありますとおりですね、高齢者の方が悲鳴を上げておられますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） （議長。）加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。次にあさぎり町の財政についてお伺いをいたします。6月の一般質問で本町の財政状況をお尋ねしました。4指標が示されました。また別の機会にですね、財政調整基金、財調の説明もありました。これら財政関係の状況を見る限り、県下でもトップクラスの健全な財政運営がなされていると思われれます。このことは合併の時あれだけ厳しかった本町の財政がですね、このようになったことにつきましてはですね、行政の皆様方の努力それから国県をはじめ合併特例債をはじめとして合併自治体に対する支援、それから1番大事なのは町民の方々の御努力があったからこそ、ここに至っているかと思えます。そこで財政課長にお尋ねしますが、現在の本町の財政状況の中でさらなる人口減少対策について、財政的にどのように思われるのかをお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。人口減少に歯止めをかけるといいますかそういった対策を行うための財源ということでございますけれども、人口減少や人口構成の変化により社会保障費の増加、それから地方経済の縮小による雇用機会の減少というのが懸念をされております。これによりまして税収は減少し公共サービスやインフラ整備の維持が困難になることが想定されまして、人口減少問題というのは先ほど町長も申し上げましたとおり町における重要な行政課題であると認識をしております。本町の財政状況を示す財政4指標につきましては、6月の議会でもお伝えしておりますとおりいずれの指標も今のところ堅調に推移しているところでございます。しかし実質公債費比率につきましては、第二庁舎の建設それから公共施設個別施設計画、水道施設再編事業などへの取組により中長期的には上昇することが確実というような状況でございます。そのため計画の着実な推進に向けて国県補助金や財源的に有利な地方債を活用するなど、特定財源の確保に努めるとともに総合計画を核とした予算編成による施策の選択と集中により政策的経

費に活用できる一般財源の確保に努めたいと考えております。また基金の活用につきましても先日の答弁でもお答えしましたとおり、新たな受財政需要を見据えた特定目的基金への積み替えを計画的に実施することとしております。これまで同様に産業活性化基金をはじめとする特定目的基金への計画的な繰入れにより重要施策の推進に必要な財源を縮小させることなく事業が実施できるように努めてまいります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。それでは私の今回の一般質問のまとめとしてですね、人口減少に歯止めをかける、または緩やかに迎えるためにどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思いますが、まずは今の財政状況の中で町長はどのようなことを思われ、どのような対策を考えておられるのかをお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。冒頭にも申しましたけれどもやはり人口を増やしていくためには、もうなかなか出生率は上がりませんがやはり子育て支援の充実というものは1番に上がるかと思います。そして全国的にもそういった人口が増えている要因がある原因っていいのは、転入者が多いこと。そしてその次は出生者数が多いことということを挙げられておりますけれども、やはり近隣自治体と比較してもそういった部分の支援の競争になってしまいますので、どうにもならないかもしれませんがやはり子供を育てるならあさぎり町がいいよというような口コミ等も広がるような、子育て支援策であったりそして住宅地を定額で手に入れられるような施策であったり、こういったものも今後考えていかなければならないんじゃないかなというふうには考えているところであります。非常に立地条件そして地域の特性等もありますけれども、やはり人吉球磨というものがこのまま人口減少で衰退していくのも非常に地域の課題としてありますのでやはりこの地域全体で考えていくべき課題だというふうに捉えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。今ですね、いろいろ今後のことに町長考えておられるのがよく分かりました。町長も合併の時にですね、行革関係に携わってこられましたので御承知のとおり合併時の人口は1万8,000人でした。今は1万4,141人ということで、このように減ってますので人口が減ってしまわないうちに対策が必要だと思います。私の地区を見ましても高齢者がほとんどで若者は少なく、子供はさらに少ない状況です。将来どのようになって行くのかとても心配です。非常に難しい課題だと思いますが、全国を見渡しますと自治体の工夫や努力で成果を上げているところもございます。木村知事は、重要なのは担い手の確保と育成で農業については後継者が就農した産地は活気にあふれている。支援策の充実化を図っていくと述べられています。このことは林業でも商工業でも同じことが言えると思います。後継者を確保し、その後継者を支援することこそ町づくりかと思います。先般、財政サイドの状況を同僚議員の時にお聞きしました。自治体の見本のような財政運営だと思います。安定した安心した財政運営だと思います。トップクラスの健全財政維持とまた現在と将来のために産業と人づくりのための事業をバランスが必要だと思います。財政と事業のですね。そのバランスにつきまして高齢者・担い手・後継

者・若者・学生に夢を持っていただくための町づくりが今もされています。でも、さらに必要ではないでしょうか。町民の方々は、財政の安定と生活のよさのまちづくりと、どちらを希望されるのでしょうか。町長の今後のかじ取りについての考え方を聞きまして、これはもう先ほど聞きましたので結構です。私の一般質問を終わります。まとめに何か一言頂ければと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。労働力不足というものは農業に限らずですね、全ての産業に当てはまることでありまして、これを解消していくには非常に難題であります。ただ現在、地域づくり協同組合の話をしましたけれどもそういったところでですね、やはり労働力の確保のために他所の地域から希望する方を来ていただいて、それを研修していただいて、そしてこちらに残られる方は残っていただく。そして他の地域で農業を始めるといったいい好循環が生まれることもあるかと思います。そういった地域づくり協同組合の活動であったり、そして今地域おこし協力隊では生活ラボといいまして空き家対策を今、真剣に取り組んでいるところであります。そういった活動も一緒に行政もタイアップしながら進めていき、人口減少の抑制を図っていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで2番加藤弘議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に私が一般質問を行いますので議長席を永井副議長と交代します。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

◎副議長（永井 英治 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長（永井 英治 君） 議長と交代して一般質問を続けます。次に14番 小見田和行議員の一般質問です。14番小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 14番小見田でございます。今回通告に従いまして一般質問させていただくわけですが議長職という職務にありながら一般質問をします理由をひとつ述べさせていただきます。今回の3番目の質問項目に設けております主権者教育の推進についてでございますけどこれは全国の3議長会においての決議がなされておりまして、これにつきまして私も議長という立場上、このことについて町民の皆様また職員の皆様に説明また訴える、またその考えを問うということを含めまして、一般質問をすることに決めさせていただきました。

今回にあたりましては中継システム等にですね非常に議長と副議長の交代についてのシステムのですね、取扱い上大変御苦労かけましたことについてまずはお礼申し上げたいと思います。では質問に移りたいと思います。1番目の農業サービス事業体の現況と把握と支援について伺ってまいります。農業農村の維持に欠かすことができなかった受託や機械作業を請け負う農業サービス事業体も近年の資材機械の高騰で厳しい経営状況が続いていることが予想できます。多様な担い手農家である中小規模の農家のサポートを行う公益性のある農業サービス事業体、それらの役目を担う法人や個人の支援策について伺ってまいりたいと思います。まず資料を1をお出しください。資料を出していただきまして、これ9月6日の日本農業新聞の記事でございます。これはさっき述べました経営状況が非常に厳しい状況で、全国的にこのようなこれ米農家でございすけど、こういうことになっているサービス事業体。個人のそういう役目を担うサービス事業をなされる方々の経営も同様だと思うことでこの記事を載せております。質問に対しまして町長のちょっと答弁を願いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 先ほども加藤議員のほうから農業に関する御質問をお受けしましたけれども、やはり今の農業の形態といいますか集落営農組織につきましては、本年度一本化ということになりました。それぞれこれまであった集落営農組織というものがやはり法人化を目指す目的で組織された営農組織だったと思いますけれども、それぞれの事情で法人化に至らなかったということだと思います。それはやはり経営者の高齢化そして担い手不足、そして生産力の向上維持さらに農地を守るためには法人化そして以前からあります受託作業組織というものが不可欠であると思っております。地域の農業を誰にどうやって受け継いでいくのか。先祖代々受け継いだ土地そして技術をどうやって後世につないでいくのかという事業承継の課題であると思っております。こういった課題につきまして詳細につきましては担当課より説明申し上げます。

◎副議長（永井 英治 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。町内にはですね、以前から受託作業を中心とする法人というものがございます。それから町長からもありました最近はですね、須恵のかちゃあの設立を見ました。そういった中においてもですね、大変農業資材等の高騰、あらゆるものの高騰が今しておりますが、大変厳しい状況というのは認識をしているところです。ひとつだけそういった農業のサービスの事業体ですね、受託組織関係についてちょっとお話をさせて頂きたいと思いますが、毎年ですね、3月の末頃に受託作業を含めた農作業賃金料金設定の会議というものが町内の農作業受託部会出席のもとに開催をされているところです。この会議におきまして、これまでの状況とかですね、現状での農業用資材の高騰や燃料の高騰等がある程度反映したところで合意の上で料金を設定されているものと考えているところです。このことから、そういったものにつきましてですね、そういった部分につきましては、基本的にはそういった経費をですね、賄えているものと考えているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 農業支援サービスということをちょっと説明させていただきますけどこれはですね、農業者に対しまして供給される農業に関わるサービスで農産物の加工・

流通・販売に係るサービスは除かれております。分けますと資料新聞裏をめくっていただければ載っておるんですけど、専門作業受注型ということがですね、播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスというのがひとつでございます。それから機械設備供給型というのが、機械器具のリース・レンタル・シェアリングによる農業者の導入コスト低減を図るサービス。そしてもうひとつが人材供給型、これは作業者を必要とする農業現場のために人材派遣等を行うサービス。もうひとつが判断サポート型ということでこれデータ分析型ということでございますけど、これについてはまだまだあさぎりでは余りこう聞いたことはないんですけどいずれこのようなサービスも行われることは予想できます。今あのこのさっき述べました3つの専門作業受注型・機械設備供給型・人材供給型におきましては、あさぎり町内においても法人がこの3型をですね提供して農業をサポートしているのが現状でございますけど、私もひとつの法人の経営者としてここ25年頃携わってきておりますけど、まさしく今新聞に示してあるとおり農業資材等の高騰等でですね経営が非常に数字で見てとれるように悪化しております。やはり公益的で普通の担い手農家が作らないような中山間とかそういうところも使命上今まで耕作をしておりますけど、このままいくと中々そういうところにもう手が回らないような状況になるような話を内部の作業員、社員等から伺っておりますが、今後ですねこのような状況は、個人でこのような作業される方とかいろんな方に取材をしました結果、同様なお答えが返ってきております。ここ近年のことでさっきの新聞にもありますようにここ3年ほどやはりウクライナ進行におよんでですね、燃料とかいろんなものが上がってきておる中において、やはり農家に価格転嫁をできない状況で作業料金が低く下げられている。数値化してみるともう経常赤字が出てくるといのがここ2、3年のようでございますので、ここら辺のことをですねやはり過去にわが町としましては経営分析を令和3年、2年から3年ちょうど支援事業で行ったことがございましたけど、この時にはやはりケースを把握して状況を見てですね今後の施策課題を見いだした経緯がございました。やはりここにつきまして中々こう法人だと数字的なことを握っておられますけど、個人の農家さんがこのように小作と言いませんけども周りが作らないのでどんどん委託を受けて作っておられますけど、その方々の経営も非常に厳しいということを聞いておりますのでその辺についてのやはりその件数の把握とかについて今後どのような手法を考えておられるのかその辺を伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。確かに以前ですね、経営診断事業というものを実施をいたしまして、町内の20数件の30件程度の農家の方に対しまして診断を行って受けていただいたところです。その結果、以前お話を申し上げましたが各個人のデータにつきましては、それは各個人の方の個別のデータでありますので町としてはそれは把握できないと出来ていないということです。各個人の個人情報に当たる部分ですので、そこについては、各個人にそのデータをお返ししているということは以前から申し上げているところですが、ただ町としてですねそういったその受診を受けていただいた方の全体的なものを経営診断士のほうでまとめてもらっております。それについては、町として持参をしているところです。あとその他にですね、各農家から全てではございませんでしたがアンケート等を行ってですね、おります。その状況につきまし

ては、行っているものはありますが今手元にはございません。それをですね、このような厳しい状況の中でどのように生かしていくべきかということに関しましては再度そういったものをですね、見て検証をしてみたいと思います。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） いろいろな作業を受託される農家及び法人について伺った場合がですね、農業機械の更新に非常に苦慮されてて、今のちょっとちなみにこれはもうあるメーカーの大体基準、受託する時の規模になるには、これぐらいの機械だろうなということ推定したトラクターとか田植機、コンバインの価格でございますけどトラクターあたりでも800万から900万、田植機でも300万円から400万、コンバインなると1,000万以上というふうにほとんどそのような状況でございますので、国の補助金等がない限りは非常に厳しい状況であるということはこの価格を見ても分かります。ほとんどの方がですね町の農業振興補助金をお世話になって買ってはいるものの更新の時に上限がですね、法人で100万で個人ですと75万ですかね。だからそういう状況の中での更新となると非常に厳しい。ある法人はその機械台数を減らしていくとか、やはりそれだけカバーする面積も減ってくると。ヘリコプターの場合も2台あったのを1台に減らすとかですね、そういうふうにして経営は努力してできるだけその廃業にならないような努力はしているものの、ぼちぼち限界も見えるような状況でもあるし従業員の方々の給料はもうここ何十年1回も上がってないような状況で、使命感を持って従事されているというのが現状でございますので、その辺のことを考えた時ですね、やはりこういう機会とかが非常に上がる中においてこのままの補助金でいいのか、できれば国の補助金をですね、お世話願えれば1番いいんですけどその辺について今後そういう農業サービス事業体、法人ばかりでなく個人もおられますけどそういう方々の状況を把握するとか、そういう取組からまず入ってもらって、相談を受けたりということで、おいては先々の施策にですね、財政上もありましょうけど反映するようなことを考えておられれば課長に述べていただきたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。確かに議員おっしゃいましたようにですね、機械導入に関して更新される際とかですね、そういった時には多額の高額な機械でありますので多額の資金が必要となります。過去もですね、そういうことでありましたが農業振興補助金の活用あとはそうですね、例えば認定農業者の方であれば近代化資金とかですね、認定農業者としてのメリットを生かしながらそういったもので、あと自己資金ですね、活用をされて今まで経営をされてきたというような状況です。国・県の補助事業、これを活用できるのであれば当然それは活用していただけるものということでそれ以外の方ということでそもそも今の町単独である農業振興補助金というものは作っているところです。ただ、いろんな状況が厳しいのもいろんな状況が形態ごとによって、形態によって違うと思われてるところです。ですので例えば、例えばですが受託組織、受託を中心とした法人に関して申し上げますがもう設立をされて恐らく20年以上経過しているという状況だと思います。ですので、こういった法人組織に関してはですね、特に以前実施しました経営診断。経営の在り方というものをですね再度見直していただくほうがいいのかなということで考えているところです。それに対してまた受診する費用等も発生しますが、そういっ

たお気持ちがあられるのであればですね、そのための支援と100%というわけにはまいりません。以前はそういう形でやってきた経緯もありますが、今後はそういった100%というわけにはいかないと思いますが幾らかでもですね、支援をしたいという気持ちはありますし、まずはそういったその経営の状況であれば町のほうに直接私のほうで話を聞いたことがありますので、できれば出向いていただいでですね、そういった厳しい状況というものを聞かせていただければ現状等も把握できるわけですのでそれを基に検討をしてまいりたいと思っていますところ。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。経営診断ということで、ある法人はですね税理士さんを入れて毎年診断、正式な診断とまではいきませんがいろいろな指摘を受けながら経営はしているわけですが、状況的にはそういうことは現況はですねそういうふうになってきてますけど。今課長が言っていたようにやはりいろんな方がもう中々こうまたそういう要望とか相談事がですね、ないんであればそういう受皿を持っていたらいいことですね、やっぱ公表していただいてやはり現況をくみ上げて、できるだけそういう農業者支援サービス事業体が減らずにあさぎり町の農地をカバーできるようなことができますね、今後できるように取り組んで頂ければそれが1番だと思いますので今後よろしくお願いします。では次に移ります。奨学金返還支援制度の取組について伺います。地域の未来を担う若者を支援するこの制度は、2021年と書いてありますが今また最新版が出てまいりまして2023年の5月の公表によりますと42府県で717町村で実施されております。大学などで対応された奨学金の返還を自治体などが支援する制度であり、若者の地方離れの歯止めや都市部からのU I J ターンの促進効果も期待できるとありますが、まずはそのことについて考えを伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。御質問を頂いております奨学金返還支援制度でございますが、これにつきましては奨学金を返還しながら働く若年層を対象に自治体や企業が返還を支援する制度ということでございまして、大きな目的としましては若年層の地元雇用の促進でありますとか地元への定住促進といったことになるのかなというふうに把握しているところでございます。今現在、教育課のほうで取り組んでおります奨学金制度と申しますと経済的理由によりまして大学等への就学が困難な方に対して奨学金の貸付けを行うということでございまして、まずその学ぶことですね、大学等で修学、学んで頂くことを支援するというところでございます。そういったことで目的としましてはですね、少し相違があるものでございますが今回御質問の制度につきましては、教育課としなくても大きな関心を持って他の自治体の取組を注視をしているところでございます。以上でございます。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 今奨学金を借りておられる方の生の声というのはいろいろなSNS等とか新聞等で見受けられますけど、やはり奨学金を借って返還に非常に苦しんでおられる卒業生社会人も少なくない聞いております。支払いが40代前半までであるということで結婚も考えられないとか、いろいろそういうこと等ですね。今の奨学金の受給者は、2020年度で

49.6%。これ大学のちゅうかん部でございますけど1990年代半ば20%だったそうで30年で倍増しているということで学費は国立が30年で2倍、私立大学は1.5倍、それに関わらず親の賃金は上がっていないという環境がゆえに奨学金に頼らなければ大学に行けない状況が生まれていると聞いております。国内の奨学金事業の大半は日本学生支援機構が担っておりまして、総貸与残額が9兆6,000億に上っており昨年度機構の対応を受けた者は116万人で、20年から導入された給付型の利用者は所得制限があるため32万人で貸与方が圧倒的に多いというのが今の現状のようでございます。今あのあさぎり町でですね、奨学金を貸与しておりますけどその中におきまして順調に償還ができているのか、滞納がどのような状況なのか、それについてお分かりならお知らせ願いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） 奨学金の令和5年度の実績でございますが新規貸付けが17名、継続貸付けが9名合計の26名に貸与しているところでございます。お尋ねのありました滞納繰越し額でございますが、令和5年度の数字で約300万円となっております。収納率自体はですね、96.5%ということでおおむね良好ではないかと思っておりますけども額とすればですね、かなりな額になっておりますが、奨学金は貸与額そのものがですね、大学ですとお1人5万を借りられたとしますと240万ということになりますのでそういったことも考慮が必要かと思っておりますけども、滞納額としましては先ほど申しました300万ほどということになっておるところでございます。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 新たに令和5年度の状態をさっき申しましたように42都道府県で717市町村でございまして、前は熊本県では南関町だけだったんですけど今回は錦町と球磨村も加わっております。やはり地域にU I J ターンと言いましたけど企業のみでなくてですね、高校から専修学校を全てでございまして、当地の場合は農業関係の農業大学校でもそれに当たりますので、やはり地域に若者を残すというのはどこの地域ももう1番望むところでございましてその施策としてですね、やはりこういうのはやはり導入していくことはやはり先々の町の企業の発展、産業の発展・維持には、是非とも有効な手段ではないかと思っております。これにつきましてもこれに対する費用は特別交付税措置があるというふうに聞いておりますので、町に財源、財政的な負担を与えずして、子供たちの進学率を上げて、そしてまたふるさとに帰って活躍する場所を提供する事業でございますけどこういう事業を積極的に取り組んでいって、やはりどんどん球磨郡内のあさぎり町は取り組むと周りも必ず取り組んでくると思うんですけどそれについて町長はいかがお考えでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。私実はその就任当初からですね、定住促進のために給付型奨学金の新設ということで行っておりますので、やはりこういった制度も拡充していく必要があるのかなというふうには感じております。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 教育長にお伺いしたいと思うんですけど、やはりこの奨学金

のさっき申しました社会一般的にですね、奨学金を借りたがゆえに本当に苦慮している子供たち。今ではもう社会人なんすけど、そういう方々の相談とか伺われることってございますでしょうか。今までの長い先生の経験、先生の生活送られたところですね、いかがでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。個人的にそういうちょっと大変だっていうことを相談されたっていう経験はありませんが、私自身も私の子供も奨学金借りてますけどもテレビとかによるとですね、奨学金を借りてせっかくこう目指した目標に向かって歩み始めたけども結果的には卒業と同時に返還が苦しくなって希望した職種からは違う職種を選んでしまったっていう報道も聞いたことがあります。そういったことから先ほど町長もおっしゃいましたけども給付型の奨学金というのは本当にありがたいものだなというふうに思いますし、教育課の主管かどうかは分かりませんが返還支援制度についてもですね、これからやっぱり奨学金を借りて先を目指していこうという子供さんにとっては、借金を背負って出かけていくという形になるので、そういったことからあさぎりに定住するならば返還制度が使えるよとか、そういうものがあるならば奨学金を借りて一歩前に進んでいく後押しになっていくんじゃないかなというふうには感じているところです。併せて先ほど町長から空き家ラボっていうのがありましたけども、これから今現在奨学金を借りている方、またこれ今後卒業して奨学金を返そうと考えていらっしゃる方にとって、あさぎり町ではそういった返還に関しての補助があるよっていうことがあってですね、生活の場所、空き家ラボみたいな生活の場所だったり、就業する場所があって何か生活経済的に安定できるようなことが見通しが持てるのであれば、あさぎり町出身でない若者にとってもある部分こう魅力的なひとつになるんじゃないかなというふうなことは、個人的には感じております。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） さっき申しました市町村に対する特別交付税の対象になるということで普通、県の場合は基金を創設してということでございますけど市町村の場合は基金の設置の必要はないということでございますけど、地方公共団体の財政力に応じた補正があるというふうにはございますけどこの補正とはどういうものか、財政課長は存じておられますでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） ちょっと調べてお答えしたいと思います。後ほど。申し訳ありません。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい、一応奨学金のですね返還支援につきましては、別に何ら私どもが調べた範囲においては、取り組むべき事業というふうには考えておりますけどそういうちょっと小さいところに小さいその補正があるというふうにございますので、ひょっとしてこれはさっきいつも話題になります財政調整基金が多いところは少し減らされるのかなという感じもちょっと受けたわけでございますのでちょっと財政課長に聞いたわけでございますけど、それについてまた専門家でございますので調べられて御答弁願えればと思います。これで次に移ります。では次の質問に移らせていただきます。主権者教育の推進について伺ってまいります。全国

都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議長会で構成する3議長会は、将来の自治を担う子供たちに住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め理解を深める主権者教育を一層推進する決議を令和5年12月に行っております。議員の不足が深刻化する中、議会の取組に加え様々な主体すなわち学校、家庭、地域、企業などでございますが、共同して地方自治の未来をつくる主権者教育の必要を強く私も思っております。これにつきましては先に述べましたとおり今回の春ありました正副議長研修会のところでこのことについては力説されておまして、今後これを進めていくことが振り返りますと無投票とか定員を割るとか、そういう非常に住民自治の根幹をなす議会の非常に危機をですね脱するため、民主主義の危機を免れるためには是非とも必要だということで質問させていただきますけど、まずはこれについての町長のお考えを伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはり政治に関する関心度といいますかというのがやはりやっぱり今の若い世代といいますか、私たちが若い時にはそういう関心もなかったわけですけども18歳からの選挙権ということでやはり投票率にも絡んでくるかと思えますけれども、やはりそういう若い世代への政治への関心を持たせるためには少し今までにない工夫が必要なのかなというふうには感じております。例えばSNSを活用した発信であったり、そういったものも必要不可欠という状況になってきているのではないかなというふうに感じているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 教育基本法においても学習指導要領につきましてもやはりそのような項目がですね、ちゃんとうたってございますように公職選挙法が平成28年改正に向けて18歳に選挙権が引下げられました。その時にですね、文科省としまして昭和44年に発出した、これは高等学校における政治的教養と政治的活動についてということ年半世紀ぶりに見直して、要するに満18歳に引下げたということでございましょう。平成27年10月に高等学校等における政治的教養の教育と高等学校の生徒による政治的活動等についてということで発出しておまして、政治的教養に関する教育ということと、その辺のところのですね違いが多分昭和44年発出したものと平成27年に発出されたものの違いがあると思うんですけど、この違いの中に主権者教育の教育的な見地から見た時のその違いというのはどういう違いでございましょうか。我々は昭和44年発出された方針のもとに教育された世代でございます。今の若い人たちはもう若い人といいますか、平成27年に発出されたその同じ政治的な教養に関する教育指針等の差ですよね。それによってやはりさっき町長も述べられましたように子供たちには主権者教育はどんどんこう結構重きを置いた教育を受けれますけど、それ以前につきまして昭和44年の指針のもとに教育を受けた世代に対して政治に関心がないとか自治会に入らないとか、そういう何かそういうふうな影響があるのかどうか、その辺についてはいかがお考えでしょうか。お分かりなら御教示願いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まずもって民主主義そして地方自治の未来を担っていくためにもですね、主権者教育というのはとても重要であるというふうに認識しているところです。選挙

権が18歳以下に下げられてから議員がおっしゃられたとおり学校の中でも主権者教育に関してはかなり重きを置いて教育をやっていくというふうになっております。御承知のとおり政教分離ということもあってですね、政治に関して特定の政治等はないということも含めてある部分政治的なプロセスとかあるいは民主主義の流れであったりとか歴史というのは学んできましたけども、主権者たるものとしてどうなのかということに関しては、私も教員でしたけどもそう余りウエイトを重く置かずに教師生活を送ってきたんじゃないかなというふうに思っているところです。ただその大きな違いというのは分かりませんが現在どんなことをやっているかということで違いが少し分かればというふうに思います。ひとつは本町でもやっていただけてますけども中学生議会っていうのがありますけども全国いろんなところで行われています、それがまず大きなひとつじゃないかなというふうに思います。もうひとつは、AIとかこうだんだんこう出てきてますけども基本的にやっぱ人間が豊かな感性を持って議論をしながらある納得解とか最適解を求めていくというのは、やっぱ討論なしではなし得ないものということで、そのことは教育の中でも特に重く置かれていてですね、教育の在り方が主体的で協働的で深い学びっていうその協働的になっていくところには討論を行う、いわゆるよく言われるやになったらディベートとかですね、そういったことを行いながら自分の意見を表明する。また話合いの中である乖離をみんなで見つけていくっていうのは、私たちが小さい頃からすると随分こう重きを置いた学校教育の在り方じゃないかなというふうに思っています。そういったところが1番の違いじゃないかなというふうには感じているところです。あと社会教育についてはもう教育委員会としてはですね、特にやっておりませんが先ほどちょっといろんな自治会にも参加がっていうお話がありましたが先だって土曜日にですね球青協の文化祭の発表があつてですね、小谷議員さんも参加頂いて見ていただきましたけどもあれによると何か天草がひとつあつて、あとはもう球磨郡だけっていうことで球磨郡の球青協が熊本県の青年団連絡協議会を担っているというのを私も行って初めて知りました。今老人会とか婦人会とかあるいは子供会というのが少なくなったり、あるいは、なくなっている地域もあります。ただしそういった組織とか団体の活動こそですね、何か周りの生活の安定とか向上を目指して、もちろん自らの資質向上もありますけど、そういったことで自らを実施しながら周りをよくしていこうという活動で、もうとてもすばらしい何か主権者たる行動の一つじゃないかなというふうに思ってます。そういったことからすると教育委員会は、主権者教育を主体とした事業を行ってませんけどもそういった婦人会であつたり老人会であつたり子供会であつたり活動をしっかりと支援させていただくというのが、社会教育にとりましては主権者教育の一つじゃないかなというふうには感じているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） もう昼になりましたのでぼちぼち止めたいと思うんですけど、さっきおっしゃって頂きました学校だけの主権者教育じゃなくてやはり地域を巻き込んだ主権者教育。地域を巻き込む時に我々昭和44年の指針で教育を受けた、さっき先生がおっしゃっていただいたようなその頃あんまりこういう主権者教育には重きを置いてなかったような感じがするというふうなことで、まさしくこの頃ですねやっぱり18歳に選挙権が付与されるというか、そういう状況をして日本の主権者という意識というのは世界のレベルからすると低位にあるという

ことでこれも全国議長会の時にグラフを見せていただきましたけど、本当あの世界の中でも1番下のほうにやる自分で問題を意識としないような民族になりつつあるようでございますので、まさしくそこについては教育界とあわせましてですね、当局としましても町のいろんな消防団もあります、そういう委員会もあります。あと教育委員会連合会あたりは県のところがなくなったところもあるというふうにあります、まさしくそういう自治意識の欠如というのが、いろんなところ出てきて、町の町政自体にも今後運営しづらいようなことが出ろうと思うんですけど、町長としまして今後ですねそういう高齢者とは言いませんけど中間的な人たちに対してどのような働きかけをして、これは本来はですね、議会の仕事でもありますので議会は今あの委員会も地方自治の未来を創る特別委員会を作ってくださいましてですね、やはりそちらに向けますけどそれと別に協働する主体としましてもやはり町もそれに加わって執行部も加えていただければなりませんので、まずはその辺について今後どのようにこれは今まで取組があったのかかもしれませんけどお考えなのか伺っておきたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。主権者教育っていう非常に難しい課題だと思います。国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していくと。やはり人口減少という問題からですね、やはり金曜日の一般質問でもありましたけれども中体連でも要するに合同チームになってしまうと。例えば、母校を愛する気持ちだったり国を愛する気持ちも当然ですけども、そういった気持ちというものにもつながっていくんじゃないかなと。やはり自分たちの国、自分たちの地域で起こっている問題を自分たちで考えていくということで非常に重要なことだと感じております。ただやはり先ほど教育長からもありましたけれども政教分離の話もありますし、そういったことも捉えていきながらですね、今後、教育委員会も含めて協議を進めて検討してみたいと思っております。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい、議会としましてもこれに向けては全議員一緒に取り組んで頂けるものと思っておりますので、執行部におかれましてはまた町民の皆さんにおかれましてもう一度自分たちの住民自治、地方自治ひいては民主主義を守るために問題提起をしながら一緒に進んで頂くことを期待いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

◎副議長（永井 英治 君） これで14番小見田和行議員の一般質問を終わります。

◎副議長（永井 英治 君） 議長席を小見田議長と交代しますのでここで休憩をいたします。午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 私の一般質問に関しまして財政課長より答弁の申出が出ておりますのでこれを許可します。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。先ほど小見田議長の質問の中で奨学金返還支援を行う市町村に対する財政支援ということで質問がありましたのでお答えをさせていただきます。奨学金返還支援を行う市町村に対する特別交付税の措置がございまして、市町村が奨学金返還の全部または一部を負担した場合また制度の周知方法のために支出した額について特別交付税の措置がございまして、措置率がちょっと若年層人口が流入超過の都道府県の区域内の市町村が措置率が0.3。これに対しまして若年層人口が流出超過の都道府県の区域内の市町村が措置率0.5ということで、本町の場合はこの措置率0.5のほうに該当いたします。また地方公共団体の財政力に応じて補正を講じるものというふうにされておりますので、以上御報告をさせていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） では、一般質問に移ります。7番 橋本誠議員の一般質問です。（議長。）橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。7番橋本です。こんにち。昼のランチを食べてですね、眠い中ですが本日3人目の一般質問です。明確な回答をお願いいたします。通告書に従いまして駅前振興策についてと町のカーボンニュートラル達成に向けた取組についての2点について問います。あさぎり駅東側の駐車場がようやく広くなりました。これまでより多くの住民が利用できる環境が整いつつあります。駅前振興策については、昨年同僚議員により質問がなされておりますが駅前の今後について問います。1、昨年実施したトライアルサウンディングの結果について問います。まずは経過の説明をお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） あさぎり駅前の振興につきましては合併前の免田駅の時からです。中心市街地基本計画の策定など、駅前の振興策を商工会とともに議論を続けられてきました。しかし大規模店であったり郊外店の進出により、さらにインターネットとか販売形態の変化に伴いまして商店街が衰退してきたというような経緯があります。現在も空き地・空き店舗等が目立つ状況ではございますが、昨年実施いたしました官民連携のPPP、PFI可能性調査を実施したわけですが、中々その後まだ見通しが見えないという状況には至っております。今後の活用につきましてはさらに皆様との協議の上進めていきたいと思いますが、1つ目の質問のトライアルサウンディングの結果につきましては担当から説明いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。それでは商工観光課でお答えさせていただきます。まず御質問のトライアルサウンディングでございますけれどもこれが一体どういうものなのかということで、公共施設の暫定利用を希望する民間事業者を募集し一定期間実際に使用するものでございまして、民間事業者の事業の集客力であったり信用、施設との相性などを確認することが出来、民間事業者は立地や使い勝手、採算性などを確認することができるということでこれについて募集をしたものでございます。まずは結果としましては、まず結果としては応募自体はゼロ件でござ

ざいました。昨年、PPP、PFI導入可能性調査の期間の中において実施したものでございますが、ゼロ件であったということにつきましては、実施時間・期間が短かったことや先ほどのトライアルサウンディングがいかなるものかというところのまだ周知、そこら辺がまだうまくできていなかったのかなということでございます。ただ独自としましてマルシェをですね、昨年11月から駅前広場で行っておりますのでそちらのほうは今も継続して行っているという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。トライアルサウンディングのことですね、公共施設を活用する上で取り組んだ事業でありますので予算計上して取り組んだされました。成果報告や今後の進め方について再度確認していただきたいと思います。そこでですね3月の何日だったですかね、28日に事業の報告会をされてますよね。その中でですねその時はですね議員はですね、確か2人しか行っとらんと思うです。ちょっと事情で1人ですかね、1人か2人しかおられませんしこういうちょっと何かな報告書というのをですねできればですね議員も行かれんやっただてそのままとくんじゃなしに、やっぱこういう報告書っちゅうのはやっぱ頂ければ助かりますよね。予算をもらってしていることですのでそれをやっていただきたいのと、今年度ですね今後今進んでいないということですが今後ははどのような形で進めるのかっちゅうのをちょっと聞きたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。まず1点目の可能性導入PFIの導入可能性調査についての報告会。確かに3月の28日にこの委託業者でございます東京の会社から主任調査員来町していただいて、報告会を行っております。その前に昨年の12月の18日にこの時もですね、調査の中間報告ということでやらしていただいており、その時にもPPP、PFI導入可能情報の官民連携によるマネジメントということでセミナーも開いていただいたところでございました。言われたこの報告書ですけれども、これにつきましては3月28日の報告会出席できなかった委員さん方につきましては、議会事務局のほうに担当より報告書のほうは提出させていただいておるというふうに認識をしております。それと今後ということでございますけれどもこの3月28日の報告会の中でもお話がありましたように官民連携による駅周辺を初めとした公共施設の改修及び管理運営につきましては、行政を初めとして議会、地元事業者、民間、住民も含めた知識を深めるための学習会がまず必要ではないかというふうにも考えておりまして、今後はアドバイザー派遣等なども利用しながらです活用しながら、まずは官民連携による事業がどういったものかというところの知識を深めることが先決ではないかというふうにも認識をしたところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 今の話ではロードマップとしては、結局まずはそういう勉強会を開いてから進めるということですよ。それでよかったですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。ですね官民連携を行うに当たってまず大切なのが、まず

プラットフォームというまずはその地域においてそれぞれの事業主の方々が集まって、まちづくりをどういった方向に進めるかというようなところについてまず協議をしていくということが大切だろうと。これにつきましては、例えばですけれども商工会からとか事業者からまた民間、行政からあとは例えばですけれども地域おこし協力隊とかっていう人たちが集まってこれからのまちづくり、どうしたふうにまちづくりをしていったほうがこれから住みやすいその町になっていくかっていうところの提案をしていただくという、そのプラットフォームがまず必要であろうということで報告会のほうでもそういった報告を頂いたところでございました。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。プラットフォームのエリアのプラットフォームの設立ということで住民の皆さんとかそういう意見を聞きながらということに、ということですよ。ただですね、もう駅前構想になってからもう20年前ぐらいからなあって、駅前がどうするかというのが何か進んでないのが現状であります。そこでですね町長のです、今後の駅前についての構想について問いますが、町長がですね、駅前をどうしたいかというのをまず教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。駅前につきましてはですね、当然町の玄関口ということで地域振興の拠点ということは間違いないと思います。やはり駅周辺に広がる良好な住宅地そして農地に囲まれた地域の身近な拠点として、日常生活の利便性の向上を図るとともに周辺の地域資源を生かすことでさらなる発展を遂げるエリアとして位置づけていきたいと思っています。例えば現在も進めておりますけれども、安心して歩ける道路、回遊性を向上させる。そして交通機関の結節点というのは、当然くま川鉄道の駅もありますし、バス停もありますし、タクシーも乗り降りできます。そして公共機関として病院、金融機関そして駐車場等も含めた整備も必要かと思っています。何よりもやっぱり買物がしやすい。1番懸案しているのは、やはりこれまで駅前整備を続けてきて一緒に用地交渉をして用地を町に譲っていただいたというおかげもあって非常に町なかの人が少なくなっている。町なかの人口密度が下がっているということで、やはりそこに住む人が増えないとにぎやかさは出てこないんじゃないかなという感じもしております。ですから駅周辺の人口密度を上げるということも必要かなというふうに感じているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。町長の思いを聞きましてですね、この思いに対してですね担当課としてですよ、今後進めていく上でどのように考えておられるか伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、繰り返しになるかと思いますが今後としましては官民連携による駅周辺の整備等につきましては先ほど申し上げましたようにまずは行政を初めとした官民連携についての知識を深めるための学習会であったり、あとまずはその先ほど申し上げましたプラットフォームからの意見というのは耳を傾けながらですね、まずはそのよりよい周辺整備、ほかの公共施設も含めたところになりますけれどもそういったところの整備が整備に取り組めればいいのかというふうには考えているところです。これにつきましては、常々言われて

おりますけれども施設整備においてはですね町が示すべきものに限らずやはりそうした周りの方々の意見を聞きながら整備を進めていくことも重要なことではないかというふうに認識はしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。計画を立てるに当たってはですね、今おっしゃったように町長がお考えでできることはやっぱ町長の思いでやってもらわなければならない。それに対して反対するあいじゃなかです。町はもう駅前はまだ元々から駅の周辺整備に関しては私はもう早くしたほうがいいと。玄関でもありますんでね、そういうつもりでございましたんでまず計画を立てるに当たってはコンサル会社を活用するのはいいが意見等として参考に事業を進めるべきではないか。よその成功事例を持っては進まない。ゴールを決めて進めていく必要がある。駅前はまださざり町の顔で玄関、町長も言われましたが、表玄関として中途半端にせずやっていくことが必要であります。くま川鉄道も来年度は全線再開することになっている。全線開通する見通しならばなおのこと駅前構想について開発については期限を設けて早期に取り組む必要がある。いつまでもいつまで終わるか分からないんじゃないししっかりと計画を立てて進んで頂きたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。確かに議員言われますように旧免田時代、町長の先ほど言われました旧免田時代から中心市街地活性化計画そして令和4年度に策定しましたこのあさざり駅周辺基本整備基本構想につきまして、様々な計画が今まで策定されてきました。また言われるようにですね、もう既にかかなりの年月が経過をしております。そこで最終的にどうするかということにつきましては、先ほどからも繰り返しになっておりますがまずは何から手をつけるか基本構想につきましてもこれまでの基本構想におきましてもあくまでも全体的な構想として策定をしております。その中でどこから手をつけていくか、こういった手法をもってその改修または整備をするかっていうことをまずは、手をつけるところかなというところで考えておまして、先ほど議員からもありましたように過年に購入しておりました駅東側の駐車場、これまでまだ整備されておりましたが今回簡易的であります造成をさせていただいております。また他用途に使えるようにということであえてその舗装とかはしていませんが、見ていただくと分かりますようにかなりすっきりとした土地になっております。そういったところを含めまして今後この手付けといいますかこの東側の今回他用途に造成しましたところを含めて今後の進め方をまずはどこから手をつけていくかということについて、今日検討していきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。是非ともですね、進めていただきたいと思います。昨年の同僚議員がですね、駅周辺整備については町民の意見を聞いたりたくさんのアイデアがありますんで盛り上げていければということで今回そういうことになっております。その時の答弁でですね、現在トライアルサウンディングに取り組んでおりますけれどもこれはやはり公共の有効活用する上で再確認、要するに地域のどのようになにぎやかにするか、そして採算性あたりそういった魅力発

信を再確認するためにも非常に有効な手段と私は思っていますということで、また民間の事業所を活用してPFIの進展につながっていくのではないかと考えておられますが、中々民間事業がですね、他所と違ってなかなか難しいところありますのでそこはちゃんとやっていただければと思います。そこでですね町長はですね、商工観光課長時代、前からですけど駅前振興のために夏場の有志と一緒にビアガーデンもされたりしておられます。駅前に対しての思いが1番あると思いますので、再度の思いを聞かせていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、駅前振興会につきましてはですね、どうもメンバーからもう公約で言った言わないということで継続している状況であります、駅前の交差点改良につきましてはですね、工事がもう終わったんですけれどもただそれから旧5差路に向かって、そして旧今の外のほうに向かってという拡幅がですねまだなかなか進まない状況にあります。そして商店街の皆様からよくお聞きするのは、やはり街路灯をどうにかして欲しいと。どうも多良木町方面から来ますと多良木町の街路灯がずっと均等にきれいに並んでいるのを見てですね、あさぎりに入った途端ちょっと暗いというお話をお聞きしますので、この街路灯の再設備設置についてもですね、検討していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 街路灯になればですね商工会とかそういうのも関連してきますのでそこは十分打合せしていただいでですね、やっぱりもう長年の念願でありますので駅前はですね、早期にですね、期限を設けて早期に取組みいつまで終わるか、しっかりとした計画を進んでいきたいと思ひます。それでは2番目のですね、おかどめ幸福駅周辺の整備について問ひます。岡留公園の現状はどうなっているのか伺ひます。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、おかどめ幸福駅の現状ということでござひますけれども、もうおかどめ幸福駅自体はですね幸福駅の売店等につきましてももう改修が終わっております。あと今指定管理というところで運営をさせていただき運営をさしていただひております。特にこれからですね、おかどめ幸福駅について何らかをっていうことを特には担当課としては今のところ考へてはひませんというところでござひます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） あん公園はまだ。アクセス公園ですよ。公園、おら公園と言わんやったかな。すひません。

◎議長（小見田 和行 君） もう一度質問してください。橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） すひません間違ひました。岡留公園の現状をどうなってるか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。岡留公園についてのお尋ねでござひます。公園につきましても大型遊具ござひましたが老朽化で危険ということで昨年度撤去したところでござひます。ということで今年度の予算でですね、設置する予算を計上さしていただひておりますので、公募型のプロポーザルを実施しまして先月末に請負者の選定を行って契約をしたところでありますので、

今後今年度中の整備を目指して進めるという段階でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） すいませんね、公園と言わんやっただが悪かったですね。言うたですよね。子育て世代を中心とした有効活用を考えるとあさぎり町には大きな遊具施設、遊具を設置する場所はどこしかありません。今後の構想については今建設課長が言われましたが、今後管理とかそういうのを考えた上でもですね、やっぱしそのままうちよければまた同じようなことになりますんで十分そこらを考えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、今度の設置します遊具につきましてはですね、具体的な内容につきましては今決めておりますので粗方内容が見えてきましたら議員の皆さん方にも来月ぐらいいですね、説明はしたいと思っております。まずその遊具につきましてもなるべくですね、維持管理がかからないような老朽化に強いような資材をとということで仕様書にもうたって業者とも選定しているところでございますので、維持管理経費を抑えるという工夫は業者のほうから提案がっております。管理につきましても今異常があったときにはですね、作業員2人でいろいろ維持管理も努めておりますし遊具等の修繕も日々点検等もですね、行いながら進めておりますのでそういったところで進めていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 十分そこはほんならまたしていただいて管理を十分していただければと思います。次に売店についてですが、売店は華々しくオープンセレモニーをし、マルシェも何回か行いましたが、その後どのようにして盛り上げているのか、また指定管理とどのような話合いをしているのか。というのがですね、あすこの指定管理はあれですが花やら裏側の花とかそういう諸々がですねどうも繁茂して何か1回どう見ても感じ的にぴしゃっとしとらんでいうように見えるもんで、せっかくお客さんが他所から来られてですね、来られるんであればそういうのもちゃんとどこまでのすみずみで指定管理がここまでして、後は町がするとかちゃんとそこらはやっぱはつきりとしとかんばんじゃないかなと思いますんでそのことについてちょっと伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。先ほどは大変失礼いたしました。おかげで幸福駅の周辺、売店周辺についてということでございます。指定管理の範囲につきましては売店それから前の広場あと花壇と駐車場トイレを含めたところで指定管理を委託しておるところでございます、確かに議員言われるようにですね、花壇であつたりとかっていうのはある意味、そうなんですかねきれいなになっていないとか、うまく管理がされていないというような状況というのは、私どもも把握しておりまして、実際指定管理者ともですね協議をしながら整備についてはお願いっていうかその範囲内、指定管理の範囲内として行ってくださいという話合いもしております。またそういった話をしながらですね、先月、先々月だったですかね、これまでは定期的っていうか月に1回とかポイントポイントで話合いをしておりましたが、現在はですね、月ごとの報告書が出る時にミーティングという形をさせていただいております。そういったことで適正な管理に努めていただくように協議をしながら進めているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。やっぱしですね、売店ばかりきれいでもあってもいかんし周りがやっぱせっかくお客さん来られた時に繁茂しとったりすればですね、見た目もよくないです。からそういうのはちゃんと話し合った上で、どこまでのすみ、ここまでは指定管理ここまでは町とかですね、ちゃんとそこらはやっぱちゃんとしたことをしていただければと思います。おかどめ幸福駅の名前は全国的に知られていますが、令和2年豪雨災害、コロナで客数が減ってきていると思います。今後はどうやって盛り上げていくのか。現場が分かるのは指定管理だと思うし、売上げにも影響することになると思いますんでしっかりと調整をしながら取り組んで頂ければと思いますが、今後はちょっとそういう話合いを商工観光課としてやっていかれるんですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。繰り返しになりますけれども今、月ごと月毎月ですね、ミーティングも行っております。今後のおかどめ幸福駅の活用といいますか、確かに言われたように令和2年の7月の豪雨災害によってくま川鉄道が肥後西村と湯前駅間での運行のみになっておりますので、確かに集客自体も落ちてきているのは間違いないというところで認識しております。今後につきましては、令和7年度にくま川鉄道が全線開通をするという予定でございましてその全線開通をまずは見据えたところで、それぞれの各駅ごとにですね、何かイベントが出来ないかっていうところの話は担当課長、管内のですね担当課長会議等でもですねそういった話は出ておるところでございまして。沿線としましてはやはり全線開通を見据え、全線開通の時点を踏まえたところでおかどめ幸福駅であったり、あさぎり駅であったり、こういったところが盛り上がるような取組というところを現在その検討も実際しているというところとございまして。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。それではですね、是非ともそういうので進めていただいてですね、頂きたいと思います。次にですね、前町長時代にですね、おかどめ幸福駅と谷水薬師を結んだサイクルロードの整備が計画がありました。現在シンボルロードは、サイクルロード、サイクリングロードとして整備されています。今後どのようなつながりを持たせるのか、と思っておりますが今町長としての考え方はどういう考え方でございますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。議員が言われたようにですね、やはり今、幸福駅の利用者といいますか売店来場者も含めてですけれども、やはりくま川鉄道が全線開通していない。そしてコロナの影響をずっと受けたまま、そして遊具も撤去したということで非常に来場者が減っていると伺っております。やはり今後整備をしていく上ではですね、岡留公園と幸福駅の動線というものを十分配慮したよう整備をしなくちゃならないし、そして昨年台湾の幸福駅と連携協定も結んでおりますので台湾の方が来られた時にがっかりされないような、外観も含めてですね、整備をしなければならぬし、そして今サイクリングロードとありましたけれどもサイクリングロードもですね、免田川沿いのシンボルロードそしてふれあい道路については、整備が終わってますけれどもその先がですね、まだ進んでないという状況ですので今後関係課そして県とも協議しながらですね、進めていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 今おっしゃったように公園ということですので、できればそこは地元の人もおられますんですね、地元の人たちとも調整していただけて進めていただければと。そこでですね私思うんですが賑わいをつくる手段としてですね、免田駅、今のシンボルロードを全部延長して薬師さんまで持っていってもらふこととしてですね、石田橋。私はもう昔から石田橋は直してくれというくちですから、石田橋を活用してですね、復活させていただいて、ヘルシーランドの動線とね、休憩したりとかそういうのをやっぱ作ることによって賑わいが創出されまふんで必要があるのではないかと思います、このことについて町長どう思われますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 石田橋につきましてはですねもう何度もこの議場でも御質問が上がっておりますけれども、そうですね自転車道を絡めた特定財源が付けば、そういうメニューがあればというふうな限定で今考えているんですけれども、中々見つからないという状況であります。そして費用対効果というものが1番だと思っておりますけれども、中々現状、現時点ではまだそういった特定財源のあるメニューも見当たりませんし、そういう波及効果・費用対効果等についてはまだまだ検討が必要かなと感じております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 費用対効果費用対効果と言えは何も出来んですからやっぱしですね、今言うシンボルロードと岡留、シンボルロードと谷水薬師という感じで動線を結んでいく中にヘルシーランドがありますんでここで休憩して、もう町の施設ですんでそういうのはやっぱ考えた上でですよ、やっぱ進めていくように町長やっぱ思いつ切りそぎゃんとは考えていかんばんとじやなかですか。どうですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はいそうですね、うまく整いましたら是非御協力をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。そうですね、もう中々財源がって言えばもう何もかも出来ませんので、地域住民の石田橋に対する復活を早期に実現して欲しいということで要望書も上がっています。私個人もそう思ってますので是非ともそういう形で進んでいただければと思いますんでお願いしたいと思います。お願いしたいじやなか、やっていただきたいと思います。それではですね、次の町のカーボンニュートラル達成に向けた取組について伺います。1番目のあさぎり町有林を使ったJクレジットの活用について問います。まずはですね、Jクレジットの説明をしていただいて後に町有林はどれだけあるかをちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは森林管理によるJクレジット制度の概要説明ということで申し上げたいと思います。造林事業における下刈りや間伐など適切な管理を行った森林では多くのCO₂を吸収し、樹木が成長いたします。この樹木の成長に伴って吸収した二酸化炭素CO₂の量を数値化し、売買可能なクレジットとして国が認証する制度ということになり

ます。まずＪクレジットのメリットを申し上げますが、販売が可能である。具体的には得られた収入は、森林整備等などいろんな経費として使えと。それから地球温暖化防止への貢献をＰＲできると。具体的には、自然災害の抑止や森林の公益的機能の発揮に貢献していることなどのＰＲというのがあるようです。それから２番目に森林から作られる具体的なＪクレジットの量ですが、樹種や輪齢など条件によって異なりますが、目安といたしまして森林の１年間当たり１ヘクタール当たりの算出量が５トンと言われております。またＪクレジットの取引事例ですが、カーボンクレジット市場では、１トン当たり５，０００円から９，０００円ということで取引をされているようです。またＪクレジットを作る国の認証を受ける手続になりますが、プロジェクトの登録それからモニタリング、それからクレジット認証という３つのステップがあります。全て終わるまでに１年半から２年程度かかるということです。それからＪクレジット、国の認証を受ける費用ですがプロジェクト登録には最大１７０万円、それからクレジット認証に最大１９５万円がかかるということです。国の補助金制度がありますがそれぞれ最大８０万円の補助金があるということです。それからその他といたしまして、県内におけるＪクレジットの取組状況ということで、２０２２年には４自治体それから２０２３年に３自治体と１財産区ということでありまして、管内におきましては五木村と球磨村で取組中というところになっております。それから農林振興課で把握しております町有林の面積は３，２７５ヘクタールということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（７番 橋本 誠 君） 今おっしゃったようにですね、Ｊクレジットという形で活用していけばですね、町には３，２７０ヘクタールやったですかね、の森林があります。ただですね面積が５００ヘクタール以上なかったら駄目とですよ。確かそれやったと思うんですよ。５００だけん実際町に対しあつとは町の町有林か、もしくは他にもあるんですかね。他はなかですよ。町にはもう町有林しかありませんのでそこらをですね活用してうちの町もですね、Ｊクレジットに取り組むべきではないかと思いますがどうでしょうかね。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。現在ですね、熊本県におきましてＪクレジット創出促進の取組といたしまして、Ｊクレジット制度に精通したコーディネーターを設置し、申請手続きなどに関しまして伴走型の支援が行われているところです。今回これに手を挙げたい、申請をしたいと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（７番 橋本 誠 君） そしたら、そうおっしゃいましたんでできればそのように進んで頂ければと思います。やっぱりカーボンニュートラルですね、脱炭素という形で町も取り組むことによって町のイメージアップにもなりますんでどうか今後進めていかれると思います。今回ですね、２点のことについて一般質問をさせていただきましたが今後ですね町何も町のために一生懸命私ども頑張るとつとですから是非ともですねそれに近づけていただけるようにですね、頑張ってくださいと思います。これで一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 町長に最後に一言言ってもらって一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。ほんと前向きな提案ありがとうございました。特にJクレジットにつきましてはこれからの取組になりますけれども、これによってそうですね、省エネ設備の導入であったり、再生エネルギーの活用によるランニングコストの低減等を図っていければと思っています。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） これで7番橋本誠議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時23分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。次に13番 永井英治議員の一般質問です。（議長。）永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。13番永井英治でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。まずは障がい者福祉についてであります。本町では、障がいのある人もない人も共に生きていく社会の基本理念のもと第7期障がい福祉計画が策定されております。その中のアンケート調査によれば、障がいがあることで外出時に困ったことや少なくとも差別を感じて差別を受けたという人が少なからずおられるようであります。今後障がいを持つ人が心配なく外出できるようにあわせて差別をなくすバリアフリーへの取組方をまずは問います。そこで、現在本町も様々な障がい者施策が講じられていると思いますが町長としての現状の認識をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。質問にお答えしたいと思いますが、現在、障がい者施策には身体、知的、精神だけでなく発達障害、難病、医療的ケア児を含めた対応が求められています。本町における障がい者手帳を所持されている方の割合は8%であります。手帳を所持していない方も一定数いらっしゃるためその割合はもう少し高くなると推測されます。また、障がい者御本人そして支援する家族の高齢化も進行していることから障がい福祉のニーズは多様化しておりまして、障がいのある方が地域で安心して生活ができるようサービスの充実と環境整備を進めていく必要があると考えております。障がいの有無によって分け隔てられることなく共に支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましては担当課長より申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、本当に今町長が言われました共に支え合うですね、そういう心で町民の皆さん全てに共通することだと思いますのでそういう心で本当に世の中生きて、皆さんと生きていけたらと思っております。そこで少しずつちょっと詳しいところをお聞きいたしますけども、今障害を持っている方それから障がい者に限らずですね、高齢になって身体が不自由になられた方々も含めまして、この前もありました台風10号の避難、それから恐らくここ数年でというかここ数年か何十年か知りませんが南海トラフ等の大地震発生の時など災害時にですね、援護または支援が必要な方。よく言う要支援者・要援護者と言いますけどもそうなる方が多いと思いますけどもその支援策をまずはどうなっているのか、お伺いをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。災害時の例えば避難等におきましてはですね、自助・共助・公助が重要ということで特に災害時におけます要援護者の避難時では、地域の共助がまずは大事になってくるといふふうに思います。避難行動要支援者名簿によりまして対象者の把握を行い確認を行うこととなりますけども、そのためには日頃から地域ですね、顔の見える関係づくりが大事になってくるといふふうに思います。それで今、社会福祉協議会協議会と地域が連携して作成を進めております支え合いマップや地区の防災計画書の作成づくりが大変有効になってくるといふふうに思っております。遠くの親戚より近くの他人と言うようなことわざもありますようにまずは共助、例えば地区の自主防災組織などによる地域での連携つながり、そして共助で対応できない場合はですね、公助、公的機関の支援も当然必要になってくるといふふうに思います。また避難場所につきましても、身体の状態によりまして特に配慮が必要とされる方は、福祉避難所での対応も想定されてくるといふところと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。支援が必要な方、まずは自助・共助のまず自助ができないというか家族の方がまずは家族がちゃんとちゃんといふかおられればですね、家族の方が1番目の支援する人、支援する側にあると思いますが、その次が隣近所の間違いなくその方をよく知っている人たち、そしてそれが消防団であり何なりなるかもしれませんけども、そういった時には本当に自主防災組織。ここのその地区で本当に詳しい人、支え合いネットワーク、そういったのが本当に大事になってくると。もうこれはもうよく言われておることですけど、今さら言うことでもないかもしれませんけどもその辺りをですね、まだまだうちの自主防災組織、あさぎり町、今度免田地区の防災訓練がありますよね。免田地区はちょっと自主防災組織、いろいろな私もその中の役員の1人でもありますけれども、遅れているっていう言葉が当てはまるかどうか分かりませんが、中々自主防災組織の活動自体が進んでいないような状況であります。そういったところですね、こういう障がいを持っている方たちにストレートでそのもう救助するしないっていうとこう命関わって来ることでございますのでその辺りの自主防災組織のもうちょっと免田地区私たちの、私も免田です。私は自分の戒めと思ってもこう言うんでございますけども、その辺りのもうちょっと活発に活動しようというような啓発とかは総務課長いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。自主防災組織でもですね連絡協議会というのを年に1回開催していろんな情報等も出しておりますので、そこの中でもですね、他の地区の活動状況等もお知らせしてそういう啓発は進めていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、中々笛吹けど踊らずかもしれませんそういったところをですね、基本的に根気強くやっていって欲しいと思っております。次にですね、うちの町の公共施設それから道路とかも関わってくると思いますがそれはもう分けてもらってもいいです。公共施設ですね、障がいを持ってる方そして高齢者のための様々なバリアフリーが講じられておると思っておりますが、まずはその現状それから課題、伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、では公共施設と道路ということでしたので公共施設のほうにつきまして財政課からお答えをさせていただきたいと思います。公共施設のバリアフリーの現状ですけれども施設が改修されるタイミングで手すりやスロープを設置したりとかトイレの洋式化などを順次行っているところでございますけれども、課題としましては、一部の公共施設でまだ段差や和式便器などが残るなど全ての公共施設のバリアフリー化には至っていない状況でございます。町では公共施設の維持管理についての基本的な方針を示した公共施設個別施設計画の中間見直しを令和6年3月に行っておりますが、この中で公共施設の維持管理方針として新たにユニバーサルデザインの推進を掲げております。公共施設の維持補修・更新などに当たっては、高齢者や障がいを持った方などに配慮し、段差やし狭い通路等を解消することで誰もが円滑に利用できる建築物の整備を図るということで記載をしております。今後もこの方針に基づき維持補修を行ってまいります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それでは私のほうからは道路に関しましてでございますが、道路に関するバリアフリーの対策としましてはバリアフリー法のほうに規定がございます。その中で特定道路ということで指定がなされれば基準に適合した整備ということで歩道の設置が義務化されるというところでございます。特定道路につきましては、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われるものとして指定されるものでございまして、熊本県内で申し上げますれば、熊本市内の熊本駅周辺あるいは中心の市街地など熊本市内が指定されてるわけでございます。町としては特に指定はございませんので歩道の設置は義務ではないというところでございます。しかしながらですね、これまで道路の整備を行う上でですね、障がい者あるいは高齢者にも配慮した優しい道を整備するということで、必要と考える路線につきましては歩道も設置しておりますので、バリアフリーへの対策も含めたところで整備がなされてきたものというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。バリアフリー法特定道路とかそこに該当するのは熊本市内あたりしかないということですが、先ほど橋本議員の質問の中にですね、町長の答弁に駅前であって歩ける道路。はい、そういった話もありました。まだ基本構想の段階ですが駅前

前というところのですね、本当に賑わいをつくるところでそういう当たり前のことでありましょ
うけども先ほど財政課長もありましたこれから作る施設これから作る道路、特に道路もですけど
も、はもう間違いなく、バリアを取っ払う。壁を取っ払う、なんでも言わば安心して歩ける安心
して買物も全てできる、そういうようなことをもう私からもうそのまた改めて言う必要もないか
もしれませんがそういったことを基本に考えていっていただきたいと思っております。次に今度
のですねあさぎり広報9月号の13ページにちょっといいですか。資料を送ります。障がい者差
別解消法の合理的配慮というのがあります。私もですねそれこれを見て合理的配慮とかぱっと分
かったものではありません。いろいろこうここに書いてあるようなことを調べながら分かってき
たわけですけども、その合理的配慮ということの本町においての現状と課題をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。障がいのある方々への合理的配慮ということでございま
すけども、町としましては国の基本方針に沿って障がいのある方々への支援を行っております。
その中でやはり個々の状態に応じた配慮を行い、社会参加や職場での活動を事業所と支援事業所
と連携して支援を行っているところでございます。ただし先ほどからいろいろとお話がありまし
たとおり、昨年実施しましたアンケート調査によりますと障がいがあることで嫌な思いや差別と
受け取れる経験をしたことがあると回答された方が26.9%おられるということで、嫌な思いを
された場所というところでは外出先で学校や職場、住んでいる地域という回答があつて
いるところでございます。そういうものがあるということを回答頂いておりますので、周りの
方々の障がいのある方々に対する知識や意識を高めるということが必要だろうと思っていとこ
ろでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。またあとで質問しようと思っていいたんですけども本当
にですねそういう嫌な思いをされたとか、そういったことがもうそれこそバリアフリー、心の今
度はバリアフリーですよね。そういったことがもう本当に今26.9%ですか、そういったことが
もういろいろな外出先でもあるとかいろいろなことを言われ、今報告頂きましたけども絶対にあ
ってはいけないことですよね、間違いなく。そういったことの現状があるということがよく分か
りました。また今度は後でちょっとそのもう課題とかですね、啓発についてもう1回ちょっとお
聞きしたいと思いますので、はい。今度はですね、障がい福祉計画の成果目標としてですね、令
和8年度までに障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制を構築するとあり
ますけども、その構築する具体的な施策を聞きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。障がい者福祉サービスの等の質を向上させる取組という
ことでございますけれども、これもですね国の基本方針に沿って行われるものでございまして各
都道府県または市町村の職員につきましては、この障がい者総合支援法の具体的内容を理解する
ための取組を行わなければならないということで、様々な研修会への参加というものが呼びかけ
られているところでございます。また障がい福祉サービス等の利用状況をそれぞれ各市町村きち
っと把握をしてその数値をですね、計画の中に盛り込んでいくこと等も計画の中に盛り込んでい

くということもですね書かれておりまして、提供できているかどうかという検証もですね、その後年度毎に行っていかなければならないということで、先ほどのお話にありました第7期の障がい者の計画ですね、障がい児の第3期の障がい者の計画。その中にその計画につきましては、そういうサービス量ですね、を定めたりとかいう部分がございます、その中であさぎり町としてサービス量をきちっと確保して障がいのある方々に対してサービスを確実にやっていくというものを計画として上げさせていただいたところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい分かりましたっていうか、もうちょっとこう私も第7期障がい福祉計画をもうちょっとこう中に突っ込んでいかんと分からない部分があるということですよ。もう一言では言えないと。はい。国の基本構想に基づいて国の施策に基づいてい町も行くっていうことですね。はい。はい。それではですね、先ほどから言っております本当に今度は心のバリアフリーということになるかもしれませんけども、そういったことで教育長・教育課長にお尋ねをしたいと思います。まずはですね、学校施設のバリアフリーの現状をお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） 学校施設の状況でございますが、まず中学校につきましては昨年度のあさぎり中学校校舎の長寿命化改修時に階段などの段差解消につきましては可能な限りスロープに改修をしております、また生徒の動線を考慮して通路や出入口を新たに整備するなどしまして、改修時に可能な限りバリアフリー化を図っているところでございます。また1か所ではございますがエレベーターも設置済みでございます。次に小学校につきましては昭和48年度から昭和53年度の間に集中して建築されておまして、いずれも建築後50年前後とかなり老朽化が進行しております。そのような中でトイレは平成29年度30年度において全校改修を行っております洋式化をしております。また多目的トイレがなかった学校には新設をしております。その点では、以前より相当明るく利用しやすくなっております。一方で小学校におきましては、校舎そのものが老朽化をしております、段差もですね、校舎内外に見受けられております。構造上スロープが簡単に設置できないといったか所がございますバリアフリー化は十分ではない状況でございます。今後も必要な改修は随時行ってまいりまして、できる限り全ての方が支障なく学校生活が送れるよう整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。可能な限り改修する時にずっとバリアフリー化に取り組んでおられるということですよ。確かに新しく全てを全ての施設を新しくバリアフリー化せろと、それはもうちょっと本当にそぐわないことだと思いますので、そういったことで今もう小学校も古い施設とはなりましたけども、私たちもトイレの洋式化される時に委員会で回ったこともあります。そういったことですね、まだまだ十分ではないというような今課長の答弁でありましたけども、もう少しずつ少しずつでもいいですからそういったことを心がけていって、最終的にはですねもう完璧に近づくバリアフリー化に取り組んでいって欲しいと思っております。はい。それでは今度はですね、今度こそ心のバリアフリーです。障がい者への理解を深めるためには、

まずはですね学校の福祉教育というのが重要になってくると私たちは思っております。その現状と課題をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。失礼いたします。それでは学校の福祉教育の現状と課題ということで御説明させていただきます。町内小・中学校では、社会福祉協議会や鐘ヶ丘ホーム、それから役場の関係課との連携協力による高齢者疑似体験、視覚障がい疑似体験など、福祉体験や認知症サポーター研修また高齢者福祉施設や保育園等での交流福祉体験や中学校における職場体験など実際に体験を通しての学習を行っております。子供たちは高齢者や障がい者の方々等の理解を深め思いやりとともに支え合い、生活していくことの大切さを学んでいるところです。ただ小学校1年生から中3までってなるとかなり学年差があります。それで先ほど議員のほうからもありましたけども合理的配慮というものがどういうものかっていうのを小学1年生から分かりやすいように説明をしていってるところです。口頭で分かりにくいかもしれませんが例えば130センチの子供と150センチの子供と170センチの子供がいて、目の前に2メートルの壁があって、その奥には野球の試合が行われていると。覗きたくても覗けない。そういった時にみんなに30センチの踏み台をやると。いわゆるそれが平等なやり方だと。ところがそれで130センチのお子さんは見えないのでっていうことで小さいお子さんは高い踏み台を、高いお子さんはそれなりの踏み台をとということで同じ目線になるように踏み台を準備してあげる。それが合理的配慮で差別ではないんだよっていうのを、これは踏み台ですけども。例えば物を分かりやすい問題をやるのとちょっと難しい問題をやるので、差別だとか、いやそうじゃなくてその子に応じた1番適した状況を作ってあげることがとても大事なんだよっていうのをですね、発達段階に話しながら福祉教育のひとつとして進めているところです。課題としてはですね、先ほど体験学習を申しましたがどうしても教科にはないので単発的な行事とかになってしまいがちです。ただ折に触れ先生たちは福祉教育をやっていますけども、今の小学校1年から高校3年まで持ち上がるキャリアパスポートっていうのがあります。これは教科指導は学習指導要領に準じて、もう年間系統的に流れていきますけども学校行事あるいは特別活動そういったものはそれぞれの学校の違いもあったりどんな学びをしたかっていうのがそれぞれの特色であってですね、つながりが見えるものであります。そういったことから子供がどんな学びでキャリアアップをしているのか。それを見て担当の職員も組立てをするし、子供たちもそのキャリアパスポートを見ながら時折振り返って自分は小学1年とかこんなことを勉強したんだ、小学校6年はこんなことを勉強したんだ、中2の時はこんなことをしたんだというのを振り返りながら自分の学びの足跡をたどりながら学びをさらに深めていくっていうものがあります。そういったように単発じゃなくて今課題とすればですね、縦につながっていくような福祉教育をすることがとても大事じゃないかなというふうに考えているところです。ただ学校内ではですね、よく言われますインクルーシブ教育ということでそれぞれほんと国籍が違う方あるいは政策の違いであったり障がいであったりですね、そういったこと全てを含めて理解し合って共に生活支え合って生きていこうということでインクルーシブ教育に学校組織を挙げて、どこの学校も進めているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい、何か大変すばらしいと思います。そういう教育でですね、本当にそれが皆さんがもう子供さん方が皆さんが理解してくれて云々ならば、そういう１番はじめから言いました、ちょっとした差別がまだあるという、そういったこと絶対ないような世の中になると思います。そういったことをですね、もう基本的な事になると思いますが、もう学校での福祉教育、いろいろ何かここにですね、普段のふ、暮らしのく、幸せのし、普段の暮らしの幸せの実現に向けて考えることが福祉教育です、らしいです。ふ・く・し、ですね。いいこと書いてあると思う。本当にびっくりしますが、そういった本当に普段の暮らしの幸せの実現に向けてですね、福祉教育っていうのはあると思いますので、本当に学校の先生方には、全てぶん投げるわけじゃないですけども、もう子供さんにのですね、教育、福祉教育、よろしく願いをしたいと思います。はい。それではですね、もう１点といいますか、生活福祉課長でいいと思います。最後の質問です。町民がですね、障がいを持っている方への理解を深めるために今度は町民の皆様です。正しい知識の啓発が重要と考えますが、その施策の現状、それからまだまだだとか課題があればということでお伺いをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。正しい知識の啓発ということでございますけども町では現在国・県の情報発信に合わせまして、町民の方や事業所に対しまして情報発信を行っているところでございますが、その内容的なものにつきましては、やはり見にくかったりだったりですね、見にくい。または専門用語が対応されて分かりにくいというようなですね、部分もあったりで最後までこう見ていただいている方が本当にどれぐらいいらっしゃるのだろうかというところで懸念はしているところでございます。そういうところも含めまして見ていただいて、読んで頂かないと理解というものを深まりませんので情報の発信について、見やすさであったり分かりやすさというところに留意しながら見ていただける情報の発信に今後努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい、見やすいそして専門用語も分かりやすくというところをお願いを本当にして欲しいと思っております。最後にですね、この質問の最後にですね、フランスのパリにおきまして開かれておりましたパラリンピックが閉会をいたしました。その中にですね、新聞記事またはネットの記事にもありましたけどもパリの町は障がい者には優しくない街というような記事がありました。地下鉄に乗るにもエレベーターが少ない。また石畳が多くて段差が多い。車椅子の方々はひっくり返る心配があるということです。私はですね、それが今の世界のといいますか実情だろうと思っております。日本でも公共施設では大分バリアフリーが進んできたように思っておりますが、道路とかまた様々なお店ではですね、私ども一応健常者が普通に超えるほんの数センチの段差や溝が車椅子の方々にとっては乗り越えられない障害になっているのが現状であります。今回、私はすなわち障壁をなくすバリアフリーという観点で質問をいたしました。今後はですねもっと広く、先ほど課長さんか町長の答弁の中にありましたユニバーサルデザインの理念の普及が求められると考えております。内閣府の調査にあります行政に１番目に期待することは、これ内閣府の調査の福祉の障がい福祉の調査ですね。行政に１番目

に期待することは民間の取組に対する財政的な支援ということがありました。行政とともに住民や事業者が協力し合い、バリアをなくしユニバーサルデザインの世界になることを願いまして、この障がい福祉についての質問を終わらせていただきます。町長なんかよかですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい先ほどから永井議員のほうからありましたように、やはり正しい知識の啓発要するに住民の理解というものが1番重要だなと感じております。それと同時にですねやはり最初冒頭申し上げましたけれどもやはり高齢者の方御本人の高齢化それにプラスして家族の方の高齢化ということで、やはり家族の方の負担の軽減というものも重要になってくるんじゃないかなというふうに感じたところでした。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。それでは大きな2番目の質問に入らせていただきます。次の質問はですね、農業政策についてであります。今年6月食料農業農村基本法が改正されて公布されております。この基本法の改正によりまして農業の現場がすぐに変化するものではないと私認識しております。この改正基本法に関する本町の農業の現状と今後の課題を問うということで、まずはですね、この基本法の第4条と第44条に国土や自然環境の保全、良好な景観の形成と農業の持つ多面的機能も適切に発揮されなければならないとありますけれども本町の現状と今後の課題を問うということですね、先日、多面的支払交付金事業のこれは広域連携になっておりますからあさぎり町はひとつですね。しかし各組織で動いとるのが現状であります。各組織の現地確認が行われております。組織の優良な事例がありましたら併せてもしもですね、ちょっとこれはおかしいなとかいうような問題点がありましたらその報告をお願いをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。はい。現在2期目のですね、最終年度となっておりますが既に現地確認が行われております。内容といたしましてはですね、主な取組内容といたしまして用排水路法面の除草作業とか遊休農地の防止のための草刈りと。それから用水路等の軽微な目地補修、それから防草シートの設置や沿道沿いのごみ拾い。それから子供会や老人会などでの種まきや花などの植栽というような取組がっております。確認の結果ですが全体的にはですね、高齢化等で参加者も大分減ってきているという状況でありまして、しかしながら何とか頑張って維持管理をしていただいている状況であるということです。そのほかですね、農地の中にはいろいろありますがもともと優良農地ですが、例えば家族間における相続などの問題を含む事があるですね、管理がなされていないと。ただ周囲の方々の協力によって辛うじて年1回の除草等などを実施していただきまして維持をしていただいている状況もあるといったところです。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。今、課長が少しですね、何年か先のことの問題が出るかなと思いますところ多分言ってもらったと思います。私の組織はですね、それこそかろうじてまだ担い手の方、もう若いとは言いませんね。若い人もいますけれども後継者もいますけれども、70手前ぐらいでそういういろいろな活動には出てきていただいております。しかしながらこれはもう全国的な問題になると思いますけれども、あと数年したらばそういうもう共同活動とかの時にで

すね、中々もう日当も要らなばいと。何も要らんでももう私はもうそこには参加しきれません名前だけばいと、そういったことがもう出てくるのもうすぐそこに来とっと思うとですよ。そういったことがもうこの多面的機能支払交付金事業というのは非常にこの組織にとっても助かっている面もありますけども、現状がもう何ていう何といいますかも組織として活動できないような状況になっているところもなきにしもあらずの、ちょっと聞くようなこちらにあんまりないと思いますけども、もう都会のほうに行けばほとんどもうそういったところにも参加することもできないというようなですね、そういった悩みを抱えていると思います。そういったところをですね、行政のほうももう把握して頂きまして、うちは百太郎の事務局、百太郎の水利組合、土地改良区ですからですね、いったところとの付き合いたくさんありますけども、そういったところのいろいろな話も実情も把握していただいて、これからも取り組んでいって欲しいと思っております。はい。それからこの多面的支払交付金事業の前は農地・水・環境保全支払何とかだったですね。これからもう15年ほど経過しております。始まってからですね。そのもう今までの言わば、15年もこれこれ続けてきてこれからどうなるのか、現状としては今、今は重複するかもしれないですけどもお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。確かに前身である多面的機能支払交付金の前身である農地・水・環境保全支払交付金事業、これから始まって15年程経つということですが、現状課題といたしましてはですね、私も申しました、議員からもありました、全体的な課題としてやはり参加者の高齢化と減少によって活動の継続が困難にある組織が存在してくる。そしてそれが増えてくるという状況にあると思います。交付金事業の存続につきましてはですね、もちろん今回改正された食料農業農村基本法の中でもですねちゃんとありますので、これがマイナスに働くようなものではなくてより強化されたものになっていく。いわゆるその資金的なお金の面で申しますと強化されていくだろうということはありますが、いかんせんそのそれを受けて活動していたく人の減少、これが非常に課題だと感じているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。すいませんね農地・水・環境保全からずっと来てまた多面的にちょっと戻りますけども、今の課長の答弁で言わば多面的支払交付金事業は今年で一応5年目、5年の終わりですよね、最終年度。来年からまた新しく新しくといいますか、何かあれが変わりますね。ならばこの改正食料農業農村基本法が変わったということでこれが何かまだ強化されるっていうことは、ちょっといろいろな事業に予算がたくさん来るとか、そういうことですか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） 基本的にはですね、そこら辺の具体的なものは示されておられません。私すいません先ほど想定で申し上げました。こういった現状を踏まえて検討がなされていくであろうということですね、もっと強化されていくものということでお答えさせていただいたところです。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい、そうなるように私も期待しておきます。はい、それではですね、国は農村ＲＭＯ農村型地域運営組織の推進ということを何かこう考えておられるようです。そういったところのですね、うちはどうかと思うところあつとですけども、あさぎり町としての課長の考えになるかもしれませんがお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。この農村ＲＭＯですね。これにつきましては、農林水産省の事業として令和４年度からスタートしているものです。これには農家だけではなく地域住民も加わってですね、中山間地域の複数集落をカバーして農地の保全それから農業を軸とした経済活動、それから生活支援といったことまで手がける組織として想定されているものです。これについて国のほうでアンケート等も行われているようですが現時点においてですね、課題となるものはやはり人材不足ということで、もう最も多かったのが活動の担い手不足それから次いで役員スタッフの高齢化、それからリーダー不足ということで多くの課題が出ているような状況です。現時点ではこのように課題も多くですね、農林水産省だけでなく総務省、国交省など多岐にわたるものでありまして、改正法を機に今後省庁間の連携を強化して政府一体となって推進体制を整えて欲しいというような声もある段階であると聞いているところです。そういうことからですね、町として置き換えた場合に現時点において多くの協議会、複数の組織がある中で果たしてまとまれるのだろうかということを今思っているところです。同じようにですね、課題が出てくるとも想定することはできると思っております、現時点におきましては農林だけでは到底できない事業であると考えておりますが今後国の動きをですね注視してまいりたいと考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。もう何て言いますか、それでうちの町はそれで結構だと私も思っております。というのが、限界集落というような言葉はこれちょっと当てはまらないかもしれませんがでもそういった危機、集落的にもう生活をする上でも危機感を感じたようなところがこういったところの農業だけではないような所を含めての活動運営組織ですよこれは。だから私これ、これを見ながらですねこういったのが果たしてうちには先、先あんまりあれですね２０年、１０年２０年経てばどうなるか分かりませんがこれはあるというところぐらいでこういったところがですね、先進地も何かあるようなネットちょっとくればすぐ出ますよね。はい、そういったところはひとつの勉強として私も捉えておきたいと思えます。はい。続きまして、基本法第２８条ですね、農地の確保及び有効利用のことを記してあります。本町の現状と今後の課題を問うということで農業委員会ですね資料によりますと令和４年から令和６年にかけて水田の耕地面積は、４０ヘクタールほど減少しているの見受けられました。はい、まずその要因この数字がちょっと違うならですねその説明をお願いいたします。その要因を問います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。耕地面積の減少の要因としまして、まず１つ目が主に山地や中山間の農地における非農地判断によるものです。判断の基準としましては、農用地区域外の農地でその土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備

が著しく困難な農地やその農地の周囲の状況から見て農地として復元しても継続利用ができないと見込まれるような農地を非農地として判断しております。2つ目が、個人住宅などの非農業用途への転用によるものです。3つ目が、遊休農地の増加によるもの。以上のことが耕地面積の減少の要因と考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。それではですね今最後に出てきました遊休農地。この解消に向けた方策といいますか、をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい、遊休農地の耕作を、に持っていくということで解消の事業ですけれども、熊本県の単独事業になりますけれども耕作放棄地有効利用促進事業というものがあります。事業につきましては、耕作放棄地の解消と発生防止に向けた取組を行いましてあわせて担い手への集積を推進します。事業の対象となる農地は、自己所有地以外の農業振興地域内の低度または中度の遊休農地で、遊休農地の解消後担い手と農地中間管理機構を介して権利の設定を行い再生作業年から5年間以上の耕作を行っていただきます。補助金としましては、遊休農地を再生することで10アール当たり3万円、再生した同年度に作物を栽培することで10アール当たり1万円の交付がされます。本町の取組実績ですけれども過去5年間にはありませんけれども、直近では平成30年度1筆2,528平米、平成29年度に2筆2,987平米の解消実績があります。本年令和6年度ですが予算にも計上しておりますけれども、1筆6,853平米について本事業を活用し遊休農地を解消する予定としております。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、分かりました。ここにですねいろんな県の耕作放棄地有効利用促進事業というようなパンフレットもあります。こういったこと、ここまで放棄してあるようなことはですね、あさぎり町においてはそんながつり当てはまるというのはあんまりないと思いますけれども、はいそのように遊休農地になったらばこういったことに頑張ってもらいたいと思っております。でですね、実際近頃もう条件が田んぼの条件が悪くなって、これを今年も言わば耕作放棄地になったところが実際私目に見てま、がつりあります。道からですね、非常に道の隣でその道も2車線の2車線というか片側1車線ですね、道路の非常に目立つところでございます。そういったところのですね、管理というのは農業委員さんにもちょっと聞いたんですけども所有者の方がもう所有者の方も絶対できるような状態、管理をできるような状態ではない。ならば誰がするんだろうと思いますけれどもその辺りはどうなっておりますか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。というような農地の中でもそういう所有者都合といいますか、そういうので遊休農地が発生してる場所もあります。しかしながらその所有者、出し手というところの御意向的なものでどうにか受け手を探しどうにかマッチングしようとしているところもあるんですが、実際ちょっと出し手のほうがちょっとそういうのをちょっと拒まれてるというところも現実にあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。笑えない話があってですね、そこを隣の方がもうよかれと思ってからトラクターでだーっと入りました。もう草がぼうぼうでですね、畦草がもう隣に迷惑かけると。うち自分の家にですね。それで機械を持って入ったら境界杭がコンクリートの一遍の１５センチぐらい、１０センチから１５センチぐらいあるような杭がありますよね。あれがあって草の中に。あれにがんとやられてスライドモアというんですけど、シリンダーから全部交換しなければいけなかったと。もうですねたまったもんじゃありませんよね。そういった話があれば。でですねもうこういったところ、もう非常に農業委員さん方も御苦労されるかもしれませんができればですね、誰かが作ってくれと拝み倒してでもよろしくお願ひしたいと思います。それではですね、集積率の話です。今日、加藤議員の時だったと思いますけど担い手の集積率という話がありました。でですね、この集積率もちょっと今までよりも低下しておりますよね。で集積率を上げるということにつきましては、農地バンクの活用というのもひとつの手段だと思っておりますけどもその農地集積率を上げるための方策をお伺ひいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。農地バンクの活用以外でということでその方策といたしまして農業委員会といたしましては、今後作成しております目標地図におきまして農地の引受け手の選定時に担い手への集積と集約することを最優先に選定をしていきたいと考えております。具体的には農地の属する集落の担い手を優先的にその農地の引受け手に選定し、集積と集約を図っていきます。しかし集落にどうしても規模拡大に限界がある担い手ということで引受けがない場合には、近接の集落の担い手を選定していくこととしております。次に現在策定しています地域計画におきましては、人農地プランでは担い手に位置づけられてない経営体についても今後一定規模の面積により農業経営している農家や一定規模の経営をされていらっしゃる兼業農家等多様な担い手として位置づけていく予定としております。今後担い手農業者等の担い手同様にそのような多様な担い手として位置づけられた農家の耕作面積が拡大されることによりまして集積率を上げていければというふうに考えております。最後に須恵地区に設立されております農事組合法人須恵かちゃあには、今後須恵地区を中心に多くの農地が集積されることが予想されます。地域の農地を担っていかれることと、結果集積率を上げることへ大きな期待を農業委員会として持っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。集積率、担い手の集積ですね。本当にそういったところは、今最後に出ましたけども須恵かちゃあ。非常に前向きに取り組んでいるところには、本当に集積して欲しいと思っております。しかしながらこれ規模拡大ばかりが本当じゃないと私の心の中には思っとっとばってんですね。はい。はい。それではですね、今度は基本法第２９条に防災減災にも関わる農業用水排水施設のことを記してあります。この維持管理の現状と課題を問うということでですね、田んぼダムの現状とその効果をまずは伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。田んぼダムというところでそのことについてお答え申し上げます。この田んぼダムにつきましては熊本県が主体となって行われている事業ということ

になります。現状につきましては実証実験がですね、令和3年度から4年度にかけて田んぼダムによる堰板の配布による取組が実施され検証がなされました。またモデル事業といたしまして令和5年から現在にかけてですね、機能分離型の排水枡への入替え等が行われているところです。県の見解といたしまして、この田んぼダムの取組によりまして降雨の状況にもよりますが一定の流出抑制効果が確認されたということで、より広域的に取り組むことでその効果も大きいとされたところです。以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。一定の効果はもうあるということで理解していいですね。はい。これ排水枡の入替えとかもちょっと大変な作業にはなるとは思いますけども、こう言いながら私の組織は取り組んでおらんとですよ。ですね、先では取り組むように心がけるというか役員の皆さんで話していきたいと思っております。はい。それではですね、ちょっとこの前も委員会のときにありましたけども土砂流入に関して沈砂池とか、これは幸野溝、百太郎溝、大きな溝があります。この土砂流入や越水ですね、対する今後の対策があればお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。現在農林振興課といたしましては、幸野溝につきましては今回の補正予算にも計上しておりますが一ノ木谷川沿いへ第2の沈砂池というものを設置を予定しているところです。それから百太郎溝につきましてはですね、越水対策ということで現在鍋塚放水路の改修事業に取り組んでいるところです。他といたしましてはですね、現時点ではまだ今申し上げました事業もですね、数年にわたる事業となっておりますので今後検討していかなければならないというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。もうここ数年っていうか毎年とにかくどこか越水するは、土砂流入はするは。近頃のこの自然災害の大きさはですね、酷さは、もう課長それから町長皆さんのもう重々承知しておられることとしますのでそういったことをですね、対策をよろしくお願いしたいと思います。最後にこの基本法が改正されても現場での担い手不足や高齢化等の農業の根幹に関する課題が解消されるものものではありません。本町では現在でもですね、様々な農業への支援策を実施されていますけども改めて今後の農業への支援策の考えを問うということでですね、須恵の法人組織かちゃあは設立されるまで大変な御苦労があったということは分かっているつもりです。しかしですね、他の地区ではなかなか集落の法人化は難しいと思っております。そうなれば減少していく農家一戸一戸が今のあさぎり町の農地をですね耕作するためにまた守るためにですね、おのずと一戸一戸の農家の規模拡大をしていきます。面積が拡大すればやはり機械も大型化しなければいけない。または午前の方加藤議員の質問にもありましたけどもスマート農業も取り組むべき課題だと思っております。大型機械やスマート農業関連の機械の導入には、国の補助事業に該当すればいいのですがそれなかなか難しい。あさぎり町では、今でも農業振興補助金など農業の振興には大変御理解と御支援を頂いておりますけども、今1度これから先の農業に対する支援策を最後に伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。まずはですね、この須恵地区のかちゃあに対する支援につきましては今回の補正予算で計上させていただいております。その他の法人化の立ち上げということにつきましては、以前からその考え方についてお話をさせていただいておりますが、まずは地域計画それから目標地図の関係において明らかにその関係性を明らかにした上でですね、地域の話合いを設けていったほうがいいのではないかとこのところではしております。で今回そのそれ以外のですね、個別形、経営体での法人化、その立ち上げにつきましてはその可能性がある話を幾つか聞いているところですが、法人化までには至らない個別農家、中心的な担い手農家への支援につきまして、そういった状況にある中で先に支援策を実施したほうがいいのか、または広域を広く補う法人化を優先すべきかというところですね、非常に今難しい問題であるということでは悩んでいるところです。議員がおっしゃるような支援というのはですね、全然できないよということは考えておりません。できるものと思いますが、今後検討をしていく中でその順番を間違ってしまうとですね、これまでの集落営農組織のように結局法人化できないというようなことも考えられますので、そこは慎重に判断をしていきたいと、いかなければならないというふうに考えているところです。それからスマート農業に取り組む農家への町独自の助成と支援ということにつきましてはですね、確かに国の補助事業全て乗るわけではないということを考えておりますので、加藤議員の御質問の際にもですねお答え申し上げましたがスマート農業枠というものをですね、もっとちょっと真剣に検討してみたいというふうに考えておりますので、はいそこも含めてですね、考えなければならぬということで考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。午前中の小見田議員の御質問の時にも実情を訴えていたきたいというようなことを言われましたよね。地域の話合いとかで恐らくですねそこまではなんか詳しいっていうか、実情の話とかはあんまりないんだろうと思っております。それでですねそういったことがあれば、私たちもいろいろな機会を通じて実情を訴えていろいろ訴えていきたいと思っておりますので、またこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。これで私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで13番永井英治議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時38分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に 12 番 溝口峰男議員の一般質問です。（議長。）溝口議員。

○議員（12 番 溝口 峰男 君） はい、12 番溝口でございます。本日最後になりました。それではまず 9 月 1 日にですね、皆越地区での座談会開催されましたが町長から出向かれましての区民の声を直接聞かれたということは大変大きい意義があると私は思っております。引き続き町民の声を聞く機会を多く持たれますことは今後の北口町政の今後ですね大きく弾みがつくのではないかなというふうに私は期待をいたしておりますので、全ての行政区において座談会の実施を是非お願い申し上げたいなというふうに思います。ところで本日私の一般質問に福永選挙管理委員長におかれましては、大変御多忙の中に御出席賜りまして本当にありがとうございます。選挙管理委員会の役割は法律で定められておりますが本日の私の質問の中にその部分も含まれておりましたのでそこは御理解と頂きまして御答弁ができる範囲でようございますのでよろしく御対応頂ければと思います。よろしく願いいたします。それでは通告をいたしておりますが、投票環境向上に向けた取組についてまずお伺いいたしてまいります。町長選挙の投票率というのは合併時は大変高く 88.57 でございましたが、だんだんだんだん減少いたしまして令和 5 年度の町長選挙 73.48 でございます。議員選挙におきましてもあさぎり町誕生初めての選挙では 89.96 と大変高かったわけではありますが、令和 2 年度は 70.87 と今回は無投票でありましたが、両方ともにですね投票率は減少いたしております。この数字を御覧になりまして、町長それから選挙管理委員長はどのような認識をまずお持ちか、お尋ねをしてみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。町長選・町議選とも投票率は、議員が言われるとおり選挙ごとに減少しているようであります。政治や議会への関心を深める目的で中学生議会の開催は議会活動の取組として毎年行われておりますけれども、やはり年代別で見ますとやはり若い世代の投票率が落ちているというような推計値も出ております。ですからやはり若い世代の方への政治の関心を持っていただくという取組が必要になってくるのかなという感じをしております。なお、選挙の投票率向上対策のために選挙管理委員会においても検討していただいていると思いますので、本日は委員長御出席のもと御意見を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 福永選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長（福永 喜一君） 皆さんこんにちは。お世話になります。議員の皆様方には日頃から私たちの選挙関係につきまして温かい御指導と御協力を頂きまして本当に感謝申し上げます。今日は一般質問ということでお伺いいたしました。よろしく願い申し上げます。さて私たちの最も身近であります町長選挙そして町会議員選挙の投票率が下がってきていることは事実であります。平成 15 年の町村合併から 20 年経過いたしました。旧町村の大きな垣根がなくなり、また議員定数が減となってきたことによりまして地元地域におられた議員が少なくなっているなど身近であった選挙が身近でなくなっているような感じがいたします。さっき議員さんのほうから選挙の結果を申されましたけども、合併早々が平成 16 年でございましたけども 36 人の候補者に対しまして 22 人が定数になっております。それから平成 20 年度が 18 人の定数に対しまして 21 人が立候補者です。24 年が 17 人で 16 人の議員定数になっております。28 年度も 20 人に対しまして 16 人の定数となっております。令和 2 年が 17 人の立候補者で 14

名となっております。そして令和6年が無投票で初めてでありましたけども全体的に見てみましても投票率が低迷していることは確かであります。今後はこのことを十分認識した上で関係機関との御協議を頂きながら検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） ありがとうございます。それでは今回それぞれ資料の請求をいたしましてタブレットの中に格納いたしてもらってますが、まず資料の1、2につきまして投票率の行政区あるいは年齢階層別の資料でございますがこの説明をまず頂きながら、この数字の低い行政区や年代に対しての投票率向上の手だてといたしますかね、それは私は大変重要であると思いますがその課題と対策について伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。資料を今出てきておりますけれどもこれにつきましては投票の結果ということで、これ地区ごと今のシステム上は地区ごとと言うのが出ませんので投票所ごとのもう投票率、それから次のページが町長選の世代別の投票率、これにつきましては期日前投票の分の分析ということになっております。その次のページがこれ4年前の町議選の分の同じく投票率。それからその次のページが同じく町議選の世代別の投票率ということでこれは数字がもう一目両前といいますか、見ていただければ分かりますとおり非常に18歳から選挙権ございますけれども若い世代がどうしても投票率が低いというところの数字はもう顕著にあらわれておるといところは分かります。ひとつの要因としまして高校卒業後ですね、住民票をそのまま置かれとって大学なり専門学校なりこう行かれとったという事実もありますけれども、中々こう若者の選挙離れが今のところこの表を見ますと顕著にあらわれておるといのは分かると思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。現況につきましては御説明頂きました。それに対しての対策はどのようにお考えでありましょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、若者の選挙意識向上のためですね、南稜高校等で出前講座また模擬投票とも行っております。これ令和3年度に行っておりますけれどもこれにつきましては県の選管の協力を頂きながらやっております、これにつきましては今後もそのような活動を県の選管と協力しながらですね引き続きこうやっていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。ひとつの大きな課題といいますか、今それぞれお話がありましたそれを打開するためのひとつの方策として、やっぱり大事な部分については私は特に若い人たちも含めてですけれども周知力といいますかね、やっぱり選挙の重要性、投票の重要性、でなかつその中身、どこどこでどういう投票場所があって、期日前はここにいますよと。そういったしっかりとした周知力というのが大事なところではないのかなと。それが足りないというのが全国平均調査をしてみると言われております。そこでですね、現在もその周知力を高めるための方策というのはあさぎり町でも総務課主体でやっていただいているだろうというふうに思いますけれども、その辺りを現在の取り込みと今後まあ課題とすれば今言ったように投票率が現況

もう低くなってきてるわけですから今以上の努力を重ねていかないと投票力の向上にはつながらない。そのためには、今後その周知力に対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。選挙の周知力ということですが、これにつきまして国政選挙からですね、町議会議員の選挙まで色々ございますけども投票広報であるとかあらゆるメディア広報誌等もこう使いながらそういう周知力については今後もですね、努力して周知していく必要があるというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） 他の自治体の選挙管理委員会が広報をやっておりますけれども、選挙のための特集号というものも作ってやっております。そしてなおかつ１８歳高校生に対してのＰＲのためのチラシといいますかね、こういうものも作って、これは選挙管理委員会は堺市選挙管理委員会、もう選挙管理委員会独自でといいますかね、予算はもう町がもう出すわけですが、でもそういったことをもっともっと周知していただくことによって身近に感じる選挙自体がですね、今管理委員長言われましたけれども立候補者がだんだんだんだん少なくなってくると自分の身近にいないもんだから関心度が薄いというのも確かに出てきているのではないのかなというふうに思います。そういったことも含めてやはり周知をしていかないとやっぱり理解いただけない部分もあると思いますのでその辺はしっかりと総務課と御協議頂いて、今以上の広報媒体を使ってですね、デジタル監も後ろに控えておられますのでもう一生懸命その辺りを御協力頂いてやっていただければというふうに思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 福永選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長（福永 喜一君） 先ほど総務課長のほうから説明がありませんですけども、一応若い人たちに選挙し向上のために今選挙法、公職選挙法が改正に平成２８年になりました。それでその年齢が２０歳から選挙権が与えられてきましたけども今度は１８歳に引上げられております。その関係で１８歳と言いますと高校３年生が該当するわけでございます。そういったことであさぎり町には、高校は南稜高校ですけども今２回ほどそこに出向きましていろいろな模擬投票、そういったものを行っていたんですがその結果生徒たちから聞いた感想ではあまり分らないと、それは難しくてなかなか難しいって。それでそこは徐々に慣れてこれれば分かるんじゃないかと思っておりますけども、またそういったことも含めて議会や議会議員の魅力向上や政治の関心向上のために積極的に議会の傍聴を呼びかけることも大切ではないかと思っております。そういったことで今後も県関係の御協力を頂きまして、球磨郡町村選挙管理委員会協議会を設立しております。そういったものを含めまして投票率向上に向けて努力してまいりたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい、ありがとうございます。私たち自身もですねその辺り今委員長の言われたように中学生だったら中学生議会、南稜高校にも私たちも出向いていろんな意見交換をやっておりますが、やっぱりそういったことをやることによって政治参加意識を高めていくということはもう私どもは努めていかねばいけない部分もございますので、一緒にそのことはやっていきたいというふうに思います。それでは今日は何項目かですねここに上げさせていた

だきましたが投票率向上のための方策として次の事項について伺ってまいりたいと思いますが。今委員長言われたように28年の4月に公職選挙法が改正されたわけであります。そこでいろんな形で柔軟なといいますか、それぞれの自治体の選挙管理委員会でできる部分が拡大されている部分もございます。そこで伺いをしていくわけですがまず移動期日前投票について伺います。移動期日前投票というのは現在移動ではなくてあさぎり町の庁舎2階で期日前投票がなされているわけですが、この移動の期日前投票というのは車を活用して移動しての期日前投票が現在行われているところもございます。これについて導入するお考えはございませんでしょうか。

●選挙管理委員長(福永 喜一君)

◎議長(小見田 和行 君) 福永選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長(福永 喜一君) 現在あさぎり町が行っている役場本庁舎2階の立地が1番町町内の中心地に当たりますので、そういうことにつきましては人員の配置問題も考えられております。これはもちろん期日前投票でございますけども、そういったこといろんな問題難しい問題もあるかと思しますので十分今後は検討して各関係機関の協力を得ながら検討してまいりたいと思います。

◎議長(小見田 和行 君) 溝口議員。

○議員(12番 溝口 峰男 君) はいありがとうございます。後ほどこの車の活用については申し上げたいと思いますが、またもう1点は、これはこのあさぎり町でそれをして投票率が上がるかどうかというのは本当に検証しなければならないところがあると思うんですが投票開始時間の繰上げ、繰下げ、今8時半から8時までであります。そこ辺りを8時から8時半までするか、することによって勤めている人たちの投票率が上がる可能性があるのか。そこは他所もいろんな角度から検討して実施しているところもあります。そのやっぱり町村の条件がやっぱりですねあります。都会ではですねやっぱり勤め人が多い。そういったところの人たちからするともう少し投票時間が遅ければ遅いほど利用しやすい。それがあさぎり町に合うかどうかというのはちょっと分かりませんのでそこあたりも含めて御検討頂ければなというふうに思います。それから、はい続けてもう行きたいと思いますがこの期日前投票の増設というのは私は確かに今本庁舎の2階ですが、車椅子エレベーターがありますから身障者の身体障害者の方々も利用しやすいわけですが、やっぱり私はポッポ館の1階もやることによって非常に利便性は高まるんじゃないのかなというふうに思うんですね。あそこは車椅子そのまま行けますし、駐車場からしてもそんなに遠くない。そんなことを考えた時にこれは予算の問題・人員の問題と言われれば当然出てくるかと思いますがやはり投票率を上げるための1つの策としては、検討値にするのではないのかなというふうに思いますけれども委員長いかがお考えでしょう。

◎議長(小見田 和行 君) 福永選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長(福永 喜一君) 確かに御指摘のとおりでございます。ただそういった問題につきましては、経費を伴う部分につきましては、管理委員会のほうではどうでもできませんので一応事務局と相談しながら検討してまいりたいと思います。

◎議長(小見田 和行 君) 溝口議員。

○議員(12番 溝口 峰男 君) はい。予算についてはですね、もう執行部がありますが、やは

り選挙管理委員会でどうしてもこれをやるとやっぱり投票率が上がると。そういうことについてはやっぱり町もしっかり協力はしなきゃいかん問題じゃないのかなというふうに私は思います。そののしっかりとした検証といいますか、委員の皆さん方、執行部も含めたところで御議論頂いて結果を出していただければというふうに思いますが。1点は高齢者の交通弱者対策これは現況でもそうでありますし、また身障者の会場対策であります但现在このあたりは町としての取組はございますですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。現在のところのですね高齢者また障害者等の投票所に行く対策というものは特に政策的なものを設けておるものではございません。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。やっぱりこのあたりもしっかり対応してあげなければならぬ部分ではないのかなと。やはり今から高齢社会になってきますと交通弱者がですね、増大してくるわけであります。そういった人たちがやっぱり選挙に参加する、政治に参加する。これはやっぱり大事なところで行きたくても行けない人たち、いかにして投票してもらうか。今現在デマンドタクシーの活用が私は精いっぱいこれやっていただければと思うんですね。本庁舎までは行けるわけですからデマンド交通の利用を促進していただいて、できましたら選挙に行くのに自分の金を200円も400円も出していかんばんとかっていう話になるわけで、やはり他所ではそういった方々を送迎している自治体もあります。やっぱり今からは山間部は特にですけども本当に行きたくても行けない人たちがおられるわけですから現実には。そういう人たちに対しての対策といいますかね、少し御支援をできないものかというふうに思うわけありますんで、デマンドタクシーの活用策と利用料金の免除等が検討できないものかなと思いますけれどもいかがでしょうか。町長は。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。現在デマンドタクシーにつきましては地元タクシー者との契約で運行されておりますけれどもやはり人材不足といいますか、デマンドタクシーに関しましては、3名で今3台で動かされているということで非常に選挙時に活用ということになりますと非常に煩雑化するんじゃないかなということもあります。ですから今後の対応につきましては、やはりそういったデマンド交通を運営されている会社そして担当課とも協議しながら検討してみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、期日前投票ですからある程度の期間がありますのでその辺を含めたところのですね、地域割りをするとかいろんな知恵を出せばできるんじゃないのかなと。やるにはどうしたらできるかっていう考え方が大事なところでもう問題がそこにあるからこれは駄目だなと、それではやっぱり進展しないわけですね。だからやっぱりいかにしてこれやるには何が除外をしていけばそれが実現できるかということになってくると少しずつ見えてくるんじゃないのかなというふうに思いますし、その中でやっぱり身障者の介助ですねこれはやっぱり大事なところで今現状は投票に私たちにも相談があるんですから行きたいと。しかし、もう車

椅子だもんだからやっと。だからそれには介助がいるわけですね。付添いが入ります。ですから、こういう人たちの仕組みとといいますか協力依頼をする仕組みづくりができないのかなって思うんですけども、何か方法はございませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。障害がある方の投票に行く方策ということですが、現状ですね非常に難しいところもございますけれどもなるべく期日前投票所につきましては、役場のほうでした場合はエレベーターといたしますか、そういうものもありますのでそこであればですね、職員も期日前投票場内にはおりますのでまずはそのほうでやっていただくということ。それから他のどういう政策的なものがあるかというのは選挙管理委員会のほうともですね、ちょっと話ししながらやっていきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。今日の質問の中でそんなすぐがすぐ結論が出る問題ではないわけでそれはもう是非私も分かっておりまして、検討頂くということで今日は課題を出しております。そこでもう1点は共通投票所の設置でありますけれどもこれはデジタル社会を踏まえた投票率の向上に私は非常につながっていくというふうに思います。指定された投票所だけでなくどこでも投票できるというのが共通投票所の設置であります、これは本当にデジタル化が進まないに進めないと二重投票とかそういう問題が出てきます。ですからもう現にやってるところはもうやってるんですよ。もう実際に。ですからやはりやろうと思えばできるわけで、そのためにはそのうちの中の事務局のそういった環境をしっかりと整備しないとういうことはできないわけ。やっぱり他所ができてうちはできないわけじゃないだろうと私は思うんですけども。この辺も含めたところで御検討頂ければというふうに思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。議員言われるとおりにまことにそのとおりでございますが現況ではですね今、今はもう本当紙ベースでの投票受付ということになっております。投票12か所の投票所がございましてそこにも当然システムも持っていく必要もあります。これは本当今後の課題というふうにさせていただきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。5番目に投票所の統合でございますが、ここもやっぱり投票所には職員も配置されます。少なくとも5人ぐらいですかね。ちょっと後を教えてくださいたいと思うんですが、何でこれを出したかと言いますとですね、皆越地区の住民はですねお年寄りがもう施設入居等をも含めて減少するんですよ、ずーっと減少してます。投票時間が7時から18時までですね、皆越は。本来は7時から19時までですけども1時間繰上げですか繰下げですか、繰上げです。その間はみんな職員が拘束されるわけで、私はそれを考えるとですね、私はさっき申し上げたように期日前投票の車での移動を申し上げましたが私はそれをするによってあそこはもう非常に利便性が高まって、交通弱者の方も私は投票の機会が増えてくるというふうに思うんです。ですからそうすることは要はあそこに1日拘束される人員も要らないし経費も要らない。だからその部分は他所に回すことができるんじゃないのかなと思うんですね。ただ

それにはやっぱり住民の人たちの理解と協力がなからにゃいかんわけですけども、投票をする人たちの数を見ると非常に私は対応ができる。今も投票率ものすごく高いわけで人数が少ないんで。要は、もうこの辺はもう一考していただくようなことはできないものかなというふうに思うわけですが。

◎議長（小見田 和行 君） 福永選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員長（福永 喜一君） 確かに今おっしゃられるとおりでございます。これにはやはり投票所ごとにインターネットシステムが必要でございます。そういったことも含めまして検討する余地は十分あるんじゃないかと思います。今後そういったことで前向きに検討させていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。委員長から前向きに検討しますという温かい御答弁を頂きました。期待しておりますしそれに執行部は答えられるように対応をお願い申し上げたいというふうに思いますが。ところで現在９１か所ポスターの掲示場がございますが、この辺の場所、合わせて数の見直し等が検討する必要がある部分も私はあるなと思って見ているところがあるんですけども。その辺りはもうきゅうたいぜんとずーっと同じなんですけれどもそこはいかがなんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい、ポスターの掲示板名、現況９１か所というところでこれずっと合併時からですね、ほぼほぼこう変わってきてないというふうに思っております。これにつきましてもですねいろんな情報を入れながら見直すべきところは見直して選挙管理委員会とも話をしながらですね、見直すべきところがあれば見直していきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。選挙につきましては、はい、議員選挙・町長選挙がまだすぐすぐではありません。その期間まででもですね、一つ一つ御検討頂いて投票率向上に向けた解決策をひとつでも出していただければありがたいというふうに思います。近々衆議院選挙があるんじゃないかと言われてますがそれにはとてもですね、対応できませんが。もう是非議員選挙・町長選挙に対しては、お答えを頂きますようによろしくお願い申し上げておきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 先ほど９月１日に皆越地区に意見交換に伺ったと申しあげましたけれども、その際にですね、選管の委員長の承諾なしですけども多良木の槻木地区が期日前を移動で投票所を開設しているということを聞いてましたのでそのお話もしてきたところでした。区長に総意的なものをまとめてくださいというふうにはお願いしてはいますが、その中で意見としてはもうそれでもういいですよという意見も非常に多かったように感じたところでした。ですから最後は区長の判断を頂いてですね、そういった方向性が出れば選管の委員長に相談しようと思っていたところでしたので報告しておきます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。はい分かりました。そうであるならば、是非車での期日前投票を御検討頂くようお願いしたいと思います。この選挙については最後になりますが、選挙は今日は一般質問の他の同僚議員たちが質問しておりますが、やっぱり非常に重要な私的行為だというふうに思いますし、自分たちがより良い暮らしをしたいとそういう願いを持ってですね、自分のかわりになってやってくれる人を選ぶわけでありましてそういうことから考えますとこの投票というのは十分な役割を果たしている部分だと思います。そこでですね、中学生議会についてはもう現況やっておりますが試験の問題も今日は出ておりましたがその辺も含めて、教育の現場での選挙に対するまた投票に対する重要性、このあたりについての教育についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） 先ほど小見田議員の答弁もさせていただきましたが重複する部分もありますけども、今溝口議員がおっしゃいましたようにほんと私たちの今もそして将来も支える民主政治をやっていく上ではとても重要なことだというふうに思っております。小中学校においてはですね、年齢の差はありますが年齢に応じて特に社会科の学習を通じて国や社会の問題を自分の問題として捉える、そして自ら考え自ら判断し行動していく力を育成しているという状況です。何よりも社会の動きに関心を持つということが主権者教育の入り口ではないかなというふうに思っているところです。それで投票のこともお話頂きましたが、特に学校の中では児童会活動それから生徒会活動それからボランティア活動など、そういった主体的に自分たちの生活また周りの人の生活を考えて動いていくというのが主権者としての意識を涵養するととても重要なことじゃないかなというふうに考えているところです。単に政治の仕組みについて学ぶのではなくてですね、多分議会事務局から本物の投票箱をお借りしてあさぎり中学校とか投票やってるんじゃないかなと思うんですが、いかにこう投票が厳正で大切なものかっていうのを意識づけるためにも、中学校のほうではより実際に準じた形で生徒会選挙を行うなどですね、自分たちが一方主権者として国が行うあるいは町が行う投票を担う１人の前の段階として経験を踏んでいるという状況になります。社会を生き抜く力や課題解決を社会の構成員の１人として主体的に担うことができる力を身につけていくということがとても大事で、そのことに向けて学校でも教育活動に取り組んでいるところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい、よろしくお願ひしたいと思います。はい、次に入ります。子供育成奨励交付金の見直しで子育て支援の充実をお願いしたいと思いますが、この質問をするきっかけはですね、小学校の保護者からあさぎり町の財政は厳しいのですかって聞かれました。私はあさぎり町の財政は熊本県下４５市町村の中で５本の指に入るぐらい優秀な財政運営を行っています、て答えたわけですがなぜですか。したらですね、昨年度まで子供たちが県大会や全国大会に出場する経費を町が３分の２を補助してくれていましたが、今年から減額されて九州管内１万円、九州管外３万円になったんですよ。だもんだからそういうふうに言われたんですね、厳しいんじゃないですか。いやいやそうじゃないですよって答えましたが、調べてみますとそうなるました。何でこうなったんでしょうか。お伺ひしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。御質問の件でございますがまず申請される保護者からの御意見としまして、この交付金につきまして領収書をそろえるのが非常に負担であるといったことがございまして例えば一つ例を挙げますとガソリン代の領収書をとるためにですね、事前に満タンをして準備をしまして帰ってきたらまたすぐに満タンをしてその領収書を取るとかですね、そういったこともございます。また大会後ですね、そういった領収書を全て揃えて申請するというその事後申請ということでございまして、忘れた頃に支援金が振り込まれるといった御意見。また領収書の紛失により満額申請ができなかったとかですね。これ昨年度までの申請方法に関しましては従来からですね、そのような御意見を頂いていたということでございます。そのような中で昨年度途中におきましてもある協議におきまして、やはり参加者への方の領収書がなかったために正当な支援金が交付できなかったと、申請ができなかったといったようなことも実際にまた発生したということでございまして、昨年教育課内で検討しまして保護者の申請手続の負担軽減、事務手続の簡素化、算定誤りの防止などの観点から要綱改正に至ったということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。今年の補正第２号で上がってきた部活動については、これはもう即決でお支払いされたわけですね。大会後ではないわけですね。それぞれ皆さん方が出張される時はどうやっておられるんですか。１回もうみんな町長も手出しをして後で領収揃えて費用を請求してるんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、本年度の中学校の部活動の出場補助金でございましたがそれぞれですね、御質問の中にも挙げていただいております１人当たりの単価がございました。この大会につきましても大会後にですね、学校のほうから実際の実績の金額で請求を頂きましてその金額をお支払いをするということでございます。予算計上の際にもですね、これは当然学校のほうでも適切に積算をされて要求を頂いているものでございますが、今２件ほど実績が上がってきておりましていずれも九州管内の大会につきましては１万３,０００円とか１万４,０００円の実績ということになっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） こういった大会の経費っていうのは計算すれば出てくるわけですね。距離が分かるわけですから。皆さん方の出張も全部そうでしょ。もう宿泊も幾らで決められとる訳です。どこに行こうと。他所はですね、他所の近隣町村は全額負担しているところもあるんですよ。そしてなおかつ引率者にもそれだけの謝金も出してる。近隣の町ですよ。それだけ子育て支援を充実をしてやっているところがあるわけですね。うちは逆行してるわけですよ。やっ。だから事務負担を少なくするにはどうすればいいのかという知恵を絞らにやいかんのにそれが大変だからもう減額します。私はそれがですね、違うんじゃないかと視点がって思うんですよ。ですね、皆さん方が出張する時に手出しまでして行きますか。みんなそれだけの手配してもらって飛行機から電車賃切符までそろえてもらって出張もしておられるわけじゃないですか。そういったことを考えるともう少し私は事務的な手伝いをしながら、保護者にそこまでの負担を

かけないでやる方法があるんじゃないのかなと私は思うんですよ。できませんか。

●教育課長（林 敬一 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。近隣町村の状況でございますが、今の議員からもございましたとおり非常に今現在のあさぎり町よりも充実をしている、おられる町村もございます。一方でですね、あさぎり町よりも少ない町村であったり、大きなところになりますと部活動のみしか助成してないといった自治体も一部にあるところでございます。そういった中でですね、今回の当時の教育課のほうでですね、今いろいろと協議をしておったということでございますがもう少しですね、金額を大きくできないかといった検討もなされたようでございますが当時の検討の中ではですね、その金額の積算の根拠が中々ないよと言ったようなその協議こともあったようでですね、結果としまして過去3年間の平均を出しましてそれをもとに検討することになったということでございます。九州管内におきましては、1万8,000円程度。全国になりますと3万4,700円とそれぐらいが平均額であったということでございまして結果としてですね、それが1万円と3万円ということになったということでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 町長お伺いしますが、同僚議員の一般質問の中で町長は子育てするにはあさぎり町と言われるようにしたいっていうことを言われましたが、ほんしきに子育て支援をしたいというお考えがおりないのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この支援金交付要綱の改正につきましてはですね、事務手続上要するに簡素化して領収書の添付は要らない。そしてその平均をとってということでしたので、逆行したということに関しましては後から気づかされたわけです。再度この交付要綱につきましては、現状そして周辺の状況も見てですね、再度交付要綱の見直しを検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、時間ありませんが私は交付要綱ですんでそんなに時間はかからないわけですから、できることなら6年度の遡及してでもですね、私は対応すべきでしていただく頂きたいな。給食費も3,000万近く全額無償と今回の補正は2,000何百万でしたか。それも6年度の4月から適用ということで遡及であります。それから考えると微々たる金額でありますからしっかりとそこはですね、子供支援をしていくんだということであるならばそこは対応していただきたいというふうに思います。ところでもう1点学校の問題でお伺いします。部活動移行がこれもあの今まで言われてきてますんで重複するんですが1点だけ申し上げますが教職員以外の指導者に対する謝金といいますかね、現況ですよね。どうなってるんでしょうかね。部活動では校長先生が委嘱をして外部指導者やっておられます。社会体育は社会体育でジュニアとかいろいろ。そういったことに対して謝金であるとか、町と指導者との関わり。そこはどのようになっているんでしょうか。また今後部活動をですね全面的に中学校移行と、移行をするとなればその辺はやっぱりしっかりとしとかないかん部分だろうと思うんですけども。今後、今はこうだからじゃ将来はこうであるべき、というような構想をお持ちでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず現在の状況ですが、現在部活動で指導担っている方にはもう年間本当微々たる金額を学校部活動費で集めた中からですね、お渡ししているっていうのが現状でもう道具費にも本当ならないぐらいの状況です。今議員からお話頂きましたようにはいお願いしますっていうわけにはいかないだろうということで先日議員さんからも御質問ありましたけども、本当地域移行する時に当たって指導頂く方への報酬については、しっかり考えていかなくちゃいけないなというふうに思っているところです。聞くところによると年間1人50万用意されていると渡されているというところがあるということ。また熊本市内は430部活ぐらいあって8億8,000万ぐらいが部活動の報酬として必要だっていうふうなのが試算されているようです。うちのあさぎり中学校今13部活ありますけどもその部活動に4人ぐらいずつの御指導頂く方を見つけることができたならばそれなりのまた報酬というかですかね、そういうのはまた考えていかなくちゃいけないなというふうに思っているところです。教育委員会で協議を重ねていただきながらその意見をもとに進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、良い指導者を是非確保をお願いしたいと思います。それから最後に中央公民館についてをお伺いしますが代替案についてはいつ頃提示がされる計画でございしますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はっきり申し上げてまだ未定ではございます。できる限り早い段階でとは思っておりますけれども先日の一般質問でもお答えしましたとおりやはり空き地といいますか、元庁舎跡が空き地としての今後の活用というものが非常にまだ多くありますのでそういったところも総合的に考えていきたいと思っておりますので、もうしばらく時間を頂ければと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。中央公民館の横に白寿荘ありますけれども今シルバー人材入ってますけれども、今の利用度といいますか、人数が分かれば教えてください。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、白寿荘の利用者人数について報告をいたします。令和元年度は3,963人、令和2年度2,228人、令和3年度1,390人、令和4年度1,129人、令和5年度が1,291名となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。若干減少しつつあるわけでありますが、なぜお伺いしたかというのは白寿荘も建築38年近くなるわけでありまして、そんなに長くはもたんだらうと思うわけですね。ですから、その辺も含めたところで私は新たな施設を検討していただくならば、この人数のはもう固定といいますか、これ以下には下がらんだらうと思うんですね。あそこに物を施設をつくっても。ですからいかにして今度はその利用率を上げていくかというのは今度は中身の問題に入ってくるだらうと思います。ですから提案しているようなことを書いている

わけでありますが、是非ですね本来はいつまでってということが再度お伺いしようかなと思ったんですけれどもあわせてですね、もう議場も雨漏りもするような状況になってきましたんで本来は6年度に解体する予定だったわけですがもう早急に、5年度か、早急に解体していただけないか。財政の心配はないわけでありますから早急にとっかかっていただいて結構だと思うんですけれども。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。一応存続の要望書を出された方々には代替案を提示してから解体しますというふうにいた手前ですね、やはりそういった代替案もはっきりしなければいけないと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） いやもう解体するっていうことを言われてるわけで、もうあそこに置いとったって誰も使えんとですから。そうであるならもう早く解体して、次に新しい構想を持って提案を。それをこれもまた1年2年でもたせ長くもう延ばさんようにですよ年度内ぐらいには説明会あるいは構想を練っていただければというふうに思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、確かにもう台風でああいった現状になっておりますので解体を急ぐというのも一つの案としてですね、提示したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。ありがとうございます。そのようにお願いしときます。教育長に1点だけ遡ってですが。やっぱり指導者によってですね子供たちの成績であったり部活のですよ成績も変わってきます。良くなれば良くなるし、現状維持。これは学校の先生によっては学級の成績も。ですから、いかにして良い指導者・良い先生をやっぱり委嘱するか、連れてくるかが先生の力にみんなかかるわけですがその辺りの意気込みを。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） 子供たちにとったら1年1年が勝負だというふうに思ってます。1年生から6年、1年生からまた中3と。その1年1年は私たちの人生からすると相当重いものじゃないかなというふうに感じているところです。今、議員から頂きましたとおり精いっぱい尽力させていただきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 期待しております。終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで12番溝口峰男議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 4時37分 散 会

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第9号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月10日 午前10時00分		議 長	小見田 和行	
	散 会	令和6年9月10日 午後 5時01分		議 長	小見田 和行	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	長 沼 宏 季	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 者 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	代 表 監 査 委 員	尾 方 正 志	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第9号）

日程第 1		一般質問（ 2 人）
日程第 2	議案第 1 1 号	上球磨消防組合規約の一部変更について
日程第 3	議案第 1 2 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 4	議案第 1 3 号	あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及びあさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 1 4 号	あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 1 5 号	あさぎり町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 7	議案第 1 6 号	令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 3 号）について
日程第 8	議案第 1 7 号	令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 9	議案第 1 8 号	令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 1 0	議案第 1 9 号	令和 6 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 1 1	議案第 2 0 号	令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 1 2	議案第 2 2 号	あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 4	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 5	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 6	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 7	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 8	議案第 2 1 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 1 9	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 2 0	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

本日の会議に付した事件

日程第 1	一般質問（ 2 人）
日程第 2	議案第 1 1 号 上球磨消防組合規約の一部変更について
日程第 3	議案第 1 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 4	議案第 13 号	あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及びあさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 14 号	あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 15 号	あさぎり町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 7	議案第 16 号	令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 3 号）について
日程第 8	議案第 17 号	令和 6 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 9	議案第 18 号	令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 10	議案第 19 号	令和 6 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 11	議案第 20 号	令和 6 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 12	議案第 22 号	あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 14	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 15	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 16	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 17	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 18	議案第 21 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 19	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）
日程第 20	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明）

（代表監査委員より審査結果の報告）

午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第 1、一般質問を

行います。順番に発言を許します。まず6番、加賀山瑞津子議員の一般質問です。（議長、6番）加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。皆様おはようございます。6番 加賀山瑞津子です。8月に発生しました台風10号では、大きな人的被害等も聞かれず一安心したところです。先週金曜日から9月議会が始まりましたが、その間、多くの作業着姿の職員さんを目にしました。尋ねましたら、台風後の道路等の片づけや清掃を行っていますとのことでした。炎天下の中での作業、そしてあわせまして台風時の避難所対応等、職員の皆様には日頃より町民の安心安全な生活のために対応頂いていることに感謝申し上げます。通告に従い2点質問いたします。まず1点目、文化財の国指定後の対応について。2015年、深田 勝福寺木造二天王立像と木造毘沙門天立像の3体が、国指定の文化財となりました。しかし、現地の紹介ボードについての説明書きは県指定の文章のままであります。また町のホームページについても、内容が2008年から更新されておられません。国指定の文化財としての価値を正しく伝えるための広報や看板更新に関する今後の取組についてお伺いします。まず初めに町として国指定の文化財についてどのような認識を持っておられるのか、町長にお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。勝福寺の件ですけれども、勝って福をなすというふうに勝利の神としてこれまで崇められてきて、現在もそういったことを信仰深い方もいらっしゃると思います。町内には多数の文化財が存在しておりますけれども、勝福寺木造毘沙門天立像そして木造二天王立像ですか、につきましては2015年に国指定重要文化財に指定を受けたという経緯がございます。確かにこれまで町としてですね、関わりが足らなかったという点は非常に反省するところがあるかと思います。町としましてはですね、大変貴重な歴史遺産であり後世にしっかりと継承すべきものと考えておりまして、今後、適切な維持管理、広報に努めていかなければならないというふうに考えております。詳細につきましては担当課より説明申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今日はちょっと拡大して持ってまいりました。これは議会だよりの表紙を拡大したものです。平成28年2月発行のあさぎり町議会だよりの48号です。町内の文化財、特に国指定となった毘沙門堂の仏像について町民の皆様にも紹介しております。さて、局長 資料1をお願いいたします。タブレットのほうに毘沙門堂の写真、そして下のほうに書いてありますが、熊本県重要文化財という名が見えますでしょうか。文言は熊本県重要文化財とあります。更新が進まなかった要因として何が考えられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） おはようございます。まずもって私も見させていただきましたが、2メートルを超えるととても立派なものです。本当町長もおっしゃいましたようにとても貴重な歴史遺産だなというふうに思っているところです。国指定を受けてから看板等変更されていないということでその経緯等については確認はしておりませんが、後世に伝える重要なものとして、勝福寺関連の国指定重要文化財の看板については本年度予算計上しており、設置する計画であり

ます。指定から遅くなり大変申し訳ありませんでした。また、ホームページの情報につきましても国指定以前のものであり、早急に変更したいというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6 番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほどのタブレットの資料2 ページを御覧ください。今教育長のほうからありましたが、町の文化財紹介のページです。皆様タブレットをお持ちだと思いますので、一緒に御確認を頂くと分かりやすいかと思います。このページに辿り着くまでを一緒にやっていただければと思います。まず、あさぎり町を検索すると白髪岳をバックとしたあさぎり町のホームページに辿り着きます。最初その画面をタップすると次のページが表示され、最上段に小さく横並びに町の紹介・暮らしの情報・行政のお知らせ・観光おでかけ等が出てまいります。そこで、その小さな観光お出かけのところを再度タップすると歴史・史跡のページにやっと辿り着きます。また、そこから「このカテゴリーから探す」の欄をその欄の国指定文化財をタップすると2018年5月8日更新、球磨神楽が出てまいります。タブレット資料下のほうになりますが、その下の「よく見られている記事」をタップすると、荒茂毘沙門堂の木造毘沙門天立像ほか7立像の画像が出てきますが、それも2008年10月8日のもので国指定の文言はありません。現在、国・県日本遺産活用協議会、日括協との連携はどのように行われていますか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、人吉球磨管内の文化財担当者の連携としまして、球磨地域文化財広域連携協議会が設置されております。こちらは人吉市文化課が事務局となっておりまして、球磨地域に多数存在する文化財の広域的な保存活用を推進しております。この中でこれまで活動休止状態でもございましたが本年度から本格的に実働しまして、日本遺産に関連する事案等も協議をしているところでございます。会議には、熊本県も参加し助言を頂いております。それから、日本遺産関係では人吉球磨日本遺産活用協議会、日括協と呼ばれておりますけれども、日本遺産を活用した地域活性化に資する取組の企画・実施などを協議されております。こちらもしばらく活動ができてない時期があったかと思いますが、本年度はまた会議等も開催されております。市町村長を初めとしまして熊本県やまた観光協会、その他それぞれの郡市の代表の方々など多数で構成をされているところでございます。その他、県の文化課や県市町村文化財担当者連絡協議会といった組織がございまして、それぞれの市町村の担当者の研修、また情報交換などを行っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6 番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今郡内のことを詳しく説明を頂きましたが、他町村で国指定の文化財の対応等どのようにされているのかの情報交換は其中でされていらっしゃるでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、熊本県の文化課や先ほど申し上げました熊本県市町村文化財担当者連絡協議会、こちらのほうで研修会や会議等が年間に何度か行われているところでございます。そういった場ですね、それぞれの文化財についての情報交換等はしっかりとされているよ

うでございますが、国指定文化財に限ったというような情報交換というのは伺っていないところでございします。文化財全般に関してのそれぞれの情報交換等はしっかりとなされているというふうに把握はしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。タブレット継続で資料になりますが5番目の資料。私も山江の高寺院、郡住職に御連絡をいたしまして見学してまいりました。高寺院も郡市最古の寺院という由緒のあるお寺です。大正元年に国宝となりましたが、戦後、国指定となった毘沙門天像は敷地内の収蔵庫内に保管されておりました。写真下の白い蔵のところになります。ここを見学いたしまして、同じ国指定なのですが保存・保管について大きな違いがあると思います。球磨人吉の日本遺産として統一した対応が必要なのではないでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。ただいま御指摘頂きましたとおりですね、やはり貴重な国指定の文化財となりますとそれなりのですね、やはりそれぞれの市町村それぞれの管理者におかれての対応が必要になってくるのかなというふうに考えております。またその詳細にはですね、それぞれの所有者であったり、また管理者がそれぞれ違っているということでございしますので中々その同一の対応が難しい点もございしますけれども、しかし、しっかりとですね、考えていかなければならないことだと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほど教育長から今年予算をつけますということはございましたが実際にほかの町村がどういう形でされているのか。そして、我が町の現在どうなっているのかというのを今日は一緒に皆さんで見えていただいて共通理解していただきたいという思いで画像をたくさんしております。次のページになりますが、資料7 案内版の設置状況の画像です。山江では、役場横、山江の主要道路にきちんと大きく表示がありました。あさぎり町、下のほうはちょっと拡大してみただけでなくよく見えませんがフルーティロードを人吉方面から来たときの1枚です。ここには上げておりませんが何メートルか手前の田頭川の橋の所には、役場への案内版があります。そしてその横には遠山桜・布水の滝・勝福寺の表示はありますが、汚れていて見えづらい感があります。この2枚の写真を比べてみられて、副町長どうお感じでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。改めてこういう比較できる写真を見させていただきますとやはり町の取組について不十分な面があると実感したところでございします。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。もうすぐ秋のお彼岸となります。33観音めぐりがスタートいたします。33観音の仏像についても実は貴重なものでありまして、時代とすれば南北朝時代・鎌倉時代・室町時代のものが普通に地元のお堂にたくさんございします。お尋ねいたします。町内の文化財の数、できましたら国・県・町指定・地区ごとに分かるものがあれば、お教

え頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、今御手元のほうに資料を掲載したところでございますが、こちらを御覧頂きますとまずそれぞれの地区ごとに文化財の数を掲載しております。区分としましては、有形文化財・無形文化財・民俗文化財の有形無形記念物というような区分になっております。そしてまた国・県・町指定それぞれに数を掲載しております。1番右下のほうにそれぞれのですね、国・県・町の合計を書いておりますけれども国のが3つ上がっておりますけれどもひとつは才園古墳の出土品、それからもうひとつは、左下でございます球磨神楽が人吉球磨でですね、指定をされているということでございましてそれもひとつ入っております。そして勝福寺の仏像と天立像ということでございます。合計の145の指定となっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。あの旧町村ごとですね、学校区ごとに分けていただいておりますので非常にこの資料はありがたいかなと思って今見ているところでございます。この文化財に関しましては、あさぎり町は文化財の保護指定等について文化財保護委員会があると思いますがそれについて何点か伺いたします。まずは、年何回の開催で主にどんなことを話し合っているのでしょうか、伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、あさぎり町文化財保護審議会が設置されております。まず、年間の開催回数等でございますが令和5年度でございますと会議を3回、現地視察を1回、それから県とか文化財保護協会主催の研修会などでございますが2回出席をしております。会議の内容でございますが主なものとしては、県・町指定文化財の新規指定であるとか、指定の解除でありますとか、その他、町指定文化財に関する事項に係る諮問事項というようなことがひとつございます。また、毎年、文化財保存修理の保存修理補助金の交付申請も上がってきておりますので、そういったものの可否などについても審議を頂いておりますのでございます。また近年でございますとリュウキンカの保存につきましても非常に課題となっておりましたので、リュウキンカにつきましても保護審議会の中でも何度か御協議を頂いているといった状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。年3回という中でですね、国指定になった以降、この深田の毘沙門堂についてはどういう審議がなされているのでしょうか、伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、指定のほうは平成27年度になったかとは思いますが、保護審議会におきましては、事務局のほうから国指定となったことの報告がなされております。またその国指定を受けたということで国指定を受けたのはその仏像のほうでございまして、その仏像の保管といいますか保存といいますか収蔵庫といったものが先ほど高寺院の例も御紹介頂いておりましたが、そういったものの必要性などですね、そういったことも協議はされておったようでございます。ただし、そのどのような結論といいますか、内容といいますか、議事録等は

ちょっと残っていなかったということでございます。また、令和4年度におきましては勝福寺の仁王門の防犯整備事業ということで、町の文化財保存事業費補助金で防犯カメラを設置すると計画がございましたので、そういったことについても御審議を頂いているところでございます。その後、その補助事業によりまして防犯カメラを設置をしております。その他につきましては、その他の年度ではそれぞれ審議会の委員の交代もあっておりますので、その都度ですね、文化財の主要な文化財を御説明する中で国指定重要文化財につきましても説明を行っているということでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほど現地視察は1年に1回ということでございましたが、データとか写真等による状況確認ということは取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。こちらは今詳細に把握しておるものではございませんけども、必要に応じまして写真等もデータで残しておるものでございます。近年では先ほど申しましたリュウキンカ等もそれぞれの時期の状況の把握も必要でございますので、そういったものは写真を撮りましてデータで保管をしているところでございます。その他の件につきましても必要に応じてですね、写真を撮りまして状況確認を行っているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 外部専門員の参加状況についてお知らせください。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。非常に文化財は専門的な知識が必要であるということでございますので、本年度におきましては本年6月下旬に奈良文化財研究所の脇谷氏に来町を頂いております。これは町のほうが要請をしまして、おいでを頂いておるということでございます。この時は、上村焼の釜と才園古墳・鬼の釜古墳等の現地を御確認頂きまして、いろいろと助言を頂いておるということでございます。またその詳細な報告については中々その出来上がっておりませんが、今、上村焼のほうにつきましては、もうある程度まとめたものを持っておるということでございました。その他、必要に応じて熊本県の文化課の担当職員の方にも来町頂いておまして、指導・助言を受けているということでございます。また、リュウキンカにつきましては、昨日も少し申し上げましたが、保全対策調査員今7名委嘱をしておりまして御活躍を頂いておるところでございます。その他としましては、来年度ですかね、本日遺跡発掘から30年の節目となるということでございます。この件につきましては、従来から関西外大の佐古先生に色々と御指導・御助言頂いておるということでございますので、是非また来年度はこちら町のほうにもお越し頂きまして、御講演また御指導などを頂けばということで協議を進めているというところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。私も前回、上村焼窯跡については質問をいたしましたのでそのあと先生がいらっしゃるのを楽しみにしている1人でもございます。また同僚議員におかれましては永才古墳、これについてはですね、もう役場職員の時から厚く天下の森浩一先生

を繋げるという、そういう熱い思いで活動された今、現議員さんもいらっしゃいますので、是非この文化財を見られた後の状況について議会のほうにもお知らせ頂ければ、私たちもそれぞれの分野でまた関わる場面が出てくると思っていますので、お伝え頂ければと思います。町は、この文化財保護条例というのがあります。第70条に調査専門員の項目がありますが、今、御説明頂いた分とちょっと重なるのかなと思いましたが、実は私平成27年の9月の質問で文化のまちづくり条例の制定について提案をいたしました、その際、町には文化財保護条例があるのでそれをしてしっかり活用する旨の答弁がっております。今回質問するにあたり、熊本県のホームページから熊本県文化財保存活用大綱を調べてみました。令和元年から2年にかけて作成されておまして100ページにわたりまとめられております。それを見ますとほんと文化財についての様々な課題は、我が町のみならず県全体・全国でも同じように起きているなあと感じております。今後考えていく上で、4つの大きな柱が挙げられています。ひとつ、文化財を守る。ひとつ、文化財を生かす。ひとつ、文化財を伝える。ひとつ、1組織を育てる。局長、9番の資料をお願いいたします。文化財を守る、現在の毘沙門堂の写真です。上の写真を見ますとまず最初に目にとまるのはきれいに掃除がされていること。お花やお供えがされており普段から地域の皆さんがここを大切にされているということが分かります。しかし、守るという視点から見ると南京錠の施錠のみで防犯面では心配なところがあります。実は、須恵の釈迦堂の仏像3体は、2004年にある意味、海外旅行をされました。実は盗難に遭いオーストラリアで発見され、その後地域の方が買い戻され須恵に還ってこられたというエピソードがあります。2004年の当時、3体で時価3,000万円と言われていたそうです。地元の皆さんに大切にされる仏様であるからこそ防犯対策は早急に対応していただきたいと考えております。先ほど防犯カメラの設置はしてあるということでしたが、私ずっと見たんですがどこにあるのか見つけきらんということで、ある意味シークレット的に防犯をされてるのかもしれないんですけど、できたらカメラがありますっていうほうが何か抑止力にもつながるのではないかなという気もいたします。あわせて人が近づいたときのセンサーライトであったり、ブザーの設置っていうのの予定はないでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。先ほど防犯カメラについてはお話ししたところでございますが、地区の管理組合が事業主体となりまして町の補助事業を活用しまして、防犯カメラにつきましては既に設置をされておるということでございます。議員のほうからも御紹介がございました阿蘇釈迦堂の仏像が盗難されまして、幸いに阿蘇釈迦堂につきましては無事還ってこられたわけでございますが、その事件をきっかけとしまして、警報装置、町指定の仏像を有するお堂に警報装置16か所でございますが設置をしておるということでございます。ちょっと何か恐らくちょっと昔のことになりますので、町がそれぞれの地区・管理組合というとかですね、それを地区のほうに貸与している形になっているのではないかとということでございましたが、こちらの毘沙門堂につきましても今、南京錠で閉めてる扉がございますがその中のほうに人が通ったり、いろいろ通りますとセンサーが作動してブザーが鳴るということでございます。ブザー、例えばその動物が入ったりするということも稀にあるというふうに聞いております。そういった場合には、近所の方がですね、気づかれますと担当者のほうに連絡を頂くといったことで警報装置については設置

済みであるということでございます。はい。また、写真にございます通り、南京錠だけで当然ちょっと不安な状況でございます。いろいろ担当者とも話をする中で、仏像につきましては、国指定の重要文化財ということでございますが、毘沙門堂といいますか建物自体ですね、こちらにつきましては、まだ町指定文化財のそのままでございまして、所有者また管理者も地元の組合となっているということございまして、こちらを何かする場合には、町の補助事業には当然該当いたしますけれども地元負担も生じてくるというようなことございまして。中々その付近のですね、こともございますが今後またしっかりとですね、その件につきましては協議が必要であるものというふうに認識をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ブザーもカメラもあるということですができればブザーが鳴ったらカメラのスイッチが入るとか、そういうタイプもございまして値段的なものもあると思いますがちょっと御検討頂ければと思います。写真 9 の屋根の上のところにペタペタと貼ってありますが、少しく防犯とは少し離れますけれど、この参拝記念に自分の名前を書いた千社札。これを貼りつけていく人が結構いて非常に見苦しい。やっぱ文化財保護の観点から、こういう札はもう皆さんの大切な文化財なのでペタペタ貼らないでくださいっていうやっぱ注意書きも今後必要になるのではないかなと思っております。伝えるっていうことについて看板紹介ボードの現状ですが、今回は勝福寺それと私の地元の須恵地区のみの写真を上げております。次のページの写真は 11 になります。左側のボードそして 12 全く何が書かれているのか分からない県指定文化財の説明の劣化が著しい案内版です。町内全域紹介ボード等の状況等の計画的な対応が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。荒茂の国指定の件でございますが、中々更新がなされなかったり、また非常に老朽化しておりましてですね、もう既に見えなくなっているような状況にある看板もございまして。本年度の更新の予定がございましたので、本年度の予定としましては、本日御質問頂いております荒茂毘沙門堂の看板の建て替えですね、修正。それから町指定でございまして内山観音堂、それからただいまあの写真でも掲載していただいております阿蘇釈迦堂につきましても本年度内に内容修正のための立て替えを行うといったところで把握をしております。またこの後につきましては、来年度一応予定をしておりますのが植深田観音堂、それから阿蘇諏訪神社ということで、植深田は町指定、須恵諏訪神社は県・町指定となっているということでございます。そういったことで今年、来年につきましては今申し上げましたような更新の予定がございまして。予定のこの計画に基づいて立て替え等を行っていきいたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。国・県・町指定で 145 もございまして 1 年に 2 つ 3 つしていても間に合いません。是非早急に体制を整えていただきたいと思います。先ほどの文化財の 4 つの柱、守る、生かす、伝えるプラス 1 組織を育てる。全てに関わってくると思いますがこれは山江の文化財マップです。かなり大きいものになっておりまして、それぞれのところ

にQRコードがついております。実はこのQRコードに関しましては議会のほうがちょっと先に取り組んで頂いておりまして、前回から議会の一般質問についてもQRコードから読めるというふうになりました。これはこの中のひとつを拡大したものではございますが、実際にQRコードがあると非常に見やすくなるというのがあります。山江の学芸員さんともお話しした中で、今後3D化・データ化が重要となるとの話がありました。最初に町のホームページの検索状況、中々探し求めるものにたどりつけない旨をお伝えいたしました。今後データの3D化、VR映像の活用、SNSでの発信、QRコードの活用等長沼デジタル政策審議監にお尋ねいたします。今後のデジタルスキルの活用、ヒント、何か取り入れていくことができないかアドバイスをお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。今実際にお話のありました色々たくさん列挙していただいた中、様々な取組の方法があるものと思ってます。文化財のデータ保存の必要性というところに関しては、世界的にも注目されているものと認識しておりまして、例えば実際に火災や災害等で滅失した文化財の復元、復旧等にそのデータが活用されたというような事例も実際にあるものと思っておりますので、この文化財保存の分野におけるデジタル技術の活用というところは有用なものであるというふうに考えております。で、そのどのような方法をとるかというところで例えば先ほどあった3Dモデルを作成するということとかをするためにはですね、例えば専用の装置を持ち込んでかなり大規模な作業が必要になったりしますので、果たしてそれが文化財にとって可能であるかどうかというようなところは各文化財のところを見て慎重に判断していく必要があると思うところではありますが、一方でもうひとつ列挙されていた例えばそのVR映像の撮影等ですね、映像でなかったとしても写真の撮影等であれば、小型の全方位カメラを持ち込むことで比較的簡易にとれることだったりと思いますので、そうした今行える方法というところから文化財の性質に合わせて検討していくことが有用ではないかなというふうに考えております。また、もうひとつ御意見のありました現在のホームページの点ではあるんですが、まさに現在ですね、今年度末までに作業を終えて来年度からホームページのリニューアルというところに向けて今作業を進めておりますので、ここでそこに向けて実際にその混交ページというところの検索性っていうところの向上というのを図りまして、その内容をまたQRコードを作成するということではすぐにできるものと考えておりますので、それとパンフレットを連携させるというような対応というところは現実的に十分可能であるものではないかなというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。長沼デジタル政策審議監からヒントを頂いた部分もあると思いますので、是非あさぎりにいらっしゃる間にいろいろとアドバイスを頂ければと思います。実は私平成20年度の質問の際にもお尋ねしました。本日はちょっといたしません。学校教育の中での取組であったり、文化財学習副読本の作成、子供から大人までそれぞれを対象とした文化財講座の開催等、多岐にわたり教育委員会で取り組んで頂いております。なるだけ私も参加しようと思って行かせていただいておりますが、非常に町民の方に分かりやすい講座を心がけていただいております。是非それに合わせて、よりその文化財をより身近なものとするひとつと

して、例えば絵や書道とかのコンクール等の計画ってというのは出来ないでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。議員も文化財の講座等ですね、参加頂いてまた私たちもいろいろ御指導頂いて大変ありがとうございます。学校においてはおっしゃられたとおり地域を知ろうという中で文化財めぐりを1年生がですね、それぞれの講師を招いて町内をこう巡見するっていうのを本年度2学期も実施する予定です。そういった中、絵とか書道で町の魅力を発信するというのはとても素晴らしいことだというふうに思います。ただ授業の中で取り組める内容であればですね、できると思いますけども授業外では中々難しいこともあるのでそこはまた校長先生方と学校と協議しながらですね、町の魅力の再発見と発信っていう観点で取り組めることがないか検討していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい、ありがとうございます。議会の質問でありがとうございます、教えてくださいっていうのは、議員必携で言うてはいけないとなっておりますが、ありがとうございます。是非期待したいと思います。毘沙門天様、今回出ておりますがどういう神様かというのは私たちあんまりこう普段は興味がないわけですが、実は毘沙門天様は鬼門、北の守りを担う仏様です。そこに鎮座されているのには深い意味があります。あわせて今後の対応については、地元の皆さんの思いをしっかりと聞きながら対応することが大事だということを私も回る中で感じております。1番目の質問最後になりますが最後に非常に衝撃的なニュースが飛び込んでおります。読んでみます。2024年7月23日のネットでの情報でございますが、日本遺産認定済み5件、再審査文化庁との記事を見つけました。内容は、文化庁は23日地域の文化財を活用して観光振興につなげる日本遺産のうち2015年度と18年度に認定された計30件について、改めて審議した結果、北海道、三重県などの5件を再審査としたと発表しております。年内にも再審査の結果次第で認定取消しの可能性もある。強い言葉で書いてありますがその下にこれまで取り消された例はありませんとは書いてありますが。しかし、再審査の5件の中に熊本県相良700年が生んだ保守と進取の文化が入っております。看板の整理、防犯対策、早急な対応が望まれます。日本遺産の取消しとならないよう、予算計上を含めた具体的なスケジュールについて最後に町長にお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 日本遺産につきましてはですね、私も非常に衝撃を受けておりましたがやはり令和2年7月豪雨の影響を受けて非常に活動が停滞したというのも原因のひとつとなっているかと思います。今回の補正予算でも球磨神楽関係の備品についての補助についても計上しております。ですから、是非この日本遺産については守っていかなければならないというふうに感じているところであります。そして本日質問にあった勝福寺他文化財についてですけども、やはり文化財につきましてはやはり価値を後世に向けて確実に継承していくといった保存。そしてこれらの文化財を活用していく、生かしていく活用という観点で今後も進めていかなければならないと思っておりますが、人口減少社会におけるこういった文化財の継承・維持というものに関しましては非常に私たちも今後の課題となってくると思いますけれども、やはり実態を詳しく把

握してですね、今後も対応していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。それでは2番目の質問に入ります。今後の県南振興を進める上で広域的な第3の路線として、五木宮原線整備への考えについて伺います。熊本県南部の振興の遅れには道路の問題が大きく影響していると思われます。県北と球磨人吉地方を比べてみますと1番の違いは交通網の整備にあると思います。熊本市内から県北へのルートは幾つもありますが、球磨人吉からの主なルートは高速道路か国道219号の2路線です。令和2年の7月豪雨以降JR線は止まったままであり、復旧には長い時間と莫大な費用の課題もあり、車に頼る状況は今しばらく継続しそうだと思っております。車の利用の増加に伴い心配されるのは、災害や事故等による不測の事態の対応です。今年7月末の九州自動車道八代人吉間のトンネル火災発生時には、上下線が約10時間ほどの通行止めとなりました。また8月の台風時も通行止めの日があり交通機関にも大きな障害が出て、地元のスーパーやコンビニの商品の品不足まで発生しております。今後いつまで人吉八代間の無料開放が継続されるかも不明瞭なままです。あわせて国道219号は普段から1年中工事が続いており、令和2年豪雨災害以降いまだに通行止めの区間もあります。県南振興における交通ルートの状況と災害時の脆弱性を考える時に広域的な第3のルート、宮原五木線について町はどう認識しておられるのか、町長に伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、宮原五木線に関しましてはですね、五木村と国・県で3者による五木村の振興計画の中で取り組むというふうにされておりますが、非常に五木村の振興に関しましては最重要課題というふうに位置づけられていると伺っているところであります。確かに今、加賀山議員がおっしゃいましたとおり、ほんと盆地特有といいますか、やはり山を越えなければ管外に出れないという状況で陸の孤島化ということになっておりますが、全国もう各地、陸の孤島化になる地域があります。例えば、能登半島地震で被害を受けた能登半島の市町村であっても、やはり陸の孤島と言われてきたところであります。そういったところをできるだけ解消しようということで私たちも219の早期改良、そして445そして388号線といった関連国道についても一緒になって国へ要望して早期着工、そして早期改修ということを要望しているわけでありまして。ですから非常に脆弱な道路網の中にあってもですね、現在219号につきましても国が代行工事で着実に進められているわけでありまして。あとその例えば高規格道路の改修計画とかそういう新設計画であつたりとかそういったものはまだ出ておりませんが、宮崎県知事から出た新幹線の八代宮崎間のルートとかそういった話が広まってくればですね、私たちも一緒になって要望をしていきたいというふうには思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今町長が説明頂きました熊本県のホームページに載っております、光輝く新たな五木村振興計画、これは52ページにもわたる内容ではございますが、その34ページから38ページに道路ネットワークの強靱化、リダンダンシーの確保という文言がありました。リ・ダンダンシーというものかリダン・ダンシーと読むのかちょっと私は片仮名でよく切り方が分かっておりませんが、リダンダンシーというのは、災害発生時など一部区間の

不通により大きな影響が生じないように道路ネットワーク等を多重化することとございます。町長も県と一緒に地元と一緒に取り組んで頂くということは非常に心強いと思っております。私たちも議員の研修で高速が通れなかった時に、自治会館まで五木越えをした経験がございます。大型車も多く道幅も狭く危険だということを実感している1人でもございます。先日は、五木の村長と議会で木村知事のほうに要望書を提出されたというのも新聞には載っております。あくまでも五木の路線であり直接的にあさぎり町単独で関わる内容ではないことは十分承知しておりますが、私たちも利用することがある路線です。球磨人吉を全体を考える時、リーダーシップをとって発言・提案できるのはあさぎり町だと思っております。是非広域的な視野の視点での郡市での積極的な関わりを期待したいと思います。最後に町長の答弁をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 実は7月末の九州自動車道での火災事故の際ですね、丁度主要事業の要望で県議会ということで熊本市内におりまして、帰りは五木越えで帰ってきたわけですがけれども半分の町村長は219を帰ってこられたということで今219もですね、片側通行、ただ片側通行で10分停車とかそういう区間もあるようですけれども、何とか地元の方優先では通れるようになっているようであります。あさぎり町としましてもですね、219号線の整備促進期成会の会長という形で動かさせていただいておりますので、そういった点につきましては、やはり郡市を代表してですね、要望活動でも説明等を行っておりますので、今後とも早期着工・早期実現に向けて頑張っていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで6番 加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで10分休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に4番 岩本恭典議員の一般質問です。（議長。）岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、最後の一般質問ですのでやっとう執行部の方もほっとされるでしょうけどよろしくお願ひします。それでは通告書に従ひ質問させていただきます。質問する前にですね、通告書の中で2か所ちょっと間違いがありまして訂正させていただきたいと思ひますので、まず通告書の中の7月12日に厚生文教委員会であつていうところで7月12日じゃなく

てここは22日の訂正をお願いしたいと思います。そして1番目の質問の学力低下の原因と対策についてというところで、小学校から中学校に進むにつれて学力が低下している現状に対しと私言っておりますが、通告書を出した後にいろいろ調べたところ、もうちょっと間違ってるんじゃないかなと思って一応教育課のほうにお尋ねしたところ、我があさぎり町では、小学校から中学校に行く時には学力が逆に上昇してるということが分かりましたので、それに基づいて質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、まず第1の7月22日に厚生文教委員会です、教育長及び教育委員の意見交換がありました。その中で教育委員会の基本方針とですね、学校教育重点努力項目の説明がありましたけど、その中の学力、いじめの認知件数、不登校生徒数、特別支援学級児童生徒数についての現在の状況っていうのが説明がありました。それぞれのいろんな説明を聞いてる中で、ちょっと考えるところがありまして質問をしてみたいと思ってるものですからしたいと思います。まず学力の状況についてですけど、先ほど言ったように学力は小学校から中学校から上昇してるということなんで改めてですね、その状況を説明していただければと思います、よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。失礼いたします。それでは、学力について御説明させていただきます。今議員のほうからもありましたけども小学校から中学校にということで、まず数値的にですね、総体的に把握できる学力調査について少しお話ししたいと思います。現在、本町の学校並びに他の全国的県と比較してっていうふうなことで出来る調査としては、御承知のとおり7月の全国学力調査、小学校6年生と中学校3年生の対象で国語と算数、数学そして年度を明けながら中学校においては、英語。と小・中学校においては理科っていうのを3年置きとかいうふうに調査をされております。それから12月に熊本県が独自で熊本県学力学習状況調査っていうのを小学校3年生から受験前である中3を除いた中2まで実施されてます。それから本町において、また町費で小学校1年生から中3まで学力検査と並びに知能検査っていうのを実施させていただいております。そういった中、議員からもありまして御説明頂いて大変ありがとうございました。総体的に見れる調査では、やっぱり調査の試験ごとに上がったり下がったりってするのが事実です。ただ、ある時はこの学年は良かったし、ある時はこの学年が下がったりという状況ではあります。おしなべてみると状況的には小学校も中学校も全国県と比較して良好な状態であるというふうに同程度であるというふうに認識しているところです。1番直近の8月22日に教育委員会、学校には8月26日に開示されましたけども7月に行われた全国学力学習状況調査においては、国語と算数並びに数学はどちらも小学校中学校とも県の平均を僅かでありまけども上回っているという状況です。ただ、まだ平均からするとちょうど平均ぐらいということでこれからさらに学力も向上していくことを学校そして教育委員会としても期待をし、取り組んでいるところでございます。同一集団の経年変化を見ていくと先ほど議員からおっしゃっていただきましたけども右上がりの傾向にあるという状況で、このまましっかりまた取り組んでいきたいというふうに考えているところです。また、そのために授業改善並びに職員研修ですね、指導力の向上に努めていきたいというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（４番 岩本 恭典 君） はい、ありがとうございます。あさぎり町は伸びているということではこれは学校関係の先生方とか、あるいは教育に携わる方、ここでは地域活動、学校共同活動っていうのがあって、あさぎり町は地域未来塾とかチャレンジ塾とかそういうのがありますけど、そういう方たちのおかげとかあと地域の方々と保護者の理解っていうものがあるって、そういうものが総合して学力が伸びているということだと思います。本当にいいことだと思います。その中でですけど、私の第３期あさぎり町教育振興基本計画というのがありますしてそれを見ていてですね、教育をめぐる現状と課題の中でですね、今後の教育に関してですね、ＩＣＴ教育を取り入れて未知の状況においても思考・判断・表現できる対応力、学びの人生や社会において生かそうとする学びに向かう力を育てると。あと施策としてはデジタルリテラシーの向上とか、そういうのがあります。私ちょっと考えるところがあるってですね、今ＩＣＴ教育という中でですね、デジタル化が進んでいく中でいろんなＩＯＴの機器とかも当然進化していきますんで、そういったそのデジタルを使ったＩＯＴ機器なんかを使ってですね、例えば黒板の書いてある文字を書き取るとか、そういう力っていうのがどうなのかなとちょっと懸念する部分があるってですね、その中で語彙力とかですね、例えば、コミュニケーション力とかあとディスカッション能力とか、昨日ちょっと言われたと思うんですけどディベート力とか。そういうものがＩＴとＩＴがすぐに進化するに従って、同時に上向くんだらうかと逆に退化してしまうんじゃないだらうか、そういう能力がですね。それに対して物すごい懸念を感じてるとこなんですけど、それに関してはどういうふうに思ってるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） ありがとうございます。あさぎり町はいち早く電子黒板等を導入頂いてまた小学１年生からタブレットを提供頂いているということで大変ありがたく思っているところです。主に学校のほうでは、ユニバーサルデザインによる授業づくりということでより視覚的に理解を進めるということで電子黒板等を使ったりもやりますけども、タブレットとかですね、いわゆるある児童生徒が書いたものが一斉に黒板に映し出される。あるいは、みんなの意見が寄り集まったタブレット上で付箋紙みたいに書き込んでいける。そういったことで、より瞬間的に集団ができたり全体の意見を見たりということで、とてもそういった意味ではもうＩＣＴっていうのはとてもすごいなというふうに思っているところです。ただ議員がおっしゃられたように、語彙力とかあるいは書く力に関してはですね、やっぱ自動で漢字を変換したりしていくのでそこら辺は今まで全て鉛筆頼りと言った部分が、コンピューターの変換頼りというふうな部分も否めないのかなというようなことは思っているところです。ただ私個人的な意見になるんですが、昔漢字の筆順とかもテストの問題に出てたとは思いますが、これは何画とかこれは何画目だとかですね。でも今はそういったことじゃなくて、いかにこう人との関わりを対話的に自分の思考を高めていっていかってということに関して力点を置いているというかですね、そういう事業づくりをやっているということで、いわゆる筆記力とかっていう部分は落ちる部分、反面、そういった意見を集約したり考えたり議論したりっていう部分については、有効に機能してるんじゃないかなというふうに感じているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（４番 岩本 恭典 君） はい。私どもの小さい時っていうかですね、中学校ぐらいの時は書くことでいろんな覚え暗記力とかそういうのは、上昇していったんじゃないかなって思うんですね。今、教育長が言われたようにそういうディベート力とかが今のＩＣＴ教育の中で延ばされていくのならですね、それはもう全然オーケーのことなんですけど。逆に記憶力とかそういう面とか、さっき言ったような語彙力ですね。そういうものが低下しかねない傾向、これをやっぱりカバーしていくことが大事だと思うんで、是非そういう教育、今まで私この先ほど言ったように小学生から中学生が伸びてるっていう上昇してるという物すごくいいことだと思うんで、これは周りの環境の教育関係の人たちが、そういった生徒たちに対する教育のやり方があったと思うんで、いいところどんどん伸ばして行って、当然足りない部分が出てくると思うんですね。その辺は、それにかわるようなやり方を何か考えていかないと、何かが落ちてしまうとやっぱ全体が落ちてしまう、総監的に考えてですね。そういうも考えられますんでいいし、その辺は落ちる部分に関しては、それを補うような何か考えていただければなと思っております。はい。次に移ります。次は、いじめに関してですけど、年々いじめの件数が増加しているっていう事だと思います。今現在の状況を一応説明していただけないでしょうか。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、具体的な数値等については控えさせていただきますが、小学校も中学校もいじめに関しては、毎年数件認知をしているという状況です。認知の方法につきましては、中学校においてはですね、毎月アンケートを実施する。小学校においては毎学期のアンケートとともに教育相談等を行う。あと、また子供たち、あるいは、時には保護者から、あるいは教職員の見取りっていう段階で、子供たちの表情等に何かを感じた場合に教育相談をして掘り下げて確認をしていくと。そして認知をするという状況です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（４番 岩本 恭典 君） このいじめという問題に関しては非常に難しいところがありまして数字的には年々伸びているということなんですけど、社会が多様化していくとですね、いろんなことがありますんで、ただ、全国的に見てもですね、このいじめという問題に関しては非常に国もちょっと心配してる場所があって、いじめの例えば、いじめによって生徒さんが自ら命を絶たれるっていう事例があります。これはですね、教育委員会のほうで各県のそこがあったとこの教育委員会の会見を見てますと顕在化してるもんじゃないんですよ。潜在的なもんがほとんどだと思うんです。顕在化すれば例えばそれに対して当然対処できるっていうことなんですけど、いじめに関して言えば、顕在化しているものよりはるかに潜在的なもんが私は多いと思うんですよ。その中でこういった死亡例があるとか、そういうことがあります。あさぎり町にもこの中学校いじめ防止基本方針ちゅうとがありまして、組織をちゃんと固めてそれに対するいじめに対する対処されております。ただ私が今言ったように顕在化している部分の数は分かりますけど、先生たちも当然これは把握しないっていう潜在化の部分ですね。その辺の部分があると思うんですね。これを把握するのが本当にいじめをなくすようなやり方だと私は感じてるんですけど、その辺の部分はどうか教育長思ってるんじゃないですか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、もう議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。いじめ・不登校、双方ですけども未然防止と早期発見・早期解決っていうのを、国も県もそして私たち教育委員会、学校もそういう思いで取り組んでいるところです。そういった中、まず未然防止っていうことで今あさぎり中学校のほうには心の相談員としてですね、ちょっと悩みがあったりなんか相談事があったら相談できるっていう相談員を配置させていただいております。そういった相談員による見取りであったりですね、あるいは先ほどからお話しましたけども、いじめとかですね、アンケート調査では誰かに言いましたかっていうのを言わないっていうお子さんが結構いらっしゃるんですよ。それはやっぱり心配をかけたくないからっていうことです。そういう場合どうできるかという、周りにいる身近にいる子供たち同士の中でそれを伝えてあげる。学校の先生にあるいは養護の先生に、あるいは誰かまた信頼できる人に相談して、それをまた学校自体も把握していくというふうなこと。そういった1人でできないことをクラスみんなで、ある学校みんなでそういったことを確認しながら見つめていくっていうのがとても大事じゃないかなというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） さっき言った潜在的なもの、これをなくすためには、私この基本計画の中で書かれているですね、日頃よりですね、心の教育と道德教育とか人権教育。これの充実しかないと思うんですね、潜在的なものを防止するためには。具体的にですね、この道德教育とか人権教育に関してはどのようなことを行っているのか、そこを聞きたいんですよ。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず知・徳・体ってよく言われますけども、よく先に知を持ってくるのか、何を持ってくるのかということで一般的に学校のほうでは、語呂合わせは知・徳・体が言いやすいですけども徳がまず1番最初に入ること、心備わってこそその知が身につくっていうことで。道德教育はですね、実は各学校に道德推進教師っていう位置づけの先生がいっぱいいます。その先生を中心に大体道德の授業は週に1時間、年間35時間しかありませんが、その時間をより充実した時間にするっていうことがまずひとつです。そのためにはTTということで外部からの人をお招きして一緒に考える、ということ。ただもうひとつ、授業以外に道德的なことは、教育活動全体で行うというふうになってます。それで年間計画の中に道德の授業ばかりじゃなくてですね、いろんな行事だったり、教科だったりそういったところの中にここではこんな心を養いますっていうのを位置づけて教科指導をやります。例えば英語だったら英語の例えば外国の方が発言する内容があったら、その発言の中に人権が盛り込まれているとか。あるいは社会だったら社会で歴史の中の差別的な事象であったりとか、あるいは家庭科で障害をお持ちの方とのバリアフリーであったりとか。そういった各教科の中で全体的に道德的豊かな心を育んでいくというふうになってます。これ人権教育についてですが、人権教育も同じように人権教育主任っていうのがもう位置づけられて、もうまさしく議員がおっしゃられたとおり、もう大きな2つの柱となって学校の中では取り組んでおります。人権と道德という。そういったことで年間の人権教育のそれぞれのテーマに応じて発達段階によって学習もしますけども、それとはまた別に各学期で人権週間並びに人権循環等を設けて、各学級・各学年・学校全体ということで

取り組んでいます。私たち周りにそれが見えてくるものとしてはですね、いじめ撲滅シンポジウムっていうのが6月に県で行われたり、あるいは人権標語があったり、あるいは人権の花があったりっていうことでトピック的に行うものもあるし、そして何よりも人権教育はよく言われるのがですね、隠れたカリキュラムっていうことで、人それぞれを大事にした学級・学校づくりの雰囲気があるのも何よりも大事だということで、これは普通の教科のカリキュラムじゃなくてこれこそ隠れたカリキュラムで全体の教育活動の中で育んでいくべきだというようなことで、各学校も校長先生中心にそういったことを根幹に据えてですね、教育活動を行っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、いじめに関しては、確かにほんといろんな事を考えて対処されてるっていうことがあります。実はですね、ここに御出席の方も御存じな方もおると思いますけど、今度のパリ五輪のですね、卓球の女子のシングルの早田ひなさんっていう選手がおられます。この方が帰ってこられた時に記者会見があったんですね。その時に帰ってきて1番今何をしたいですかって記者から問われた時に、鹿児島の特攻記念館に行って生きていることに卓球ができることが当たり前でないっていうことを感じたいと言われたんですね。私これ聞いてびっくりしました。本当に。この24歳の若い方がこういう発言ができるんだということは、まず特攻、皆さんもこれは行かれた方がほとんどだと思うんですけど、戦時中にそういう若い特攻の隊員がですね、10代20代でほんとならば勉強したいとか、それとか結婚したいとか家庭を持って子供を生みたいとか、そういう夢が全部崩れた。それが特攻隊ですよ。これをその中に遺書があって、いろんな遺書もあります。その中でやっぱりここで言いたいのはやっぱり人の命の尊さですよ。これをここに行って涙を流さないって言ったらほとんどいられないと思うんですね。で、何が必要かってこの人の命の尊さを知ることによっていじめが本当に馬鹿らしいんだと、愚かなことなんだと、恥ずかしいんだと。そういうような教育は私はものすごく必要だと思うんですね。それと命の尊さでいえばですね、例えば我々が彼岸とかになれば、お墓参りします。それは先祖に感謝するわけですね。何が感謝するかって、私たちが今生きていることに感謝する。っていうのは、両親がおって初めて私がおるわけで、その両親はじいちゃんばあちゃんがおってわけ。それをずっと歴史的に辿ってみるとですね、初めがどこか分からないですけどいろんな戦国時代とか戦時中があって、そういうものがバトンが繋がれてきたために私たちはここにいる。これ本当奇跡的なものだと思うんですね。そういう教育も必要だと思うんです。もうひとつは、私小さい頃家庭にいて学校、その時は高度成長だったんで両親とも共働き自営業だったんですけど、中々その食事をする用意も出来ないということで兄弟が3人もいたもんですからその兄弟がやってくれた部分もあって、その中で大事なことが仕事を与えられていたんですね。簡単な仕事です。それは風呂掃除をなさいとか、仏壇に米を持って行きなさいとか、靴を並べなさいとか、そう簡単なことなんです。だけどこの簡単なことを持続してやるっていうのは、兄弟のため親のためなんですけど、やはりそれもひとつの情操教育じゃないかなと私は感じます。そして例えば、両親が忙しかったもんですから家庭新聞というのがあってあした雑巾が要りますよっていう時には、親も遅くまで12時ぐらいまで働いていましたんで、そこに家庭新聞という張り出しでありましたんでそこにあした雑巾が必要なんで用意してくださいと書いてかないと親が絶対用

意してくれないですね。それも書いておかないと駄目なんですよ。書いてなかったらもう絶対用意しない、それはもう学校に怒られるわけ。それもひとつの教育ですよ。だからそういう何ていかな簡単なことなんですけど、本当に温故知新の精神というか昔からあるいいことをですね、それに大事にしながら今の現代のやり方の中でそういった教育、道德教育なり人権も、人権も含んでですけどそういう教育をすることが本当にいじめをする中で馬鹿らしいなっていじめはなんて恥ずかしいことなんだろうって、その人が自分で自覚しないと私は潜在的ないじめはなくならないと思うんですよ。だからそういう教育の仕方をもう本当に本当におこがましいんですけど、本当に申し訳ないんですけど教育者に対してこういうことを言うのは、ただそういうことも私は必要なかなって個人的に思ったもんですから、そういう教育が教育長、私はどう、どう、どうお考えになるのか、ちょっと感想をお聞きしたいんですけど。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。ありがとうございます。何かもうとても胸打つ話で同じこう教育現場にいらっしゃるみたいな感じで聞かせていただきました。世の中に何が1番大切ですかって言ったら命。もうそれは自分の命もだし、周りの命も。残念ながら若年例の死亡1位が自殺っていう状況ですよ、今、とても悲しいことだと思います。命の教育プログラムっていうのは学校にあって、各学級でも授業もしますけど、各学期末は必ず校長は命の話をするっていうふうになってます、熊本県は。そういったことで命に関しては特にどこもですけども常に意識して教育に関わるべきだし、大事にすべきじゃないかなと思っていますところ。家族の一員としてっていうことでお話がありましたけども本当無くしかけてきたもののような気持ちがしてですね、非常に感銘を受けました。残念ながらですね、先進国の中であなたは人のために役にたってますかということ。あるいは、あなたは何か自慢できるものがありますかっていう問いに対して、残念ながら日本は低位にあります。いわゆる自己有用感だったりそういったところは非常に低い状況と。分析の仕方次第だと思いますけど、例えばあなたは人の役に立ってますかということで非常に謙虚さを持っている日本人だからこそ、いやあ自分はまだまだっていう回答をしたのかもしれませんが。ただ自分は胸を張っていや僕は頑張ってますっていうことを言えることがとても大事じゃないかなっていうふうに思っているところ。そういったことから家族の一員としてあるいはクラスの1員として、あるいは学校の1員として、あるいは地域の1員として何かを担ってるっていうのは、とてもこう自分に対して誇らしいことであるし、また自分が生きる意味を感じるものでもあると思います。そういった意味から非常に議員のお話はとても胸打つものでまた講習会でもお話をさせていただきたいというふうに思っております。感想とはなりませんけど以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） ありがとうございます。そう言っていただけて私も大変うれしいです。次に移りたいと思います。次は、これいじめに関するものなんですけど不登校の問題について、現在の状況についてお示し頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。不登校についてはもうマスコミ等でも言われますけど、全国30万人ということで本町も、もちろんですけども全国・県においても大きな教育課題のひとつで

あるというふうに認識しております。先ほどもお話ししましたが不登校問題についてはいじめと同様ですね不登校に入る前の未然防止、またちょっと怪しいなと思ったときの早期対応がとても大事じゃないかなというふうに思っております。そういったことで県としてもまた各学校としてもですね、愛の1、2、3運動+1ということでもうすぐ家庭訪問だったり組織対応だったりをしていくっていうことで取り組んで頂いているところです。ただ残念ながら、年々不登校の児童・生徒数が上昇しているっていうのは、本町においても同じ状況です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 不登校の生徒数が増えているという中でですね、ちょっと令和5年が突出してちょっと増加してると。令和4年、令和5年ですね。これは、例えばコロナ禍の影響とかそういう災害の影響で、例えば学校に来る日数が減った。私たちもあると思うんですけど毎日走っているといいんですけど、その中で例えば2、3日休んだらもう走りたくなくなるっていう気持ち、大人でもそういうふうになるんですよね。そういうのが原因であるのか。この突出してちょっと多いっていうのはどういう原因を考えられると思いますか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、今議員からもありましたけども正直令和4年度と令和5年度を比較すると数値的にお示しちょっとできませんけども増えているという状況で、令和6年度本年度も同じ現段階でですね、昨年度と同じような推移をしているということで前年度同様の数に行くんじゃないかなというふうに危惧しているところです。原因としてはですね、もう正直これといった原因という特定がなかなか今難しい状況で、報告等にも不登校の原因を選ぶ項目があるんですけども、もうひとつに集約できない、無気力、いじめ、家庭的なものとかいろいろこう学力不振とかあったりするんですが、1番多いのは無気力っていう部分が1番多く状況としてはですね、上がっているのが現状です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 先ほど言った多様化する社会の中で、そういった無気力っていうひとつの事例っていうか、それには本当に大人のほうでも多分多いと思うんですよね。そういう無気力さっていうのがですね。私がちょっと先ほど言たいじめの中で言ったように、相関的な関係があるって言ったんですけど命を思いやる気持ちとか、貴ぶ気持ちとか、そういうものを含んでですね、家庭っていうか、家庭でそういうものが今ちょっと希薄になってるのかなあっていう気がします。その辺の部分は、家庭を含めた上で例えばファミリー的なカウンセリングとか、そういうカウンセリングっていうのは現在あるんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。不登校に関してはですね、不登校状態に入っているお子様そして保護者、またそれを担当している担任の先生、学校全体にとっても非常に心に負担を感じてどうにかしたい、どうにかしてあげたいっていう思いで生活をされております。そういった中、本町にあの球磨教育事務所のほうにですね、カウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの方がいらっしゃいますのでそういった先生方と対象のお子さん並びに保護者の方との面談等を行っております。基本的に月1回とかですね、継続的にカウンセリングあるいはお話を聞いて心のよ

りどころとしていただいたり解決策を探っていくという状況です。それから本町本年度よりですね、こども家庭センターが設置されて、また教育委員会のほうにも家庭教育支援員を配置頂いてですね、先だって婦人会長さんを中心に子育てトークっていうことで不登校状態のお子さんをお持ちの御家庭と経験のあらわれる方と保護者との茶話会とか気軽にお話をして相談とかいろんな話ができればということで、子育てトークっていうのを実施したところです。中々、一朝一夕で解決できるものではありませんけども、子供の支援そして保護者・家庭の支援も含めて外部の関係機関とも連携しながら取り組んでいるところです。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。今御説明頂いたようにもう中々これもう解決するのが難しいんじゃないかなと思っております。その中で先生方も一生懸命考えていろんな解決策を模索している状況であると思ってます。これはもう全国的にどこでもあると思うんでこれ以上これをしなさいとか、あれいう答えが回答がないもんですから、模索しながらやっていくほかないかなあと思っております。次にですね、特別支援学級生徒数の増加に対応した支援体制についてですけど、現在の特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加していることの状況についてちょっと伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、特別支援の児童・生徒数の状況ですが、議員の資料のほうにもお上げ頂いてますけども平成24年度は町内で30人でしたけども本年度95人と、この12年間で支援学級に在籍されているお子さんの数は3倍になっている状況です。これは国や県も同じ状況であります。ただ在籍率についてはですね、国が4%、県が7%で、本町も県と同様の在籍率というふうになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 今、資料を発信配信しましたが、私のこの特別支援学級の生徒数が増えることに関しては、マイナスじゃなくてですね、やっぱ本当に必要なんじゃないかなと思ってる。実は発達障害とかそういう学習障害の方っていうのは今まで中々見いだすのが難しかった部分があるんですけど、現在は発達障害とか学習障害とかそういう診断がですね、よりやっぱ精密なってますんで早期にそういった発見ができるということでもありますし、また特別支援学級に対する理解がですね、ものすごく進んでると。それと法改正もあってということ、この特別支援学級に関しては本当に今まで見過ごされたいろんな問題が全部こういった子供たちの問題を助けてくれるんじゃないかなと思っております。ただしその中でですね、社会的要因っていうかですね、私が心配してるのは先ほど言った不登校も含めて、いじめも含めてですけど、ストレス等とかそういうものがですね、この特別支援学級の生徒数を増加する要因にもなりかねないのかなっていうところがあって。それともうひとつは、特別支援学級の生徒がこういったストレスを感じて不登校になったり、いじめを受けたりっていう状況もあると思うんですけど、あさぎり町ではそういう事例っていうのは今のところありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まずあの議員がおっしゃられたとおり増加した原因のひとつ

てというのは非常にお子さんの特性も多様化してですね、特別支援学級就学の需要が高まっているということと、いわゆる特別支援教育に関しての理解が進んだので是非うちの子はより細やかな指導のもと教育を受けさせたいということで特別支援教育に関する理解も深まったことが大きな要因じゃないかなというふうに思っているところです。先ほどの不登校に関してその特別支援学級のお子さんがっていうお話でしたが、実際に不登校のお子さんの中には支援学級のお子さんもしっかり通常学級のお子さんと同様にいらっしゃいます。それはその特性として気分が上がったり下がったりされるのでそういった特性の状況にもよりますけども、私が分かってる範囲の中では何か特別支援学級での生活とかあるいは周りからの何かがあったことによるストレスによって不登校に陥っているというふうなことは承知しておりません。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、あさぎり町でそういう事例がないということで安心しました。最後にですけど、この中で書いてるのは教育基本方針や重点努力事項の見直しということで、22日に説明があった教育委員会のほうからの説明があった中で、先ほど言ったですね、重点努力目標の説明この文章を見てますと、ちょっとこう安易に安易になって意味じゃないんですけどちゃんとしっかり書いてあるんですけど、ちょっと何かこういまいちこの何ていうかな重点努力目標になってるのかなっていうのを感じるところあるんですね。今、特に言った不登校とかそういういじめ問題とかそういうものに対して、それが重点それを解消することが重点努力目標なのに全部こう網羅して書いてあるんで、その中で当然いじめの基本、そういった防止基本方針とかその中に詳細の部分は書いてあるんですけど、重点努力目標の中にですね、やっぱそういうものを書いてそしてその詳細がこういう基本方針であったり、教育基本計画であったりっていうことに私は重点努力目標はそうあるべきかなって思ったもんですから、その辺の部分の見直しってのはもうもう今のところ考えてないっていうことでよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず重点努力目標ですけども、厚生文教常任委員さん方との懇談会大変ありがとうございました。その中で提示させていただきました目標につきましては、もうおっしゃるとおりもうえらい盛りだくさんですね、もう何かぴんぼけしそうな状況であったかなというふうなことを思って今反省しているところです。で、やはり大きく絞ってですね、絞ってしっかりこう軸足が特にこういうところには強く置いてるんだぞということを意識した、これはとても大事、重点努力目標としてはですね、大切なことというふうに今お話を伺いながら思ったところです。来年度についてもだったですかね、はい。来年度このあの今、議員からも見せていただきましたけども第3期あさぎり町教育基本計画ですけども振興基本計画ですけども、これ5年6年の2年間限定ということで作成されております。で、時代の変化も非常に激しい中で、今、国とそれから県の基本方針がですね、令和5年6月に国が新たな教育振興基本計画が閣議決定されて、それを受けて熊本県が令和6年度から9年度までの教育振興基本計画の作成が進められて、その案が今提示されているところです。それを参考にしながらですね、本町の実態に合わせて、より具体的な取組をしっかりと分かるような状況になるように令和7年度からの第4期の教育振興基本計画を作成をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4 番 岩本 恭典 君） はい。この教育に関しては、教育の方々に任せるんじゃないくてですね、私ども議会としてもですね、真剣に町も真剣に取り組んでいかいかなきゃいけない。いじめをなくすっていうのは非常に大事なことで、私どもも協力できることがあれば精一杯協力していきたいと思ってますので、よろしくお願いします。これで私の質問、一般質問終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで4 番 岩本恭典議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで休憩いたします。午後は1 時3 0 分から再開いたします。

休憩 午前1 1 時5 3 分

再開 午後 1 時3 0 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第1 1 号上球磨消防組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第1 1 号、上球磨消防組合規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。上球磨消防組合規約の一部を変更しようとするときは、地方自治法第2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） 議案第1 1 号につきまして説明申し上げます。2 ページの規約変更理由書をお願いします。上球磨消防組合の事務所の位置で字以降の表記を変更し、及び人吉球磨消防指令事務協議会の運営経費の支弁方法については、地方交付税基準財政需要額以外を基準とするときには、組合議会の議決により別に定めることから上球磨消防組合規約の一部を変更するものでございます。今回の規約の変更につきましては、構成町村で同文議決を行うものでございます。3 ページをお願いいたします。新旧対照表で説明します。左側が変更後となります。第4 条事務所の位置を多良木町大字多良木3 1 4 6 番地1 とし、第1 1 条 経費支弁の方法について、第2 項ただし書の後を、組合長が特に必要と認める場合は、組合議会の議決を得て別に定めるとし、新たに第3 項で第3 条第2 号の事務に要する経費の関係町村の負担金は、前項の規定にかかわらず関係町村に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村等交付金の額とするものでございます。1 ページをお願いいたします。附則でございます。この規約は、令和6 年1 2 月1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑あ

りませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第12号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由をの説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第12号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは議案第12号につきまして御説明いたします。今回の変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、被保険者証等の用語を使用した部分について一部変更をするものでございます。2ページをお願いいたします。新旧対照表により説明申し上げます。3ページをお願いいたします。別表第2右の枠、変更前の第2項及び第3項中の被保険者証及び資格証明書を左の枠変更後、資格確認書等に変更するものでございます。1ページをお願いいたします。附則でございますがこの規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第13号あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及びあさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第13号あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及びあさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地

方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるために提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、議案第13号について説明いたします。今回の条例改正につきましては、提案理由にもありますように介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに基づき、関連する2つの条例の一部改正を行うものであります。新旧対照表で説明します。5ページをお願いします。第1条関係ですが、介護保険法施行規則の改正により地域包括支援センター運営協議会の定義規定の条項変更となるものです。6ページをお願いします。第2条関係は、地域包括支援センターの職員の柔軟な配置を可能とするための改正となりますが、第2条で法と同様の意義であることを明らかにするため定義規定を設けております。7ページをお願いします。第4条につきましては、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により職員配置を可能とするものです。第2項及び次ページ第3項では、市町村内の複数圏域で高齢者人口に応じて3職種を配置すれば、各地域包括支援センターの配置基準を満たすものとなります。8ページをお願いします。第5条につきましては、地域包括支援センターの適正公平かつ中立な運営をすべきことを改めて記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） はい、課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） すいません、施行日漏れてました。条例は公布の日から施行いたします。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今回の条例改正によりましてこれまで説明を伺ってる中でですね、この今回の条例改正を本町には直接的にはすぐすぐ影響するものではないというふうに伺っておりますが、その前の委員会等での議論の中でもありましたが、この3職種の確保ということでいろいろ課題がある中でこういう条例改正、制度改正がなされてくるものと思っておりますが、以前ですね、もうこれは私の2年ぐらい前一般質問の場で、この地域包括支援センターそのものですね。広域的な運営という観点から今現在上球磨3か町村でやっておられる公立多良木病院のほうで委託事業でやっておられる上球磨包括支援センターとの統合を見据えて、そしてこういった職種ですね、有効活用人材の有効活用あるいは人材確保のハードルを下げる。そしてその中で計画各町村ごとのですね、また独自性は確保しながら、そういった方法もあるんじゃないかというような議論をした記憶がございます。その時点での考え、その時点での御答弁はですね、それも検討に値するから検討したいというようなお話を当時は頂いております。もう2年以上前の話でございしますが。ここでお尋ねしたいのはこういう条例改正もする、それから国全体の中でそういうふうに関係する課題があるからそのハードルを下げを、人材確保作業のハードルを下げようという動きの中でですね、先ほど言いましたようにこのあさぎり町上球磨地域の中では、ひとつの方法としてそういうこともありうる。私個人の意見はもうずっと以前からですが、

そちらのほうが結果的に有効であるというようなイメージというか認識を私はもう常に持ってるんですよ、以前から。先ほど言いましたそういう検討があさぎり町としてなされたものか。仮にやるにしてもですね、相手がありますから一方的にいかないんですが、あさぎり町の考え方としては今、どういうふうに今私お尋ねしてる部分ですね、考えておられるかをちょっと確認の意味でお尋ねをしておきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、地域包括支援センターの委託につきましては確かに数年前に協議をされております。その後具体的に上球磨の包括支援センターと統合するということですね、公立病院等との打合せは実際できておりません。その時の話では中々外部委託するところの困難さもありまして、しばらくは直営でいくということだったかとは思っております。しかしながら実際直営で3つの専門職を確保することは、結構厳しいものでありますので、今後も合同での委託に向けた検討は引き続き続けていきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第14号あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第14号あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険の被保険者証が廃止となるため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、議案第14号について御説明いたします。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表により説明いたします。第10条で、左の枠 現行1行目第9項を右の枠 改正案の1行目、第5項に現行2行目のもしくは虚偽の届けをした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないを、改正後案の2行目または虚偽の届けをしたに改正するものです。2ページをお願いいたします。附則でございしますが、この条例は、令和6年12月2日から施行するものでございます。経過措置でございしますが、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、今回のこの条例のですね、改正っていうのは、マイナンバーを確実に使うということでこういうふうに変わっていくんだというふうに聞いておりました。先ほどの議案第12号もですね、後期高齢者の分もそうだったと思うんですけども、住民の中にまだマイナンバーカードを作られていないとか、あるいは資格確認証でずっと受診をする方などもいらっしゃると思うんですけども、そういう方はこれが施行されてもその資格確認証というのは利用はできるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。資格確認証につきましては、今後ですね、期限を定めたところで使用が可能ということになっております。またですね、マイナ保険証、こちらのほうもですね、今後随時推奨していきたいというふうには思っているところです。ですのでマイナンバーカードを取得されていない方についてはですね、今後ですね、取得に向けた広報等をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第15号あさぎり町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第15号あさぎり町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町情報通信基盤施設の伝送設備等の無償譲渡に伴い、本条例を廃止する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは議案第15号について御説明いたします。3ページ目からが対象となる条例となっております。本条例については、平成21年に町で光ファイバー網を整備した際、光ファイバー網とその関連施設の設置管理について規定するため、また当該光ファイバー網を使用して提供されるブロードバンドサービス、難視聴世帯向けの地上デジタルテレビ放送の再送信、IP告知放送の3つのサービスの運用について規定するために制定されていたものです。この点、本年の4月1日をもって当該光ファイバー網の全てをイクスライド株式会社に無償譲渡したため、施設の設置及び管理について規定する条例も不要となることから本条例を廃止するものです。なお本条例の運用について規定していた3つのサービスサービスのう

ち、ブロードバンドサービスについては、同じくイクストライド株式会社に運営が移っており、いわゆる民設民営となっておりますが、難視聴世帯向けの地上デジタルテレビ放送の再送信、I P 告知放送については、引き続き町が実施してまいります。そのため、これらの2つのサービスの運用に関する事項につきましては、本条例の廃止と同時に新たに実施に関する要綱を定めることで規定する予定です。2ページ目を御覧ください。附則ですけれども、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、お尋ねします。今回の条例改正で民設民営、要するにブロードバンドサービスの部分ですね。そういうことになるということをそして今新たに別途事業者さんがですね、光網の整備を進めていかれる。そういった時に町民の皆さん方がですね、そういうふうに漠然となるらしいというようなことは承知されているかどうか分かりませんが、ずっと数年来の情報通信網の何ていうかレベルアップというかそういう町民の皆さんでそれぞれ温度差はあるにしてもですよ、要望が強くてそれに向けて今進んでるんですが、今ここでお尋ねしたいのは、これまでやってこられた事業者さんが、今、該当世帯に新たな提案というか、契約変更等ですね、情報を流されております。それはそれでよろしいんです。もう一応民間がされてる話ですから。だけど次の新しい事業者さんが参入されてこられた段階でどうなるかの、そういう条件は、住民さんはまだ御承知じゃないわけですね。ですから、今の4,600いくらかな。ぽんと下がる。それはいいなでぽっと変更でそれ持っていかれるのかどうか分かりませんが、これは私が感じたのはですね、そういう通知が来た段階で。これから先2年後ですか1年半後ですか、ちょっとははっきり分かりませんけれども、新しい体制というか新しい事業を事業所さんが参入された時のその時の状態をですよ、なるべく早くやっぱり、これあの行政の仕事なのか、その事業者さんのされる話なのかちょっとよく分かりませんが、それを早く示されてそうなるんだなというような姿ですよ、両方。住民の方に知らせていただくのがですね、住民の皆さんからしたら分かりやすいと思うんですけど。その付近のこの後の先の話なんですけど、そこあたりは今度条例改正されて姿が変わっていくんですが、その後の話今私が申し上げたような部分についてですね、町が関わられる部分と民間がされる分とがあるというのは承知してますが町としてその付近はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。まずこれまでの経緯としまして今御説明を頂いたとおり、昨年あさぎり町光ブロードバンド整備事業として公募型プロポーザルを実施してNTT西日本熊本支店が受託者として選定されまして、令和8年度からサービス提供開始できるように整備事業今行っているところということでありますので、令和8年度からはどうなるかということ今既に光ブロードバンドサービスを提供しているイクストライド株式会社とそれからNTT西日本の2つのサービスを町民の方が利用できる、選択して利用できるような形になります。はい。で、今、実際に具体的に例えばどれぐらいの回線速度のサービスを幾らで提供するのかというような情報はまだどちらのほうでもNTT西日本からは情報を受けていられないところなんです、

実際にこの今後どういう形で行われているかというところに関しては、実際にこの整備事業を進めている町としても町民の皆様に説明をする必要があるというところは御指摘のとおりというふうに考えておりますので、ここは明らかになり次第必要な周知を行ってまいりたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。他に質疑ございませんですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

◎議長（小見田 和行 君） 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、議案第16号令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第16号令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について提案いたします。令和6年度あさぎり町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億811万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億1,637万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、議案第16号について御説明申し申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。第2条 債務負担行為の追加は第2表 債務負担行為補正による。第3条 地方債の追加及び変更は第3表 地方債補正による。6ページをお願いします。第2表 債務負担行為補正です。須恵文化ホール施設管理業務について債務負担行為の追加をお願いするものです。内容につきましては担当課より説明いたします。次のページをお願いします。第3表 地方債補正です。テレワーク拠点整備事業及び社会教育施設整備事業について追加するとともに、臨時財政対策債及び農業施設整備事業について限度額の補正をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明いたします。次10ページをお願いします。財政課所管分について説明いたします。まず歳入からです。1番上の枠の目1 地方交付税ですが今回の補正予算の財源調整により普通交付税を減額するものです。次のページをお願いします。2枠目の目1 不動産売払い収入は、町有地2件を個人及び法人に売却したことによる収入です。3枠目の目6 公共施設整備基金繰入金は、国庫補助事業採択及び地方債充当のための財源更正です。目7 減債基金繰入金は、今年6月までの借入れ額の確定により交付税措置がない3割分を繰り入れるものです。次のページをお願いします。3枠目の目1 繰越金は前年度繰越金の確定により現予算との差額分を計上するものです。次のページをお願いします。町債の目1 総務債のうち1番上の臨時財政対策債は、普通交付税からの振替額の確定による増額です。次のページをお願いします。歳出です。7行目、目14 基金費の積立金で2行目の公共施設整備基金積立金は、繰越し事業の事業費及び地方債借入れ額の確定により過充当となった額を積み立てるもの。また歳入のところで説明しました不動産売払い収入の全額を基金に積み立てるものです。次

の財政調整基金積立金は、地方財政法第7条に基づく決算剰余金の2分の1を積み立てるもので現予算との差額分を追加計上しております。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。11ページをお願いします。歳入です。3枠目の最下段目9 節1 防災基金繰入金は、建設課が所管・計画します伊賀川監視カメラ設置事業の財源に充当するため、防災基金より繰入れを行うものでございます。次に12ページをお願いいたします。4枠目の目4 節1 雑入の説明の欄、最下段 投票管理者報酬等返還金は、3月に行われました熊本県知事選挙における投票管理者報酬等についての返還金を受け入れるものでございます。次に14ページをお願いします。歳出でございます。まず今回の補正では、給与費の補正としまして一般職の給与費について人件費を計上する科目において職員手当などの所要額を補正するものであり、各課での説明は省略させていただきます。また児童手当の増額につきましては、国の制度改正によるものでございます。特別会計におきましても同様に補正していることから特別会計での給与費の各科目での説明は省略させていただきます。また後ほど関係所管課において説明します会計年度任用職員の給与費と合わせ、今回の給与費の補正の総額の補正後補正前の額は、23ページからの給与費明細に示すものでございます。なお児童手当につきましては、国の制度によるものであり給与費明細には記載はございません。それでは、14ページから総務課所管分を説明いたします。上から4つ目、目6 財産管理費、節14 工事請負費は、第2庁舎議場内の床コンセント位置の調整と議会事務局の議会中継用の設備を増設するものでございます。2つ下で目13 諸費、節18 球磨神楽保存会補助金は、令和2年7月豪雨で被災した球磨神楽の衣装の新調や獅子頭の修繕に係る事業分を国と県及び人吉球磨の10市町村などで補助するもので、球磨郡町村会で協議決定された額を計上するものでございます。次に15ページをお願いいたします。3枠目の目1 選挙管理委員会費、節1 投票管理者報酬と選挙管理委員報酬。その下、節8 旅費の費用弁償は、熊本県知事選挙関係での支払い先誤りによる選挙管理委員報酬を計上するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。23ページをお願いいたします。まず特別職におきましては、社会教育委員と選挙管理委員の報酬の追加分の増額となっております。次に一般職の給与費について説明いたします。24ページをお願いいたします。一般職におきましては職員手当の所要額を増額補正するものでございます。次25ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましては、健康推進課の産休代替の会計年度任用職員の報酬などを増額補正するものでございます。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり補正による補正後補正前の額は、格段のとおりでございます。次に26ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は職員手当によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは企画政策課所管分につきまして御説明申し上げます。歳入です。10ページをお願いいたします。3枠目の目1 総務費国庫補助金、節4の地方創生臨時交付金は、税務課で予算計上しております定額減税調整給付金の財源として予算計上す

るものです。その下の節 8 の総務管理費補助金の過疎地域持続的発展支援交付金につきましては、当初予算でテレワーク施設 2 期工事費として計上しておりました財源を振り替えるものです。11 ページをお願いします。2 枠目の目 2 の物品売払い収入、節 1 の物品売払い収入につきましては、地デジ難視聴世帯が購入する V O N U の機器代金を計上するものです。次に 13 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 総務債、節 3 テレワーク拠点整備事業債については、テレワーク施設整備工事費分と屋根改修工事費分及び工事監理費分の財源として過疎債を計上するものです。続きまして歳出です。14 ページをお願いいたします。ひつ目の欄で目 7 の企画振興費、節 8 の旅費ですが、今年度脱炭素事業の推進を図るため、バイオ炭の製造及び活用の研修や昨年度の 2 月に千葉県匝瑳市と脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結しており、ソーラーシェアリングの太陽光パネル設置及び運用実績がある匝瑳市へ視察研修の旅費を計上するものです。その下の節 12 の委託料ですが、バイオ炭の製造と土壌への還元する一連の流れを構築するためバイオ炭実証試験の委託料を計上するものです。その下の節 18 負担金補助及び交付金のくま川鉄道経営安定化補助金ですが、例年では、前年度の赤字補てん分を当該年度の上半期分で請求することとなっており、当初予定しておりました補助金額の不足額分を計上するものです。次に目 14 基金費、節 24 積立金のふるさと基金積立金ですが、令和 5 年度分の農業後継者育成事業への当該基金からの充当が過充当であったため戻入れるため計上するものです。次に目 15 地域情報通信基盤整備推進事業費、節 10 の需用費ですが地デジ難視聴世帯の機器購入費を計上するものです。次に節 14 の工事請負費ですが、清水公民館の建て替えに伴い、公民館に隣接している屋外放送の I P 子局を撤去、移設する費用及び地デジ難視聴対策工事費の実績により不足が見込まれるため計上するものです。次に目 21 テレワーク施設運営費、節 7 の報償費ですがテレワーク施設利用促進検討委員会の謝金を計上するものです。次に節 12 委託料と節 14 工事請負費ですがテレワーク施設整備 2 期工事とあわせて屋根防水工事を実施するために工事費と工事監理費を計上するものです。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。税務課所管分について説明いたします。15 ページをお願いいたします。最上段 1 枠目の目 3 定額減税調整給付事業費、節 18 負担金補助及び交付金、説明欄 定額減税調整給付金ですが、基準日を令和 6 年 6 月 3 日に設定して国が推奨している算定ツールを用いて改めて算出した結果、対象者が 94 人増加しそれに伴う調整給付額が 1,400 万円増額するものであります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。町民課所管分を説明いたします。11 ページをお願いいたします。1 枠目 款 16 項 2 目 3 衛生費県補助金の節 1 保健衛生費補助金は、プラスチック分別収集支援補助金を受け入れるものです。次に 17 ページをお願いいたします。歳出です。2 枠目、目 3 環境保全費、節 3 職員手当等の時間外勤務手当はプラスチック分別収集やごみの分別方法をお知らせするための出前講座に出席するものでございます。次に節 10 需用費の消耗品費は、4 月から全行政区でプラスチック分別収集を開始いたしましたが、行政区のリサイクル倉庫に備え付ける回収容器を購入するものです。歳入で説明しました熊本県プラスチックごみ分別収集支

援補助金の対象となります。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 蓼田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸 君） はい、生活福祉課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。歳入となります。2枠目、目1 節5 説明の児童手当負担金ですが、児童手当法の改正によりまして所得制限の撤廃、対象年齢の高校生までの引上げ、第3子以降児童への手当額の変更によりまして国の負担金が増額されたことによる増額補正となっております。3枠目2段目、目2 節3 説明の子供子育て支援交付金は、保育園、認定こども園の延長保育につきまして補助金の基準単価が増額改正されたことにより、増額された国の補助金を受け入れるものです。その下、子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当法改正によるシステム改修費や事務費に対する補助金を受け入れるものでございます。4枠目、目2 節5 説明の児童手当負担金は、県の負担金につきまして法改正により県の負担割合が縮小されたことにより、県の負担金を減額補正するものでございます。11ページをお願いいたします。1枠目、目2 節4 説明の子ども・子育て支援補助金は、国の補助金で説明いたしました補助金の県の負担分を受け入れるものでございます。12ページをお願いいたします。4枠目、目4 節1 説明の子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算金、子どものための教育・保育給付費県負担金精算金、養育医療費国庫負担金精算金、養育医療費県負担金精算金、施設等利用給付費国庫負担金精算金、施設等利用給付費県負担金精算金は、それぞれの令和5年度の実績によりまして精算金を受け入れるものでございます。16ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目、目1 節18 説明の延長保育事業補助金は、保育園・認定こども園の延長保育につきまして、補助金の基準単価が増額改正されたことにより、国・県・町が支出する事業費について増額補正するものです。その下、上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、巡回支援に使用する事業所の公用車が使用できなくなったことにより、公用車をリース契約で新しく購入するためのあさぎり町の負担金となります。節22 説明の子ども・子育て支援事業国庫補助金返還金、障害児入所給付費等国庫負担金返還金、障害児通所給付費等県負担金返還金は、令和5年度実績により当該の補助金負担金について返還するものでございます。2段目、目2 児童手当事業費につきましては、歳入で説明をいたしました法改正により増額される扶助費と事務費について補正予算計上しております。以上、生活福祉課所管分の補正予算の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。それでは、高齢福祉課所管分について説明いたします。12ページをお願いします。歳入です。2枠目、目1 節2 の介護保険特別会計繰入金は、令和5年度介護保険事業特別会計決算により事業費が確定しましたので、介護給付費負担金の町負担返還分を一般会計へ繰り入れるものであります。15ページをお願いします。歳出になります。1番下の枠目2 老人福祉費、節22 償還金利子及び割引料は、次ページまでの全てが令和5年度の実績により精算し、返還するものであります。まず介護保険低所得者対策事業県補助金返還金は、低所得者の介護サービス利用料の一部を社会福祉法人が負担し、その額に応じて交付される県補助金です。16ページをお願いします。説明欄最上段の低所得者保険料軽減国庫負担金返還金、その下の同じく県負担金返還金は、低所得者への介護保険料軽減を行う国・県補助金になります。

その下、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金は、人吉球磨成年後見センターの委託料の一部についての国庫補助金であります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、健康推進課所管分について御説明いたします。11ページをお願いいたします。歳入です。1 枠目、目3 衛生費県補助金、説明の2つ目ががん患者クオリティオブライフ向上事業補助金は、患者の経済的・心理的負担の軽減、社会生活への参加促進などに対します補助金になります。対象といたしましては、医療用ウィッグ等及び乳房補整具等に対するもので、補助上限額2万円の2分の1、10件分となります。16ページをお願いいたします。歳出です。1 枠目、目6 国民健康保険事務費、説明の国民健康保険特別会計繰出金は、第三者行為求償分の納付金に対しまして繰り出すものでございます。17ページをお願いいたします。2 枠目、目1 保健衛生総務費 節1 報酬、節4 共済費、節8 旅費は、職員の産休育休代替といたしまして会計年度任用職員5か月分の人件費となります。節18 負担金補助及び交付金は、歳入で御説明いたしましたがん患者に対します事業の補助金で、上限額2万円の10件分になります。目4 健康増進事業費、説明の健康増進事業費補助金返還金は、令和5年度事業実績に伴います返還金になります。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明申し上げます。11ページをお願いいたします。歳入になります。上段の枠目4 農林水産事業費県補助金、節2 農業費補助金の土地利用型農業支援事業補助金は、米・麦・大豆を対象とした地域営農組織育成支援として機械導入に対する1件の農事組合法人への補助金を受け入れるものです。次の地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金は、薬草合同会社、上たばこ共同乾燥組合において申請された機械導入に対する補助金を受け入れるものです。12ページをお願いいたします。上段の目10 林業振興基金繰入金は、林業従事者育成推進事業として林業機械等の導入申請分に対して繰入れを行うものです。次のページをお願いいたします。目3 農林水産業債、節1 農業施設整備事業債は、一ノ木谷川第2沈砂池新設工事に伴うものとなります。18ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠目4 農業振興費、節18 負担金補助及び交付金の法人組織育成支援補助金は、今年度に設立された農事組合法人須恵かちゃあへの支援金となります。次の地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金は、薬草合同会社と上たばこ共同乾燥組合によるそれぞれミシマサイコ種子収穫と配電盤の更新に対するものとなります。また節8 水田農業経営確立対策事業費、節18 負担金補助及び交付金の土地利用型農業支援事業補助金は、農事組合法人須恵かちゃあによるトラクター等の導入に対するものとなります。次の目16 農地費、節12 委託料の測量設計委託料は、鍋塚放水路改修に伴う地質調査委託料となります。また節14 工事請負費は、一ノ木谷川第2沈砂池新設工事分となります。次の節21 補償補填及び賠償金の補償費は、鍋塚放水路改修に伴う沿線の強化ハウスやブドウの木などの補償費となります。次の枠目1 林業総務費、節15 原材料費は、地域産材支給事業として清水公民館の新築に伴い木材を支給するものです。次の目2 林業振興費、節18 負担金補助及び交付金の林業従事者育成促進事業補助金は、2名の刈払機、1名の1名のチェーンソーの導入に対し、税抜事業費の2分の1を

支援するものです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明申し上げます。

11ページでございます。歳入です。1枠目、目5 商工観光費補助金につきましては、東京管内にあります大学に通う学生が地元の企業を採用活動に係る交通費について県補助金分を計上しております。続きまして3枠目、目5 産業活性化繰入金につきましては本年度須恵地区で設立されました農事組合法人への運営補助金として繰り入れるものでございます。次のページをお願いします。4枠目、目4 雑入です。説明欄下から2段目 地域観光新発見事業補助金につきましては、本年度当初予算に計上しておりましたデジタルコンテンツを活用した観光振興事業につきまして、観光庁が第3機関を通じて実施しております補助事業に採択されましたことで雑入に計上しております。続いて19ページをお願いします。歳出になります。主なものについて説明いたします。1枠目、目1 商工総務費、節8 旅費につきましては、本年度実施が決まりました東京銀座熊本館及びふるさと会での物産PRと大阪事務所と連携しました大阪での物産PRのための旅費を計上させていただいております。続きまして節12 委託料 地域おこし協力隊活動支援委託料につきましては、今後、空き家や空き店舗、移住コーディネーター及び相談窓口の充実化を図るために2名、将来的にあさぎり町内に移住をすることを目的として町内にある事業所の事業承継のための訓練生として1名、合計合わせまして3名の増員分について計上させていただいております。続いて目2 商工総務費、節13 使用料及び賃借料 コピー使用料につきましては、ポッポ一館のコピー使用料について不足分を計上させていただいております。2枠目、目1 観光費、節17 備品購入費につきましては、谷水薬師駐車場周辺の防犯対策としましてカメラの購入を計上しております。続きまして3枠目、目1 定住促進費、節18 負担金補助及び交付金 地方就職支援金は、歳入で説明申し上げました東京にある大学生の地元企業への就職活動の交通費の助成金を計上しております。町が2分の1、県2分の1の併せて合計額を計上させていただいております。以上で、商工観光課所管についての説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それでは、建設課所管分につきまして説明いたします。19ページをお願いします。歳出でございますが、4枠目の目2 環境整備資材等支給事業費、節13 使用料及び賃借料、それから次の節15 原材料費につきましては、住民協働事業への取組としまして今後予定されております法面の防草対策などに対しまして予算が不足しておりますので増額とするものでございます。次の20ページをお願いします。1枠目で、目1 道路橋梁総務費、節18 負担金補助及び交付金につきましては、熊本県道路利用者協会の負担金におきまして、事業割分が前年度の事業実績によりまして算定されて増額となるものです。次の枠の目1 河川総務費、節14 工事請負費につきましては、伊賀川に簡易型河川監視カメラの設置を行うものとなりますが、河川の状況が把握できることで越水が発生する時に情報周知を速やかに行えるようにするものでございます。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは上下水道課所管分について説明いたします。2

0 ページをお願いします。歳出になります。下から 2 枠目、目 1 下水道費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、下水道事業会計補助金で児童手当に係る繰出金の減額と簡易配水施設修繕に係る繰出金の増額となっております。上下水道課所管分の説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは教育課所管分について御説明いたします。6 ページをお願いします。第 2 表 債務負担行為補正でございます。須恵文化ホール施設管理業務につきましては、施設管理業務に従事する 2 名について会計年度任用職員の令和 6 年度からの勤勉手当の支給に合わせて、記載の期間について追加するものでございます。7 ページをお願いいたします。第 3 表 地方債補正、追加の 2 番の社会教育施設整備事業は、清水区公民分館新築工事費補助金分として、起債を追加するものでございます。限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。12 ページをお願いします。歳入でございます。最下段の枠の上段の目 3 給食事業収入、節 1 学校給食費については、昨年度から引き続き保護者負担額の半額を助成しておりましたが、今回 4 月に遡って全額助成とすることに伴い、当初予算で計上しておりました保護者半額負担分の歳入の全額を減額するものでございます。13 ページをお願いします。最下段の目 7 教育債、節 2 社会教育施設整備事業債につきましては、地方債補正で御説明しました清水区公民分館新築工事費補助金分の起債を計上するものでございます。21 ページをお願いします。歳出でございます。上段の枠の目 1 生涯学習総務費、節 1 報酬から節 1 3 使用料及び賃借料につきましては、本年 11 月 30 日から 2 日間開催予定の全国人権同和教育研究大会熊本大会の経費を計上しております。本町から社会教育委員、役場職員、教職員 計 37 名が参加予定でございます。その下の目 2 公民館費、節 7 報償費 講師謝金につきましては、本年度から家庭教育支援員を委嘱しておりますが、町内での移動に際して自家用車を使用しておりますので、町の旅費規程等に基づきまして旅費相当額を計上するものでございます。その下の節 1 8 負担金補助及び交付金 公民分館等施設整備費補助金につきましては、歳入で説明しました清水区公民分館新築工事費補助金でございます。床面積は 119.8 平米、新築費、解体費、設計監理委託料を合わせた金額に補助率 90% で補助金を計上するものでございます。その下の目 4 文化ホール運営費、節 1 2 委託料 施設管理業務委託料につきましては、債務負担行為で御説明しました施設管理業務委託 2 名の本年度分の勤勉手当増額分を計上するものでございます。最下段の枠の目 1 給食センター運営費、節 1 8 負担金補助及び交付金 学校給食費補助金につきましては、今回の給食費保護者負担額全額助成に伴いましてアレルギーで給食の一部の提供を受けていない児童、また特別支援学校に通学されている児童・生徒に対し、学校給食補助額と同等額を補助するものでございます。教育課所管分は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで 10 分間休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時47分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1番小松です。3点よろしいですか。財政課長にお尋ねをいたします。財政調整基金の積立ての予算が上がっております。今年度の積立金の総額それから今年度の繰入れ額、で結果、令和5年度の財政調整基金の積立金総額と繰入金額。結果的に5年度末の残高、これが4年度末と比較してどのように増減がなっているのかを1点お尋ねいたします。令和5年度ですね。令和6年度の補正予算に上がっておりますけれども現状でどのようなになっているのかということで結構です。2点目です。くま川鉄道の経営安定化補助金、これについては、説明の中ではバスによる代替の運行、高校生のための代替運行等の費用がかさんだということが言われておりますけれども、次年度以降どのような見込みであるのか。それからですね、このことは町長が御判断なさることですがいわゆるくま川鉄道、従来から言われている地方バス、そして町内の単独の交通事業。こういったものを総合的にですね、考えて今後どのように取り組んでいかれるのか。3点目です。小松議員、願いますればページをお示しして質疑頂ければ答えやすいと思います。今申し上げたのは歳出の14ページですね、くま川鉄道の経営安定化補助金についてでございます。それから商工観光課にお尋ねいたします。19ページです。地方就職支援金とございます。説明でありました東京にある大学に通っておられる学生の方の地元就職を活動への支援ということでございます。このことを国の積極的な地方移住という地方支援ということの一端だと思うんですけど、これを今後どのようにですね、展開されるのか。国の補助事業とはいえ、この継続性とそれから東京に限ることではなくて、地元就職していただける、そういう就職活動への支援というものも当然考えられると思うんですけども、そのことについてお尋ねをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、1点目の財政調整基金に関するお尋ねでございます。令和5年度中の積立て額が3億6,876万3,402円でございます。取崩し額が3億円で、結果的に増減としましては6,876万3,402円の増加というふうになっております。令和5年度末の基金残高としまして48億2,909万3,992円というふうになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。先ほど小松議員から2つ目の質問でありました、くま川鉄道安定化補助金についての今後の見通しということで御質問頂いております。今年度ですね、1,840万8,000円のこれは上半期分の負担金の増額をお願いをしておりますが、くま川鉄

道においてその増額となっている要因をですね、確認しましたところ、令和5年度においてバスの代替運行を今補助金を頂きながら部分運行をしていただいております。基本的には肥後西村駅から人吉駅までのバス運行を今行っておりますが、その補助金額の算出において、いわゆる税抜きで補助金を算出するようという県の監査指摘があったために今年度3,000万円ほど減額を見ております。従いまして、この3,000万円は恐らく来年度以降も継続するものというふうに思っておりますし、また、これまで令和2年7月豪雨の災害において、温かい寄附金等をこのくま川鉄道に寄せられておりますが、この金額が6,682万4,000円という寄附が寄せられておりますけれども、令和5年度末においては82万6,000円ということでもう既に取崩しが6,599万8,000円取崩しをなされておるということと、最後にこの全線開通を令和7年度末までに改修工事といいますか、復旧工事を行うということになっておりますので、令和8年度には全線開通にはできるものということで今復旧工事が行われております。それに向けてくま川鉄道の社員の増員をですね、計画をされております。令和5年度末においては、社員数が26人で経営をされておりますが今年度末においては4名増の30名。そして7年度末においては、さらに3名を増やした33名での社員体制を構築を目指すということで今計画がなされておりますので、この社員の増の人件費等についても若干増えてくるということが予想されます。ただ、くま川鉄道の社員さんも、今後新しい人材を募集されていくということですのでその辺の人件費あたりもですね、今後精査していく必要があるかなというところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。3点目の質問についてお答えさせていただきます。この移住地方就職支援金につきましては、熊本県が今回6月の補正によりまして予算化をしたものに伴いまして熊本県の移住支援事業、またマッチング支援事業、地方就職学生支援事業、この要綱に基づきあさぎり町の地方就職支援金交付要綱という案の段階ですけれどもこれを今回要綱設置を予定しておりまして、これに基づき具体的な事業の内容としましては、これはUターンとかではなく、東京都内にある大学が、のっているキャンパスに通う学生が熊本県内・あさぎり町内にある企業を就職のために面接等に係る旅費というものを支援するものでございまして、これの負担割合が県が2分の1、町が2分の1、上限が6万円ということになっております。これについて今回県のほうからも要望がありまして初めて今回予算を要求させていただくものでございますが、これは委員会の中でも質問がありまして、かなりその偏った部分もあるんじゃないかとまたかなりのハードルがあるのではないかとという意見も頂いておりまして、確かに今回初めて予算を計上するものではございますけれども町としましても移住定住というところにそういった事業も展開しておりますので、まずは1名分を今回計上して様子を見るというかそういった形で。そういったところでもう問合せ等というところもあわせてあればですね、今後またこれについての予算化っていうところも考えていくべきかなというところで今回は試験的な部分というのを含めまして県の要請を含めたところで予算を計上させていただいているということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。はい、町長。

●町長（北口 俊朗 君） 1点だけ補足させていただきますけれども、地方バスにつきましてはですけども、やはり今、産交バスが地方バスとして運行されておりますけれども、くま川鉄道が全

線開通した折にはですね、やはりこの九州産交バスの運行計画も見直されるというような話も伺っているところであります。ですから今後の地方バスに対する負担金に関しても、変化があるのではないかというふうに想定しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ございませんでしょうか。皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） １１番です。ページでですね、１２ページですけども学校給食費のことでお尋ねしますが、９月の３日の折の全協でですね、さほど考えはしなかったんですけども、この給食費ですけども物価高騰と、またこの最近においては、お米、主食用の米が値上がりしておりますので、現在のですね、給食費で今年は賄うといたしましても来年７年度ですね、どういう経緯を持って小学校が３,９５０円、中学校が４,６５０円というようなことで推移できるかなあと考えました時に１.３倍ぐらいの予算が必要かなあとしますのでその辺のところですね、試算しておられましたらお伺い致したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。御質問の件につきましては今現在その詳細に試算なり積算しておるものはございません。一方で今年から来年またその次継続していきますが、決してその喜ばしいことではございませんが、児童・生徒数はですね、若干減少してまいります。そういったことで予算の総額としましたら、それなりに若干物価高騰がございまして今の予算の枠内で出来るものかなというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい、皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） 私も小学校の校長先生とお話した時に、入学のですね、生徒数も減るというようなことで人員は減ってくるけどもなあっていうお話をされましたので、そこら辺のことは十分お考えで進められると思いますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ございませんでしょうか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。今の件に関してもう確認ですが、これ全協でも質問致した経緯があるんですが、今回２,３００万の減額ということは、ようやく保護者負担がゼロということになって完全に無償化になったわけですね、今年の４月から。要綱それから規則等を見たいということでしたけれども、当時その時は記載がありませんでしたね、例規集に。今回見させていただきましたら、今の皆越議員が言われた給食費の単価が値上がりしてますね、今年の４月からですね。これについては、私は物価高騰であるから致し方ないかなと思ったんですが他所の町村の給食費を見ると、非常に低いところもあるんですね。何でかなって、そこは調査をされたことがあるんですか。要は給食費については、学校給食運営委員会等で協議をなされるだろうと。そこで決定される話ですけども、その運営協議会で今回の減額となる１,９００円と２,２５０円の積算の根拠ですね。これはどのような形でなっているのか、そこを御説明頂けませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時05分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。林教育課課長。

●教育課長（林 敬一 君） 確かに学校給食運営審議会でしたかにお諮りしまして協議をされた経緯がございます。本年度も2月、昨年度ですね、2月か3月に会議を開催されております。ただその折の詳細の審議の内容につきましてはちょっと把握しておりませんでしたので、ここでちょっとお答えするものがございません。申し訳ございません。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） ちなみに多良木でしたら中学校が264円、あさぎりは325円ですね。端数は切捨てですよ。小学校多良木は212円、あさぎりは270円。人吉も非常に低い金額ですが、どうしてこんなに差が出てくるのかな。要は、やっぱり決められたカロリー量というのがあると思うんですよね。ですから、その仕入れが結局高いもんだからこういう給食費の単価にはねかえるのかな。そこの違いをですよ、やっぱり努力はされていると思うんです。だけでも他所との違いがどうしてこれまでこんなに開きがあるのか。1回精査をしていただければと思います。結局は町の負担金で補うわけですが、要はやっぱり先生方は給食を食べてその金額は納められるわけですね。あそこで働いてる人たちも同じだろうと思うんですけれども、そういったことにはね返っていきます。ましてや町の負担も増えてくるわけでやっぱり他所の辺の調査もしっかりしていただいて、こういう1食単価というのは定めていただきたいなというふうに思います。もう1点は、やっぱりこういうふうに積算根拠を示していただくがためには、要綱であったり、あるいは規則であったりというのが非常に私たちはそこで確認をしたいんですけれども確認ができない状況が今ですもんね。これはもうどこが責任とるのか、総務課かと思うんですけれども、もっと早くそういうのは決められた段階ですよ、要綱とかそういう規則が決裁できた段階でしっかりとやっぱり例規集等には載せていただいて、そしてやっぱり我々もそれを精査しながら、なるほどとこれが根拠になってるんだなというふうに見ることができますので、その辺りはスピード感を持って取り組んで頂きたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。今回タイミングがですね、そういう遅くこうホームページ等に載ったということで大変申し訳なく思っております。今後速やかにですね、なるべく速やかに掲載できるようにしていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、1点目でお尋ねの件につきましては、本町の給食センターのほうでも内部でもしっかりとですね、協議をし積算をした上で提供しているものとは考えております。今後またしっかりと教育課内でも確認をしまして、何らかの機会にまたお答えしてまいりたい

いと思います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） もう1点ですけれども今回完全給食無償化になったわけで、そこをですね、やっぱり私は少なくとも規則、本来は条例で決めるべきじゃないのかなと私は思ってるんですよ。要綱とか規則はそれぞれの皆さん方の決裁で済むわけですけれども、そういう簡単なもんじゃないんじゃないかなと私は思ってるんで、他所の自治体も調べるとしっかりとやっぱり条例の中で完全学校給食の無償化をうたって、そして小学校・中学校に在籍する生徒の保護者ですね、対象。そして児童・生徒が町内に住所を有し、特別支援学校に通学する児童・生徒の保護者とが無償化の対象になりますよ、明確に定めた。やっぱりそういうふうにしないと私は今のうちの場合は、何か解釈で少しここを手直ししていかれるのは今のやり方ですけれども、今回改めてですね、もう完全無償化になるわけですから、もう1回条例・規則等の見直しをして明確にして、保護者の方々にも説明ができるようにしていただきたいと思います。副町長。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい、今回完全無償化という規定に改めております。その前には半額、補助といいますか半額を支援するということで、その前にはまた物価高騰があってこの基準額を見直した経緯もございます。議員御指摘の条例と規則の関係につきまして、今回完全無償化する際に条例をしっかりと見させていただきました。その中では、給食費を徴収する、規則で定める額を徴収するという書きぶりでございます。また規則で定める期日までに納付しなければならないという規定がございまして、額につきましては、また期日につきましては規則に委任しているというふうにたてつけがなっておりましたので、今回は規則を小学校・中学校の児童・生徒の分につきましてはゼロと規定することで無償化になると判断したものでございます。しかしながら、やはり条例と規則、委任する事項という関係性はございますが、議員御指摘のやはり分かりづらい。ずっと読み込んでいかなければ理解できないという部分もこれは否めませんでしたので、今回、今後無償化を続けていく上では、しっかりとその規定につきましても中身を精査して分かりやすいといいますか、伝わりやすい、理解しやすい規定に努めたいと思います。それと先ほども御指摘頂きました規定に関するその公表といいますかホームページに掲載するのが1番今遅くなっております。この定例日が3月に1回ということで年に4回データベースは更新を行っております。3月6月9月12月というタイミングで公表の時期を定めておりますが、職員が使うものそして皆さんに見ていただくもののタイムラグというものが正直あっております。そこにつきましても、当然改善する部分だと認識しておりますので、そこも検討を進めていきたいと思います。併せて今回、いろんなこの議会での案件を常任委員会で説明申し上げました。もちろん規定が伴うものが多くありましたので、基本説明する際には、案でもいいから規定を示すべき、その内容を示すべきということで、今回は、ほぼ上げさせていただいております。今後もそのように正式に交付等を行うものは後日になりますが、こういう考えで進めていくというものはしっかりと皆様方にもお知らせして説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） ほか質疑ございませんでしょうか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。お尋ねをしたいと思います。11ページでございます。先

ほどの繰入金でございますが、節7です。減債基金繰入金、先ほどの御説明で交付税のない3割分というのは、何かそういう語弊表現を頂いてます。前の委員会でもそんな御説明頂いたんですがちょっと意味が私よく理解できませんのでちょっとこの付近の説明を再度、内容というかお願いをしたいと思います。次の12ページがもう1点ございますが、今あのいろいろ議論があっております学校給食費の無償化の問題というか、ということでございますが、私、財政上のお話として確認をさせていただきたいと思います。これあの先日の一般質問と絡んでしまうんですが、この案件は3月の一般質問でも取上げましてその前の時もちょっとお話をして、これ町長の当初からのですね、無償化の問題、問題というか案件は出ておりました関係でいつ実施するかというようなそういう議論をしてきたわけでございますが、3月の議会ではですね、ちょっとこれ私の一般質問中で当初予算では半額無償化ということで案が出ておりましたので、その付近の話の中で、財政上の現状認識、給食費の無償化に関連して財政上の現状認識をお尋ねをした時に財政課長のお答えは、1度始めると変更または困難であり、これは経常的な経費になってしまうので今回は見送る形となるというそういう表現をされております。現状認識、では半年後たった今、財政上の現状認識がどう変わったのか。給食費無償化今回補正2,何百万。それがどう影響するほど、あさぎり町の財政上の現状が変わったのかなという疑問が私はあります。言い方を変えますと当初予算に上げたとして2千数百万です。数字が多いか少ないかは別としてですね。何か、この前の一般質問で申し上げましたが、今の財政の議論をする時に財調はこんなあります、云々くんぬんという話をする中で町長の主要施策のひとつであるこの案件を議論する時に、財政上の現状認識的にちょっと現状認識から見た時はちょっと多少厳しいから今回は半額にします。それはそれでひとつの判断だと思いますが、今年度の年度途中の半年後の補正予算で当初に遡って実施する。私はそれ、そのことを反対するとかそういうことじゃなくてですね、ちょっとそこあの何か私疑問があるんですよ。何だったんだ半年前の判断はと。そういう意味でですね、私はここで申し上げたいのは、ですからそういうのは一般質問で他の同僚議員さんもおっしゃったと思うんですけど、財政の問題を考えないかんですけど、何かを執行しようとする時ですよ、財政上の問題で云々という時にそれなりの根拠というか何ていうかな、ベースがしっかりしとかなないと半年後にまた変わったら何か、それは何だったんだという疑問が私は沸いてきました今回。今回の補正予算。悪いとかそういうことじゃなくてですよ、これまた責めてるものでもありません。私が言いたいのはですから何ていうかな、財政的な考えをする時にベースをしっかりぶれないでやっていただきたいようなイメージがあるんですよ、イメージというかそういう思いがですね、そういう趣旨でちょっと今お尋ねをしております。財政上の現状がどう半年で変わったのか。ちょっと言葉で大変申し訳ないと思いますが、もう1点だけお願いします。17ページでございます。保健衛生総務費のですね、負担金補助、アピアランスケア推進事業補助金20万ですか。新たにこういうことで取り組んで頂くこと自体は大変ありがたいと思っております。これは実施要綱の御説明をですね、委員会の中でしていただいた時にちょっと私お尋ねをしておりましてお答えも頂いてるんですが、要するにマイナンバーカードとの紐つきというか連携の中でですね、この今回のこの推進事業の申請をされる時の申請書に住民票の写しとかですね、納税証明書の添付を求められている。1番2万ですね、最後2万の補助金申請です。必要であれば仕方ないけど今マイナン

バーカードの推進をされております、国もあるいは自治体もですね。マイナンバーカードとの関連でその付近の住民サイド申請者側からした時ですよ、そういったものの何ていうかな省略、どう言ったらいいですかね。要するにその付近は今の技術的な問題等々でできないものかなあ、何かそういうのは何かマイナンバーカードの目指すうちのひとつのサービスであるんじゃないかなというイメージを私は勝手に思っておりました。そのお尋ねをした時にですね、担当課長のほうは現時点では難しいという話を回答としていただいたんですが。すいません、デジタル政策審議監ちょっとこの点ですね、今できなくても近い将来ですよ、そういった部分の住民にとって何かものすごくプラスになるような部分ですね、そういうのが出来ないものかなあというのが希望を含めてですね、思っておりますのでその点をお願いしたいと思います。以上3点よろしく願います。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、では財政課のほうで1点目と2点目をお答えをさせていただきます。1点目が減債基金繰入金ということで、こちらは令和6年6月までの借入れ額の確定により交付税措置がない3割分を補正するというようなことでございまして、ちょっと今現時点でこれ以上のちょっと詳しい説明がちょっとできかねますので、もしもっと詳しい説明をということであればちょっとまた後ほどと思います。2点目でございます。給食費の無償化で3月の答弁では、1度始めると経常的な経費になることから慎重に判断しているというようにその後の経過といいますか、ちょっと状況が変わったものがございまして、7月に普通交付税が決定しております。その中で、子ども・子育て費が創設されまして3月時点ではまだその社会福祉費などから振りかわる分もございまして、それが増減がどのぐらいになるのか分からないということでお答えをしたところでございしますが、今回、子ども・子育て費としまして、4億4,774万4,000円が交付されておりますけれども、こちらについて社会福祉費、保健衛生費、その他の教育費が若干減をされておまして、純増としましては1,915万8,000円の増ということになっております。ということで、子ども・子育て費の創設ということで国のほうとしてもこういった市町村の施策を推進するような状況になってきたということで、全額無償ということでも国も応援してくださっているような状況ということで御報告をさせていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。3点目として御質問のあった点についてお答え申し上げます。御質問の内容としましては、オンライン手続の実現可能性というようにところと受け止めておりますが、実際に技術としては、市町村、全国の市町村見渡しますとやはり実際に導入しているような所も実際ありますので今技術的にはもう実現可能な段階に来ているものというところであります。実際そのあさぎり町の方針としましては、昨年度末に策定された地域DX推進計画の中でも、オンライン手続の推進というところは掲げておりますのでこの計画に沿って検討を実施していくということと考えております。実際の具体的な手続ごとに、それこそ先ほどの添付書類の内容等によってマイナンバーカードに限って言えば活用できるものとできないものというところはあると思うんですが、まずは実際にその申請できる状況と庁内での業務プロセスと

いうところを整えたものから、具体的に手続の電子化というところを積極的に導入していくということを考えていければと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。減債基金の件はちょっと私はこれを触れておりますのはですね、先ほどの先ほど言いました一般質問の時と中身が多少かぶるんですが、減債基金のですね、後ほどこれまた調べて先ほどの私がお尋ねした件と一緒にですね、また別の機会でも結構ですがお答え頂ければいいんですが減債基金の基金条例のですね、処分の案件があるんですけど、今回のこの減債基金を交付税のない3割分に対して充てるために減債基金から繰入れます。減債基金の処分の何をどの第5条があるんですけどその中の何号を基準に基にですね、そういうことをされるのかちょっと分からなかったものですから先ほど質問したところですよ。それも含めましてですね、ここで先ほどお尋ねしたいのは、特目基金、一般質問、何遍も言いますが一般質問と絡むんですが、特目基金を今から積み増しをしましょうという時にですよ、今回の補正もかなり特目基金から取崩し、財源充当されてます。そして交付税は、余裕がある状態、要するに留保資金がかなり増える補正予算になっておりますよね。一般財源で充当出来る時ですよ、あえてそのここ例えばこの減債基金の充当をされなければいけないのか。何かその付近の何か財源の充当する元手と申しますか、そこが一般財源ということも含めて現在町の状況、単年度的には町の状況はいい状態で、あえて特目基金を持っていく。そしてその一方では、近い将来的に特目基金積み増ししましょう。何か矛盾した動きをされてるなというのが、今回の補正予算でも感じたものですからこういう話をしております。先ほどの質問とあわせていつか別の機会でも教えていただければと思います。もう1点だけ別の話ですけど、議長もう1点だけお願いします。（どうぞ。）今回の補正予算に上がっていない案件をちょっとお尋ねします。なぜ上がっていないのかなという疑問というのがあるものですからお尋ねをしたいと思います。今私は須恵の人間でございますが、須恵小学校の150周年記念事業というのが取り組んでおられるんですが、各小学校、今年度だったり来年度だったりはあると思うんですが、その実行委員会に対する町からの補助金ですね、補助。それが今のところ姿が見えない。実は私うっかりしてて、もう思い込みでですね、当初予算なり何なり上がってるものというのを勝手に思ってたんですが確認をしたらない。そして今回、須恵地区内ですけどもう150周年記念イベントに係る寄附の御案内、実行委員会が寄附を求めています。それはそれでいいんですよ、実行委員会の動きですから。だけんあれこれは寄附は寄附で地域の住民の皆さんの御協力を頂くことは構わないんですが、町の補助金はどうなったかなあと確認したらさっき言いましたように私の思い込みであるものと思ったのがない。よくよく聞いたら詳しくは分かりませんが、教育委員会にある時に行ったら、そういう補助金ありませんというふうに却下という表現ちょっとしないんですけど、されたという話。何でそういうことになるかな、我々はそういう話全然知らないしという疑問が今回あったものですからあえてここでちょっと確認をしたいんですよ。町はやっぱそういうのを何か今回の150周年記念それはもう独自でやってくださいよなのか。ちょっとちらっと先ほど雑談的なお話したですね。いやそういうんじゃないくて何か考えているというような意向もあるということですのであえてこの場でお尋ねしたいんですが、今後他の小学校の中でもいろんな動きが

あると思うんですけど、今回その付近のベースをきちんと町として教育委員会として判断を頂いて金額の大小は別としてですね、その姿勢はですね、示していただいたほうがいいんじゃないかなという疑問があった。疑問というかそういう懸念があったもんですから今回ちょっとこの場であえてお尋ねをしたいところです。教育委員会として、これまでそういった動きについてはどういう状況か分かる範囲でお願いできますか。

◎議長（小見田 和行 君） はい、林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。本年度、岡原小学校また須恵小学校が創立１５０周年を迎えられるということでございます。先ほど議員とも少しお話をさせていただきました時に昨年度何かそのような教育課のほうに御相談があったようなことでお話を伺いました。私のほうも昨年度からおります事務局職員に確認をしておりますけども、また前年度の管理職にも確認をしておりましたけども、そのような相談はちょっと把握してない、聞いてなかったと。今現在聞いている範囲ではですね、そのようなことでございました。また前年度からですね、校長会議等もこれももちろん毎月開催されておりますがそのような中でもですね、そういった１５０周年といったそのものが正式な議題といいますか、そういった話題に上がったことも昨年度もなかったと。また本年度もそのような同様の状況でございます。ただですね、今年度に入りまして年度途中でですね、主に須恵地区のほうでございましていろいろ何か１５０周年に向けた活動されているというようなことを私も年度途中で伺いまして、その時点で私も初めて申し訳ないんですけどもですね、その時点で初めて把握したところでございます。地区の私が把握してる範囲ではですね、保護者の方だったりあるいはその学校のほうからとかですね、町のほうに何かその補助金がいただけないものとかですね、そういった要望というのは伺ったことはございませんでした。それでもですね、やはり担当課としまして非常に気になっておりましたので教育長も変わられまして教育長ともですね、そのような話もしておりました。町長とも話をしてみようということでですね、町長とも協議を行いまして現時点でですね、それぞれの地元の保護者なり学校のほうからですね、補助金等の要望は上がっておりませんけども町としましたらですね、例えば今の全国大会に出る子供たちの横断幕等を設置しております。そういったことで例えばそのひとつとしてですね、例のひとつとして横断幕等町のほうで設置し、作ってですね、町民の方に広く周知していただくと。そういったひとつの例としてそういったそのお手伝いはできないものでしょうかということで町長ともお話をしております。そういった中でですね、町長からもそういったことも含めて検討をしてみてくださいということでございましたので今教育課のほうでですね、そういった内容で企画なり検討をしているところでございます。ちょっと遅くなっておりますけども非常に申し訳なくてですね、遅くなっておりますけどもそういった状況でございます。その他としまして１１月に須恵小学校では学習発表会が予定されておりますが、その時に上手石坂の棒踊りを子供たちが披露するという予定であるということでございまして、保存会のほうから教育課のほうにも何か御相談があつておるといふように伺っております。これ一月ほど前ではなかったかということでございますが、その件に関しましては担当のほうからは伝統芸能保存継承費補助金というものがございまして御活用頂ければというようなことを紹介し、お伝えしているということは伺っておりますのでございます。この１５０周年記念事業となりますと恐らくですね、もう年度末までの記

念事業となるかと思われますので先ほど申し上げましたようなことはひとつの例でございますが、何らかの形でですね、町としても支援していければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。そのやりとりの何ていうかな擦れ違いというか、その何かお互いのやりとりうまくいかなかった部分があったのかもしれませんが、私が聞いている範囲であるいはちょっと何人か確認した中では、町にお願いしたけど駄目だったもんなどという、何かそんなスタンスでなってるんですよ、今の現状はですね。それはちょっといろんなあれがあったのかもしれませんが。それは私は正確に把握してません。私が申し上げたいのはですね、ですから今課長がおっしゃったようなことでももちろんよろしくお願いしたいというか結構なんですけど、150周年で小学校の行事なんすけど、行事というかそして実行委員会がやるんですけど。結局地域にしてさっき言いましたように寄附金のお願い。これに対する一般の住民の判断またばらばらです。それはもうもちろん積極的、いやいや何でそぎゃんとに寄附せんばんとや、そやんとは町が補助してくれんとやというような発想もあるんですね、一部は。いやけどって実行委員会の皆さんは、いやいや自分たちであるいは地域みんなで盛り上げましょうと今補助金がない前提での活動を今積立てていってます。それはそれでいいんですけど、結局私が言いたいのはそういうことに町が補助金補助金というもんじゃないかもしれんけど、何か支援をしてくれないんだというようなそういう印象を広めたらいかんと私は思うんですよ。そういう意味で150周年とかそういう区切りのイベント的な部分、イベントと申します。そういうのでですね、やっぱり町は応援をする姿勢は示していただいていいんじゃないかなというのがあるものですから今回あえて言わせていただいています。いろんな具体的などころはですね、また今後御検討頂くとしましても、是非そういったもちろん先ほどお話し聞くとそういうことはお考えのようですのでですね、是非何ちゅうかな具体的などころはもうお任せしますというかお願いしたいんですが、という意味でちょっと確認の意味でお尋ねしたところです。町長何かもしお考えがあればお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） はい、町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね、話を聞いたのが大分遅くなって伺いましたので出来る限りの応援はしたいと思っておりますが、ただ今やっておられる補助金を当てにしないような動きというものを私は大変すばらしい動きだと思います。要するに補助金をもらえばそれだけ縛られるというようなことにもなりませんので、ですからそういった実行委員の方の動きというものも私は同感できるところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんでしょうか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。起立多数です。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時48分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、議案第17号令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第17号、令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和6年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,469万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、第2項より読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、会計年度任用職員の職員手当等々、第三者行為求償分に伴います補正をお願いするものでございます。7ページをお願いいたします。歳入です。1 枠目、目1 保険給付費等交付金、説明の保険者努力支援分は、会計年度任用職員の手当等に対しまして増額して受け入れるものでございます。詳細につきましては歳出で御説明いたします。2 枠目、目1 一般会計繰入金、説明のその他一般会計繰入金は、第三者行為求償分の納付に対しまして繰り入れるものでございます。8ページをお願いいたします。歳出です。1 枠目、目1 特定健康診査等事業費、説明の会計年度任用職員期末手当等は、産休育休代替職員の報酬額期間率に誤りがありましたので不足分を補正するものでございます。2 枠目、目1 財政調整基金積立金は、説明の財政調整積立金は、第三者行為求償分といたしまして、基金を取崩し支出しております分を繰入れを行いまして積み立てるものでございます。9ページをお願いいたします。このページからは給与費明細を添付しております。10ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与につきましては、比較の欄に示すとおり今回の補正の総額を記載しております。また下の表の職員手当の内訳に手当の比較等を載せております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。1点確認でお伺いいたします。今あの説明で保険者努力支援については、職員さんのっていうことでしたが、私が何かちょっと思っておりましたのは、これは町の保健師さんたちが一生懸命こう仕事をして適正化に取り組んだ時に頂けるお金だったような気がするんですけど、今の説明のほうでっていうことですかね。すいません確認です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。これにつきましては、保健師等ですね、産体育休代替等によりまして保健師業務を担っていただく方ですね、人件費等になりますのでその辺り分の交付金としていただくものでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） いいですか。他に質疑ございませんですか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、議案第18号令和6年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第18号令和6年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和6年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億66万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは議案第18号について説明いたします。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。今回の補正内容は、令和5年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして計上するものが主なものとなっております。歳入から説明いたします。7ページをお願いします。目1 繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金を財源に充てております。8ページをお願いします。歳出になります。1 枠目の目1 介護認定審査会等費は、球磨郡介護認定審査事業特別会計負担金のあさぎり町負担分の増額となります。2 枠目の目1 第1号被保険者還付金は過年度分の修正申告等による介護保険料を返還するものでありますが今年度の対象者の増加によるものとなります。目2 償還金です。介護給付費負担金返還金、地域支援事業交付金返還金、支払基金交付金返還金は、令和5年度の介護給付費等の事業実績に基づき国・県・支払基金へ返還するものであります。その下、介護保険事業費補助金返還金は、介護保険システム改修の実績により県へ返還するものであります。3 枠目、目1 一般会計繰出金は、介護給付費などを精算した町負担分を一般会計へ返還するものであります。4 枠目、地域包括支援センター管理費と次ページの1 枠目、社会保障充実分事業費は、地域包括支援センター職員の人

件費増額補正となります。10ページ以降は給付費明細となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、議案第19号令和6年度あさぎり町水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第19号令和6年度あさぎり町水道事業会計補正予算第1号について提案いたします。第1条 令和6年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは議案第19号について御説明いたします。第2条から読み上げをさせていただきます。第2条 令和6年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款 水道事業費用 補正前の額3億6,937万4,000円、補正額97万7,000円、計 3億7,035万1,000円。第3条 予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,450万4,000円は過年度分損益勘定留保資金 6,459万4,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,991万円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款 資本的収入 補正前の額 9億2,220万6,000円、補正額1億3,905万6,000円、計 10億6,126万2,000円。3ページをお願いします。支出 第1款 資本的支出 補正前の額 10億1,724万7,000円、補正額 1億3,851万9,000円、計 11億5,576万6,000円。第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。岡原配水ポンプ場整備工事、期間 令和6年度から令和7年度まで、限度額 2億5,070万円としておりましたが今回廃止とします。第5条 予算第6条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的 上水道整備事業、補正前の額 6億9,570万円、補正額 8,430万円、計 7億8,000万円。4ページをお願いします。第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額 4,652万1,000円、補正額 101万6,000円、計 4,753万7,000円。詳細につきましては16ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。1目 企業債、節1 企業債は、岡原地区の再編整備事業を令和6年度単年度予算としたことによる増額と、免田地区の重要給水施設配水管布設替の事業費が設計により減少したことによる減額分を合わせて計上しております。次の2目 国庫県補助金、節1 国庫県補助金の増額は、交付決定額と当初予算の差額について補正を行うものです。17ページをお願いします。支出でございます。1目 配水設備整備費、節6 工事請負費は、収入と同様に岡原地区再編整備事業の予算を令和6年度の単年度予算としたことにより当初予算で不足す

る金額について補正を行うものでございます。ページを戻りまして8ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額 6,302万4,000円。最下段の資金期末残高は 7億109万1,000円となる見込みでございます。9ページをお願いします。このページから11ページにかけましては給与費明細となっておりますので、御覧頂きたいと思います。12ページをお願いします。この12ページから14ページにかけましては、令和6年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページ最下段の資産合計とただいま送りました14ページ最下段の負債資本合計は、ともに61億5,470万74円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第11、議案第20号令和6年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第20号令和6年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第1号について提案いたします。第1条 令和6年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは議案第20号について御説明いたします。第2条から読み上げさせていただきます。第2条 令和6年度あさぎり町下水道事業会計補正予算。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款 下水道事業収益、補正前の額 6億3,570万9,000円、補正額 71万円、計 6億3,641万9,000円。支出第1款 下水道事業費用、補正前の額 5億6,310万円、補正額 281万7,000円の減額、計 5億6,028万3,000円。3ページをお願いします。第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額 3,275万2,000円、補正額 450万円の減額、計 2,825万2,000円。第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3億4,544万8,000円を一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3億4,615万8,000円に改める。詳細につきましては12ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。まず5目 他会計補助金、節1 突貫下水道他会計補助金は、児童手当に係る基準内繰入金の減額となります。節2 簡易排水施設他会計補助金は歳出で説明します簡易排水施設の修繕に係る基準外繰入金となります。13ページをお願いします。支出でございます。目の2枠目、3目 簡易排水施設費、節9 修繕費につきましては、深田の草津山地区簡易排水施設のほそめスクリーンというものが故障しておりますので修繕により適正な排水管理を行うものです。14ページをお願いします。下の枠1目 支払利息及び企業債取扱諸費、

節 1 企業債利息につきましては当初予算で見込んでおりませんでした。令和 4 年度繰越事業分の利息と資本費平準化債の借入利息の利率の見直しによるものとなります。ページを戻りまして 6 ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から 3 行目の資金増加額 1, 9 3 9 万 1, 0 0 0 円。最下段の資金期末残高は 1 億 5 7 6 万 5, 0 0 0 円となる見込みでございます。7 ページをお願いします。このページから 9 ページにかけましては給与費明細となっておりますので御覧頂きたいと思えます。1 0 ページをお願いします。令和 6 年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。下のほう資産の部の 1 番下、資産合計と次のページ最下段の負債資本合計は、共に 9 9 億 2, 6 6 4 万 8, 8 7 3 円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 2 0 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第 2 0 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1 2、議案第 2 2 号あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 2 2 号あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。第 3 次あさぎり町総合計画の策定に伴い、地域再生計画を変更したため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは議案第 2 2 号について御説明申し上げます。3 ページの新旧対照表を御覧ください。左側の現行の第 1 条のあさぎり町まち・ひと・しごと創生推進計画と第 1 号から第 3 号までのそれぞれの事業は、改正前の第 2 期あさぎり町まち・ひと・しごと総合戦略に基づいた企業版ふるさと納税を積み立てるための基金条例となっておりましたが、令和 5 年度末の 3 月議会において第 3 次あさぎり町総合計画とあわせて第 3 期あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略を策定したため、地域再生法に基づき内閣府地方創生推進事務局に地域再生計画の変更を提出いたしまして、8 月 1 9 日付で承認を受けたところでございます。従いまして当該基金の条例については、右側の改正後案のとおり 3 行目のあさぎり町デジタル田園都市構想推進計画に、そして第 1 号の人が集うまち事業、第 2 号の支えあう町事業、第 3 号の未来へつなぐまち事業に改正するものであります。次に 2 ページを御覧ください。附則の施行日につきましては、地域再生計画の変更承認を受けました本年 8 月 1 9 日から適用するものであります。次の経過措置としまして、この条例の適用日前に改正前のあさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例第 1 号各号に定める事業のために法人が寄附した寄附金に係る基金の処分につい

ては、なお従前の例によるものとする。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、認定第1号令和5年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第7号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第18、議案第21号令和5年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） それでは令和5年度の決算認定について提案いたします。認定第1号令和5年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第5号令和5年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について。議案第21号令和5年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。認定第6号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第7号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。あさぎり町監査委員の検査審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付すものでございます。どうか審議の上、認定を頂きますようよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） ここで決算審査に当たられました尾方代表監査委員に審査結果の報告を求めます。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志 君） 皆さんこんにちは。代表監査委員の尾方でございます。よろしくお願いいたします。皆様方には日頃よりあさぎり町発展のため御尽力なされていることに対しまして心より敬意を表したいと思っております。初めてお目にかかる方もいらっしゃると思いますので少し時間を頂いて自己紹介をさせていただきます。出身は隣町の多良木町久米です。高校はもう姿形もなくなってしまった多良木高校を卒業後、35年間税務署に勤務し令和3年9月入吉に税理士事務所を開業しました。そして令和5年7月あさぎり町の代表監査委員に就任して今に至ります。税金に関する相談がありましたら、いつでも御連絡ください。それでは審査結果の報告をいたします。さて決算審査は、決算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、現難波監査委員と前監査委員の加賀山議員と共に協力しながら審査を行ってきたところでございます。それでは決算審査意見書について御手元の資料に基づいて説明を申し上げます。審査に当たりましては1円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たっては、千円単位での説明とさせていただきます。まず2ページを御覧頂きたいと思っております。審査の対象としたもの

が1の一般会計と2から6までの5つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども省略させていただきます。5番目の決算の概要について御説明申し上げます。一般会計及び特別会計ごとの予算額・決算額に対する比率に示しているのが第1表であります。続きまして一般会計の決算状況についてであります。3ページの第2表のとおり令和5年度歳入額につきましては、139億4,540万9,000円。歳出総額が127億3,375万5,000円で差引き残額が12億1,165万4,000円と前年度比が歳入4億1,516万8,000円、歳出で6億7,476万3,000円の減少、歳入・歳出とも前年度より減少しています。3億7,617万3,000円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため実質収支額は8億3,548万1,000円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しているとおり、実質収支は昨年度より増加しております。一般会計の歳入を示しているのが4ページの第3表です。歳入合計は1番下の欄で予算現額が147億2,329万5,000円。調定額が144億8,418万1,000円。収入済額が139億4,540万9,000円となっております。また収入未済額は5億2,187万2,000円。不納欠損額が1,689万9,000円となっております。5ページの第4表を説明いたします。単独事業など自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年より増加して26.2%となっております。前年度に比べ町税が1,781万8,000円、分担金及び負担金が2,115万1,000円、使用料及び手数料が171万7,000円、繰入金が3億5,602万1,000円、繰越金が1億332万3,000円増加し、財産収入3,633万8,000円、諸収入が9,209万7,000円減少しているが特に寄附金が3億2,567万6,000円と大幅に減少しております。これは馬刺しを返礼品として取り扱うことができなくなったことが原因と考えられます。また依存財源の主な状況は、前年度に比べ国庫支出金は1億1,889万5,000円、町債が6億840万円減少しているが、地方交付税は9,639万8,000円、県支出金が1億5,962万8,000円増加している。自主財源比率は前年度より自主財源のうち寄附金が大きく減少したが、合計額は前年度より4,592万円増加している。依存財源の前年度より4億6,108万8,000円減少したが資源比率は前年度より1%増加して26.2%であります。町税の収納状況は、6ページの第5表に示しております。調定額は13億6,484万円、前年度の13億4,859万7,000円より1,624万3,000円増収し、収入済額は12億9,365万4,000円で前年度の12億7,583万6,000円より1,781万8,000円ほど増加しております。徴収率は、予算現額に対しまして94.7%、調定額に対しまして96.3%となっております。不納欠損につきましては前年度に比べ1,533万1,000円の増加、収入未済額については1,690万7,000円の減少となっております。過去5年における町税の収納状況を7ページの第6表で見ますと、令和5年度は、令和5年度から年々収入未済額は減少しています。不納欠損は前年より増加したが徴収率は過去5年間の最高の94.8%となっております。第7表が町税に関する収入未済額の前年度との比較であり、収入未済額は大きく1,690万7,000円減少しております。7ページの第8表が保育料、8ページの第9表が公営住宅使用料と浄化槽使用料の収納状況を示したものであります。次に9ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。令和5年度の一般会計歳出決算は127億3,375万6,000円で執

行率は97.0%であり前年と比べると同率となっております。また支出済額は前年度に比べ6億7,476万3,000円減少しております。構成比を見ますと民生費が28.5%と高く、これは社会福祉費、国民健康保険、介護保険料等があることによります。次に高いのが総務費で22.3%、ほか教育費が9.7%、公債費が9.2%、土木費が8.2%、農林水産業費が7.6%、衛生費が6.4%などとなっております。歳出決算の推移は、10ページの第11表のとおりで執行率は97.0%と前年と同率となっております。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが10ページの第12表であります。義務的経費は48億3,312万5,000円で、前年度と比較しまして369万8,000円の減少となっております。歳出総額に占める割合は38.0%と前年に比べて1.9ポイント増加しております。投資的経費は21億69万6,000円で前年度と比較しまして、6億6,997万7,000円と大きく減少しております。歳出総額に占める割合は16.5%と前年に比べて4.2ポイント減少しており、主な要因は、普通建築業事業単独事業の減少です。その他経費は57億9,993万4,000円で前年度と比較しまして108万8,000円の減少となっております。歳出総額に占める割合は45.5%と前年度に比べ2.2ポイント増加しております。債務負担行為の状況及び町債の状況につきましては、11ページから12ページの第13表、第14表のとおりであります。町債は、臨時財政対策費、衛生費、農林水産業債と商工債を除き前年度より増加しております。続きまして14ページの第15表国民健康保険特別会計の決算についてであります。歳入額21億1,563万9,000円、歳出総額21億103万3,000円で差引き額は1,460万6,000円となっております。国民健康保険税の収納状況は15ページの第16表のとおり、調定額4億251万4,000円、収入済額3億7,519万5,000円で徴収率は93.2%です。収入未済額は2,626万4,000円、不納欠損は105万6,000円であります。過去5年の収納状況の推移につきましては、第17表に示しているのとおりであり年々徴収率は向上しております。16ページの第18表の歳出決算を見てみますと予算現額21億435万7,000円に対し、支出済額21億103万3,000円で執行率は99.8%であります。歳出の構成比を見てみますと保険給付費が70.4%、医療給付費分が19.2%、後期高齢者支援金等分が5.7%などとなっております。後期高齢医療特別会計決算は、18ページ第19表のとおり調定額2億7,725万3,000円、収入済額2億7,659万7,000円で調定額に対する収入率は99.8%です。収入未済額65万6,000円であります。歳出総額は2億4,676万4,000円で、歳入歳出差引き額は2,983万3,000円となっております。介護保険特別会計の決算状況が20ページの第20表で歳入総額21億2,167万円、歳出総額が19億4,668万1,000円で、歳入歳出差引額が1億7,498万9,000円となっております。21ページの第21表の介護保険料の収納状況を見てみますと前年に比べ収入未済額は減少しています。介護保険特別会計の支出額の88.7%を占めている保険給付費の推移は第22表のとおりであります。球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査特別事業特別会計の決算状況が22ページの第23表、第24表に、奨学金の積立状況の推移が第25表に示しております。次に23ページの基金の運用状況であります。大部分が基金の取崩しによるもので増減につきましては第26表のとおりであります。まちづくり基金2億円は、主に総務課、企画財政課、高齢福祉課、町民課、商工会、観光課、教育課で実施したまちづ

くりに関する事業の財源として取崩しを行っています。ふるさと基金1億3,000万円は、主に社会福祉協議会運営費補助金、農業施設機械整備事業、学校ICT教育推進事業、環境整備資材等支給事業の財源として取崩しを行っています。公共施設整備基金8,500万円は、主に個別施設計画に係る除去事業や第二庁舎建設事業、消防施設改修事業の財源として取崩しを行っています。また、留保財源活用による2億円の積立ても行っております。産業活性化基金3,591万円は、主に商工業振興補助金、農業支援センター運営費の財源として取崩しを行っています。林業振興基金218万1,000円は、林業振興機械等整備事業補助金、林業従事者育成促進事業補助金の財源として取崩しを行っています。学校教育施設整備基金整備基金4,420万円は、主にあさぎり中学校長寿命改修事業の財源として取崩しを行っています。減債基金398万8,000円は、主に公共施設等総合管理計画に基づく事業の地方債償還金利子の財源として取崩しを行っています。また留保財源活用による2億円の積立てを行っています。まち・ひと・しごと創生推進基金70万円は、スマートウェルネスシティー事業の財源として取崩しを行っています。特別会計への繰入れ状況が24ページ第28表のとおり5億369万8,000円の繰入れを一般会計から行っております。各種財政指標を示したのが25ページの第29表であります。財政力指数につきましては本年度は0.238で前年度と同ポイントとなっております。なお令和4年度、昨年度ですけど、決算における全国の類似団体の財政力指数の平均値は0.49となっております。経営収支比率につきましては70%から80%程度に分布するのが望ましいとされておりますが当町では85.7%となっております。なお、令和4年度の決算における全国の類似団体の平均値は92.2%となっております。実質収支比率は一般的には3%から5%程度が望ましいとされているところではありますが、当町は13.0%となっております。どの比率も前年度より改善は見られません。依然として厳しい状況と言えます。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思います。審査に付された令和5年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸表帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫品についても例月現金出納検査等を通じまして定期的に関係帳簿と照合し、適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しまして一般会計の歳入の9.3%を占める町税の徴収率は94.8%とここ数年間で最高の徴収率となっております。これは税務課の皆様の効率的かつ綿密な努力の結果と思われます。しかし、不納欠損は、前年度より1,533万1,000円増加して1,688万3,000円です。ただし、依然として高額な滞納案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも引き続き徴収努力をして負担の公平性を確保するようお願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外について、不納欠損や収入未済があり徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。なお、一般会計及び特別会計ともに各課の税金や料金等の回収に当たっては、引き続き全庁挙げての対応をお願いいたします。財政構造に関してでは、先に述べましたとおり本町の自主財源比率は26.2%とまだ低い水

準にあります。町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料は伸びていますが、寄附金は馬刺しが返礼品として取り扱うことができなくなり大幅に減少となりました。国・県支出金については、国などの政策等により安定的に確保することができるか不安視されます。行政水準を維持するため優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率について本年度85.7%であります。前年度の85.8%より0.1%減少しました。この理由として、分母となる地方交付税の増加が要因と言えます。歳出総額は前年度より減少し、義務的経費、投資的経費及びその他の経費の全てが減少した結果と言える。今後、経常一般財源が進捗することは望みにくいことから経常収支比率は高くなっていくことが予想されます。財政力指数については0.238で、ここ数年大きな動きはありません。類似団体と比較しても低い水準にありますが行財政改革等の取組を通じて財政基盤の強化に努めていただきたい。基金の運用についてですが、保有状況については第30表のとおり諸表帳簿との照合を行い、いずれも基金も適正に管理運用されていると認められましたので今後とも適正な管理運用をお願いいたします。以上が一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と総括的な意見であります。続きまして、令和5年度あさぎり町水道事業会計決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。この審査結果であります。審査の対象といたしました令和5年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては4ページ以降の資料を御覧頂きたいと思えます。第1表のとおり令和5年度の事業収益は4億6,643万3,000円と前年度より4,170万8,000円、9.8%増収しております。令和5年度における水道料金の収納状況については第2表のとおりであります。徴収率は、97.4%となり前年度に比べ0.3%増加いたしました。収入未済額は過年度を含めまして566万6,000円と前年度に比べ71万4,000円減少しています。ここ数年連続で現年度分が300万円以上の未収額が発生していることから、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については第3表のとおりです。原水及び浄水費が前年度に比べ3,825万8,000円、配水及び給水費が前年度より594万8,000円減少しておりますが資産減耗費が5,807万2,000円増加しております。結果税抜後の純利益は3,973万2,000円となっております。飛びまして11ページの経営分析比率表で明らかなように固定資産構成比率が86.2%、固定負債構成比率が33.7%と事業の効率化、硬直化が懸念される数値であります。また収益は黒字となっておりますが、有収率などから見ると漏水等が考えられ、今後老朽施設の改修等が増えてくると考えられ、さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。さらに老朽施設の改修等が今後増えていくことなど、厳しい状況である現状についても広報紙等で周知していくことが必要と考えられます。続きまして令和5年度あさぎり町下水道事業会計決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。この審査結果であります。審査の対象といたしました令和5年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料を御覧頂きたいと思えます。第1表のとおり令和5年度事業収益は6億6,753万

2,000円となっております。令和5年度における下水道料金の収納状況については第2表のとおりであります。徴収率は97.2%となり前年度に比べ0.7%増加いたしました。収入未済はか過年分も含めた534万6,000円と前年度に比べ97万1,000円減少していますが、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については第3表のとおりです。12ページの経営分析が明らかなように固定資産構成比率が99.10%など多くの分析項目が事業の硬直化が懸念される数値であります。収益は黒字であります。今後ますます施設の経年劣化等が考えられ、改修が今後増えていくことなど厳しい状況にある。さらなる経営改善を進めていく必要があると考えます。特別会計の税務処理に当たっては、複雑な処理が必要とされることから内部研修等により消費税の研鑽を図るとともに専門的専門家のアドバイスを受けるなどの何らかの方策をとる必要があると考えられます。次に令和5年度の決算に基づく健全化判断比率等及び公営企業資金不足比率等の審査意見についてであります。実質公債比率につきましては、年間の借金返済の額を表すもので資金繰りの程度を表す指標で比率の低い財政に余裕があり、健全が高いといわれています。令和5年度の実質公債比率は8.3%で前年度より0.2%増加しています。続きまして将来負担比率についてであります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合を表すもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより、分子がマイナスとなったため指標は数値化されておられません。最後に資金不足についてであります。公営企業に見る資金不足が生じていないため指標は数値化されておられません。今後、普通交付税が段階的に削除されることから今後も健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。少し長くなりましたが、以上で1年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方監査委員におかれましては、大変長時間にわたりましてご報告ありがとうございました。監査委員さんに質問の時間ですけどちょっと暫時休憩いたしまして少し休んでもらうようにいたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時51分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。まず町長より訂正の申出が出ておりますのでこれを許可します。

●町長（北口 俊朗 君） 先ほど決算認定につきまして認定第1号から認定第7号まで提案いたしましたけれども、中ほどの令和5年度水道事業会計決算の認定につきまして議案第5号と申し上げ

げましたけれども認定第5号に修正をお願い致したいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） これから決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。
質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。代表監査委員におかれましては大変お疲れでございました。お世話になりました。最後のですね27ページ、26、27について若干ちょっと御確認と
いますか、先生の見解をお伺いしたいと思うんですが。実はこの有価証券等の総括表の出資金
の出57。名前言っているのかな、大名建設株式会社800万。今回左側にあります一般会計の
滞納の問題と絡んでくるわけですがこの会社というのは存続しているのでしょうか。それとあわ
せて800万というのは会員権だろうと思うんですが、利用出来てるのでしょうか、利用できる
のでしょうか。御確認をいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志 君） これは私も気になっているところでありまして、確認した時旧
深田村ですね、その時のゴルフ会員権だそうで。確かに価値はありません。これをもう言ってい
いのかどうか分かりませんが、やめたほうがいいですかね。いわゆるもうはっきり言ってこの
会社はありませんので価値はありません。800万円というのも会員権の評価残ってるだけです。
はっきり言いまして、それは私も分かっております。これをどうするかというのは今総務課のほ
うに一応投げかけております。処分するなり売却するなりできるんだったら、そういうふうで
できるんだたらそうしてもらえないだろうかというふうには、私のほうから伝えてはおります。
はい。

◎議長（小見田 和行 君） はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） それではですね、毎年、年会費というのを町は払ってるん
ですね、会員権の。それは、この会社がないっていうのであるならば、どこに町として納めてるん
ですよ。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志 君） 申し訳ありません。そこは私は存じかねます。はい。支払
っているのは存じておりますがどこに入ってるかは私は存じかねます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） ほんなら確認をしていただきたいと思うんですが、何でそれ
を申し上げるかというと会員、今言われてる、この会社がもう存続ない。会員権の会費は年支
払いをしている。で、両方ともはっきり言って税の滞納があるわけですね。今の現況経営して
る会社も滞納があるわけ。会員権の会費は私は以前ですね、払う必要がないんじゃないかってい
う話を私は質問した時に法的には払わなければならないという回答が執行部からありました。
であるならば、私は払うなら払う。差押えをしてですよ、町の税金から会費を納めるわけ
ですから、一旦払ってそれを差押えて、税の徴収に私は充てるべきだというふう
に思うんですけれどもその辺りは監査委員さんとしてのお考えはどのように見解をお伺い
したいと思うんですけれども。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志 君） 私もですね、例月のとき1度その会費のことで聞いて、ちょ

とどこに払ってるかっていうまで詳しく聞かなかったのも私の落ち度なんですけど。そこで払ってますということで確認を取ったんですが、実質的にいいますといわゆる費用対効果が全くない状態なんですよ。会費だけ払って。ですから、もう会費を払ってるのがいわゆるもうなくなった会社であつたらその分の滞納に充てることは可能だと思うんですけど、そこでどこの所に払ってるかというところまで確認してなかったもんですから、それが当たってない。そこで私が止まってしまったのは申し訳ないんですけど、それに充てられないという話を聞いた言われたもんですから、そうですかということで止まってしまったというのが本当のところですよ。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 他にはございませんでしょうか、質疑。質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、11日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、13日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を20日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって11日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、13日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、20日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 5時01分 散 会

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第10号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月11日 午前10時00分		議 長	小見田 和行	
	散 会	令和6年9月11日 午後 4時52分		議 長	小見田 和行	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	町民課長	中 竹 健 次	○	教 育 課 長 補 佐	林 田 考 功	○
	町 民 課 長 補 佐	塚 本 浩 史	○	教 育 課 指 導 主 事	吉 川 巧	○
	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	樫 木 寿 礼	○
	健 康 推 進 課 長 補 佐	桑 原 雄 一 郎	○	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○
	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○	生 活 福 祉 課 長 補 佐	緒 方 理 恵	○
	高 齢 福 祉 課 長 補 佐	吉 武 哲 雄	○	救 護 施 設 施 設 長	早 田 愛 一 郎	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○			
	税 務 課 長 補 佐	早 川 幹	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第10号）

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 4	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 5	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 6	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 4	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 5	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 6	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田 和行 君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、認定第1号令和5年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは、税務課所管分について説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入からになります。町税の収納状況でございます。項1市町村民税。調定額5

億7,881万2,387円。収入済額5億6,903万2,829円。不納欠損額21万4,057円。収入未済額956万5,501円。徴収率98.3%で対前年度比0.1%下がっています。項2固定資産税。調定額6億1,810万1,379円。収入済額5億5,764万873円。不納欠損額1,651万5,372円。収入未済額4,394万5,134円。徴収率90.2%で対前年度比0.3%上昇しています。項3軽自動車税。調定額7,390万1,500円。収入済額7,295万5,800円。不納欠損額15万3,900円。収入未済額79万1,800円。徴収率98.7%で対前年度比と同じです。項4市町村たばこ税。調定額9,402万5,023円。収入済額同額です。徴収率は100%です。町税の合計、最上段にあります。調定額13億6,484万289円。収入済額12億9,365万4,525円。不納欠損額1,688万3,329円。収入未済額5,430万2,435円。徴収率94.78%で対前年度比0.18%上昇しています。次に町税合計の内訳になります。現年度分調定額12億9,363万7,754円に対し、収入済額12億8,654万6,146円。徴収率99.45%。0.15ポイント下がっております。滞納繰越分調定額7,120万2,535円に対し、収入済額710万8,379円。徴収率9.98%で、前年度比3.7%下がっております。続きまして13ページをお願いいたします。最下段、目1総務手数料、節1徴税手数料、収入済額182万9,300円。こちらは町税督促手数料と税関系証明手数料になります。20ページをお願いいたします。下から2枠目、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金は、個人県民税を町が徴収事務を行っているため、個人県民税納税義務者6,916人に3,000円を乗じた金額及び令和4年度精算額の合計となります。23ページをお願いいたします。上から2枠目、目1延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金になります。49ページをお願いいたします。次に歳出になります。主立つものを説明させていただきます。上から2枠目、目1税務総務費、節1報酬の会計年度任用職員は、育休代替職員の分になります。中ほど節3職員手当等、備考欄の下から3行目時間外勤務手当は、申告相談のための給与支払い報告書の入力作業や相談当日の申告書整理作業、各種税の賦課処理作業、徴収などの時間外勤務手当になります。50ページをお願いいたします。節12委託料、備考欄の固定資産土地評価業務委託料は、3年に1回の評価替えに備え、年度ごとに土地の評価調整をするために委託したものでございます。その下の固定資産家屋評価業務委託料は、新築、新增築分に合わせ年間77棟の家屋評価委託をしたものです。その下の砂防指定地面積算出業務委託料は、砂防指定地に係る固定資産税評価額の減額補正について土地所有者の負担を軽減するため、山林については2分の1を限度として評価額を減額するために面積を算出する作業を委託したことになります。節13使用料及び賃借料の総合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスソフトウェア使用料になります。節18負担金補助及び交付金の備考欄の3段目たばこ小売組合助成金は、たばこ販売協同組合あさぎり支部に対する助成金でお客様へのサービスライターや携帯灰皿の配布による喫煙マナーの周知と販売促進により、税収の向上に貢献されております。1番下のデマンド交通無料乗車補助金は、申告会場が遠くなった方や交通手段のない方への往復の無料補助になります。実績につきましては、往復片道合わせて32人の方に御利用頂きました。2枠目、目2賦課徴収費、節11役務費、備考欄の2段目軽自動車税情報提供業務手数料は、軽自動車協会から軽自動車税の申告情報をデータで受け取るための手数料です。その下の軽自動車税環境性

能割徴収取扱費は、令和元年度の地方税の改正により自動車取得税が廃止され環境性能割が導入されたもので、前年の徴収実績の５％を熊本県に徴収取扱費として納付したものです。節１２ 委託料、電算システム改修委託料は、制度改正、特徴電子化、地方税電子化地、森林環境税、住民税などの改修に伴うシステム改修及び預貯金照会連携に係る滞納整理支援システム改修の委託料になります。節１３ 使用料及び賃借料の備考欄の１行目 地方税電子申告支援サービス利用料は、共通納税分の給与特徴分、法人住民税申告、償却資産申告、給与支払報告書などの電子申告サービス利用料でございします。節１８ 負担金補助及び交付金の備考欄の１行目地方税共同機構負担金は、地方税の電子化の業務を行っている地方税共同機構への負担金です。その下の軽自動車税通報事務負担金は軽自動車税申告書取扱事務の町村割分の負担金でございします。節２２ 償還金利子及び割引料の備考欄、町税還付金は、個人住民税や法人住民税、固定資産税等の申告等による更正などのため過年度分の還付金となります。法人の修正申告による高額の場合のため増額が主な要因となっております。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。町民課所管分を御説明いたします。まず歳入からです。１２ページをお願いいたします。１ 枠目、項２、目２ 衛生費負担金、節１ 保健衛生費負担金は、墓地公園管理料で年間管理料２６件分です。次のページをお願いいたします。項２ 枠目、目１ 総務手数料、節２ 戸籍関係手数料、その下節３ 住民登録関係手数料、その下節４ 印鑑証明手数料、次のページをお願いいたします。節５ 諸証明手数料につきましては、それぞれ受入れをしております。総件数は１万６,１４４件でした。目３ 衛生手数料、節１ 衛生手数料は、犬の新規登録６４頭、その下狂犬病予防注射手数料７１８頭分、その下一般廃棄物処理業等清掃手数料は、使用する車両等の更新手数料で４５台分です。２ 枠目、項２ 国庫補助金、次のページをお願いいたします。目１ 総務費国庫補助金、節１ 戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付に係る会計年度任用職員への人件費等に交付される補助金です。令和５年度中のカード交付は１,８４５枚、令和５年度末累計で１万２,００５枚です。その下デジタル田園都市国家構想交付金は、マイナンバーカード対応記帳台導入に伴う補助金です。その下節５ 社会保障税番号システム整備費補助金の一部は、戸籍システム改修に係る補助金ですが、繰越し事業となっておりますので収入は未済となっております。１６ページをお願いいたします。項２ 枠目、目１ 総務費国庫委託金、節２ 戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の転入等の届出に対する事務処理に係る委託金です。その下目２ 民生費国庫委託金、節２ 国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費や物件費、協力連携事務に係る委託金となります。２０ページをお願いいたします。項２ 枠目、目１ 総務費県委託金、節３ 住民基本台帳費委託金、人口動態調査事務委託金は、出生や死亡等の自然増減、転入転出等による社会増減の報告に関する事務委託金になります。２５ページをお願いいたします。項４、目４ 雑入、節１ 雑入、上から２番目証明書郵送料は、マイナンバー入りの住民票を本人以外が取得された場合、本人へ郵送する際に頂く費用となります。その下、資源有価物売却収入になります。アルミ缶など１５品目の資源有価物の回収に伴う単価契約に売却収入となります。歳入につきましては以上となります。続きまして歳出を説明いたします。４４ページをお願いいたします。目２ 枠目、１６ 旅券費です。

パスポート申請受付及び発行に伴う事務費です。51ページをお願いいたします。項3、目1 戸籍住民基本台帳費です。最下段の節12 委託料は、戸籍や住基ネット等の保守委託料等になります。次のページをお願いいたします。備考4行目の申請書自動記載端末保守委託料は、歳入で説明しましたデジタル田園都市国家構想交付金で、導入しましたマイナンバーカード対応記帳台の保守委託となります。その下、節13 使用料及び賃借料は、戸籍システム及び住基ネットのリース料と使用料となります。備考3行目の申請書自動記載サービス使用料は、マイナンバーカード対応記帳台の使用料となります。その下節17 備品購入費は、マイナンバーカード対応記帳台を購入したものです。61ページをお願いいたします。目2 枠目、目5 国民年金事務費です。歳入で説明しました国庫委託金を充当しています。節8 旅費は、事務説明会及び担当者会議の旅費です。72ページをお願いいたします。目2 予防費は狂犬病予防に関する支出で、節12 委託料は町道等での犬猫の死骸処理委託料です。その下節17 備品購入費は、動物死骸保冷用冷蔵庫を購入したものです。目3 環境保全費で節7 報償費は、不法投棄を監視するために巡回していただく環境美化監視員10名分と各行政区から選出頂いております廃棄物減量等推進員53名分の謝金となります。最下段節10 需用費の消耗品費は、生ごみバケツ再配布8行政区分とプラスチック分別収集容器の土嚢袋を購入したものが主なものとなります。次のページをお願いいたします。節12 委託料の備考1行目と2行目は可燃物・不燃物のごみ収集や墓地公園管理委託料となります。4行目、5行目は生ごみの収集及び処理、7行目は不燃物の選別処分のための委託料となります。その下、指定ごみ袋取扱業務委託料は、物価高騰に伴うごみ袋の製造経費上昇経費分を物価高騰対策臨時交付金により補填したものです。その下プレハブ倉庫解体撤去委託料は、女性の家側に設置していましたがプレハブ倉庫を女性の家解体に伴い解体撤去を委託したものです。3つ下の節17 備品購入費は、ラミネーターを購入したものにになります。その下節18 負担金補助及び交付金で、備考3番目の資源有価物回収事業交付金は、各行政区及び協力団体へ回収重量に応じて交付したものです。78ページをお願いいたします。中ほどで項2 清掃費、目1 塵芥処理費、節18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へごみ処理費、し尿処理費、斎場費として支出したものです。前年比で可燃ごみが86トン減少、不燃ごみが14トン減少となっております。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸 君） はい、生活福祉課所管分について説明をいたします。12ページをお願いいたします。歳入です。1枠目中ほどの項2 負担金の目1 民生費負担金、節2 障害者福祉費負担金の地域活動支援センター事業市町村負担金は、障害者の方への生活支援や社会交流の場を提供している事業に対しての相良村からの負担金となります。節3 児童福祉費負担金は、令和5年度分の保育所負担金と過年度分の保育所負担金、病児病後児保育事業につきましては、令和5年度からあさぎり町が事務局となっておりますので関係町村の病児病後児保育事業費市町村負担金を受入れています。節4 養育医療事業費負担金は、低出生体重児の入院に係る医療費の保護者負担分を受入れたものとなります。14ページをお願いいたします。1枠目2段目、目2、節1の民生手数料は、現年分・過年分の保育料督促手数料を受入れたものとなります。2枠目、目1、節2 障害者福祉費負担金は、障害者の方の医療費を軽減するための公的医療制度で実

績に基づき国の負担分を受入れたものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者の方の行動支援や相談支援、補装具などのサービスについて実績に基づき国の負担分を受入れたものとなります。節4 児童福祉総務費負担金の子どものための教育保育給付交付金は、認定こども園・保育園に支払う運営費に対する国の負担分を受入れたものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児及び発達障害児等に対する通所支援費のうち国の負担分、その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、保育料無償化に伴う認定こども園の預かり保育に対する交付金で国の負担分を受入れたものとなります。節5 児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給される児童手当において国の負担割合分を受入れたものです。節6 養育医療事業費負担金は、低出生体重児の入院に係る医療費の保護者負担分を除いた2分の1を国庫負担金として受入れたものとなります。15ページをお願いいたします。目2 民生費国庫補助金、節1 障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の方の日常生活用具の購入、地域生活支援センターや巡回支援専門員などに要する費用について国の負担割合分を受入れたものです。その下、障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉関係データベースのシステム改修に伴う補助金を受入れたものです。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、所管官庁変更により今まで巡回支援専門員整備事業補助金として受入れていた事業名が変更されたものでございますが、国の負担分を受入れたものです。節2 児童福祉総務費補助金の子ども子育て支援交付金は、延長保育や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などに対する国の負担分を受入れたものです。その下、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は、保育の質の向上のための研修に対する国の負担分となります。その下、就学前教育保育所等整備交付金は、まこと保育園の園舎建て替えに対する交付金となっております。その下、出産子育て応援交付金は、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を支給する事業の国負担分を受入れたものです。その下、子育て短期支援事業等事業費補助金は、こども家庭センター設置に伴う消耗品への補助金を受入れたものです。節5 備考の低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は、独り親世帯を対象に国が児童1人当たり5万円、県が非課税世帯1世帯当たり2万円と第2子以降の児童に対し5,000円を支給する事業の国の負担金を受入れたものです。16ページをお願いいたします。項3 国庫委託金、目2 民生費国庫委託金、節1 障害者福祉費委託金は、特別児童扶養手当の事務に対する委託金を受入れています。17ページをお願いいたします。款16、項1、目2 民生費県負担金、節2 障害者福祉費負担金は、国庫支出金で説明いたしました各項目の県負担分となります。節4 児童福祉総務費負担金の各項目につきましても国庫支出金で説明しました各項目の県負担分となります。節5 児童手当事務費負担金は、児童手当に係る事務費を受入れたものとなります。節6 養育医療事業費負担金は、低出生体重児に係る医療費の県負担分を受入れたものとなります。節7 救護施設費負担金は、各福祉事務所から受入れました事務費及び保護費の負担分となります。18ページをお願いいたします。目2、節1 社会福祉総務費補助金は、民生委員協議会の活動補助金を受入れたものです。節3 障害者福祉費補助金の重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度心身障害者の方の申請された医療費に対しまして県の負担分を受入れたものです。その下、地域生活支援事業補助金は、国の補助同様に県の負担分を受入れたものとなります。その下、地域障害児支援体制強化事業補助金は、地域活動支

援センターや巡回支援専門員などに要する費用について県の負担割合分を受入れたものです。節 4 児童福祉費補助金の多子世帯子育て支援事業費補助金は、第3子以降の保育料無償化に対する県の負担分を受入れております。その下、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園・保育園に支払う運営費のうち県の負担分を受入れております。その下、子ども・子育て支援補助金は、延長保育や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業に対する県の負担分を受入れたものです。その下、教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、町が主催する認定こども園・保育園の職員を対象とした研修に対する補助金を受入れたものです。その下、保育対策総合支援事業補助金は、保育資格を持たない補助職員を園が雇い上げる際の経費に対する補助金を受入れたものです。その下、子育て家庭支援事業費補助金は、こども家庭センター設置に伴う備品等の購入やシステム改修について補助金を受入れたものとなります。その下、出産子育て応援交付金は、国の補助同様に県の負担割合分を受入れたものとなります。その下、保育所等物価高騰対策支援金補助金は、高騰する保育園の水道光熱費について支給した支援金について、県の補助金を受入れたものです。節 5 子ども医療費助成事業費補助金は、県からの乳幼児医療費補助金を受入れたものとなります。節 6 ひとり親家庭福祉費補助金は、ひとり親家庭医療費補助金を受入れたものです。節 7 低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、国の事業に合わせて実施された県事業の補助金を受入れたものです。節 8 救護施設費補助金は、保護施設等に対する新型コロナウイルス対策事業補助金を受入れたものとなります。24ページをお願いいたします。項 4 雑入の目 1 民生費納付金の節 1 救護施設納付金は、救護施設入所者の自己負担金を受入れております。25ページをお願いいたします。備考の下から2段目に記載のありますしらがね寮給食費は、職員の宿直時の給食費を受入れたものとなります。その下、社会福祉協議会運営費補助金返還金は、令和4年度の社会福祉協議会の決算によりまして運営補助金の不用額について、返還金を受入れたものとなります。26ページをお願いいたします。備考の最上段 出生祝い金返還金は、祝い金支給後3年未満で町外へ転出された方への出生祝い金につきまして、返還を受入れたものとなります。その下、施設型給付費返還金は、実績の修正による園からの返還金を受入れたものです。その下ふれあい福祉センター指定管理委託料返還金は、令和4年度のかえで館の決算により委託料の不用額について受入れたものとなります。その下、児童手当過払い分戻入金は、過払い分の児童手当について返還金を受入れております。その下、しらがね寮廃食油引取料は、廃食油の処理に係る引取料を受入れたものとなります。その下、令和4年台風14号災害救助費負担金は、令和4年台風14号の接近に伴う避難所開設による人件費と物資運送による輸送費を受入れたものとなります。27ページをお願いいたします。目 2 民生債は、備考欄に記載のそれぞれの事業につきまして事業債を受入れたものとなります。56ページをお願いいたします。歳出となります。2 枠目、目 1 社会福祉総務費です。主なものについて説明をさせていただきます。57ページをお願いいたします。節 12の委託料は、総合相談事業委託料や災害時避難要支援者支援システム保守委託料となります。節 13の使用料及び賃借料はデマンド交通システムに係る使用料と災害時避難要支援者支援システムのリース料、節 18 負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会への補助金や社会福祉協議会運営費補助金、デマンド交通運行に対する補助金、遺族会補助金を支出しております。

59ページをお願いいたします。目4 障害者福祉費でございますが、主なものとしまして節11 役務費では、審査や意見書に係る手数料を節12 委託料では、地域生活支援に係る委託料を節13 使用料及び賃借料では、障害者の方のサービス請求用内容チェックシステムの使用料を。節18 負担金補助及び交付金では60ページにまたがりますが障害者の方の各団体や支援事業所への負担金を支出しております。節19 扶助費は、障害者の方の医療費や補装具、日常生活用具や福祉年金給付金、福祉タクシー利用料金助成に対する支出となっております。節22 償還金利子及び割引料は、61ページにまたがりますが令和4年度事業費確定によります各事業の返還金となっております。節27 繰出金は、球磨郡障害認定審査事業特別会計への繰出金となっております。62ページをお願いいたします。目7 社会福祉施設費でございますが、生活福祉課所管分といたしましては、節12 委託料の樹木管理委託料、ヘルシーランド指定管理委託料とふれあい福祉センター指定管理委託料。節14 工事請負費は、ヘルシーランドの附帯施設解体、ろ過機ろ材入替え、かえで館の自家発電改修が主なものとなっております。節17 備品購入費は、かえで館のワイヤレスアンプを購入しております。目8 低所得世帯支援事業費につきましては63ページにまたがりませんが、令和5年度住民税非課税の世帯に対しまして1世帯当たり3万円、追加給付として7万円、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円と非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養される児童1人当たり5万円を支給した事業費となりますが、非課税世帯1,751世帯、均等割のみ課税世帯348世帯、子供加算につきましては297名分を給付金として支給しております。63ページをお願いいたします。目1 児童福祉総務費でございますが、節7 報償費の出生祝金につきましては、74名の出生児に対しまして祝い金を支給しております。64ページをお願いいたします。節12 委託料は、病児病後児保育事業委託料を公立多良木病院事業団へ支出しております。節17 備品購入費は、こども家庭センター設置に伴う備品の購入費を支出しております。節18 負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、認定こども園保育園の運営費として支出したものです。放課後児童健全育成事業補助金は、放課後児童クラブへの運営費に対する補助金となっております。保育対策総合支援事業補助金は、主に保育補助者雇上強化の補助金として支出したものととなります。延長保育事業補助金及び障害児保育事業補助金は、それぞれの保育事業を実施している園に対しての補助金となっております。保育所等整備事業費補助金は、まこと保育園園舎建て替えに対する補助金を支出したものです。子育てのための施設等利用費負担金は、保育料無償化による認定こども園の預かり保育に対する負担金です。一時預かり事業補助金は、認定こども園の1号認定の園児の午後からの預かり保育に対する補助金です。子育て援助活動支援事業補助金は、社会福祉協議会が実施しておりますファミリーサポートセンター事業への補助金となっております。病後児保育事業費補助金は、あさぎりこども園が実施しております病後児保育に対する補助金です。出産子育て応援給付金は、妊娠出産の届出をされ決められた調査面談を終了された子育て世帯に対し、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を支給したものでございます。保育所等物価高騰対策支援金補助金は、高騰する保育園の水道光熱費について支援金を支出したものととなります。障害福祉施設等物価高騰対策支援金は、障害者福祉施設等の光熱費、食糧費等の物価高騰影響額の4分の1に対して補助を出したものととなります。65ページをお願いいたします。節19 扶助費の障害児通所支援費は、障害児及び発達障害児等の放課後デイサー

ビス等への支援費を支出したものととなります。節 2 2 償還金利子及び割引料は、各事業の国及び県への実績による返還金となっております。目 2 児童手当事業費は、受給者 8 1 1 名に対する児童手当を支給した事業費となります。目 3 子供医療費助成事業費は、令和 6 年 1 月 1 日から現物給付へ移行しておりますがシステムの委託料と給付金が主なものとなっております。6 6 ページをお願いいたします。目 4 ひとり親家庭福祉費は、医療費助成金が主なものとなりますが、延べ 3 1 0 件の助成を行っております。目 5 養育医療事業費の扶助費につきましては、低出生体重児の医療費についての支出となっております。目 7 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、ひとり親世帯を対象に国が児童 1 人当たり 5 万円、県が非課税世帯 1 世帯当たり 2 万円、第 2 子以降の児童に対し 5, 0 0 0 円を支給した事業の支出となっております。続きまして救護施設費となります。目 1 救護施設総務費につきましては、施設の運営に係ます人件費や調理業務の委託料が主なものとなっております。6 9 ページになりますが、節 1 4 工事請負費につきましては、高圧受電設備を工事したものでございます。節 1 7 備品購入費につきましては、冷凍冷蔵庫、福祉車両を購入しております。目 2 救護施設事業費につきましては、7 0 ページにまたがりますが入所者の生活支援相談支援や各種活動に要するものとなっております。令和 6 年 3 月末時点の状況としましては、男性 3 5 名、女性 1 8 名の計 5 3 名の入所状況となっており、利用者の平均年齢は 6 8. 7 歳となっているところでございます。7 0 ページをお願いいたします。項 4、目 1 の災害救助費、節 1 9 扶助費は、建物火災 2 件に対する災害見舞金となっております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。それでは高齢福祉課所管分について説明を申し上げます。

1 2 ページをお願いします。分担金及び負担金の項 2 負担金、目 1 民生費負担金、節 1 老人福祉費負担金の養護老人ホーム入所者負担金は、あさぎり町 1 施設を含む人吉球磨地域の 3 施設に入所されている方の令和 5 年度の入所者負担金となります。令和 5 年度末の入所者数は 1 9 名です。下段の項 1 使用料、目 2 民生費使用料、節 1 社会福祉施設等使用料は白寿荘使用料となります。1 4 ページをお願いします。中ほどの項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、6 5 歳以上の第 1 号被保険者で低所得の高齢者の負担を軽減するため、国・県・町が公費負担をするものでその国庫負担分となります。1 5 ページをお願いします。中ほどの項 2 民生費国庫補助金、節 3 老人福祉費補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、町内介護施設 1 施設での非常用自家発電設備整備に伴う国庫補助金を受入れているものであります。節 8 社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、人吉球磨成年後見センターの委託料の一部に対する国庫補助金であります。人吉球磨 1 0 市町村共同で、人吉市社会福祉協議会に運営事業を委託し、成年後見制度利用に関する相談・広報及び担い手育成並びに後見人支援などを行っております。1 7 ページをお願いします。中ほどの目 2 民生費県負担金、節 1 老人福祉費負担金、1 行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど説明いたしました県負担分となります。1 8 ページをお願いします。上段の目 2 民生費県補助金、節 2 老人福祉費補助金の老人クラブ活動等事業費補助金は、町が老人クラブに助成している経費への補助金で補助率は 3 分の 2 となります。次の行、高齢者住宅改造助成事業費補助金は 1

件が対象で補助率は50%であります。次の行、低所得者利用者負担対策事業費補助金は、低所得者への介護サービス利用料の一部を社会福祉法人が負担し、その額に応じて交付される県補助金であります。次の行、権利擁護人材育成事業補助金は、先ほど説明しました人吉球磨成年後見センター委託料の一部に対する補助金で事業内容ごとに2種類の補助金を活用しております。23ページをお願いします。上段の目1 特別会計繰入金、節2 介護保険特別会計繰入金の過年度分精算繰入金につきましては、介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し一般会計へ繰入れたものであります。26ページをお願いします。目4 雑入、節1 雑入になりますが、備考欄上からの7行目 白寿荘光熱水費はシルバー人材事務所の光熱水費を徴収しております。57ページをお願いします。歳出につきましては、主なものを説明させていただきます。備考最下段、目2 老人福祉費、節7 報償費の金婚式記念品は、昭和48年に御結婚された夫婦45組の表彰経費となります。58ページをお願いします。説明最上段の敬老祝い金は、80歳到達時1万円、90歳2万円、100歳10万円を祝い金として給付しており、令和5年度の実績としましては、80歳が181名、90歳97名、100歳13名に給付しております。節12 委託料3行目の敬老会式典業務委託料は、53の行政区及び町内の介護サービス事業所11事業所へ委託したものでございます。対象者は75歳以上の在宅の方2,972名と施設に入所されている方263名であります。5行目 緊急通報システム管理業務委託料は、独居高齢者の急病や災害時に対応するため緊急通報対応を民間警備会社への業務委託したもので利用者は19名となっております。次の行、人吉球磨成年後見センター運營業務委託料、歳入で説明しましたが人吉球磨成年後見センターの委託料です。裁判所の資料では、本町で成年後見制度を利用されてる方は令和5年度末時点で82名となります。その下、節18 負担金補助及び交付金、2行目 老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金で、老人会会員数は36クラブ1,917名となっております。4行目 シルバーエイト負担金は、球磨郡公立多良木病院の介護老人保健施設整備費の企業償還金を負担するものであります。令和5年度で償還が終了しております。次の行、高齢者施設等物価高騰対策支援金は、物価高騰の影響を受けても利用者へ価格転嫁できない高齢者施設等に対する支援金で、熊本県の支援事業の2分の1とし、町内の11法人に対して交付しております。次の行、低所得者負担軽減補助金は、歳入で説明しました社会福祉法人に交付するものになります。次の行、地域介護福祉空間整備事業費補助金は、歳入で説明しました介護施設の非常用自家発電整備の補助金で、県から受入れた同額の補助となります。その下、19 扶助費の高齢者住宅改造助成事業費は、歳入で説明しました1件の助成金であります。その下、節22 償還金利子及び割引料につきましては、令和4年度精算による返還金となります。その下、節27 繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費一般事務費等の町負担分を介護保険特別会計へ繰り出したものであります。59ページをお願いします。上段の目3 老人保護費、節18 負担金補助及び交付金の球磨圏域福祉サービス協議会負担金は、養護老人ホームへの入所措置を判定するため10市町村で構成する協議会の運営負担金であります。その下、節19 扶助費、老人施設入所措置費は、歳入で説明しました養護老人ホーム入所者の令和5年度入所措置費になります。62ページをお願いします。上段の目7 社会福祉施設費の中で、高齢福祉課所管の白寿荘に関する主な経費は、節10 需用費のうち電気料は31万7,000円と節12 委託料の清掃委託料が主なものとなり

ます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは健康推進課所管分について説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入です。款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目3 衛生使用料、13ページをお願いいたします。節1 保健衛生施設使用料、備考の保健センター使用料は、免田、岡原保健センターの使用料です。14ページをお願いいたします。款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節3 国民健康保険事務費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じ保険料額の一定割合を公費で補填する保険者支援分と低所得者の保険料軽減分を公費で負担する保険料軽減分の負担金として一般会計で受入れて、国民健康保険特別会計へ繰り出しております。目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策負担金は、ワクチン接種に係る費用分として受入れたものでございます。項2 国庫補助金、15ページをお願いいたします。目3 衛生費国庫補助金、節2 衛生費国庫補助金、備考の1行目 感染症予防事業費等補助金は、風しんの予防接種で接種機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体検査や接種の費用に対する補助金として、事業費の2分の1を受入れたものでございます。その下、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルス接種事業に係る補助金を受入れたものです。17ページをお願いいたします。款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、節1 老人福祉費負担金は、備考の2行目 後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填される負担金で、一般会計に繰入れて後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。県が4分の3、町が4分の1の負担となります。節3 国民健康保険事務費負担金は、低所得者数に応じ保険料額の一定割合を公費で負担する保険者支援分と低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険料軽減分の負担金として一般会計に繰入れて、国庫負担金と同じく国民健康保険特別会計へ繰り出しております。項2 県補助金、18ページをお願いいたします。目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金は、備考の2行目 自殺対策推進事業費補助金は、心の相談心理士によるメンタルヘルス相談に対する補助で、事業費の2分の1を受入れたものでございます。その下、むし歯予防対策事業費補助金は、フッ化物洗口の薬剤費、歯科衛生士の業務に対す

る補助金でございます。その下、風しん予防接種助成事業補助金は、妊娠を希望されている方、その配偶者の方に対する予防接種に対する補助金で事業費の2分の1を補助するものでございます。令和5年度につきましては、10人の方が接種をされております。19ページをお願いいたします。備考の1つ目 こんにちは赤ちゃん事業等補助金は、母子保健推進員さんの活動に係る補助金で、対象事業費3分の1の補助です。その下、少子化対策総合交付金は、不妊治療や早産予防に対する交付金です。その下、利用者支援事業補助金は、子育て世代包括支援センターの利用者支援事業に係る補助金でございます。その下、市町村健康増進事業費補助金は、特定健診や特定保健指導に要する経費に対する補助で、事業費の3分の2を受入れたものでございます。23ページをお願いいたします。款21 諸収入、項3 受託事業収入、目1 衛生費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、令和2年度からの事業で高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業分を受入れたものでございます。24ページをお願いいたします。項4 雑入、目2 衛生費納付金、備考の1行目の各種健診個人負担金は、町内集団健診の個人負担金を徴収したものでございます。その下、新型コロナワクチン接種負担金は、他市町村分の方を町で接種した場合に、他市町村分より負担金として受入れたものでございます。目4 雑入、26ページをお願いいたします。備考の上から8行目の実習謝礼金は、管理栄養士臨時実習を受入れたことによる謝礼金です。その下、後期高齢医療市町村医療給付費負担金精算金は、令和4年度の精算金を受入れたものでございます。その下、運動教室会費は、運動教室参加者240名分の入会費及び月額会費として徴収したものでございます。46ページをお願いいたします。次に、歳出になります。主なものについて御説明いたします。目19 地域おこし協力隊費ですが、支出済額のうち701万9,706円が健康推進課所管分でございます。健幸運動教室の指導補助に係る2名分の必要の費用の実績となります。57ページをお願いいたします。中ほどの目2 老人福祉費は、後期高齢者医療事務に係る職員の人件費を計上しております。58ページをお願いいたします。節18 負担金補助及び交付金ですが、備考の下から3つ目、後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金は広域連合の一般事務費等の一般会計への負担金となります。その下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合のレセプトの共同電算処理などの特別会計への負担金となります。その下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、医療費に係る町の負担金でございます。節27 繰出金、59ページをお願いいたします。備考の1番上、後期高齢者医療特別会計繰出金ですが、事務費分として歳入で県の負担金として受入れた後期高齢者保険基盤安定負担金に町の分を含めて繰り出したものでございます。61ページをお願いいたします。目6 国民健康保険事務費は、国民健康保険事務に係る職員の人件費を計上しております。節27 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定出産育児一時金財政安定化支援事業及び法定内の一般事務分として繰り出しをしております。70ページをお願いいたします。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費につきましては、職員の人件費を計上しております。節1 報酬 備考の1番上の地域担当医療専門職報酬は、保健事業と介護予防の一体的取組に係る栄養士の報酬となります。その下、会計年度任用職員報酬は、職員の産休・育休ほか代替職員分の報酬となります。71ページをお願いいたします。節7 報償費の口腔ケア等健康教育時謝金は、各地区で行われる地域サロン等の歯科衛生士への謝金となります。節10 需用費の消耗品は、リーフレ

ット等の保健事業に必要な事務経費が主なものになります。節12 委託料、備考の1行目は、保健管理システム保守委託料でございます。次に保健管理システム改修委託料は、人間ドック型検診や特定健診等の項目追加や修正に係る改修を行ったものです。節13 使用料及び賃借料は、保健管理システムリース料とシステムのサーバーの利用料となります。節17 備品購入費は、デジタル握力形で高齢者のフレイル予防の目的とし、地域サロン等で活用をしているところでございます。節18 負担金補助及び交付金の主なものとして、病院事業負担金は、公立多良木病院への負担金。その下、病院群輪番制病院運営事業負担金等、関係機関への負担金及び助成金となります。最下段の医療機関等物価高騰対策支援金は、町独自の支援金といたしまして病院1か所、診療所9か所、助産所しせつしょうが7か所、薬局7か所に交付をしております。73ページをお願いいたします。目4 健康増進事業費は、健康診断に要する経費が主なものです。節3 職員手当等の時間外勤務手当は、各健診通知の発送業務や集団健診における早朝対応分が主なものとなります。節10 需用費、備考の印刷製本費は、健診事業に必要な封筒の印刷代となります。節11 役務費の郵送料は、集団健診の申込書の返信、結果報告書発送時の費用となります。74ページをお願いいたします。節12 委託料の集団健診委託料は、若っかもん健診210名、コスモ婦人科検診439名、人間ドック型検診1,343名が受けられております。目5 母子保健事業費は、乳幼児健診、妊婦の健康管理事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業などの経費が主なものになります。節12 委託料、備考の健康診査委託料は、妊婦検査に係るものが主なものとなります。節18 負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金は、特定不妊治療が9件、一般不妊治療が8件、合わせて17件の実績でありました。目6 予防接種事業は、子供の定期予防接種、高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用となります。75ページをお願いいたします。節1 報酬は、コロナワクチン接種に係る医療報酬と会計年度任用職員16名分となっております。節3 職員手当等の備考、時間外勤務手当は、主に新型コロナウイルスワクチン接種に係るものでございます。節10 需用費の消耗品、印刷製本費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものが主なものです。節11 役務費は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う郵送料となります。節12 委託料は、1行目の個別接種医療機関委託料は、子供と高齢者の予防接種委託料と新型コロナウイルスワクチン委託料です。12歳未満につきましては、延べで242名、高齢者インフルエンザが3,324名、肺炎球菌ワクチンは212名であります。中ほどの管理システム改修委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る改修費は、その下、シャトルバス運行委託料は、集団接種会場までの運行に係る費用となります。1番下の集団接種医療機関等委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種関係となります。76ページをお願いいたします。節13 使用料及び賃借料は、新型コロナウイルスワクチン集団接種実施に伴います会場使用料及び事務処理に必要な機器のリース料となります。節22 償還金利子及び割引料、備考欄の第5期風しん予防接種国庫補助金返還金は、その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助返還金につきましては、令和4年度の実績に伴う返還金でございます。目7 健康づくり推進事業は、食育や食生活改善、歯科保健事業、自殺対策事業に取り組んでおります。節3 職員手当等の時間外勤務手当は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴い通常業務として対応できなくなった時間外で対応したものが主なものとなります。節12 委託料、健幸ポイント事業委託料は、あさぎり商工会に商品券換金業務を委

託しております。令和5年度におきましては、合計で1,610枚の換金がなされているところでございます。77ページをお願いいたします。心のアンケート調査委託料につきましては、上・須恵・深田地区の65歳以上の方で回収率は41%、40歳から64歳までの方の回収率は24%で、回答内容により、うつなどのハイリスクと思われる方には、精神科医への電話相談や来所による心の相談での対応を行っているところでございます。節18 負担金補助及び交付金は、食生活改善推進協議会への負担金となります。目8 スマートウェルネスシティー事業費です。節1 報酬の会計年度任用職員報酬は、4月から6月まで健幸運動教室の事務補助としてお願いした分となります。節3 職員手当等の時間外勤務手当は、健幸運動教室やスポーツ庁の補助金申請・実績報告対応分が主なものとなります。節12 委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料、運動指導業務委託料は、健幸運動教室における各種のデータ収集を行い、分析を行っているところでございます。目9 保健センター管理費は、免田・岡原の保健センターの水道、ガス電気、修繕料などの維持管理に係る経費となります。78ページをお願いいたします。節12 委託料は、両保健センターの施設に必要な業務委託料となっております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは、教育課所管分を御説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございます。中ほどより下になります。目4 教育費負担金、節1 小学校費負担金と節2 中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きますけが等の事故に対して医療費等を給付する共済制度の保護者負担金を受入れたものです。次のページをお願いします。中ほどです。目7 教育使用料、節1 学校施設使用料は、小・中学校の体育施設の使用料です。節2 教職員住宅使用料は、深田地区にあります教職員住宅3件分の利用料を受入れたものです。現在ALTが入居しております。節3 生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、生涯学習センターの使用料です。節4 保健体育施設使用料は、町内の運動施設とB&Gセンタープールの使用料でございます。16ページをお願いいたします。中ほどです。目6 教育費国庫補助金、節1 学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業分として受入れたものです。節2 公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備事業に対する補助金で補助率は2分の1になります。節3 へき地児童生徒援助費等補助金は、スクールバス購入事業の補助金です。補助率は2分の1で上限が375万円となります。20ページをお願いします。中ほどです。目7 教育費県補助金、節1 教育費補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校の5年生を対象として水俣を訪問し、環境問題を学習するための補助金で2分の1を受入れております。次の地域学校共同活動推進補助金は、放課後や夏季休業日に小学校3年生と中学校3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾実施事業に対する補助金で、補助率は3分の2です。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学3年生を対象として検定料の3分の1を県が補助するものです。22ページをお願いします。目の4行目、目1 指定寄附金、備考欄の教育費寄附金は、あさぎり町ふるさと関西会、中部ふるさと会及び町内の硬式テニスクラブから頂きました寄附金でございます。また別途町内の事業所からテントの寄贈を頂いております。最下段の目8 学校教育施設整備基金繰入金、次の2

3 ページをお願いします。23 ページの最上段、学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校校長寿命化改修事業等の財源として繰入れたものでございます。24 ページをお願いします。中ほどの目3 給食事業収入、節1 学校給食費は、給食費の保護者等の負担分を受入れたものです。25 ページをお願いします。雑入になりますが、下から10 行目の書籍販売料から下から3 行目の学校有価物処分料までが教育課所管分となります。28 ページをお願いします。上段、目7 教育債、節1 学校施設整備事業債は、あさぎり中学校校長寿命化改修事業分となります。次に歳出となります。105 ページをお願いします。教育費分の主なものを説明させていただきます。下段の目1 教育委員会費は、教育委員会を開催します費用でございます。報酬、費用弁償となっております。令和5 年度におきましては、教育委員会議を13 回開催しております。106 ページをお願いします。目2 事務局費です。下段の節18 負担金補助及び交付金の日本スポーツ振興センター負担金は、歳入でも説明いたしました学校管理下でのけが等に対して、医療費等を給付する共済制度の負担金でございます。最下段目3 教育振興費ですが、次の107 ページをお願いします。節1 報酬につきましては、主にALT、そのALTの英語サポーター、学校教育の充実を図る教育審議員、学校規模等適正化審議会委員の報酬となります。節7 報償費につきましては、表彰や各種委員会委員への謝金でございます。節10 需用費の修繕料は、電子黒板や周辺機器の故障に対応したものです。節11 役務費の電話料は、各学校に配備しております緊急連絡用の携帯電話使用料となります。節12 委託料の最下段となります。学校ICT支援業務委託料は、教職員へのICT活用の支援を行うための業務委託です。108 ページをお願いします。最上段 備考欄のGIGAスクール運営支援センター業務委託料は、タブレットの障害時や通信トラブル、機器の故障等の対応業務の委託料となります。節13 使用料及び賃借料は、学校で使用します出席、成績、授業時数、保険等を管理する校務システムや教職員用の端末機器等の使用料となります。節18 負担金補助及び交付金ですが、上から7 行目 子ども育成奨励支援金は、令和5 年度につきましては35 件の申請がっております。下段の目4 教職員住宅費は、深田にあります3 棟の管理費として支出したものです。最下段の項2 小学校費、次の109 ページをお願いします。目1 学校管理費は、町内5 つの小学校の管理費となります。節1 報酬、節3 職員手当等、節4 共済費、節8 旅費は、主に、特別支援教育支援員14 名を配置した人件費となります。節10 需用費、備考の上から6 行目と7 行目の水道・下水道使用料と電気料は、小学校5 校分を支出しております。次の110 ページをお願いします。節12 委託料の下から2 行目 設計監理委託料は、須恵小学校給食屋根改修工事分となります。次の111 ページ中ほどの節14 工事請負費は主に上小学校パソコン室空調更新工事、免田小学校プールろ過機部分更新工事、岡原小学校保健室空調更新工事と先ほどの須恵小学校給食屋根改修工事などでございます。下段の項3 中学校費、目1 学校管理費です。あさぎり中学校に係る管理費の支出となります。節1 報酬は、主に3 行目の特別支援教育支援員5 名とその2 行目 心の教室相談員1 名、その下の学習支援員を3 名配置しました経費となります。次の112 ページの節10 需用費につきましては、中学校の水道・下水道使用料、電気料等を支出しております。最下段の節12 委託料です。次の113 ページをお願い致します。備考の下から4 行目の設計委託料と下から2 行目の設計委託料の通次繰越は、あさぎり中学校普通教室・特別教室棟長寿命化改修工事監理業務委託分でございます。節1

3 委託料及び賃借料は、下から3行目 仮設校舎賃借料の継続費となります。節14 工事請負費、備考の2行目 工事請負費は、あさぎり中学校長寿命化改修事業分と仮設校舎の解体撤去分でございます。次の114ページをお願いします。中ほどの目2 スクールバス運行費は、須恵・深田各2路線、皆越1路線の経費でございます。利用生徒は57名でした。最下段の項4 生涯学習費、目1 生涯学習総務費です。次の115ページをお願いいたします。主に社会教育職員の人件費及び下段の節18 負担金補助及び交付金は、各種社会教育団体への支援に関する経費を支出しております。次の116ページをお願いします。目2 公民館費、節7 報償費 記念品等は成人式における新成人者への記念品です。対象者159名中130名が出席しております。次の行、講師謝金は、主に地域未来塾の講師謝金になります。次の117ページをお願いします。下段の目3 文化財保護費です。町内文化財の保護継承に係る経費として支出しております。節7 報償費 講師謝金は、あさぎり町文化財講座の講師謝金となります。次の118ページをお願いいたします。節12 委託料 下から2行目の樹木伐採委託料は、町指定の狩所のベニタブが幹の空洞化や枝の繁茂により倒木の恐れがあったことから、枝を伐採したものです。節18 負担金補助及び交付金、備考の下段の文化財修理費補助金は、築地熊野神社薬師堂萱葺き屋根全面修理工事の補助金でございます。目4 文化ホール運営費は主に経常的な施設の管理費となります。次の119ページの下段、目5 図書館費ですが、次の120ページをお願いします。節17 備品購入費 図書購入費は、生涯学習センター図書館の235冊とせきれい館図書館の179冊の図書購入費です。目6 生涯学習センター事業費は主に経常的な施設の管理費となります。次の121ページ、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、最下段の節12 委託料の看板作成委託料は、全国のスポーツ大会やコンクール等に出場する町民の方を紹介・応援するための横断幕作成料で17件31名分を作成しております。次の122ページをお願いします。上段の節18 負担金補助及び交付金は、備考の3行目 体育協会補助金、下から2行目の奥球磨駅伝大会に負担金を支出しております。目2 体育施設費、節1 報酬から節4 共済費までは、B&Gプールの受付・監視員6名分の人件費です。年間利用者は7,860人で行いました。なお全国215か所のB&Gプールのうち9位の利用者数で行いました。次の123ページ、項6 学校給食費、目1 給食センター運営費です。次の124ページをお願いします。節10 需用費、下から2行目の賄い材料費は、学校給食に係る材料費でございます。次の125ページをお願いします。節17 備品購入費 繰越明許分は、給食センター配送車両の更新によるものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 追加説明はありませんか。ないようでございますけど、会議の途中でございますがここで休憩いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。なお質疑の際は、ページを示しての質疑をお願いいたします。それでは、最初は税務課分です。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（９番 豊永 喜一 君） はい、ページはですね、９ページになります。固定資産税の不納欠損についてお尋ねをしたいと思います。不納欠損というようなことで、納付者が何らかの理由で納めてもらえないというようなことでその債権が消滅することというようなことで不納欠損は認識しておりますけれども、１,６５１万５,３７２円という金額が出ていますけれども、このことについて何件でこの不納欠損の発生原因とは例えば生活困窮とかいろいろあろうかというふうに思いますが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい、お答えしたいと思います。まず個別の案件につきましては、具体的にお答えすることができませんので御理解頂きますようよろしくお願いいたします。ここに決算の資料にありますとおり固定資産税につきましては、１０９件の１,６５１万５,３７２円を不納欠損としております。そちらにつきましては、無財産と生活困窮、所在不明ということで即時消滅ということで欠損しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（９番 豊永 喜一 君） 件数は１０９件というようなことでそれぞれの発生原因いろいろあるかというふうに思いますが、この中でですね、金額の大きいものについては、例えば時効あたりがあるのかなのか、そこら付近が言える範囲で結構でありますので説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。時効を迎える前にですね、執行停止をかけまして先ほど言った４要件とありますけれどもそちらのほうの理由につきまして、執行停止を行いまして時効の前に不納欠損を行ったということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（９番 豊永 喜一 君） 中々個人情報というようなことで中々言えないという部分もあることは承知をしておりますけれど、ただ私どもは決算認定をする場合ですね、どうもぼやっとした感じで原因もはっきり分からないまま認定してしまうと私どもは、町に町民の方に不利益を与えるのではないかというふうに私は思うわけです。結局、時効を迎えたところで法にのっとって正確に手続はされているんでしょうけれども、そこらあたりのですね、見え方といいますか、我々が感じている部分との実際業務を担当されてる方ははっきり分かるんでしょうけれども、そこら付近の不透明さというんですか、そこら付近はどういうふうに解釈すればよろしいんですか。町長、このことについてどういうふうに思われますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この不納欠損額につきましてはですね、地方税法上、時効を迎え

るということで、やむを得ない選択肢だということです。この金額につきましてはですね、ずっとやはり担当課としても徴収義務を一生懸命果たしてきたわけですが、中々例えば法人名が変わったりとかですね、住所が不明になったりとか、そういったところでやむを得ない選択肢としてこの不納欠損という形をとらせていただいています。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他、質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、2点。1点だけまずはお伺いしますが、大きな今回の不納欠損の中には大きな金額を占めているところが1社あるわけですが、前町長がここの税滞納の納入に対しての誓約書を交わしているということの説明が前町長は話されておりましたが、その内容について伺いたいと思いますが、何故かといいますと先方の事由ですね、先方の都合によって納めるだけの誓約書になっているか、その部分は少しでもいいからもう過年度分も納めますと簡単な内容なのかどうか。それはなぜかといいますと、やっぱり他にも差押えしている部分もありますが、それ以外にやはり所有している備品、物件それぞれありますね。そういったものに対してもやはり私は差押え等もして、やっぱり税の徴収をもう少し強化すべきではないのかというふうに思うわけですね。特に昨日も、昨日だったか申し上げたように会員権の会費も年会費、町は納めていますがそういったものも私は徹底してしていかないとただ向こうが言いなりでそれを待っているという状況では、私は中々町民の方々も理解できないだろうし、まして今お話があつてるように今後大きな事業を展開しようとしている大きな場所ですよ。それに私は影響もしてくると思います。ですから、そこを明確にちょっと御回答頂けませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。誓約書の中身についてはですね、納税相談をしながら誓約書を取り交わしている誓約書といいますか、納税相談を受けて今後滞納分についても定期的に納めていきますというような誓約書だと伺っております。向こうの言いなりといいますかですね、私たちもやはり顧問弁護士等に相談をしながら対応をしてきたわけですし、もうこれ以上踏み込めないということもありまして、今回の不納欠損ということに至ったわけですが、今後の事業の展開についてもですね、ちょっと内部でも再検討する必要があるなということで、また検討させていただきたいと思いますが。今回の不納欠損とは、私たちは切離したところで考えていたわけですが、非常に理解が非常に厳しいということもありますので、ちょっと私どもも、もう1回計画を見直したいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 先ほどの質疑の中に徴収強化策をとということでお尋ねですけど。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 徴収強化策につきましてはですね、やはりこれまでどおりと言いましてもやはりまた同じことを繰り返すことになるかもしれませんけれども、ただやはり地方税法にのっとってしっかりと対応をしていきたいと思っております。徴収の強化につきましてはですね、やはり今、県とも連携しながら一緒にやっている部分もございますので、そういった県との事前相談等も含めて強化を図っていききたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。他には質疑ございませんでしょうか。ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 50ページです。デマンド交通無料乗車補助金を活用されて申告

相談といいますか、納税相談において頂く方の利便性を図っているというふうな御説明がありました。非常に税の徴収体制として納税者側の身になってやっていただいている手法だと思います。その周知方法を私はちょっと存じ上げませんでしたのでそのこと、それとこういう利活用はですね、他の事業においてもやはりこの公共交通の利用効率の向上という意味で非常に効果的ではないかと思いましたので、まず周知方法と実際にどれぐらいの方が利用されているのか。そして今後ですね、この税務相談に限らず他の事業での利活用等にはどのようにPRされていくのか、これはちょっと主管課が違いますけれども最後のほうは町長なりに御答弁を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。まず周知方法につきましては、広報あさぎりのほうで周知をさせていただいているところでございます。あと人数につきましては、令和5年度が32名の御利用でした。うち半額の方が11名。令和4年度につきましては46名、うち半額の方が7名ということでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。デマンド交通の今後活用の幅というふうに聞こえましたけれども、そうですね、一般質問でもありましたとおり、例えば投票率を上げるために選挙時に活用するか、あとはそうですね、イベント等に活用できればというふうには考えておりますが、いかなせんやはりデマンド交通の今、受託されているところの人材確保ということも非常に重要ですので、そういったところは相談しながら対応を考えていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他、質疑ありませんでしょうか。ないようですので、次は町民課分です。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 1点お尋ねします。ページ73ページです。資源有価物回収事業の交付金ということで昨年10月からプラごみのモデル事業が始まっておりますが、年度途中ではありますけどプラごみの収集の実績。それと今年もちょうど半年経ったということですので、こちらはできればというところでプラごみ収集の実績のほうを1点お伺いします。それと78ページ、これもちょっと関連にはなりますが広域行政組合のごみ処理費の説明の時に可燃ごみが86トンの減とありましたが、廃プラ回収の成果っていうのがあらわれているのかどうか。その2つについてお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。まず1点目の資源有価物交付金におけるプラスチックごみの収集の実績ですが、昨年は10月からですね、プラごみのモデル事業を開始いたしまして、各1地区、各地区で1か所ですね。それと5地区ございますので5か所で回収を始めました。回収実績は、6か月間で0.6トン。1行政区当たりで計算をいたしておりますけれども1か月で約20キロ回収されました。それと本年度の回収実績は、4月から8月までのですね回収実績を集計しておりますけれども、全53行政区でですね、合計で7.03トン。1行政区あたりでですね、1か月で平均しますと約33キロ回収をされております。それと2点目のですね、人吉球磨広域行政組合へのですね、可燃ごみの出された実績がですね、昨年度より86トン減少しておりますけれども今回ですね、廃プラの回収を10月から始めておりますので若干ですね、効

果があらわれているのかなあと担当課のほうではですね、考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。決算なんですがちょうどタイムリーなところで今回覧のほうが回っておりまして、廃プラ今まではついてたお弁当の蓋とかについてたシールをですね、剥がしたりとか半額シールを剥がしたりっていう感じでしてありましたけどそれもつけたまままでいいですよっていうお知らせ等、ちょうどついておりましたし、また人吉市がですね、ちょうど廃プラだけではなくプラスチックっていう新聞記事等もあっておりますので、出来ましたら今実績のほうでも今年非常に上がっているというお話もありましたのでまたPRのほうをですね、しっかりしていただければ良いほうにつながるのかなと思いましたのでお伝えです。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、ありがとうございます。廃プラの回収のですね、一部変更につきましては回覧のほうでですね、お知らせをさせていただいたところですけども、本日はですね、せっかくですのでその点について変更点についてですね、説明をさせていただきます。今までですね、惣菜や弁当を入れてあった透明なトレー等に張ってあるですね、商品名や値引き等のシール等はですね、剥がしてもらうかその部分をですね切っていただいてトレー等の部分をですね、回収品として出していただいておりましたけれども町民の皆様からもですね、いろいろ御質問がありまして面倒だとかですね、どうにかできないかという御質問があったところです。そこでですね、廃プラを再商品化するリサイクル施設がございましてけれども、そこにお尋ねしましたところ技術的な進歩によりましてシールをはがさないままでですね、出していいということで回答が得られました。今後はですね、そのまま出していただいてですね、汚れ等をとっていただくだけで結構になりました。その点が今回の廃プラ回収の変更点となります。それと人吉市がですね、廃プラごみの資源化ということで先週の土曜日でしたが私のほうもですね、その記事を目にしております。内容的にはですね、あさぎり町が行っている容器包装それと製品に張りつけ、製品ของですね、容器包装製品のプラスチックごみとそれとですね、また別に人吉は独自にですね、プラスチックでつくられている製品ของですね、プラごみを回収するようになりました。人吉市の6町内です、モデル事業として始められてですね、今年度はモデル事業で始められて、来年度から25年度以降と書いてありましたけれども25年度以降全地域においてですね、回収を実施されるということでありました。あさぎり町においてはですね、本年プラスチックの包装等がですね、回収が始まっておりますのでその実績等見ましてまた回収等にもですね、いろいろ問題等もありますのでその改善策をですね、見いだしてそこがですね、町民の皆様が完全にですね、回収ができるようになった段階で次のプラスチックごみの製品の回収を始めさせていただきたいと考えております。その際には常任委員会等でもですね、御相談申し上げますのでどうかよろしくお願いいたします。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんでしょうか。町民課分ですけど。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1番小松です。1点お尋ねいたします。歳入側12ページの墓地公園の管理の負担金。これに対して歳出73ページの管理委託料、それぞれ金額が計上さ

れております。どうもこの数字だけ見ると非常に町の持ち出しが大きいといいますが、負担金では賄えていないのかなと思います。当然永代使用料とあわせて委託料も単年度でない方もおられると思うんですけど、現状どのような体制といいますが、この負担金だけで賄えない部分を町が補っているという状況であるのか。その辺りをお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、御質問にお答えします。歳入のほうのですね、負担金につきましては墓地公園をですね、年に管理していただく負担金といたしまして6,290円のですね、26人から負担金を頂いておりますけれども、それが16万3,540円でございます。それと先ほどありました墓地公園に関するですね、経費が委託料等がございましてその合計をですね、算出しておりますけれども令和5年度につきましては73万8,358円の持ち出しがっております。収支を計算しますと57万4,818円ですね、町の一般財源が使われているということになっております。歳入でですね、持ち出しができない分につきましては、今後ですね、収入のめどもですね、立っておりませんが墓地公園は管理する必要がございますので今後いろいろ検討すべきことがあるのかなと思っていますところ。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私も確かにこの管理はですね、大変だと思ってるんですよ。だからといって利用者の方に負担金をまたさらにお願いするというのも非常に困難な経済状況なんだろうなと思っています。併せてまだ残地が相当ありますのでですね、ここをどう活用していくかっていうのは全体的にもうそろそろ考えないと、やはり残ってるところのほうが多いか少ないか私もちょっと理解してませんけれども、全体を管理しなければいけないということはもう事実ですのでそのところを収入をどう増やすかっていうアイデアも非常に大切だとは思いますが、今後管理をどうしていくのか。使用料あたりについてもどのように見直しといいますが、それで墓地を求める方が今から増えるのかっていうのは非常に疑問なんですけどですね、今後はもう墓じまいとかっていう時代になって今さらその墓を建てるということのも大変少ないかとは思いますが、そういうところを意識して今後ですね、運営の検討というものをさせていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、墓地公園につきましては、現状を申し上げますと全体でですね、180区画がございます。JAにですね、委託している部分がございますけれどもそれが51区画ございます。その中で墓地が建立してる分と許可をしてる部分を合わせますと84区画がですね、現在利用されております。空きのスペースが96区画ございまして半分以上がですね、まだ空きスペースがあるような状態でございます。最近にですね、墓地を購入したいとか申込みをしたいという件数も若干はございますけれども、中々増える状況ではございませんので今後ですね、この墓地公園の管理についてもですね、いろいろと検討する必要があると思っていますところ。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんでしょうか。次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ページは64ページでございます。はい、下の欄の18の負担金補助の中の中段ぐらいですかね、保育所等整備事業費補助金でございますが、今年度と申しますかこの令和5年度ある1か所の施設、法人さんが実施された。今、町内に11ぐらいですかねすいませんそういった福祉法人があられると思いますが、補助事業の要件を満たす、そして再整備を行いたいというようなところがまだ町内あられるのかどうか。そしてその時にお手挙げをされた場合ですね、国のほうは今の子育て支援補助金はかなり補助予算的には出されているんだろうとは想像しますが、申請希望された場合にすぐにと申しますか計画どおり採択ができるような状態にですね、補助金の枠としてですね、あっているのか。そして近い将来、そういった申請がそういった御相談等があるようなケースがあるのかどうかですね。今後の話なんですけどそれを1点お分かりであればお願いをしたいと思います。もう1点が65ページでございますが、上から2枠目でございます。障害児通所支援費、この事業の利用をされてる方々の方ですね、何ていうかな。要件と申しますか。そういったもの。それからどういう、具体的にこの事業を活用された場合ですね、サービスと申しますか、そういうのを利用されてる方々がどういうサービスを受けておられるのかをちょっとお願いをできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 蓼田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸 君） はい。まず保育所等整備事業費補助金でございますけど、令和5年度におきましては、まこと保育園の園舎の建て替えの補助を出したところでございます。今後ですね、そういう園舎の整備を予定されているところが今、うちのほうで相談を受けてるものとしては1件ございます。新しく建て替えなのか、それとも改修なのかというところですね、今、相談を受けておりましてどちらでいかれるのかというところを相談頂いてるところですけども、県の補助としましてはですね、前年度改修に係る前年度においてその案件について県に報告をしまして、予算をつけていただくというところでの手続になっておりますので、今までのところでは満額ですね、県が支出する補助については頂いているところでございます。それから障害児の通所支援費の支出を行っておりますが、令和6年3月末時点での利用者としてしましては、95名の児童の方が利用されているところでございます。この利用に際しましては、巡回支援等で各園を回ったりですね、または保護者からの御相談等において少し特性が確認されたりとかいう場合に相談を受けまして保護者の方が申請をされて利用頂くということでございます。特にですね、できるだけ幼少期のうちにそういう特性に対しての対応能力、社会への対応能力をつけることが大事とされておりますので、そこに障害の手帳所持者でなければならぬとかっていう要件はございません。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） ありがとうございます。2点目の件でございますが障害者支援福祉計画ですかね、計画の中には、この事業については学校教育との連携を進めていくというふうにございました。就学前であればですね、保育所等の中での障害児保育とかになると思うんですけども、ということで学校教育。ここでちょっとお尋ねしたいのはそういった保護者の方からの申請等で利用された、その後にですね、その後に事業所さんのほうにこういった事業をやっているところにまかせっきりという表現は適当じゃないですけど、じゃなくてその後もですよ、行政で

あったり、あるいはその学校教育との連携という形で学校とか、それからそういった部分での連携あるいは関わりと申しますか、そういうのはどの程度ですね、この事業の利用者の利用をされてる子供さん方に対してですね、関わりを持っておられるのかというのをちょっとお尋ねというか確認をしたいというのが趣旨でございます。今回のこども家庭支援センターですかね、例えばそういうところでもですよ、こういった事業の利用者の子供さん方・家庭との関わりをですね、引き続きずっと持っていかれるのかちょっとその辺の部分についての御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。ここの利用者通所サービスですね、利用されている児童の方につきましては小学生の方も多数おられるというところでございます。もちろん児童が持っている特性によっていろいろとですね、日常生活であったりですね、学校生活等で何かしらの不具合といいますか、そういうものが生じているという場合におきましては、こども家庭センターでもその辺ですね、支援についていろいろと検討をさせていただくこともあります。また教育課のほうもですね、こども家庭センターのほうに今年度から支援員の方がですね、配置されて週に1回ですか、こども家庭センターにおいていろいろと情報交換を行って連携をしているところではございます。支援を行っている事業所につきましては、町のほうでいろいろと不適切なですね、事案等が発生したときには指導監査を行っておりますのでそういうふうにして適正なですね、児童への支援というのが行われるように生活福祉課のほうで監視しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんですか。豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。主要な施策の成果説明書の10ページ、病児病後児保育事業についてお尋ねをいたします。公立多良木病院の業務委託というようなことで病院議会のほうでも報告を受けていますけれども、この利用者がですね、目標が490人。それから前年度実績が300人というようなことで、この5年度の実績が674名というようなことであさぎり町は1番多くてですね、255人ということになっていますけれどもこの大幅に増えた理由というのは分かりますか。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） ちょっとこの増加した理由ということについてはちょっと把握できておりませんが、コロナの感染症の問題であったり、またインフルエンザ等の流行により、こういう利用される方が増えたのではないかなとは考えているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 恐らく5年度についてはですね、コロナとインフルエンザの流行があったという話は聞いておりますけれども保護者の方が病気やけがになってですね、一時預けるところがあるというようなことで、こういったところの周知については保護者の方にはどういったふうに周知をされているんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、病児病後児保育事業につきましては、もちろん多良木公

立病院のほうにもですねそういうチラシ等が設置されておりますし、役場 生活福祉課のほうにですね、保護者の方からそういうことで御相談等あった場合は、こういうですね、預ける場所がございますよということで御案内はしているところで。もちろん役場の生活福祉課の窓口のところにはですね、案内の何ですかチラシというものは設置しているところがございます。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい、6番です。26ページになります。出生祝い金の返還金が40万円ということで出ております。74名を予定していたんですが4名の方が。令和4年度も50万円の返還金がありますが、以前は返還金っていうのが上がっておりませんでした。ここ2年ほどでその金額がここに出てくるようになったんですけれど、どういうふうにして対応というか、確認をされてどういうふうにして返還がちゃんと進んでいるかっていうのをちょっとお尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、出生祝い金の返還金でございますが、5年度につきましては4件の返還があったということでございますけども、この出生祝い金につきましては、出生祝い金の申請をしてからですね、3年間はあさぎり町に住んで頂くということが条件となっております、3年を待たずに他町村へ他のあさぎり町外に住民票を移されたりとかする場合には返還を求めているところでございます。この出生祝い金の申請にこられた時にですね、そういう条件がございますのでその条件をしっかりと3年間は住んで頂くことが条件となっておりますけど大丈夫でしょうかということを確認した上で申請をしていただいているわけですけども、やはりですね、仕事、自己都合によりどうしても町外へ転出しなければならないということでお返し頂く事があるということでここですね2年ほどちょっと続いてですね、何件かを返還していただいているという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。その場合は出られる本人さんが3年間いなかったのでお返ししますって言われるのか、町のほうもそこを確認して返還を頂いているのか、どちらでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、転出届をするために町民課窓口にありますのでその際にですね、こちらからお声掛けをして返還になりますということを御説明して、して御理解頂いて返還はしていただいていると思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。この祝い金というのは、あさぎり町にとってはですね、子育てに優しい町っていうところがあるって内容でもありますし、長く住んで頂きたい。ただ中々自己都合があるっていう中で、非常にデリケートな場面でお金を返してくださいっていう場面が発生することになります。不公平感がないようにですね、今後はその辺りも考えていただきながらお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、この3年間はあさぎり町に住んで頂くっていうものが条件になっている以上はですね、もう大変私たちも返してくださいっていうのはですね、何か言いにくいんですけどもそれをですね言わざるを得ませんのでそこは御理解頂いて返還していただいているものと思っておりますけども、この部分についてもですね、今後検討が必要じゃないかなというふうには考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 追加答弁はございませんか。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。私も最初はこの返還金について決裁が回ってきたときですね、ちょっとびっくりして担当者呼んで説明してもらったわけですけども、やはり出ていく人には冷たい仕打ちかなというふうに感じております。ですのでやはりもう少し担当課ともですね協議した上で、3年間という部分について協議していきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 64ページですが学童クラブについてお伺いしますが、それぞれの学童クラブの経営状況というのは把握されていると思うんですが問題なく経営がなされているのかどうかということが1点と、免田学童クラブが生涯学習センターからまた元に戻ったという話ですが、その理由は例えば教育委員会の使用料が高いからやっていけんとか、何かの理由がなからんと元に戻ることはないんでしょうけど、どういう理由なのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、町内の学童クラブ、放課後児童クラブですか、につきましては、適正に支援員等もしっかりと確保頂いて運営がなされているところでございます。7月でしたか7月も代表者会議を開催いたしましていろいろとですね、制度のことであつたりとかですね、運営のことであつたりとかというところでの協議をさせていただいたところでございます。議員先ほど言われました免田の放課後児童クラブでございますが、実はまだ生涯学習センターに移動しておりませんで、今もプレハブのほうで運営を続けられております。私たちもですね、もう6年当初から移っていただくように再三ですね、お願いをしているところでございますが、中々ですね、生涯学習センターのほうに移っていただけないという状況です。生涯学習センターの利用料につきましては、教育課のほうでいろいろとですね御配慮頂きまして、大分抑えた金額でですね、借りれるような状態に話はあるというところでございますけども、まだ移動は出来てないという現状でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よございますか。他に質疑はございませんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 次は、高齢福祉課分です。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 高齢福祉課に1点だけお尋ねいたします。歳入の12ページのところで白寿荘のですね、利用料収入がございました。9万6,880円と出ておりましたが予算は7万円ということでしたので金額的には多かったということなんですけれども、この利用料というのはこれまで通じてですね、この令和4年とかそれまでの利用料とどれぐらい増減がございしますか。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、白寿荘の利用料についてということになります。今手持

ちの資料では平成19年度以降のを持っておりまして、その間で1番高い使用料あった分につきましては平成24年度の19万6,500円となっております。近年で申しますと令和4年度が10万7,490円、前年度が6万7,620円となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、ありがとうございます。この場所は、上地区の方がですね、近所の方とか高齢の方がよく利用される場所となっておりますが、どれくらいその頻度がですね、あったのかなというふうに感じておりまして、今のシルバー人材センターの方が事務所として利用されておりますのでその関係もあって少し利用率が下がったのではないかというような気がしておりましたのでお尋ねをいたしました。その辺りの把握はどのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） シルバー人材が入った事に対しての影響ということでございますが、シルバー人材は白寿荘の事務所の中に入っておりまして元々他の利用者が利用できるスペースではないところに入っているという状況でございます。確かに入っていただいた直後ぐらいにはちょっと他の会議を入れて場所がかぶるということもあったみたいですが、それ以降はもうきちんと指導いたしましてシルバー人材が会議で使う場合にもちゃんと借用をしていただくということをしておりますので、シルバー人材が入ってから他の利用者の減になったとは認識しておりません。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい、他に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ページは58ページでございます。中ほどの負担金補助及び交付金の4行目と申しますかシルバーエイト負担金でございます。令和5年度で終了したということで起債、公営企業債の償還が終わったということでこの負担金がなくなったというふうに聞いておりますが、あさぎり町も高齢者福祉計画等の中でいろいろ介護老人保健施設等を含めたあるいは特養等を含めた今後の利用の見込みというのをずっと計画作られると思うんですね。それはもう全体では県のほうでの話になるかと思いますが、要するに介護老人保健施設の長いスパンで見た時にその施設の整備の枠と申しますか定員と申しますか、そういった部分の将来の部分と関連するという前提でお尋ねしたいんですが、このシルバーエイト今回企業債が終わったということはそれだけもう償還が終わったということで建築後の年次がもう過ぎてるということですね。もう実態はいろいろ改修とか云々とあるんですが。近い将来の話としてこれ実質病院の施設ではありますが関係市町村が共同で作ったみたいな実態はですねそういうものだと思って私は理解してるんですが、そういう意味合いの時に今すぐすぐの話じゃないんですけども、このシルバーエイトを含めてですね、そういうその施設の整備の全体像というのをですね、今後今すぐという話じゃなくて恐らく今の現計画にももちろん当然上がってないと思うんですが、近い将来そういう話がですね、出てくるといいうふうに私は思ってるんですよ。他の民間の施設さんも含めてですね、そこあたりなんか県全体にしろ町にしろですね、なんかそういう話というのが何か今現在の正式なものではないと思うんですが、何かそういうものの町として何か念頭にあるようなところがございいますか。なければ結構ですけど。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。施設整備の件についてになりますが、シルバーエイトにつきましては改修だったり増床という話は現在頂いておりません。もしそういう話がある場合にはですね、計画策定の際にその分を見込んだところで計上する必要がありますので、その3か年以前には情報提供していただいて協議をするというものになっております。今期の計画の中でシルバーエイトではありませんが別の特定施設につきましては増床をするっていう話を頂いておりますのでその分は、今期の計画に反映をして作成をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ちょっと私の聞き方が悪かったと思います。私がお尋ねしたかったのですね、この圏域の中でそういった全体の枠と申しますか、そういった方向性をですよ、維持なのか拡大なのか縮小なのか。そういった部分での話というか具体的な目標設定等とかですね、そういうのがどうなっているのか。ちょっとその付近をですね、ちょっと確認、確認したいというかお尋ねしたかったところなんですけど。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、圏域での施設の考え方についてはなるんですが、全体で中々協議をする場というのは実際ございません。昨年度に介護医療院に変更になる場合とかですね、病院のほうの療養型から移動になるとかですねそういう話はあったんですが、人吉球磨の市町村だったり病院関係者と集まって協議をする場というのは実際ありませんでした。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。高齢福祉課分です。

◎議長（小見田 和行 君） 次は健康推進課分です質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 5番 難波です。健康推進課には2点お尋ねしたいと思います。75ページの予防接種健康被害調査委員会報酬が出ておりますがその委員会の構成と委員会でのお話の内容ですね。それからもう1点は、77ページの心の健康アンケート調査についてでございます。成果説明書のうつスクリーニング14ページともですね、併せてお尋ねをしたいと思います。ひとつ目はそれでした。2つ目の心の健康アンケート調査の結果についてですね、成果説明と出ておりましたけれどもパーセンテージが非常に少ないなというふうに思いましたので、下のほうではどのように捉えてあるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。まず1点目の予防接種被害調査委員会の件につきまして御説明いたします。まず構成ですけれども、構成につきましては人吉保健所長、それから郡医師会それから人吉市医師会の代表、それと町からの代表がお1人それと熊大からのですね、専門員の6名で委員を構成されておまして、あさぎり町、町のほうにですね、上がってきました予防接種に対する健康被害ですね。その書類の内容のチェックを町のほうでするようにしております。その内容が間違いなかったら県を通して厚労省のほうに提出をするというふうなことで、最終的なその被害に承認されるかどうかという判断は、国のほうでされるというふうなことになっております。よろしかったでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、2点目のですねうつスクリーニング事業心の健康アンケートの件です。こちらにつきましては、上地区、須恵地区、深田地区に対しましてアンケート調査を行ったというところになっておりまして回収率が41%でございます。それからですね、年齢の部分で24%ということで若干低うございます。ここもですね、これにつきましても免田、岡原地区を実施するに当たりまして、やはりこういったアンケートはですね、非常に重要なものだと考えておりますのでこのあたりのですね、回収率、回答率ですね、こちらのほうを上げるようにこちらのほうからいろいろ周知をさせていただきたいというふうには考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、ありがとうございます。まず1番目についてなんですけれども、予防接種の健康被害については申請をされた方がですね非常に煩雑であって、時間がかかってるということをですね数名お聞きもしておりまして、結果は課長さんおっしゃったとおり国からということですのでここでは把握出来ないと思うんですが、今後もまだこの予防接種が続く以上ですね、このような被害調査というのは続いていくのだろうなというふうに思われますので、できるだけ町の窓口としてはですね、住民の方がそういう訴えをされたときには、スムーズに申請ができるようなお手伝いをしていただければというふうに思います。それから2点目のスクリーニングでございますが、これはアンケート、本当に非常に大切で私も以前からずっと住民の声をアンケートで直接聞いてくださいというふうにもお願いをして参りましたのでありがたいことだなとは思っておるんですが、実際そのアンケートの中身を見ましたら非常に内容が濃くてですね、文字数も多くてこれが高齢の方は非常にもう読むだけでも大変でしょうし、それを読んでもくださる家族のお手伝いも大変だなというふうに思いましたことと、ハイリスクの方であれば当然その自分の力でですね、それを読んで回答して投函するっていう一連の作業がですね、厳しいのではないかとこのように感じましたので今回質問をさせていただいたんでございますが、切手代のこともありますが大変なアンケートをこれからも続けてはいかれるということですがけれども、内容のもうちょっと精査をしてみられてですね、もう少し簡潔な質問でありますとか表現でありますとか、そういうふうな工夫をしていただけないものでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。はい。まず1点名の資料が確かにですね、健康被害の判断をするためにはかなりたくさんの資料が必要となっております。実際に受診をされた病院からの写しとかですね、あとは、それにかかったいろいろな明細とか、それらを個人の方に提出していただいております。町としましては、中々こう複雑な内容となっておりますからそこあたりのきちんと相談を受けて、それに対する適切な支援と、そこぐらいであればですね、お手伝いはできるかなと思っておりますので今後もこういった感じで続けていきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、2点目でございます。確かにですねこのアンケートの内容といたしましては、かなり文字数も多くボリュームがあつてですね、回答するのに非常に難し

い。そういった部分でも回答率が悪いのかなというふうにも思っております。内容につきましては既にもう実施をしている部分がございますので、今後ですね、実施する際にはその辺りのですね、配慮をしながら文字数を減らすなり、内容的にはもう同様の内容をお聞きするということになるとは思いますが、皆様がですねお答えしやすいようなアンケートにできればというふうに考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時43分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） ただいま、健康推進課分の質疑中です。質疑ございませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。11番皆越です。ページは、71ページです。課長の説明ではですね、口腔ケアと健康教育時謝金というようなことで41万7,600円、不用額が2万6,400円計上されております。説明ではですね、歯科衛生士の方が地区のサロンとかに行きって口腔ケアについて説明をしているというようなことでございました。サロン時のですね説明ですけれども結構サロン開催されておられる地区があると思いますが、その実績等についてお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。サロンに出向いてのですね歯科口腔のですねケアにつきましては、77か所のほうで実施をしているところでございます。参加された方につきましては882名の方に対してそういったですね、歯科口腔のケアしておるところになります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。口から始める健康生活というようなことでこういうパンフレットを持って、サロンに説明においでになります。ですね。そしてアンケートもとられます。アンケートもですね、昨年もでしたけれども今年もアンケートを取られました。そのアンケートの利用についてはいかががされておられますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。アンケートにつきましてはですが、ちょっと私のほうではその結果等は聞いておりませんので、また担当のほうに確認いたしまして後日答弁をさせていた

できればと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、アンケートもですね、両面のアンケートです。で、これ書かないといけないですかねっていう高齢者の方ですので、そう言われますので是非書いてくださいっておっしゃいますので、そこらですね、課長が把握していただければと思います。それとあわせてですね、歯科のですね、熊本県の後期高齢者医療広域連合からですね、あさぎり町にもですね、歯科口腔健診を是非してくださいというようなが後期高齢者にはきます。で、この後期高齢者の通知を見えますとあさぎり町は無料で歯科健診はできますけども、400円の負担を強いられてる町村もあります。で、前年の決算時にですね、歯科口腔健診は少ないというような説明でございましたので、せっかくですね、サロンに出向いてこういうケアをしていただきますので、どうかですね、この口腔の健診、口腔ケアの時にですね、この広域連合のですね、もう歯科受診についても一緒になってですね、是非受診していただけないでしょうかというようなことをですね、一口添えていただくと結構かと思っておりますのでその辺のところもよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、アンケート等の把握につきましては、はい、こちらのほうでも確認をしたいと思っております。またですね、後期高齢医療連合会のほうからですね通知が行っておると思います。これにつきましてはあさぎり町では145名の方に通知がなされております。受診者が145名ということです。ですのでこれにつきましても歯科衛生士さん、こちらのほうからもですね受けていただくように周知をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 他ございませんでしょうか。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ページは、71ページでございます。1番下の枠の中での1番上段と申しますか病院事業負担金でございますが、課長さん方の中でもう私が色々公立病院の負担金についていろんな場面で申し上げてきたのを聞いておられる方は多数おられると思いますが、以前ですね一般質問の中でもうこれ2年以上前ですけど、そういった病院の負担金に関して構成町村の所管課そして財政課との協議をですね、する場面をその内容ですね。結果的に負担金がこうですからという計算結果じゃなくて内容を是非その必要性を吟味する、吟味するというかそういった場面を作ったらどうでしょうかというお話をした事あるんですよ、恐らく2回ぐらい言ってるんですね、私ね。その時そういうのを検討したい、病院と協議をしたいというようなことを当時ですねそういうお話を頂いたんですが、現在そういうのが場面があるでしょうか。結局、負担金の結果こうですよという説明会恐らくあると思うんですよ、1年に1、2回はですね。まずそういうところがあってこの結果につながっているのかどうかというのをちょっと確認の意味でお尋ねをしたいんですが。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。この件につきましては、庁内でのこういった会議等は行っていないということになりますが公立病院のほうではですね関係市町村、

担当課が介しましてこの件につきましての会議等は行われているというところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい今課長がおっしゃったのは、従前からやってる会議だろうと想像する想像というか推測するんですが、私これ何を申し上げたいかというところでですね、先ほどシルバーエイトの話もしたんですが公立多良木病院を、私はよく例えてこれも聞かれた事あるかもしれないませんが、上球磨市の上球磨市というのは架空の市があったとしてですね、その市立病院と考えた時には絶対そのですね役所は保健担当課とか健診の担当課はですね、そこにその内容も含めてですね、関わっていくそういった体制で、そして病院局が合致してやっていく経営をですね。そういう、何かそういう何かスタンスのほんのそれに近づけるためには、担当課が例えばあさぎり町がですね、あさぎり町の住民の健診をどうしたい。だから多良木病院のコスモさんにどういう形になって欲しい。そのベースにですね、町の医療事業、保健事業、福祉事業そういったところを少しでも病院側に構成町村が理解を深める必要がないと、ただ負担金の数字だけですね、ひとり歩きしてしまうような、そういうふうにならずずっと私常々思ってるものですからそういう意味で以前一般質問とかいろんなこういった場面でもお話をしてきたんですよ。そして結果としてそういう場面を作りたいというお話があったものですからそれが今あってるんですかというお尋ねを先ほどしたところなんです。恐らく私の知ってる範囲ではあってないと思うんですよ。私が申し上げたいのは、さっきシルバーエイトの確認をさせてもらったんですがですね、町のあさぎり町としてあさぎり町のこういう需要があるから必要性があるから病院はこうあってほしいというのをしっかり持っておかないとですね、ただ病院側が計算して負担金こうですよってきた数字をただ払ってるだけでお任せという表現ちょっとあんまり適当じゃないんですけど、そういうふうになってはいけないんじゃないかと。もちろん病院事業の病院の組合の企業団の議会もあっては、私もその中にいるんですが。町のほうのその担当課がその何ていうかな、こういうものがあって欲しいというのを持っていていただきたいなあという。そして結果としてこんな負担金にはね返ってくるというような、そういうイメージを私持ってるものですから先ほど確認をしたところなんです。是非これはそれをしたからといって一朝一夕にどうなるものじゃないと思うんですがその付近のいろんな、実は負担金の話も病院は病院でまた出てきてるものですからですね。町としての主体性とかきちっとした考えを持っておかないと、またそのそんな議論にもついていけないんじゃないかなという気もするものですから、お願いになっちゃうんですけどお尋ねをしたところです。もし何か町長何かありましたらお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。確かに病院議会のほうでこの負担金について一般質問がありましたので、確かに私たちも客観的に見ていた部分もかなりあると思いますのでやはり担当部局そして財政も含めてですね、やはり主体性を持ってこの病院事業にも取り組む必要があるのかなというふうには感じております。そうですね、多良木町が50%持つと。これは交付税絡みがあって全額がそういうわけじゃないと思うんですけども、そういった中身もですねやはり町村としても把握しておく必要を感じましたので今後とも協議を進めていきたいと思っています。

◎議長（小見田 和行 君） 他ございませんですか。健康推進課分ございませんね。

◎議長（小見田 和行 君） 最後に教育課分です。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 橋本です。ページはですね、118ページの3目 文化財保護費、節18負担金補助及び交付金の中で伝統芸能継承補助金が9万円とありますが、昨年度はですね、4年度の時は19万8,318円ありました。今回まずはそのことにちょっとお聞きしたいんですが、まず町にある伝統芸能継承されている団体がどれだけあるのか。今回少なくなった理由が分かれば教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課課長。

●教育課長（林 敬一 君） 申し訳ございません。本日は昨年度の実績等の件数が把握できておりませんでしたので、最終日の折でも御報告させていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はいその時にお願いしますけど、多分件数が少なくなったというかなですね、考えるに伝統芸能の継承ということで地域で守っていける人たちが少なくなったのかなあというのが理由かと思います。ただ一生懸命頑張って守ってくれるところがあるのであればですね、やっぱり補助金的なある程度今幾らちょっと出しているのかちょっと分かりませんが、そこをやっぱり考えていって、今後やっぱり伝統芸能は残していくことが必要になってきますんで、そのことを考えた上でやっていっていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。この補助金につきましては本年度も既にもう数件の申請があったと思います。今後ともですね、しっかりと支援ができればと考えております。また御報告させていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、13番永井です。ページはですね、123ページの学校給食のことでひとつだけお尋ねをいたします。学校給食の重点項目のひとつにですね、地産地消の推進、地場産食材の活用というのがあったと思いますけども、現在の地場産食材のヒノヒカリお米それから牛乳は100%だとは思っております。その他のこと、その他の食材の地場産の割合とか分かりましたらばお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 樫木給食センター所長。

●教育課長補佐（樫木 寿礼 君） はい、お答えいたします。今おっしゃいましたとおりお米と牛乳は地元です。地元といいますか町内の物。牛乳については100%町内とはちょっとはっきり分かりませんけれども、は確認しております。それ以外のものお肉にせよ野菜にせよ地元の業者さんを使って取っておりますけれども、実状でそのお肉が野菜が全部地元であるかというのは非常に難しい状態です。町内業者15社さん、あと多良木町さんからも6業者、人吉管内全部含めまして人吉が3社ありますんでお願いの中では地元産を優先して使ってくださいとは申し上げておりますけれども、地元の農協さん等からも地元だけのものを確保するのは難しいというふうな回答を受けておりますので、できるだけというレベルでの使用となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。そういうですね本当に食材、ちょっと調べましたら県の給食、何ですか組合か何かですね、そういったところから入るし、それはもう町の外からの業者さんもですね、その中に入っておられますから、そのところはもう本当にはっきりは分らないと思いますけどもそういった今の答弁がありましたので、努力をというような話がありましたんでそういうことにですね、気をつけていただいてといいますか努力をしていただいて、なるべく地産地消、この言葉に何て言いますか、沿うようなですね、方針といいますかそういったところをお願いをしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。難波議員。

○議員（５番 難波 文美 さん） 教育課に３点お尋ねをしたいと思います。まず１つ目は２０ページ。水俣に学ぶ肥後っ子教室で２２万の補助が来ておりますが小学校５年生の研修ということで、いつから始まりそして何月に研修に行っているのか、その内容そして児童達の学びの成果なども分かりましたらお願いします。２点目は１０７ページです。ＩＣＴ支援員についての４９８万円ほど出ております支出がございますが、何人のＩＣＴ支援員でどれぐらいの仕事の内容をなされているのかということ。そして３点目は１１４ページです。スクールバスの町名表示をしていただいたということで少し経費が載っておりますが、地区によってはスクールバスの停留所に屋根がついてないところがあるというふうにこれまで聞いておりました。自転車を置くところもないということで。停留所まで自宅から自転車で行く子供たちもいるということですので、その辺りの改善はできているのかどうかお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、まず水俣に学ぶ肥後っ子教室でございますが、町内の５つの小学校全校を実施をしております。昨年度はですね、５月、６月に３校また１０月に２校実施をしているところでございます。あとその効果等につきましては教育長のほうからちょっとお話を頂きます。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。毎年小学校５年生対象に行ってますがいつ頃始まったかというのがですね、もう１０何年以上前です。なぜ起こったかということ子供たちの部活動の試合中とかにうつるとか、そういうとても問題になる差別発言等が毎年のように実は起こってました。そういったことで小さい頃からきちんとした理解をしようということで始まってもう２０年ぐらいになるんじゃないかなというふうに思ってますが、その学ぶ教室の内容としてはですね、水俣のほうに出かけてまず資料館の資料を拝見させていただいて、それから水俣の語りべの方、水俣病の語りべの方のお話を聞くっていうのが１番大きな内容です。そのほかに水俣が環境都市として水俣病の発祥に基づいてですね、取り組んでいらっしゃるのです。そういった隣にある環境センターと一緒にあわせて環境についての学びも行うということで、日帰りで行ってスクールバス等の経費については県が２分の１助成をするという状況になってます。ただその事業を行う前にですね、まずきちんと水俣病を学んでから子供たちが出かける。そして実際の現地での学び、そして帰ってきてからの学びを学習発表会で大抵の小学校は、学習発表会の中で地域保護者の方に向けて、その学びを発表するという形で事後のしっかりとしたまとめを行っているという状況です。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、学校 I C T活用支援業務につきましては、町内の全小中学校を対象に実施をしているところでございます。年間を通して、1人2人とか、そういった張りつけてするというような業務ではございませんで、先生方が I C T機器等を活用される際にですね、一緒にその授業で活用するための準備でありますとかその設定でありますとか、そういった機器の操作でありますとか非常に苦労されてるということもございます。またトラブルもやはりこの I C T機器とかですね、私ども使っておりますが非常にトラブルも多いということもございます。そういった中で常にですね、支援できるような体制をとっているようでございます。今日実績等は今手元にはございませんが実際の活動資料を見ますとですね、頻繁に学校のほうに出向いていただいております必要な支援を行っていただいているということは把握しておるところでございます。あとスクールバスの停留所につきましては、ちょっとどこの停留所が屋根がなかったとかいうのがちょっと今把握はしておりませんけども、まずその付近もしっかりとまた把握をしましてどのような問題があっているのかですね、しっかりと把握をしまして、また御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、分かりました。水俣に関しては昭和31年にですね、初めての患者さんが被害報告があってから約12年ぐらいかけて、そのメチル水銀を排除するような環境のですね、変化を求めて国も頑張ってきてきたっていうのは記憶がちょっとあったんですけども、実際子供たちがそのような場所を見て環境に対する学びをですね深めていくっていうのは非常によい試みだと思いましたので、是非町民の皆様とか議会全体で共有をしたいと思ひまして、その内容をお尋ねしたわけでございます。学習発表会などにも中々行く機会がないものですから、どのような成果を出しているのかというところをですね知りたくて、お話を聞いたわけでございます。機会がありましたら学校のほうに出向いて、その発表も見てみたいなというふうに思ひました。特に水俣の今の住民の方の声からしましたらタツノオトシゴですね。ヒメタツと言って非常に珍しいタツノオトシゴが2、3百匹ぐらいいですね、水俣湾に生息するぐらいに美しく生まれ変わった海ということで非常に誇らしく思っらっしゃるということですので、子供たちも是非その公害の厳しい面・悪い面だけではなくて、そのように人間が気をつければ生まれ変わらせることができるんだというような可能性もですね、感じていけるような学習をしていただければというふうに思ひます。ありがとうございます。それから I C T支援員は1人で5校を回るということですけども、よくですねその支援員のスキルとしてよく3つ言われるのが先生方とのコミュニケーションがうまくとれるとか、あるいは強いメンタルが必要だとか、あるいはその1人で5校回るので体力も必要だとか、そういうスキルっていうのを心配される支援員さんもしらっしゃると聞きましたけれども、あさぎり町の場合は今の課長のお話によるときちんとお仕事をしていただいているなということを感じましたので、今後ともですね、I C T支援員さんのスキルに関しましてもやっぱケアをしながら先生方との良いコミュニケーションをとっていただけるような環境を作っていただければというふうに思ひます。あとスクールバスの停留所に関してはまた後日お願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） ちょっと説明が不十分なところがあったのかもしれませんが I C T 支援員さんですが、富士通ソリューションズっていう会社のほうに業務委託をだいたい人吉球磨どの自治体も大体そんなふうになって、私が承知してる段階では、今あさぎり町内でいらっしゃる支援員さんは2名の方がいらっちゃって、その方は大体人吉球磨管内を回られてらっしゃるので、ある部分ですね、他校の様子とか他の自治体の取組の様子もよく情報としてそれぞれの学校に流してくださるので非常にありがたいな。だから人吉球磨がひとつだっというふうな気持ちで足並みをそろえていく上でも非常にありがたい存在であるというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。2番です。教育委員会ですね、今回補正で中学生の九州大会・全国大会の出場旅費の補助を組んだですね。その時にその家族の方が旅費の補助が出るのか出らないのかこの議会があるまでは分からないということで、不安がられていた家族もありました。ですから事前にですね、当初予算の段階である程度数を九州大会何名、全国大会何名と見込んだ上で当初予算でもしあればですね、すぐ出場が決まった段階でこうですよと教育委員会も学校の先生も言われると思いますが、今回は学校でも出るか出ないか分からないという回答があったらしいんですよ。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。質疑の途中ですけど5年度決算についての質疑を願います。ページを。

○議員（2番 加藤 弘 君） 108ですかね、すいません。この決算にありますので、以後はですね、当初予算でこういうものは組んでいたらどうかというふうに思いましたのでお尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。ありがとうございます。毎年ですね、参加だったり出場とかが想定されるようなものがございましたら、当初予算作成の際にしっかりと協議をして必要であれば計上してまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。はい、椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） 何度もすみません、I C T 支援員さん今3名回られているということで。

◎議長（小見田 和行 君） 他に教育課関連で質問は。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1番です。2点お尋ねをいたします。歳入です。25ページの学校施設修繕保護者負担金。これにつきまして、非常に私どうということなのが想像できませんので、個別の案件でございますからそちらのほうで説明できる部分で内容をお示し頂きたい。2点目です。歳出の108ページです。教職員の方が使用なさる各種システム使用料。これにつきまして、校内でのみ利用を可能なのか。あるいは、持ち帰りで個人用のパソコンあたりでそのシステムが利用できるのか。現状こういった利用形態なのかをお知らせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。まず1点目のお尋ねでございますが、令和5年度におきまして

町内のひとつの小学校におきまして児童がそうですね、モニターとか言っております。授業用のモニターに物を投げ付けて破損させたといったような事案があったようでございます。その件につきまして、保護者の方から修繕料を買換え費ですね、を納付されているということで把握しております。

◎議長（小見田 和行 君） 2点目につきましては。吉川教育課指導主事。

●教育課指導主事（吉川 巧 君） はい2点目についてお答えをいたします。校務支援ソフト、これは教職員の業務サービス及び児童生徒の成績処理等を校内のシステムで管理をしております。ただ通知表等の成績処理をする上でどうしても校内で処理が終わらないという場合がありますが、その場合は校長にしっかり相談をした上で家ですということも可能ではあるんですが、基本的には持ち帰りの業務になってしまいますので校内で成績処理等を含めた校務支援ソフトの活用というのを一応学校ごとに指導をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 中々1点目はですね、保護者の方が負担なさるということはその子供さんにとってもあまりいい体験にはならないような気がするんですよ。やはり校内活動の中で意図的にやられたとは言いませんし、それが偶発的に起きた事故なのかそれは別としてですね、お子様がそういった結果を残されたにしてもこれは設置者側が修理をするっていうのが基本的な考え方なのかなというふうに私は理解してるんですよ。保護者の方が自発的に申出をなさったのかどうかそこは分かりません。ただやはり教育の現場でですね、やはり保護者の方にそういう不安感というか、うちの子がまた心配をかけるんじゃないか迷惑かけるんじゃないかっていうふうなそういうお気持ちを持たれないようにですね、このところは非常にデリケートな部分ですから考慮していただきたいというふうに考えて質問をしたところです。それについてはまた回答頂きたい。あと2点目ですけど、持ち帰りも可能ということになればですね、これはクラウドではなくて何らかの備品によって持ち帰りをすることだろうと思います。そういった時に最近余り見聞きしませんけれども、紛失という非常にですね、個人情報や重大なものを含んでいるものの安全性というものが盛んに言われてます。ですからそれをしないがためにはですね、やはり校外での利用というのはもう原則できないということにしたほうが、教職員のほうにとっても安心感があるんじゃないかと思うんですよ。ただ、そうはいえ校内での時間はもう限られている。どうしても業務に押されて家庭に持ち帰ってということもこれも現実ではあるかと思うんですけども、そういったところをですね、今後はやはり今あの学校部活動あたりの社会移行とか地域移行とか言われてますが、そういった非常に細かいところを教職員の側に立って見据えていかないと、どうしても先生方もやっぱり義務感でですね、これこれいつまでに仕上げないといけないというそういう気持ちを振るい立たせてしまうとある意味違った方向に行ってしまう。そこを懸念いたします。今後どのような対応が可能なのか、もしお考えであればそれについても回答頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。まず1点目のほうの保護者の負担金ということでやっておりまして、この件につきましては私の今回の決算書を見ました時に中々見かけないような表現でござ

いましたので、担当のほうにですね、資料を出すように依頼をしていたところでございます。その先を深くですね、突っ込むまで中々ちょっと至っておりませんでした。これちょっと資料見ました時に想像でございますがこういった案件になりますと恐らくですね、保護者の方そして学校また教育委員会とですね、恐らくしっかりと協議をなされた上での対応ではなかったかなというふうに感じたところではございます。ただ中身につきましてはまだしっかりと昨年度事案把握できておりませんでしたので、その付近もまた具体的な経緯につきましてもまたしっかりと把握をしておきたいと思います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、今課長が申したとおり何が教育的効果があるかということも含めて多分保護者も含めて協議されたんじゃないかなというふうに思っているところです。から2点目の持ち帰りの仕事ですがクラウド上ですね、実はパスワードを打ち込まないとこ入れない状況で各学校に2本か3本ちょっと正確な本数はちょっと掴んでおりませんが、持ち帰って外からもアクセスできるライセンスを与えてあって、それを先ほど指導主事が申しましたけども校長先生の許可を得て今日は自分がどうしても帰ってからしなくちゃならない状態だという時には、そのライセンスで入って仕事をするという状況になります。ただ、管理上非常に難しい。個人情報扱うことになるので、基本的にクラウド上ではプリントアウトと書き出しはできないというふうな状況になってます。ただ仕事の持ち帰りっていうのは何か働き方改革からすると非常に逆行するような状況でもありますので、勤務時間内ですね、業務が終わるように組織的にそれぞれ事務処理ができる時間を創出しようということで、各学校が苦勞・工夫をされている状態です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1点目ですね、最初に私言いましたけどその当事者のお子さんにしてももちろん成長された後ですよ。自分がこういう体験をした。そして家庭にこういう負担をかけたとか、学校・子供たちに迷惑をかけたとかそういう記憶に残らないとも限りませんよね。やはりもう施設の設置者側がそういう部分の判断というのは厳しいとは思いますが、やはり個人に負担をしていただくというのは最終的な判断であって、中々そこに至るというケースは私は少ないんじゃないかなと思うんですね。繰り返しの行為であったりとかそこに何らかのですね、避けられない事情があるとすればそれは保護者の方の御意向もあるんでしょうけど、やはり校内で起きた事故といいますかそういった事象については、設置者側が自分たちで何とかそこをフォローする。そしてその子の今後の成長のほうに振り向けていくとかですね。それも教育の一環だろうと私は思いますので今後ですね、そういった場面が万が一一生じれば再考頂ければと思います。2点目の持ち帰りの仕事。これはやはりもう学校の現場だけではどうしようもない事実っていうかもう実態ですよ。だから地方自治体も国が教職員の配置を中々こう見てくれないが故に独自で多人数の教育をしたりとかですね、いろんな支援員を配置して頑張ってるわけですのでこれ以上自治体の負担というのが増えることについては非常に難しいものがあるかもしれないですけど、今言われている教職員の不人気っていうかですね、採用試験あたりの応募も少ない。実際そこで仕事をなさってる先生方も非常に御苦勞なさってる。であれば少しずつでもそこを改善していくというのは、もう地方が声を上げないと国はなかなか一気に進めてくれませ

ん。ですから、やはり大変だと思うんですけども学校現場でもですね、その安全性をまず優先して持ち帰るっていうことを極力避けると。そういうふうな方針も打ち出していただければ、先生方も少しは時間的なゆとりも頂けるのではないかというふうに期待しますので今後御検討をお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。もう議員がおっしゃっていただいた通り中々学校独自じゃもう限界に来ている状況だというふうに思います。教育委員会としては、先生たちが先ほどの校務支援のソフトもそうですけども、執務環境をより効率よくできる状況をまず提供できるようにですね、努力することがまず大事なということと、もうひとつ昨日特別支援教育のこともお話し頂きましたけども支援員さんの配置とかですね、それぞれの先生方の負担が極力重くならないような状況をつくり出していけたらというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 1点目の修繕保護者負担金の経緯についてまだまだ把握はできてないというような答弁だったようでございますので、できますれば最終日までその辺のところの経緯を説明できるものをそろえられて最終日に御報告願えばと思いますけどよろしいでしょうか。はい、お願いします。他に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。1点お尋ねします、115ページでございます。生涯学習費全般の話になりますがこの中に18の負担金補助及び交付金、社会教育団体と言われる団体にそれぞれ補助金ございますが、この補助金・負担金とは関連するんですが、教育委員会としての社会教育主事さんあるいは社会教育主事の資格を持たれているかどうかは別としましてもそういった社会教育団体と言われる団体等とですね、具体的な関わりというのは、ただ一応表現悪いんですけどただ補助金を交付する以外の部分ですね。何かどのような接触というか活動の支援、一言で言うとその活動の支援ですね。そういったものはどのような形でなされてるかちょっと簡単に結構でございますのでお願いできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、社会教育団体の方々等の関わりでございますが、例えば本年度で申しますと町の婦人会連絡協議会の総会にも御案内頂いておりましたが、教育長、私、社会教育のグループ長そして担当者と4人も出席させていただきましてですね、いろんなお話をさせていただきました。本年度におきましては町単独で生涯学習講座などももうちょっと拡充していけたらと。昨年ですけど社会教育主事も1名出来ておりますのでそういったことも検討しておるわけでございますが、婦人会さんのほうもですね、もちろん会員減少もございますけれどもいろいろと何かその地域とも関わっていきたいといった御要望もお持ちでしたので今現在ですね、いろいろと協議をさせていただきましてまずはですね、今年度で1回そういった教育委員会と婦人会さんと一緒になって講座ができないかということで今企画をしているところでございます。あと先日はですね、教育長のほうが九青協の文化祭等にも参加させていただいたということは御報告させていただいたところでございますが、青年団とは教育委員会が社会教育のほうで実施をしておりますちょっと今名前が出てきませんけども事業にですね、毎回協力頂いてるといいますかもう所管となってですね、中心となって動いていただいとるといった経緯もございます。あと文化

協会におかれましても、総会のほうにも御案内を頂いておりましてその場にもですね、当時の教育長、私、先ほど申しましたように社会教育グループのグループ長と担当者とですね、こちらも4人出かけてまいりまして、いろいろとお話をさせていただいたところでございます。そういったことで出席しましていろいろお話を伺いますとですね、非常に私どもも絡みまして文化協会は非常に活発に御活動頂いてるといような印象を持ったわけでございますが、それはもう間違いないんですけども、非常にここ5年10年のうちには多くの部がそれぞれの協会がですね、もう活動できなくなってしまうのではないかと。高齢化であったりいろんな状況でですね、そういった非常に今後の活動に心配をされておるといったようなお話も直に伺ったところでございます。そういったところで今実現してるかどうか分かりませんが、文化協会におかれましても年に非常に多くの回数ですね、企画委員会なども行っていた感じでございます。そういった中にも社会教育の担当者も実際出向いてですね、いろいろとお話を伺ったかどうかということで話をしておったところでございます。また先ほど申しましたとおり教育委員会独自のですね、生涯学習講座なども計画しておりますので、是非ですね、文化協会の方々とはもう少ししっかりと連携をとって進めていければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。ちょっとこれ改めて今日お尋ねとかしたののは、昨日までの一般質問中でも同僚議員かなり主権者教育であったりとかあるいは選挙の問題とか。そういうことで昔話をしても仕方ないんですけどもこういった社会教育団体といったところはですね、もう当然私が言うのはあれですけどそういうものに取り組んできた団体であってですね、そしてその中で今必要になってくるようなことがそこで自主活動の中でやってきた経緯があるという。今もう世の中変わって団体が小さくなってしまってますね、中々そこまで行けないんでしょうけど。だから今からそれを拡充するというのはまた難しいんでしょうけど、やっぱりこういう団体そういう意味でもですよ、行政側から活用するという表現ちょっと適当でないんでしょうけど、そういう場面にもなりうるし、当然その団体以外に対してもですね、一般の住民の方あるいは他の団体に対してもそういう活動アプローチをされていく必要があると思うんですが、そのひとつの方法として今課長おっしゃっていただいたことを契機にですね、今、非常に教育委員会も中々大変な業務をいっぱいお持ちだと思いますが、表現悪いですけど補助金をやってはい頑張れでは済まないと思うんですよ。その付近は是非お願いしたいなあという気持ちがあるもんですからちょっと確認をさせていただいたところです。是非より以上にですね、関わりを深めていただいてこういう団体を支援していただければというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、第3次町の総合計画の中にもですね、人が集い、支え合い、未来につなぐってというふうになってますけども集うことをとても大事にしながらその活動を私たちもこう参加できるだけ参加させていただきながら、いろいろ御意見をちょうだいしながらまたこちらの気持ちもですね、お話しさせていただきながら御支援させていただければなというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 他に教育課に対する質疑はありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。先ほど教育委員会にお尋ねしますと言いましたのでお伺いしますが、ページ１３ページまず教職員住宅の管理についてお伺いいたしますが、どこって言うんですね先生が誰っていうのは分かりますんでもう言いません。ただ先生の住宅の周りがもう本当に草ぼうぼう。地域の方々から先生が住んどんなっどげななというような住宅も現にあります。その管理の仕方、先生がどこまで管理するのか、もしできなかつたら町が町の施設ですからですね、住宅ですから。してやらなきゃいけない状況なのか。でないと地域の人たちは先生げなばいて。やっぱ先生に対する見方というのが変わってくるんですよ。やっぱりそれではいかんと思いますんでその辺りの管理の徹底を私はしていただきたい。もう多分お分かりだと思いますので。続けてページの１２９の公共用財産の学校施設の中に先ほど申し上げた学童クラブが入ってるプレハブの建物ですね。これがこの数字に入っているのかどうか。そして入ってるとすれば耐用年数がどうなのか。耐震がどうなっているのか。そこはどのように把握されておられますか。ましてや教育長、課長、今のプレハブの学童クラブの入ってるところ。そして半分は授業で使っておられますからですね、工作で。学校の免小の先生に聞くと、あそこはもうなくしてならんもう絶対あってもらわんと今のこっちの校舎ではその授業が出来んとですと。面積が足りないんで。ですから、あのプレハブの半分はどうしても必要ですというお話です。そういうこともありますのでどのように今質問した内容についてまずは御答弁頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） 教育課で管理しております教職員住宅が３棟ございますけども今あの町のＡＬＴのほうが入居しております。管理の状況でございますが、教育課が有しておりますそれぞれの施設につきましては、４名の作業員がおりますのでこの作業員で作業に当たっているということでございます。先日台風もございましたが、ある教職員住宅のカーポートでしようかね、屋根がちょっと剥がれておったということでその報告を受けまして、その写真も確認し、まだ現地は確認できておりませんでした写真も確認したところでございましたが、私はカーポートよりもその雑草のほうにですね、私は目が行ってしまいました。三、四、作業員も当然行っております。ただそのかなり以前にですね、もちろん本年度も行っておりますけれども、かなり以前に作業されてそれぞれ以降ですね中々その教職員住宅のほうには行かれていないと状況だったということでございました。そういったことを私担当の社会教育グループのほうに申しましたのは、作業員４人がですね、教育課の全ての施設を回って基本的にはですね、管理をしております。学校も含めてですね。その４人で全てを適切に管理していくことは非常に困難であるということでございまして、以前ですね、町のほうで全職員が出まして町外活動ということでそういった活動もしておりましたけども、作業員の手がどうしてもその回らないといった時には、例えばその職員がですね、３時とか４時とか、１時間２時間行ったらですね、２人３人行ったら相当刈ることもできますので、それが本来の業務とは今言えませんがどうしても厳しい場合はですね、そういった事も考えてくれといったことで話したとこでございました。管理につきましてはですね、本当に入居している本人もやはり不快な思いをされるところもあったと思いますし、周りの方にもですね、そういった見方をされておることでありましたら、なおさらでございまして、適切な管理に努めたいと思っております。ひとつはですね、その時に申しましたのは、例えばそ

の一旦ですね、除草して剥いでしまってますね、防草シートなどを敷いてそしてまた砂利などで埋め戻したらどうかといったことも指示をしております。それはもうもちろん今すぐはできませんけども新年度に向けてですね、そういった予算等も検討するべきじゃないかということで、グループのほうには指示をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。もう1点お尋ねの件がございましたが129ページに財産に関する調書がございましたが、そちらのほうはちょっと詳細把握ができておりませんでしたので、また御確認させていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。はい。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 先生に聞くと教育委員会所管の建物ですという説明でした。ということは数字の中に含まれるべきなのかなと。ただプレハブの建物ですからね、どういう形で行政がやってるのか確認をしたかったわけですが、その現況というのは、もう教育長・課長はお分かりですよ。どういう状況になってるのかと。あのプレハブの建物が。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、大変申し訳ありません、外観は何度も見てるんですが中に入ってまだ見たことがございません。状況としてプレハブで建っているってということで、もうかなり長い年月あの状態で建っているというのは承知しているところですが、今お話を聞きながらですね、うちの施設だっていう学校の施設だということも含めて、そこら辺ちょっとまだ私自身もよく承知してない部分でした。またしっかり調べたいし、また見ていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。要はその建物は現実に免小の子供たちが授業で使ったりあるいは学童で使ったりということは、非常に建物自体は重要な建物だということですよ。そういう建物でありながらもいろんな問題があったわけですけども学童クラブ。しかしながら私はてっきり生涯学習センターに移転されたという思いがありました。もうそういうお話でもありましたから先ほど蓑田課長から話がありましたが。しかしながら現況は行ってなかったということで私もびっくりしました、実は。本来はですね、私はあの建物は学童クラブの持ち物かなと思って当初はですよ、問題があった頃は考えておったんですが調べてみるとそうでなかったんです。そうなるそうですね、やっぱり施設の管理者がしっかりとした形で貸し出さないと利用してる子供たちに影響するわけですよ。もしこれが耐震補強も耐震の強度もないとなればですよ。これはまた授業中にもし地震が来た場合、大変なことになるわけで。今現況もう裏側ブルーシートが張りめぐらされているわけですが、以前学童クラブの会長がSNSで雨降りにブルーシートを張って、SNSで発信してました。あさぎり町、それからあさぎり町議会は何もしてくれんって。それに大きな反響があってますよね。非常にああいうものが発信されるとイメージが悪くなるんですけれども。しかしながら町の建物だったらですよ、しっかりそこは対応しなければならんんじゃないでしょうか。いまだかつてほったらかしであるということは、ここは私は問題があるような気がしてなりませんけれども、どのような認識で今おられますか。

◎議長（小見田 和行 君） このことにつきましては教育課のみで対応できない部分があるようにも聞いておりますけどその辺ところは財政とか生活福祉課等の協議は必要ございませんですかね。その調整をされた後の最終日でも答弁のほうがよろしいんじゃないでしょうか。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。私個人的な考えだと思いますかというのは、学校の施設・町の施設ではないというふうに判断してたんですけども、再度教育課もしくは財政のほうに確認いたしましてですね、お答えしたいと思っております。私はもう学童の施設だろうというふうにずっと思っていましたもんですから再度確認させてください。

◎議長（小見田 和行 君） では最終日に御報告願いたいと思います。よろしいですかね。はい。他は教育課に質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 各課について質疑頂きましたけど全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですけどここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時57分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長から発言を求められておりますので許可します。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。先ほど溝口議員の御質問に対してお答えしましたけれども、129ページの財産に関する調書、行政財産につきまして、先ほどの免田小学校内にあるプレハブについては、教育課の行政財産としてカウントされているということでした。経緯につきましてはですね、また最終日に報告させていただきますので先ほどの私の思いといいますか、勘違いにつきまして訂正させていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第2、認定第2号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。決算書の説明の前にですね、まず国民健康保険の概要につきまして御説明いたします。令和5年度末の国保被保険者数は3,312人で、後期高齢者医療への移行などによりまして前年度に比べまして189人減少をしております。次に利用にかかった費用、保険給付費ですが総額14億8,001万円で前年度から比較しますと全体で145万円ほどの減少ですけれども、1人当たりの平均は44万6,000円で前年度より2万3,000円ほど増加をしております。平成29年度以降増加の一途をたどっているところであります。主な疾病としましては、がん、糖尿、高血圧症、脳梗塞、心疾患、精神疾患などで医療費全体の

半数を示しております。それでは3ページをお願いいたします。歳入上段の款1国民健康保険税約3億7,519万円は、歳入の17.7%を占めております。それから中段の款6県支出金114億8,916万円は、70.4%を占めており、この2つを合計しましたものが歳入全体の88.1%を示しております。次に歳出です。5ページをお願いします。歳出に占める割合で最も大きいものは、2段目の款2保険給付費で約14億8,001万円となっており全体の70.4%。次に款3国民健康保険事業納付金約5億7,241万円で27.2%となっており、この2つを合わせまして歳出の97.6%を占めておるところです。それでは詳細につきまして説明させていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 早川税務課課長補佐。

●税務課長補佐（早川 幹 君） それでは税務課所管分を説明いたします。まず歳入からです。7ページをお願いします。上段を御覧ください。目1一般被保険者分と目2退職被保険者分とに分かれておりますが、目2は廃止されました退職者医療制度の分です。経過措置として令和元年度までは対象者がいましたが、令和2年度からは新規の課税がありませんので滞納繰越分のみとなります。国保税全体で調定額4億251万4,719円、収入済額3億7,519万5,756円、不納欠損額105万5,184円、収入未済額2,626万3,779円です。徴収率は93.2%で前年度より0.7ポイント上昇しており、この徴収率は県内で第6位となります。なお徴収率の現年度分滞納繰越分の別では、現年度分では97.9%で前年度より0.2ポイントの減少となり滞納繰越分が27.4%で4.6ポイントの上昇となります。続きまして下から2段目、目1督促手数料です。収入済額16万2,700円、不納欠損額5,500円です。次に9ページをお願いします。中ほど下の目1延滞金です。収入済額69万7,875円となっております。続きまして歳出の説明になります。11ページをお願いします。下から2段目、目1賦課徴収費、節10需用費、備考欄の印刷製本費ですがこれは納税通知書及び督促状などの印刷費になります。次に15ページをお願いします。1枠目の目1一般被保険者保険税還付金、節22償還金利子及び割引料ですが、支出済額は110万円です。これは年度を遡って被保険者の資格喪失や所得の修正申告をされるなど過年度の税額が減額となった場合に歳出還付したものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。続きまして健康推進課所管分の説明を行います。8ページをお願いします。上段の款4国庫支出金、項2国庫補助金、目4出産育児一時金臨時補助金は、昨年4月以降一時金の額が42万円から50万円に増額されたことに伴い、1件当たり5,000円を国から交付されるものです。中段の款6県支出金、項1県負担金補助金、節1保険給付費等交付金普通交付金は、保険給付に要した費用に対して交付をされるものです。次に節2保険給付費等交付金特別交付金につきましては、備考欄を御覧ください。保険者努力支援分としまして、医療費適正化や予防健康づくり等の取組状況に応じ、交付をされるものとなります。国からの特別調整交付金、県繰入金、国及び県からの特定健康診査等負担金も他にもあります。下段の款7財産収入は、基金利子となります。再下段の款8繰入金、目1一般会計繰入金、次のページをお願いします。最上段の節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金ですが、これは低所得者に

係る保険税の軽減相当分を繰り入れるものです。節２の保険者支援分保険基盤安定繰入金は、保険税軽減の対象となった低所得者数に応じて平均保険料の一定割合を繰り入れるものとなっております。節４財政安定化支援事業繰入金は、低所得者世帯や高齢者割合、病床数などを勘案して算定された額を繰り入れるものです。節５未就学時均等割保険料繰入金は、未就学児がいる世帯の保険税負担の軽減を図るための繰入金となります。節７産前産後期間保険料繰入金は、今年１月から始まりました産前産後における国保税の権限分に対する繰入金となります。節１から節７までを合わせました約１億１,１４３万円を一般会計から法定内で繰入れを行っております。次の項２基金繰入金は、１億３８２万５,０００円を国保財政調整基金から繰入れをしております。基金繰入金が増額となりました主な要因は、被保険者数の減少に伴い税収が減少したこと。また、前年度単年度収支の繰越金が大幅に減少したことが大きいと考えます。中段の款９繰越金は前年度の繰越金となります。下段の款１０諸収入、項２受託事業収入です。これは７５歳以上の後期高齢者に係る健診費用等を熊本県広域高齢者医療連合会から受託料として交付されるものです。１０ページをお願いします。上段の項３雑入、目１一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者行為の医療費を一旦国保で立替えて受け入れるもので昨年度は１件を受入れています。収入未済額の約１,４００万円は、平成３０年度に上地区で発生した交通事故の分となっております。目２一般被保険者等返納金は、主に保険間調整の医療費等の調整金となっております。目４、節１の一般被保険者療養給付費精算金は、県から前年度分の療養給付費を精算し追加交付があったものです。次に歳出を説明します。１１ページをお願いします。款１総務費、項１総務管理費は経常的な経費でレセプト点検員２名に係る費用、国保連合会への共同電算委託手数料、産前産後期間負荷軽減に係る分のシステム改修委託料が主なものとなっております。最下段の項３運営協議会費は、国保運営協議会にかかる経費となっております。１２ページをお願いします。款２保険給付費、項１療養諸費は、一般診療や補装具、医師の指示による鍼灸・按摩等の療養費となります。項２高額療養費は、一部負担金の額が一定額を超える場合に支給されるものです。下から３段目、項４出産育児諸費ですが、国保の方が出産された場合にその費用を給付するもので昨年４月以降１人当たり５０万円を給付しております。昨年度は１４件ございました。項５葬祭諸費ですが、被保険者が死亡した場合に２万円を交付しております。２２件の実績でした。１３ページをお願いします。款３国民健康保険事業納付金です。これは県に納付するもので項１医療給付費分は医療費分の負担金となります。項２後期高齢者支援等分及び項３介護納付金分は、それぞれ後期高齢者医療制度や介護保険制度を支えるための保険者負担金となります。最下段の款５、項１保健事業費、節１２委託料は、国保連合会に対する疾病分類医療費通知やジェネリック医薬品との差額通知、保健事業の共同電算処理等の委託料となります。１４ページをお願いします。項２特定健康診査等事業費の節１から節８までは、会計年度任用職員２名分にかかる費用です。特定健診未受診者や医師から紹介状が届いた方への受診勧奨を行っております。昨年度は２２１件に対しまして、家庭訪問や電話等を行ったところです。節１２委託料は、４０歳以上７５歳未満の国保被保険者に対して行った特定健診と特定保健指導に係る委託料となります。下から２段目、款６基金積立金は、基金利子を国保財政調整基金へ積立てを行っております。１５ページをお願いします。款８諸支出金、項２繰出金ですが、健幸運動教室ヘルスアップ事業交付金分を一

般会計へ繰り出しを行っております。16ページをお願いします。令和5年度実質収支に関する調書となります。歳入総額21億1,563万9,000円。歳出総額21億103万3,000円。歳入歳出差引き額1,460万6,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はなし。実質収支額1,460万6,000円うち、基金繰入れはございません。17ページをお願いします。財産に関する調書です。国民健康保険財政調整基金、前年度末現在高4億910万7,500円。決算年度中増減高マイナス1億263万9,953円。決算年度末現在高3億646万7,547円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） ということでございますが、もうお願いでございます。国保のですね特別会計については、主要な施策の成果説明のところにでもですね、概要をお知らせ頂ければ、さっきこの特別会計の決算を説明される前に概要の説明なさいましたけれども、主要な施策あたりででもですね、国保のほうもお知らせ頂くとその数字が記録として見えますので、出来ましたらそのようにお願いをしたいということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、議員がおっしゃる通りですね、ここにつきましては、担当課とも協議いたしましてそのようなふうにやっていきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、9ページお願いいたします。中ほどちょっと上ですね、財政調整基金繰入金でございますが最終の金額が予算額で1億300万。ちょっと私疑問に思ったもんですからちょっとこれ確認しましたら、3月定例の補正予算では6,700万程度でした。3月の5日提案ですから3月の1何日が議決日だと思うんですよ。そして、うーんと思いながら調べておりましたら3月29日に専決処分で基金の取崩し額を増額されてる。半年後に半月後ですね。基金の取崩しという先ほど御説明が若干ありましたが、一般財源の不足それはそれで結果的にやむを得ないと思うんですが、3,600万と言いますと医療費で言った時には1億を超えるんですよ。それが3月の補正予算を組む段階で、何で分かってなかったのかなという疑問が私はもう単純に思いました。その付近のいきさつですね。ちょっと何かいろんな事情があったんだろうと推測するんですが教えていただけませんか。というのが2月にですね、基金の話は我々にですね、いろいろ御説明頂いてるんですよ。ですね。そこで1か月ちょっとの中にですね、何か基金の関係する状況がそんな大きく何かを状況が変わったのかなあという疑問が予算の経緯を見てもちょっと疑問だもんですから、ちょっとそこを御説明頂けますか。

◎議長（小見田 和行 君） 桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。お答えします。大きくですね、2つありまして1つ目が3月の補正予算時点で、国保税の税収の見込みが甘かったと。それが1点です。それともう1つが先ほどの説明でありました第三者求償制度分のもので、1,400万ですけどもこの分が3月の補正予算時点では、令和6年度県からの交付金が減額されるというふうなことを聞いて

おりましたが、最終的には令和５年度で精算しなさいというふうなことが県からありましたものですから、その大きな点その２つ分がですね、今回の３，６００万ほどの差額となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） はい、県のほうからの第三者行為の精算というかですね、調整交付金の減額がその影響した。その分ちょっと今御説明で理解をできました。ちょっともうあんまりその何ちゅうかなとやかく言ってもそんな話で仕方ない部分があるんですが、国保税の税収見込みがですよ、年度末の２月の段階でその今の話だけ聞きますと２，０００万ほど影響が出てきたというのは、それはちょっとまだ今の御説明で私理解できないんですが。何を言いたいかとですね、最終３月定例最終補正ですよ。その段階でそういう大きな数字の見込みが異なって専決でこういった基金で充て込むというのはですね、何か非常にちょっと心配というかそういう疑問を持ったものですから。ちょっとそこを見込み違いでしたということであればそれはそれで仕方ないんですけども、医療費の見込みとかそういうのが違ったわけじゃなくてあくまでも歳入ベースで一般財源がそれだけ結果的に不足してしまったというふうに聞いたんですがその大きな要因はもう国保税の見込額がそれだけちょっと減額になってしまったという、もうそういう解釈をせざるを得んのですかね。ちょっとこれも確認です。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは税務課のほうからお答えします。議員おっしゃる通りですね、３月補正で本来であれば落とすべきことだったんですけども見込みが甘かったということで専決のほうで１，２００万円ほど落とさせていただいたということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第３、認定第３号令和５年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。桑原健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎 君） はい。それでは、令和５年度後期高齢者医療のまずは概要を説明いたします。被保険者数の平均は３，０３７人で、前年度より４７名増加をしております。また１人当たりの医療費は９９万１，８４６円で前年度よりも約１０万円ほど増加をしております。この要因につきましては、入院に対する医療費が増加したことによります、それでは５ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。上段、款１後期高齢者医療保険料です。節１現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引き分となります。節２現年分普通徴収保険料は、納付書または口座振替によって徴収をしております。節３は滞納繰越分普通徴収保険料です。節１から節３までの保険料を合わせました調定額が１億６，７６９万５，２００円。収入済額が１億６，７０４万５，６００円。徴収率は９９．６％となっております。中段款３繰入金です。一般会計から繰入れをしております。主なものは、節２保険基盤安定繰入金であり低所得者等の保険料軽減分として繰入れを行っております。下段の款４諸収入、項２受託事業収入は、歯科口腔健診費用としまして熊本県後期高齢者医療広域連合から受託を受けたものです。６ページをお願いいたします。款５繰越金です。前年度からの繰越金となります。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出を説明いたします。７ページをお願いいたします。上段の款１総務費です。保険料や保険証の通

知など事務全般に係る経費となります。２段目の款２後期高齢者医療広域連合納付金ですが、被保険者保険料と合わせまして一般会計から繰入れました基盤安定負担金を広域連合へ納めております。款３保健事業費は、歯科口腔健診の委託料で高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎を予防する目的で行っております。令和５年度は１４５名が受診されております。款４諸支出金は、被保険者が死亡した場合や所得更正があった場合に保険料を還付するものです。以上で歳出の説明を終わります。９ページをお願いいたします。令和５年度実質収支に関する調書です。歳入総額２億７,６５６万７,０００円。歳出総額２億４,６７６万３,０００円。歳入歳出差引額２,９８３万４,０００円。翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額２,９８３万４,０００円、うち基金繰入れはございません。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第４、認定第４号令和５年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） 令和５年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。最初に被保険者の概要としまして、令和５年度末での６５歳以上の第１号被保険者５,５２４名、４０歳から６４歳以下の第２号被保険者４,２１９名、合計９,７４３名となっており、昨年より１４１名減となります。うち要介護・要支援の認定者数は、第１号被保険者８９７名、第２号被保険者１６名、合計９１３名で昨年より１３名増でありました。それでは決算につきまして、歳入から説明いたします。７ページをお願いいたします。上段の款１、項１、目１第１号被保険者保険料は、現年度分特別徴収、現年度分普通徴収及び滞納繰越分普通徴収の保険料収入となっております。ページ中ほどの款３、項１、目１介護給付費負担金は、介護給付費及び予防給付等に要する費用に係る国の負担分であります。その下項２、目１の調整交付金は、市町村ごとの後期高齢者の割合や高齢者の所得状況の格差を調整するために交付されるものであります。その下目２の地域支援事業交付金は、町が行っております介護予防日常生活支援総合事業と包括的支援事業等に対する交付金であります。その下目３の保険者機能強化推進交付金及び目４の保険者努力支援交付金は、市町村の高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組の達成状況を評価し、その事業ごとの評価に応じて交付金が支払われるものであります。８ページをお願いいたします。目５介護保険事業補助金は、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業に係る補助金です。款４支払基金交付金は、４０歳から６４歳までの第２号被保険者保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。ページ中ほどの款５県支出金は、先に説明しました国からの介護給付費負担金及び地域支援事業交付金と同様に県の負担割合に応じて交付されるものであります。最下段款７、項１、目１の介護給付費繰入金から９ページ目３地域支援事業繰入金は、介護給付費等の各事業における町の負担分を繰り入れるものであります。９ページをお願いいたします。目４の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の介護保険料の軽減を行うものです。款９、項２、目１の第三者納付金は、第三者行為求償事務を委託している国保連合会より第三者からの損害賠償を受入れたものです。１０ページをお願いいたします。款１０、項１、目１介護予防サービス計画収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画書及び

介護予防ケアマネジメント収入として国保連合会から受入れたものです。以上、歳入合計は21億2,167万278円となります。続きまして歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。上段の款1、項1、目1一般管理費は、地域包括支援センター運営協議会委員報酬や介護保険システム、地域包括支援センター管理システム及び介護保険事務の事務経費であります。下段の項2、目1介護認定審査会等費は、介護認定を行う上での認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料や球磨郡介護認定審査事業特別会計負担金が主なものになります。12ページをお願いいたします。項3、目1計画策定委員会費は3年ごとに見直す必要がある高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る費用であり、令和5年度は4回の策定委員会を開催しております。款2の保険給付費給付費は、介護サービス、介護予防サービスに対する給付費等であり、介護保険特別会計の全体の約9割を占め前年度と比較すると約1,610万円の増額となっております。13ページをお願いいたします。款3、項1償還金及び還付加算金は、過年度の所得修正等による第1号被保険者への還付金や令和4年度分の介護給付費等精算に伴う国・県・支払基金への還付金となります。ページ中ほどの項3繰出金は、令和4年度の介護給付費と地域支援事業に係る町負担分の精算で一般会計へ繰り出しております。款4地域支援事業費は、元気高齢者から要介護認定者等の全ての高齢者が対象で、介護予防事業や地域支援の支え合い及び医療介護の多職種連携、成年後見制度など幅広く事業を展開しております。項1介護予防日常生活支援総合事業費は、訪問・通所・配食などの介護予防生活支援サービス事業や一般介護予防事業として地域サロンや認知症予防の脳いきいき教室等に係る費用になります。14ページをお願いいたします。ページ中ほどから16ページにかけての項2包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターの人件費や低所得者へのグループホームの家賃助成、ささえあいの地域づくりに推進する生活支援体制等の各種事業に係る費用になります。17ページをお願いいたします。以上、歳出合計は19億4,668万744円となります。18ページをお願いいたします。令和5年度実質収支に関する調書です。歳入総額21億2,167万円。歳出総額19億4,668万1,000円。歳入歳出差引額1億7,499万円で実質収支も同額となります。19ページをお願いいたします。最後に財産に関する調書です。介護保険給付費準備基金は、前年度末現在高1億8,810万4,360円に決算年度中54万6,021円の利息分を追加し、決算年度末現在高は1億8,865万381円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。歳入の9ページで繰越金。私は予算のほうは見えてませんので補正予算額が非常に大きいということの説明とそれから4年度からの繰越金がかうであったと。5年度の決算をやった上では今度は1億7,000万。繰越金について非常に変動が大きいということだと思うんですが、その要因といいますか、考えられる要素がどのようなものであるのかをお知らせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 繰越金の額についてになりますが当初予算編成時にやはり給付の見込みを多めに組んでいるというところがあると思います。それに伴い、途中で補正等で減額と

すればいいと思うんですが、国・県の交付金、支払基金の額はもう調書の額で確定しますのでその額、給付のほうは特に扱わずに繰越しに基本なっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 要は不用額が出たということですよね。であればですよ、令和6年度への繰越金も1億7,000万というようなことで、介護保険の実質的なですね、財政運営っていうものを考えれば果たしてこの大きな変動を毎年していくんですかっていう話だと思っすよね。そこんところがどうももう少し理解できるような説明を頂ければと思うんですが。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、確かに繰越金が毎年変動してくるわけなんですけど、昨年度こう繰越した分をきちんと基金に積んで次の年度で分かりやすくしておくべきかなとは思っております。昨年度の時点でも繰越金1億6,600万出ておりましたが、実際、次の年度によって国・県等に精算し返還する分が7,200万ありましたので、実際の余剰として余ってきた部分っていうのは9,400万円程度となっております。今年度も同様に1億7,400万の繰越金がありますが補正で今回5,200万組んでおりますので、実際の繰越金としては1億2,200万が出てくるというものではあります。しかしながらもうこの金額についても中々給付費見込みっていうのがですね、3年間の計画においてある程度こう組んでおりますので、そこをきっちりこう組めていないというのも現状でありまして、あんまりこうシビアに組み過ぎても給付費の心配があるというところで、当初予算としましてはもう計画どおりの数値で上げているというものになってきております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第5、認定第6号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） はい。令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算について説明します。最初に審査会の業務について説明いたします。球磨郡障害認定審査会は、原則月2回の開催で令和5年度は21回開催し、127名の審査判定を行っております。委員の任期は2年で身体、知的、精神、難病の各分野に関する学識経験者20名にお願いしております。また1合議体当たり4名、一部5名で審査を行っております。それでは決算について歳入から説明いたします。5ページをお願いいたします。上段の款1、項1、目1総務費負担金は、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定した事務局所在地のあさぎり町を除いた8町村の負担金であります。款2、項1、目1繰入金は、あさぎり町の負担金を繰入れたものです。款3、項1、目1繰越金は、令和4年度の繰越金です。なお繰越金については、前年度繰越金を翌年度の町村負担金で精算しておりましたが、審査会事務局の今後の移管等で経費がかかることも想定し、令和元年度から前年度繰越金の精算を行っておりません。以上、歳入合計は979万3,040円となります。続きまして歳出について説明いたします。6ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、審査委員の報酬や審査会事務局の会計年度任用職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料などの審査会事務局の事務経費です。また多良木町から派遣職員の人件費に係る負担金も含まれます。以上、歳出合計は580万3,1

19円となります。7ページをお願いいたします。令和5年度実質収支に関する調書です。歳入総額979万3,000円。歳出総額580万3,000円。歳入歳出差引額399万円で実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第6、認定第7号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） 令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算について説明します。最初に審査会の業務について説明します。球磨郡介護認定審査会は原則週3回、月12回をめぐり令和5年度は129回開催し、3,680件の審査判定を行っております。委員の任期は2年で、医療、福祉、保健の各分野に関する学識経験者59名にお願いしております。また1合議体当たり4名で審査を行っています。それでは決算について歳入から説明いたします。5ページをお願いいたします。上段の款1、項1、目1総務費負担金は、球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定した事務局所在地のあさぎり町を除いた8町村の負担金と歳出で説明いたしますが新システム導入に係る町の負担金です。款2、項1、目1繰入金は、あさぎり町の通常とシステム導入負担金を繰入れたものです。款3、項1、目1繰越金は、令和4年度の繰越金です。介護認定審査会も障害認定審査会同様に前年度繰越金の精算は行っておりません。以上、歳入合計は1億1,534万5,862円となります。続きまして歳出について説明いたします。6ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、審査委員の報酬や審査会事務局の再任用職員と会計年度任用職員の人件費のほか、事務用品や事務機器使用料などの審査会事務費の事務経費です。また先ほど歳入で御説明しました新システムの導入負担金は、節12委託料において球磨郡介護保険総合ネットワークの新しいシステムを導入しています。このシステム導入には、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。7ページをお願いいたします。歳出合計ですが1億55万256円となります。8ページをお願いいたします。最後に令和5年度実質収支に関する調書です。歳入総額1億1,534万6,000円。歳出総額1億55万円。歳入歳出差引額1,479万6,000円で実質収支額も同様となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。明日12日は熊日金婚夫婦表彰式及び各種委員会開催の予定のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日12日は、熊日金婚夫婦表彰式及び各種委員会開催予定のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎議長（小見田 和行 君） 本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 4時52分 散 会

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第11号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月13日 午前10時00分			議 長	小見田 和行
	散 会	令和6年9月13日 午後 5時03分			議 長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	農 林 振 興 課 長 補 佐	田 口 宏 幸	○
	デジタル政 策 審 議 監	長 沼 宏 季	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	商 工 観 光 課 長 補 佐	高 田 将 一	○
	総 務 課 長 補 佐	白 石 和 博	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	危機管理監	橋 本 啓 之	○	建 設 課 長 補 佐	小 田 淳	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	企画政策 課 長 補 佐	石 井 誠	○	上 下 水 道 課 長 補 佐	中 神 啓 介	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	財 政 課 長 補 佐	中 村 光 成	○	会 計 管 理 者	上 田 日 和	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第 11 号）

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	議案第 21 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 2	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
日程第 3	議案第 21 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（提案理由の説明及び質疑）
-

午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） ここで財政課長より発言を求められていますのでそれを許可します。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、9 月 10 日に小谷議員のほうから 3 号補正予算の件で質問をされておりましたことについてお答えをさせていただきます。減債基金による財政運営についての御質問だったと思いますけれどもまず 1 点目、減債基金繰入金の今回の内容を詳しく教えて欲しいというようなことでございました。こちらは令和 2 年度に策定しました公共施設個別施設計画事業の推進によりまして合併特例債の活用期限である令和 5 年度にかけては、例外的に償還額を超える額を記載し財源を確保する必要がございました。合併特例債は元利償還金に対する交付税措置率が 7 割ということで非常に有利な財源であります、短期間に第二庁舎建設をはじめとした大型事業を実施するに当たり義務的経費である公債費が急上昇することは避けられず、交付税措置を除く 3 割分が後の財政運営に与える影響が懸念されました。その対策として令和 3 年度におきまして、個別施設計画に基づき実施した事業に対する地方債の元利償還金から交付税

措置額相当分を控除した額を減債基金に積立てて、各年度の償還額に見合う分を繰り入れることによりその年度の重要施策に充てるべき一般財源が不足しないように配慮したものでございます。今回の補正予算につきましても令和5年度事業の借入れ額の確定に伴い、当初予算で計上した額との差額を計上するものでございます。2点目でございます。今回の基金繰入れは、減債基金条例第5条のどの事項に該当するののかという問いでございました。こちらにつきましては、減債基金条例第5条第1項経済事情の変動等により財源が不足する場合において町債の償還の財源に充てるときに該当すると考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 説明終わりましたが、これについて質問があれば許可いたしますけど。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。2点目の件でございますが財源が不足する時に当たると今御説明最後のほうでしていただいたと思いますが、令和5年度一般財源が不足するというような状況にあるとは私は認識しておりませんが、そういう意味でちょっとお尋ねしたんですがその現状と今の御説明と一致しているのかなという疑問がありますのでここはあんまりここで深くは詳しくですね、やりとりしたいと思いませんが、若干財源が不足した時に対応するためにある基金、大原則ですね。と令和5年度の現状、あさぎり町の現状。そこはちょっと合致してないというふうな認識が私あるもんですからお尋ねをしているところです。もう1回だけその付近の説明を頂ければありがたいです。詳しくはまた後ほどお尋ねしたいと思いますので。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。減債基金の積立ての経緯で御説明しました通り、公債費が急上昇することにより公債費が急上昇しますと各年度の予算編成において義務的経費である公債費の財源を最優先に確保する必要がございます。その結果重要施策に充てるべき一般財源の総額が不足するという一方で、第5条第1項に基づき繰入れ等を行っているものでありますけれども、当初予算編成時におきましては財源が不足するということで毎年財政調整基金から3億円の取崩しを行って予算編成を行っておりますので、財源が不足する場合に該当するということで考えております。御質問の令和5年度でそういった状況にあったのかという部分でございますけれども、令和5年度の元利償還金の規模では結果的に結果的には留保財源を充当することも可能であったというようなことが言えるかと思えます。しかしながらですね、それは結果論であったということでただ令和6年度からは個別施設計画事業に係る元利償還の償還が本格的に始まりますので、元利償還金の額は年々増加していくと想定しております。留保財源につきましては、その年度の社会情勢等に大きな影響を受ける不確実な財源でございますので、当初予算編成においては元利償還金の財源とすることは適当ではないのかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） いいですか。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 本日は総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、認定第1号令和5年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田 日和 さん） はい。それでは最初に令和5年度一般会計歳入歳出決算における収支について御説明いたします。128ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。令和5年度一般会計の歳入総額は、139億4,540万9,000円。歳出総額127億3,375万5,000円。歳入歳出差引額12億1,165万4,000円。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額3億1,732万1,000円。事故繰越繰越額5,885万2,000円。計3億7,617万3,000円を繰越し、よって実質収支額は、8億3,548万1,000円でございます。なお実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。次に財産に関する調書について御説明いたします。次のページ129ページをお願いいたします。このページから財産に関する調書でございます。1. 公有財産の（1）土地及び建物。131ページの（2）山林につきましては、後ほど財政課から説明いたします。132ページをお願いいたします。（3）有価証券から決算年度中に増減があったもののみを御説明いたします。2 枠目の（4）出資による権利の出資証券は、1億2,419万480円の増加となっております。これは、あさぎり町水道事業へ9,992万1,480円。あさぎり町下水道事業へ2,426万9,000円の出資を行ったものでございます。次に2 物品の2 行目のマイクロバスは、新たに1台購入。3 行目の普通車、軽自動車は新たに軽自動車を1台購入。6 行目の消防車両1台は、廃棄処分。最下段のメールシーラーは新たに購入したものでございます。次に3 基金には、一般会計で保有している財政調整基金から奨学基金まで10 行目の防災基金を新たに加えた12の基金について記載をしております。なお、これらの基金の決算年度末現在高の総額は、前年度末から1億7,235万4,286円増加し、102億6,737万5,470円となっております。最後に会計課所管分の決算について御説明いたします。21ページにお戻りください。まず歳入でございます。中ほど目2 利子及び配当金は、一般会計で保有している基金の運用益であり預金及び債券による収益でございます。23ページをお願いいたします。下から3 目目の目1 町預金利子は、一般資金の預金利子でございます。25ページをお願いいたします。雑入になります。備考欄の中ほど下から12 行目各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から生命保険等を控除する事務手数料を受入れたものでございます。続きまして歳出を御説明いたします。32ページをお願いいたします。総務管理費の目1 一般管理費です。この中で会計課所管分といたしまして、上から2 段目の節10 需用費の備考欄 消耗品費333万337円のうち103万885円を用度管理分の事務用品購入費に充てます。そしてひとつ飛びまして印刷製本費は、公用封筒及び財務納付書の印刷に支出しております。次に35ページをお願いいたします。目5 会計管理費では、会計事務に係る経費を支出しております。主なものとしましては、会計課職員の人件費のほか次のページ36ページをお願いいたします。節11 役務費及び節13 使用料及び賃借料では、普通預金の出入金を管理するネットバンクサービスの使用に係る経費や各種公金の口座振替または金融機関での窓口収納に係る手数料を支出し、節18 負担金補助及び交付金では、会計課窓口を設置する指定金融機関派出所職員に係る人件費負担金を支出したものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい続きまして総務課所管分を御説明いたします。歳入11ページを

お願いいたします。最下段の枠で款 12、項 1、目 1、節 1 の交通安全対策特別交付金は、交通事故発生件数、人口集中地区、人口及び改良道路改良済み道路延長を指標としまして配分されるもので、交通安全対策費での道路交通安全施設の設置及び管理の経費に充てたものでございます。次に 16 ページをお願いいたします。下の枠項 3 国庫委託金、目 1、節 1 総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金は、自衛隊法に基づく法定受託事業事務として自衛官の募集事務に必要な経費として交付される委託金で、広報紙への募集内容の掲載、募集事務に係る郵送料などに充てたものでございます。次に 17 ページをお願いいたします。1 枠目款 16 県支出金、項 1、目 1、節 1 の派遣職員負担金は、人事交流としまして県に派遣しております職員の人件費を県から受入れたものでございます。令和 6 年度も 2 年目として県への人事交流派遣を継続しております。次に下のほうの枠で項 2、目 1、節 1 の総務管理費補助金の備考の欄ひとつ目の権限移譲事務交付金は、11 の権限移譲事務に対しまして交付されたものでございます。その下、平成 28 年熊本地震復興基金交付金は、県から市町村に交付されたものでございます。次に 20 ページをお願いいたします。目の欄、上から 3 枠目の目 6、節 1 消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策事業補助金は、球磨川水系の流域市町村の水害対策に要する費用に対する補助率 3 分の 2 の補助金でございます。防災会議の開催や予防的避難、避難場資機材及び備蓄物資などの購入の経費に充てたものでございます。次に下の枠で項 3、目 1、節 4 の選挙費委託金は、令和 5 年 4 月 9 日に行われました県議会議員一般選挙と令和 6 年 3 月 24 日に行われました熊本県知事選挙の委託金を受入れたものでございます。次に 22 ページをお願いいたします。上から 2 枠目款 18 寄附金、項 1、目 1、節 1 指定寄附金の備考の欄の 1 行目消防費寄附金は、熊本南部森林管理署などからの寄附金を受入れたものでございます。次に 24 ページをお願いいたします。項 4、目 4、節 1 雑入では、備考の欄の 1 行目のコピー使用料から次の電話使用料、ひとつ飛びまして自動車重量税還付金、ひとつ飛びまして他団体支給旅費等、ひとつ飛んで雇用保険個人負担金から最下段の消防詰所上下水道使用料、次の 25 ページ最上段の災害対策費用保険金までが総務課所管分でございます。災害対策費用保険金は、災害警戒におけます避難等の発令に要した費用に対する保険金を収入したものでございます。次に 27 ページをお願いいたします。項 1 町債、目 1、節 2 総務施設除却事業債のうち 6,320 万円が東庁舎解体に係る事業債でございます。その下、節 3 調査庁舎建設事業債は第二庁舎に係る事業債でございます。次 1 番下の枠、目 6、節 1 消防施設整備事業債は、積載車 3 台や小型動力ポンプ 3 台の導入や消火栓設置工事負担にかかる事業債でございます。その下、節 2 防災基盤整備事業債は、貯水機能付給水管設置事業やマンホールトイレ設置事業に係る事業債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出の主なものにつきまして説明いたします。29 ページをお願いいたします。まず人件費につきまして全会計分で説明申し上げます。令和 5 年度の常勤職員数は特別職 2 名、一般職 182 名、再任用職員 11 名であり常勤職員に係る人件費の総額は、14 億飛んで 100 万 5,369 円でございます。前年度に比較しまして 9,734 万 7,000 飛んで 87 円の減となったものでございます。主な要因といたしましては、退職手当組合負担金が定年延長によりまして、定年退職者が出ない年度は特例措置で負担金が 4 分の 1 となったことによるものでございます。では款 1 議会費から説明いたします。款 1 議会費は、議員報酬などを議会運営に要した経費でございます。令和

4年度と比較しますと約130万円程度の増となっております。主に旅費、費用弁償の増が要因でございます。次30ページをお願いいたします。中ほどの節17の備品購入費は、会議録システムマイク用リチウム電池を更新購入したものでございます。次に下の枠款2総務費、項1、目1一般管理費は、行政区に関する経費や町長や総務課職員の人件費、また職員の研修や福祉事業、入札契約及び本庁の渉外的経費を支出したものでございます。令和4年度に比較しまして約9,000万円の減となったものでございます。これは先に説明いたしました通り主に退職手当組合負担金が減となったことによるものでございます。節1報酬は、公用車運転手や産業医、第三者調査委員会委員に支出したものでございます。31ページをお願いいたします。ここでは、主に職員の人件費や旅費を支出したものでございます。次に32ページをお願いいたします。中ほど節12委託料 備考の欄の中ほどの区長業務委託料は、53地区の区長との業務委託料を支出したものでございます。その2つ下はハラスメント疑いに関する第三者調査委員会の会議録作成の業務委託料を支出したものでございます。33ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金は、郡町村会負担金や区運営助成金、県派遣職員負担金などを支出しております。2枠目の目2文書管理費では、文書、例規及び情報管理に要する経費を支出したものであり文書発送のための配達の会計年度任用職員3名の報酬等の人件費、配達職員によることのできない文書の郵送料、次の34ページでは例規を管理するための例規データベース並びに官報ネット等使用料を支出したものでございます。次に36ページをお願いいたします。目6財産管理費では、総務課分は主に庁舎の維持管理などに係る経費に対し、支出したものでございます。主なものでは、節10需用費の電気料、修繕料その下節11役務費で電話料などの支出をしております。次の37ページ節12委託料は総務課分としましては主に本庁舎などの維持管理委託料でございます。次に38ページをお願いいたします。節14工事請負費は総務課分としまして1億7,790万206円のうち東庁舎解体工事費が、6,653万7,000円で58円となっております。次に41ページをお願いいたします。下段下のほうで目9支所費は、4支所の運営に要した経常経費を支出したものでございます。次に42ページをお願いいたします。目10公平委員会費は地方公務員法に基づき本町の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託する委託料を支出したものでございます。その下、目11交通安全対策費では、節12委託料で交通指導員の業務委託料。節14工事請負費では、道路の区画線等を設置し、歳入で説明いたしました交通安全対策特別交付金を充当したものでございます。その下、目12防犯対策費では次の43ページにかけまして、防犯灯の管理及び設置並びに防犯カメラの管理にケースかかる経費を支出したものでございます。その下、目13諸費では備考欄に記載しております各負担金を支出したものでございます。その下、目14基金費、節24積立金の下から3行目の防災基金積立金は、県からの平成28年熊本地震復興基金交付金を基金として積立てたものでございます。次に46ページをお願いいたします。3枠目の目21庁舎建設費は、第二庁舎に係る経費を支出したものでございます。次の47ページの節14工事請負費は、第二庁舎建設工事請負費継続費でございます。次に52ページをお願いいたします。項4選挙費の目1選挙管理委員会費は、委員会運営のため毎年度経常的に支出する経費でございます。次の目2選挙啓発費につきましても毎年度経常的に支出するものでございます。その、下目3県議会議員一般選挙費は令和5年4月9日に行われました県議会議員選挙に

係る経費を支出したものでございます。球磨郡選挙区は定数2での無投票でございました。次に53ページをお願いいたします。上のほうで目4町長選挙費は、令和5年4月23日に行われた町長選挙に係る経費を支出したものでございます。投票率は73.5%でございました。その下、目5県知事選挙費は、令和6年3月24日に行われました熊本県知事選挙に係る経費を支出したものでございます。投票率61.9%でございました。次に54ページをお願いいたします。中ほど目6町議会議員一般選挙費は令和6年4月に行われましたあさぎり町議会議員一般選挙に係る経費を支出したものでございます。節12委託料はポスター掲示板設置に係る委託料で、令和6年度に繰越しをしております。次55ページをお願いいたします。1番下項6監査委員費は、次の56ページにかけまして監査委員会の運営経費を支出したものでございます。次に大きく飛びますが102ページをお願いいたします。中ほど款8消防費、項1、目1の消防総務費では、備考の欄に記載します各負担金を支出したものであります。その下、目2非常備消防費では、団長以下563名の消防団員に対する報酬並びに機能別団員66名を含む消防水防活動の出動及び訓練に参加した延べ4,059名分に対する出動手当や担当職員の時間外勤務手当消防団員の法被等、消防活動装備品、消防用ホースの購入と消防団活動に要する経費を支出したものでございます。103ページをお願いいたします。中ほどの節17備品購入費では小型動力ポンプ積載車3台、小型動力ポンプ3台、消火用ホース格納箱10台や、消防用ホース30本などの購入を行ったものでございます。下の枠目3消防施設費では、消防詰所の維持管理経費に加え、次の104ページで節14防火水槽1基の解体、消防詰所の改修に係る工事請負費を支出したものでございます。節18負担金補助及び交付金では、消火栓設置等に係る負担金を支出したものでございます。その下、目4防災管理費では防災体制や応急対応に係る経費を支出したものでございます。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用し、防災機能の整備を行ったもので節10需用費では、防災備蓄用の飲料水や土のう袋などの消耗品などに支出したものでございます。節11役務費では、災害対策に要した費用を補填する災害対策費用保険料を支出したものでございます。次105ページ、節13使用料及び賃借料では防災用備品等の保管としまして、防災倉庫借り上げ料を支出したものでございます。節17備品購入費では主なものとしましては、マンホールトイレ用建具10基、多目的簡易ベット、防災用倉庫2基などの購入に支出したものでございます。節18負担金補助及び交付金は、上下水道課への貯水機能付給水管設置負担金やマンホールトイレ設置負担金などを支出したものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは企画政策課所管分につきまして御説明申し上げます。12ページ目をお願いいたします。歳入からです。下から3行目です。目1の総務使用料、節2総務施設使用料で昨年度の2月に一部オープンいたしましたテレワーク施設の使用料となっております。次に15ページ目をお願いします。1枠目の目1総務費国庫補助金、節6デジタル田園都市国家構想推進交付金は、令和4年度から繰越ししてございましたテレワーク施設整備及びホームページ構築費に係る交付金を受入れたものです。次に節8の地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び物価高騰対策として、コロナ交付金7事業、物価高騰交付金8事業に対しましてそれぞれ交付金を受入れたものです。次に節8の地域脱炭素移行再エネ

推進交付金は、2050年までに脱炭素社会の実現に向けた取組に対して、実績に応じて交付金を受けたものです。次に17ページをお願いします。3行目の目1総務費県負担金、節2地域情報通信基盤整備推進事業費負担金ですが、県が実施する県道整備に伴う光ファイバーの移設に係る経費に対しまして負担金を受入れたものです。最下段の目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金の備考の4行目の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、感染症対策事業の実績に応じて交付金を受入れたものです。次に5行目の生活交通維持活性化総合交付金は、地方バスの運行に対する県からの補助金を受入れたものです。次の6行目の特定地域づくり事業推進交付金ですが、令和5年度にスタートしましたあさぎり地域づくり協同組合の活動事業の補助金を受入れたものです。次に18ページをお願いします。最上段の備考の物価高騰対応生活者支援交付金は、物価高騰対策事業の実績に応じて交付金を受入れたものです。次に20ページをお願いします。上から6行目の目1総務費県委託金、節1統計調査費委託金ですが備考欄の各種統計調査に対しまして委託金を受入れたものです。次に21ページ目をお願いします。5行目の目1財産貸付収入、節2その他の普通財産貸付収入の備考欄の光ファイバー貸付け収入は、本庁で整備しております光ファイバー網を民間事業者へ貸付けており、その貸付収入を受入れたものです。次に22ページ目をお願いします。最上段の目2物品売払収入、節1物品売払収入については、難視聴世帯に対して地上デジタルテレビの再送信を行っており、光を映像化するための機器を町で購入しましてその機器を対象世帯に購入頂いた費用を受入れたものです。上から4行目の目1の指定寄附金、節1指定寄附金ですが備考欄の3行目のふるさと寄附金は、8,316件と4行目の企業版ふるさと寄附金は6件を受入れたものです。下から6行目の目3ふるさと基金繰入金、その下の目4まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金で頂きました寄附金を繰り入れるものです。次に26ページをお願いいたします。備考欄の中ほどの広告掲載料は、広報紙への広告掲載料を1社から受入れたものでございます。その下のくま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、くま川鉄道再生協議会へ派遣されております職員の人件費分であさぎり町を除く9市町村から負担金を受入れたものです。その下2つ下のコミュニティー助成事業助成金は、宝くじ助成事業を活用ししらがね寮の公用車購入費用の一部として受入れたものです。下から2行目の節2デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化共通化に伴う補助金を受入れたものです。次に28ページ目をお願いします。上から2行目の目8災害復旧費、節2のその他の公共施設公用施設災害復旧事業債は、くま川鉄道災害復旧事業債の現年度分と繰越明許分をそれぞれ受入れたものです。次に34ページをお願いします。続きまして歳出になります。主なものについて御説明いたします。上から2行目の目3文書広報費、節10需用費の備考欄の上から2行目の印刷製本費ですが、毎月発行しております広報あさぎりの印刷費となります。その下の11役務費の備考欄の受講料ですが、ドローンの免許取得にかかる費用で新しく1名の職員が取得し、現在13名の職員が免許を取得しております。次のドローン点検手数料と機体保険料は、町が所有しております大型ドローンの2基分の費用となります。身体検査手数料は、試験を受講するための手数料で職員1名分となっております。節12委託料の備考欄の2行目のメール配信システム委託料は、令和4年度から新しくなりましたメール配信システムの費用となります。次に38ページ目をお願いします。最下段の目7企画振興費で

す。次に39ページをお願いします。最上段の節1報酬で、備考欄のまちづくり審議会では、第3次あさぎり町総合計画の策定に伴う会議を7回開催した費用となっております。また地域公共交通会議は1回開催分と男女共同参画審議会も4回開催した費用となります。下から4行目の節7報償費は、町制施行20周年の式典に関するダンス創作及び中学校ブラス部出演、ダンス動画制作等の謝金の費用となっております。次に40ページ目をお願いします。2行目の節12委託料の備考欄の1行目のあさぎり町の歌編曲委託料は、町制施行10周年のときに作成しておりますコーラス調の楽曲を町制施行20周年においてダンス曲調に編曲した業務の費用となります。その下の総合計画作成業務委託料は、総合計画と総合戦略を策定した支援業務の費用となります。その下のeスポーツイベントの企画運営業務委託料は、町制施行20周年を記念して、ポッポ一館で開催しましたeスポーツイベントの開催費用となります。その下の食の連携事業につきましては、町制施行20周年を記念して、南稜高校と球磨農林学の授業において、あさぎり町内の生産農家の食材を活用し、イタリアンシェフによる座学と試食会を実施したものです。次に3行目の節18負担金補助及び交付金、備考欄の地方バス運行等特別対策補助金は、路線バスの運行に必要な経費に対して補助したものです。その下の9行目のくま川鉄道経営安定化補助金は、災害復旧工事が継続されている中における鉄道の運行を確保するために補助したものです。ひとつ飛びましてスマートインターチェンジ整備促進協議会負担金は、令和3年度から整備事業費の元利償還が始まっており、その負担金を支出したものです。ひとつ飛びまして新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援負担金は、くま川鉄道及び町内タクシー事業者に対しまして燃料の価格高騰などの影響を含めて、安定的な事業が展開できるよう支援したものです。ひとつ飛びまして物価高騰対応生活者支援LPガス協会補助金は、物価高騰対策事業として町内でLPガスを利用している方への支援するために補助したものです。なお補助対象交付は2,402世帯となっております。その下の地域脱炭素推進補助金は、町が定めた脱炭素推進補助金の交付対象事業者が実施した実績に応じて支払った補助金となります。今回2事業者において設置を行っております。最下段の目8電子計算費、次の41ページをお願いいたします。上から4行目の節12委託料は、職員が使用します電算システムの改修費費用及び保守業務、町内施設接続拠点のネットワークサービスにかかる費用となります。その下は、RPAシナリオ作成支援業務にかかる費用となります。その下の節13使用料及び賃借料は、職員が使用しておりますシンクライアント、その他サーバー機器等の使用料、住基記録をはじめとする総合行政システム及びペーパーレス会議システム使用料の費用となります。その下の節17備品購入費ですが、ドライシーラー等の購入費用となっております。その下の節18負担金補助及び交付金は、各協議会等の負担金ですが、上から3行目の自治体中間サーバープラットフォーム利用負担金ですがマイナンバーの中間サーバーを利用するための負担金となります。次に43ページをお願いします。上から3行目の目14基金費、備考欄の1行目のふるさと基金積立金と7行目のまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、寄附金と預金利子を積立てた費用となります。次に最下段の目15地域情報通信基盤整備推進事業費、次の44ページをお願いします。上から3行目の節12委託料の備考欄の光ファイバー設備保守委託料は、地上デジタルテレビ再送信時設備、IP告知放送設備、あさぎり光の遠隔保守にかかる費用となります。同じく備考欄の6行目の旧上庁舎内のサーバー機器等

の移転業務委託料は、上庁舎解体に伴い繰越事業にて町有の各種サーバー機器を民間事業者が新規建屋を整備した施設へ移転した費用となります。上から5行目の節14工事請負費ですが、難視聴世帯の地デジ再送信を行うための機器等の取付工事の費用となります。最下段の目17ふるさと寄附対策費、節7報償費は、ふるさと寄附金の返礼品などの必要な費用となります。次に45ページ目をお願いします。最上段の節11役務費、備考欄1行目の広告料ですが2社へ広告掲載した費用となります。上から2行目の節12委託料ですが、ふるさと寄附特産品発送業務委託料は、あさぎり商社へ寄附金の8%を手数料として支払ったものです。その下のふるさと寄附申込受付業務からワンストップ特例申請書受付代行業務委託料は、ふるさと寄附の各ポータルサイト受付窓口業務にかかる費用となります。その下の節13使用料及び賃借料のオンラインワンストップシステムの使用料は、自治体マイページを使用するための費用となります。下段の目18地方創生費は、主に地域プロジェクトマネジャーの人件費及び活動費となります。下から3行目の節7報償費ですが、総合計画の策定とあわせて総合戦略を策定するためにまち・ひと・しごと推進会議を7回開催した費用となります。次に46ページ目をお願いします。1行目の節18負担金補助及び交付金ですが、令和5年度からスタートしましたあさぎり地域づくり協同組合が実施した事業に対する交付金となります。次に2行目の目19地域おこし協力隊費につきましては、企画政策課で4名分と健康推進課で3名分、生活福祉課の社会福祉協議会で1名分の計8名分の決算となっております。なお企画政策課分としましては、上から9行目の節12委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料の4名分であさぎり商社へ委託した2名分とテレワーク施設管理運営で委託しました2名分の費用となります。次に3行目の目20総合戦略費につきましては、主にデジタル田園都市国家構想交付金関係事業の事務に係る時間外勤務手当に支払っております。次に47ページ目をお願いします。上から2行目の目22デジタル推進費、節1のデジタル推進協議会を4回開催した費用となります。下から2行目の節12委託料の備考欄の3行目の自治体DX推進計画策定支援業務は、令和6年度から令和9年度までの4か年における本町の総合計画の方向性に沿ったDXを推進するための個別計画書として策定した費用となります。その下の管理委託料は、昨年度から繰越しておりましたテレワーク拠点整備工事管理の費用となります。最下段の節14工事請負費の備考欄の1行目の工事請負費は、テレワーク施設のトイレ工事等に係る分となりまして、その下は繰越しておりましたテレワーク施設拠点整備工事の費用となります。次に48ページ目をお願いします。2行目の節17備品購入費ですが、テレワーク拠点整備に必要な備品としてWeb会議ができる1人をWebボックス2台と事務局用のパソコン1台等の費用となります。その下の目23生活応援給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した1回分の費用となります。最下段の目24テレワーク施設運営費、中ほどの需用費ですが昨年の2月5日に一部オープンしまして施設運営に必要な消耗品費とトイレの使用に係る下水道使用料として支出したものです。最下段の節13使用料及び賃借料は、テレワーク施設はトイレ、上支所、健幸運動教室が一体となった施設のため利用者のセキュリティーを担保するためスマートロックやクラウドカメラを運用するための費用となります。次に49ページをお願いします。1行目の節14工事請負費は、先ほども御説明しましたクラウドカメラを3か所設置した費用となります。その下の節17備品購入費は、ホワイトボー

ドの購入費用となります。次に54ページをお願いします。54ページから55ページにかけては、項5統計調査費ですが各種統計調査に係る費経費として調査員報酬費、消耗品費等を支出しております。55ページをお願いします。55ページの中ほどの目5住宅土地統計調査が主な調査となっており、それぞれ必要な経費を支出しております。少し飛びまして126ページをお願いします。上から3行目の目1その他公共施設・公用施設災害復旧費の節18負担金補助及び交付金は、くま川鉄道災害復旧工事の負担金として繰越明許費も含めて支出しております。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） ここで追加説明の申出がっておりますので許可します。沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。すいません今から追加説明を資料を配信いたします。資料22ページの款19、項1、目2まちづくり基金繰入金ですが節1のまちづくり基金繰入金を受入れたものの説明の追加をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。財政課所管分について説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入からです。最下段の款2地方譲与税ですが、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものとなっております。項1地方揮発油譲与税及び項2自動車重量譲与税につきましては、市町村道の延長及び面積により案文し交付されたものです。次のページをお願いします。次の項3森林環境譲与税は、私有林・人工林面積、林業受業者数及び人口により交付されたものです。その下の項4地方道路譲与税は本年度受入れはございません。次の款3利子割交付金とその下の款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金は、県に納付された額に対し政令で定める率を乗じて得た額の5分の3を個人県民税の額で案文し交付されたものです。次の款6法人事業税交付金は、法人事業税の一部を事業者数により交付されたものです。次の款7地方消費税交付金は、県に納付された額の2分の1に相当する額を人口及び事業者数により交付されたものです。次のページをお願いいたします。款8ゴルフ場利用税交付金は、本町に所在するゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、次の款9環境性能割交付金は、市町村道の延長及び面積により交付されたものです。次の款10地方特例交付金の項1地方特例交付金は、恒久減税の影響による地方税の減収分に伴う減収補填特例交付金として。項2新型コロナウ

イルス感染症対策地方税減収補填特例交付金特別交付金は、中小事業者等への固定資産税の軽減措置に伴う減収分の補填として交付されたものです。次の款 1 1 地方交付税ですが、まず普通交付税につきましては、国の補正予算による臨時経済対策分の追加交付があり前年度対比で 4, 3 4 1 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。また特別交付税につきましては、前年度対比では 5, 2 9 8 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。次のページをお願いします。下段の款 1 4 使用料及び手数料、目 1 総務使用料は、旧庁舎及び行政財産の目的外使用許可に伴う行政財産使用料でございます。次 2 1 ページをお願いいたします。款 1 7 財産収入です。項 1、目 1、節 1 土地建物貸付け収入は、普通財産の賃貸借契約に伴う貸付収入です。土地建物貸付収入過年度分は、令和 4 年度の普通財産の賃貸借契約に伴う貸付収入です。また 1 行下の節 2 その他普通財産貸付収入、備考欄の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付収入です。下から 2 行目項 2 財産売払い収入、目 1、節 1、土地建物売払収入は、深田畜産センター、上農産加工所、須恵庁舎公用車車庫及び土地等の土地建物売払収入です。次のページをお願いします。最上段目 2 物品売払収入のうち 1 万 8, 9 0 0 円は旧上庁舎の物品の売払いにかかる収入です。中ほどの款 1 9 繰入金の最上段 財政調整基金繰入金は、財源調整により繰入れたものです。上から 6 つ目 項 1、目 6 公共施設整備基金繰入金は、個別施設計画事業等に係る財源等として繰入れたものです。その次、減債基金繰入金は、個別施設計画に基づき実施した施設整備に係る地方債償還金の財源として繰入れたものです。次のページをお願いします。中ほどの款 2 0 繰越金は前年度繰越金並びに繰越明許及び通次繰越分です。款 2 1 諸収入につきまして、次のページをお願いいたします。中ほどの項 4、目 4 雑入になります。財政課所管分としましては備考欄の上から 3 つ目、管内図代がでございます。それから 4 つ下の市町村振興協会市町村交付金は宝くじ収益金からの交付金となります。2 6 ページをお願いいたします。中ほどより下の予算書代から 1 番下の市町村振興協会宝くじ P R 補助金までが財政課所管分となります。次の款 2 2 町債ですが、次のページをお願いします。目 1 総務債、節 1 臨時財政対策債は、国の地方交付税の財源不足により地方債に振替られるものです。その下の節 2 総務施設除却事業債の備考欄上段の総務施設除却事業債のうち 1 億 1 5 0 万円は旧上庁舎解体業務の財源として、下段の総務施設除却事業債繰越明許費分につきましては、旧岡原庁舎解体業務の財源として合併特例債を借入れたものです。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出になります。3 4 ページをお願いいたします。主なものについて説明します。まず総務費の目 4 財政管理費ですが、次のページをお願いします。中ほどの節 1 2 委託料で公会計に係る財務書類の作成支援業務及び固定資産台帳のデータ作成支援業務の委託料を支出しております。次のページをお願いします。目 6 財産管理費ですが財政課所管分としましては、旧庁舎及びその他普通財産の維持管理費また公用車一括管理に伴う経費を支出しております。次のページをお願いいたします。節 1 2 委託料です。上から 1 2 番目不動産鑑定委託料は、深田畜産センター及び旧岡原教職員住宅敷地に係る不動産鑑定委託料として支出しております。ひとつ飛んで P C B 収集運搬委託料 P C B 処理委託料ですが、旧須恵庁舎解体に伴い使用されていた蛍光灯安定器に高濃度 P C B が含まれていることが判明し、P C B 処理事業者へ委託したものです。次のページをお願いします。最上段の委託料、繰越明許については旧上庁舎解体設計委託料です。次に節 1 4 工事請負費のうち財政課所管分の主なものとしましては、1 億 5 4 3 万 4, 9 0 2 円が

旧上庁舎解体工事、386万4,236円が町有地擁壁改修工事となります。工事請負費繰越明許については、全額旧岡原庁舎等解体工事分となります。節17備品購入費は、公用車2台及び消火器の購入になります。次43ページをお願いいたします。中ほどの目14基金費、節24積立金です。備考欄の3行目 公共施設整備基金積立金は、留保財源活用による積立て2億円のほか、基金の運用収入と土地売払い収入を積立てたものです。その下の財政調整基金積立金は、運用収入と前年度繰越金の2分の1に相当する額の積立てによるものです。ひとつ飛んで減債基金積立金は、留保財源活用による積立て2億円のほか基金の運用収入と今後の公債費の償還の財源を積立てたものです。次126ページをお願いいたします。中ほどより下款11公債費になりますが、目1元金及び目2利子につきましては長期債に伴う元利償還金となります。その下の款12予備費ですが、予算額800万円に対して465万4,000円の予備費充用を行っております。以上で歳出の説明を終わります。最後に財産に関する調書につきまして説明します。129ページをお願いいたします。財産に関する調書まず行政財産になります。決算年度に増減があったものについて説明いたします。左側の土地について本庁舎の1万4,256平米の減は、東庁舎の用途廃止による普通財産への移動。消防施設の218平米増は、古草城防火水槽用地の買収による増。その他の施設の1万6,454平米の減は、旧上庁舎、岡原畜産品評会場の用途廃止による普通財産への移動及び柳別府公民分館の区への譲渡による減、並びにあさぎり駅周辺整備用地の購入による増です。次に建物です。まず木造につきまして消防施設の30平米の増は、須恵庁舎別館の一部の消防詰所への用途変更によるものです。公営住宅の58平米の減については、堀ノ内団地の解体に伴う普通財産への移動等による減。その他の施設の363平米の減は、須恵畜産センターの解体に伴う普通財産への移動による減や柳別府公民分館の区への譲渡等による減などです。次に非木造ですがその他の施設で3,756平米の減となっております。旧上庁舎、農村女性の家及び免田畜産センター等の用途廃止による普通財産への移動による減などでございます。次のページをお願いします。普通財産になります。まず土地につきまして宅地2万8,931平米の増ですがこれは行政財産から普通財産に移動した旧上庁舎、旧東庁舎等の増や個人への売却による減などによるものです。次に建物木造10平米の増となっておりますが、これは旧岡原庁舎支所ごみ収集場の行政財産からの異動によるものです。また非木造で3,084平米の減となっておりますがこれは旧上庁舎や旧岡原庁舎及び給食センター等の解体による減によるものです。次のページをお願いします。1枠目 土地及び建物の表が行政財産と普通財産を合計した総括表となっております。2枠目 山林につきまして面積の増減はございません。立木の推定蓄積量につきましては、森林簿の面積により材積を算出しており所有林が2万1,706立米の増。分収林が432立米の増となっております。以上で財政課分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹 君） はい。農業委員会所管分について歳入から説明します。

14ページをお願いします。上から4段目の目4農林水産手数料、節1農業手数料 備考2行目の耕作証明等手数料は、1件当たり300円の証明料133件分の手数料収入になります。19ページをお願いします。目4農林水産事業費県補助金、節1農業委員会費補助金 備考1行目の農業委員会交付金は、農業委員会が行う農地法などに定められた事務に要する経費の財源として交付

されたもので、農業委員手当、職員の人件費に充てております。2行目の機構集積支援事業補助金は、担い手への農地集積集約化を支援するために交付されたもので、農地の利用状況調査や農地の権利移動等の状況把握等を行う会計年度職員の報酬と手当、農業委員や職員の研修費等に充てております。3行目の農地利用最適化交付金は、農業委員が農地利用最適化に向けた活動に対して交付されたもので農業委員報酬の能率給や委員タブレットの通信費等に充てております。4行目の国有農地管理処分事業費事務取扱交付金は、あさぎり町内の国有農地に対して事務管理費用として交付されたもので需用費に充てております。23ページをお願いします。最下段の目2の農林水産費受託事業収入、節1農業委員会受託事業収入 備考1行目の農業者年金受託事業収入は、農業者年金基金から委託を受け農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されたもので、主に職員の人件費に充てております。2行目の農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地売買等の業務を行う市町村に対して取扱い実績に応じて交付されたもので、契約時に立会いをお願いする委員の費用弁償や事務に係る需要費に充てています。節2農業費受託事業収入 農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい農家と借りたい農家との中間管理業務を行う市町村に対して交付されたもので、業務を行う会計年度職員の報酬と手当に充てています。25ページをお願いします。雑入の備考下から11行目の情報活動交付金は、全国農業新聞の普及活動のために交付されたものです。次に歳出を説明いたします。78ページをお願いします。最下段目1農業委員会費、節1報酬 備考1行目の農業委員報酬は委員26人分の年報酬になります。2行目の会計年度任用職員報酬と79ページの節3職員手当等、節4共済費では、農地の相談受付業務をはじめ土地利用状況調査、農地パトロール時の資料作成や調査後の集計等の事務補助を行う会計年度任用職員1名分の人件費を支出しています。節8旅費の費用弁償は、農業委員会総会や農地売買契約時の立会い、3年の任期中に1回実施します管外先進地研修における費用弁償になります。節11役務費の1行目通信運搬費は、農業員用タブレット26台の通信料、3行目遊休農地調査手数料は8月に実施します農地利用状況調査時の農業委員への調査手数料になります。節12委託料の農地台帳システム保守委託料は、農家台帳システムの保守料になります。節13使用料及び賃借料の1行目ソフトウェア使用料は、農業員用のタブレット26台のソフトウェア使用料、2行目の農政業務支援システム使用料は農地の地図情報システムクラウドソフトの使用料、3行目の農地台帳システム使用料は農家台帳システムの使用料になります。目2農業者年金事務受託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり農業者年金基金から委託を受けて行っている事業に対する人件費等が主な支出となります。80ページをお願いします。節10需用費の印刷製本費では、6月と12月の年2回農業委員会だよりを発行しています。84ページをお願いします。2段目、目11農地中間管理事業費は主に熊本県農業公社から委託を受け農地を貸したい借りたい農家との農地賃借の事務を行い、農地の集積業務を行う会計年度任用職員1名分の人件費になります。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは農林振興課所管分についての説明を申し上げます。まず歳入になります。12ページをお願いいたします。上段の枠 目1農林水産事業費分担

金になります。節1 農地等災害復旧費分担金は、令和2年7月豪雨において令和4年度に竣工した農家負担分5件を受入れた令和5年度に竣工した農家負担分5件を受入れたものです。次に節2 林業費分担金は、深田内山地区法面保護工事に係る受益者分担金となります。次に目3 農林水産事業費負担金、節1 農業費負担金の国営川辺川総合土地改良事業負担金は、令和5年度における農家からの償還金となります。次のページをお願いいたします。2段目の目4 農林水産使用料、節1 農業施設使用料ですが農林振興課で所管しておりますもみじ館、定住促進センター、畜産センターの52万4,840円と薬草加工場の使用料357万6,000円となっているところです。次のページをお願いいたします。目4 農林水産手数料、節1 農業手数料の農業振興地域証明手数料は37件分の手数料となっているところです。また節2 林業手数料は、町有林への入山申請をされた49件分の手数料となります。16ページをお願いいたします。目7 災害復旧費補助金、節1 農林水産施設災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金は、農地2か所、農業用施設4か所を受入れたものです。次の林業施設災害復旧費補助金は、設計委託費と林業施設工事4か所分を受入れたものです。またその下の農地等災害復旧費補助金繰越分につきましては、令和4年度から繰越した農業用施設4か所分を受入れたものです。また林業施設災害復旧費補助金繰越分は、令和4年度から繰越した林道施設工事分4か所分を受入れたものです。19ページをお願いいたします。目4 農林水産事業費県補助金になります。節2 農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金で11件分となります。次の中山間地域等直接支払制度推進費補助金は、中山間の事務費の補助金となります。また中山間地域等直接支払交付金は、交付金支払い額の国県分4分の3を受入れたものです。次の農業次世代人材投資事業補助金は、個人2名、夫婦4件の合計10名が対象となっております。次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、町地域農業再生協議会へ交付した経営所得安定対策に係る事務補助金となります。次の多面的機能支払制度推進費補助金は、多面的機能の事務費の補助金となります。また多面的機能支払交付金につきましては交付金支払い額の国・県分4分の3を受入れたものです。環境保全型農業直接支払推進費補助金は、事務費分の補助金となります。次の環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上を低減する取組とあわせて、緑肥の作付等のいずれかを行う取組に対する国・県分4分の3の交付金となります。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主食用米生産状況の把握や米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策の調整などの事務補助金となります。また土地利用型農業支援事業補助金は、土地利用型農業で中山間地域において支援される麦生産拡大支援における2団体分を受入れたものになります。次の農業農村整備事業推進交付金は、清水地区排水路改修工事を繰越しておりますが令和4年度事業分を受入れたものです。次の農業制度資金保証料補助金につきましては、新型コロナウイルス対策緊急支援金として農家が借入れた資金に対し県からの保証料補助金を受入れたものです。また攻めの園芸生産対策事業費につきましては、急激な気候変動に対し作物を守る環境整備ということで、JAくまイチゴ部会5戸の農家の環境モニタリング機器の導入に対し、総事業費の3分の1を受入れたものです。次の経営開始資金事業補助金は、令和4年度から農業次世代人材投資事業の名称及び内容が一部変更になったものです。次の経営開始内容が一部変更になったもので1名分を受入れたものです。また球磨川流域地産地消支援事業

補助金は、球磨川流域の市町村が実施する地産地消の取組を後押しするもので、あさぎり中学校農業体験ラボ事業に対し支援されるものです。また県産麦安定生産体系構築支援事業補助金は、国内需要はあるが品質や安定供給に課題があり輸入依存度が高い麦について排水対策等に係る機械の導入を図ることで、品質の向上と収量の確保により安定化を図ることを目的とした単県事業で6件の農家に対し、税抜事業費の2分の1を受入れたものです。次の耕畜連携飼料増産推進モデル事業費補助金は、耕畜連携をさらに推進することで良質な土づくりや作付品目の収量向上を目指し、飼料コストを低減することで経営の安定を図る単県事業で1件の畜産農家分税抜事業費の2分の1を受入れたものです。また次の土地改良区決済金支援補助金につきましては、令和5年度から始まった国の畑地化支援事業に伴い土地改良区に支払う除外決済金ということになります。次のページをお願いいたします。最上段ががまだす里モン支援事業補助金は、あさぎり豪農's フェスタへの県の補助金となります。次の農業農村整備事業推進交付金繰越は、令和4年度から繰越した清水地区排水路改修工事について受入れたものです。次に節3林業費補助金になります。有害鳥獣駆除補助金につきましては、鹿、イノシシ、猿の駆除分で国の鳥獣被害防止総合対策推進交付金の659万9,000円と県の有害鳥獣被害対策事業補助金の90万9,000円を受入れたものです。また造林事業補助金は下刈り16.45ヘクタール、間伐22.69ヘクタール、再造林3.28ヘクタール、鳥獣防止施設1,196メートルに対する補助金となります。また次の間伐等森林整備促進対策事業補助金は、森林資源の充実と公益的機能の維持増進のための間伐等を推進し、県が策定した強化計画に基づき原木を安定的に供給する目的で46.91ヘクタールの間伐を実施したものに対し受入れたものです。次の造林事業補助金の繰越しは、36.99ヘクタールの間伐に対するものとなります。最下段の目2農林水産事業費県補助金、次のページをお願いいたします。最上段 節1農業費委託金の国営事業継続地区推進調査委託金は、国営川辺川事業の地区推進調査費として県からの委託金を受入れたものです。次に最下段の目1不動産売払収入、節2その他不動産売払収入は、素材生産売払いのみの収入となります。23ページをお願いいたします。上段の目9林業振興基金繰入金は、林業従事者に対し、あさぎり町林業振興基金を活用した事業で林業振興基金事業補助金交付要綱に基づき林業従事者育成事業、林業振興機械等整備事業の申請に対し基金を繰入れたものです。次のページをお願いいたします。目4雑入になります。次のページをお願いいたします。4行目の森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の町村ごとの組合利用実績により交付されるものです。また環境保全型直接支払交付金返還金は、取組要件等の不足により国・県・町分を合わせた3名分の返還金となります。また薬草加工場光熱水費は、あさぎり薬草合同会社が使用する加工場の電気使用料を受入れたものです。次の立木伐採補償金は、球磨中央森林組合が個人からの委託を受けた隣接する町有林の一部を誤って伐採したものを補償金として受入れたものです。次の中山間地域等直接支払交付金精算金は、農用地の利用変更に伴う農振除外による集落からの返還金となります。次の田んぼダム協力支援事業補助金は、令和4年度に実施した6名分の経費について受入れたものです。次の旧岡原畜産センター光熱水費は、令和5年6月に畜産センター条例を削除しておりますが集会場につきましては四半的協会へ貸付けをされており光熱水費を受入れたものです。次の森林保険料返還金は、森林保険の変更申請に伴う返還金となります。また緑化苗木配布事業助成金は、令和5年2月に

開催した植樹祭の苗木代を人吉球磨地域みどり推進協会から受入れたものです。27ページをお願いいたします。町債で目3農林水産事業債、節1農業施設除却事業債は令和5年度に所管施設の解体をしておりますが4施設分となります。次の節2川辺川土地改良事業債は、国営川辺川総合土地改良事業が完了し町負担分の償還金に対して借入れたものです。また節4公有林整備事業債は、深田地区法面对策事業における工事費に要した経費について借入れたものです。28ページをお願いいたします。目8災害復旧債、節4農林水産施設災害復旧事業債の林道施設災害復旧事業債は、令和4年の台風14号による林道施設1か所に対する補助裏分、また次の繰越明許分は、令和4年から繰越した4か所分に対するものとなります。次に43ページをお願いいたします。歳出になります。目14基金費になります。節24積立金の下から2行目の林業振興基金積立金及び次の森林環境譲与税積立金は、会計課から説明がありましたそれぞれ基金運用利子分を積立てたものです。80ページをお願いいたします。下段の目3農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが節18負担金補助及び交付金につきましては、農業振興を図るため県・郡市における協会等の負担金となります。なおこれ以降の説明におきましては、歳入で説明したものについては基本的に省略して説明を申し上げたいと思います。次のページをお願いいたします。目4農業振興費です。節7報償費は毎年実施しておりますがタバコ支部大会における町長表彰時の副賞金と農業次世代人材投資事業に係る指導農業士への謝金となります。節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興連絡協議会負担金につきましては、町農業振興のためJAと連携を図ったものです。3行目の農業共済金補助金は337件の農家へ助成をしたところです。また有機農業推進補助金につきましては、有機センターの堆肥購入と土壌分析の補助金で3分の1の支援をしており13団体へ助成をしたところです。次の農業振興事業補助金につきましては、町単独の農業施設機械整備事業とし、補助金として49件2,490万9,000円と町独自の農業後継者育成支援補助給付金として24名の1,656万2,000円。また大豆の作付に係る種子代とライスセンター利用料の2分の1の助成を大豆生産部会へ支援したものです。次の鳥獣対策事業補助金につきましては、電気柵等の設置に対する補助金で4件の申請があったものです。中ほどの農業支援センター運営負担金は、産業活性化基金等を活用し農業支援センターの運営費としたものです。下から3行目農業振興イベント補助金は、国のがまだす里モン支援事業補助金に同額を上乗せし、豪農's フェスタへ支援したものです。次の肥料価格高騰対策事業支援金繰越は、国・県の支援金と合わせ町の支援15%以内で412件の農家を支援したものです。なおこれにつきましては、主に令和5年度の春肥分ということになります。次のページをお願いいたします。目5農業経営基盤強化促進対策事業費です。節1の報酬は総合農政協議会の委員への報酬となります。次に節18負担金補助及び交付金の認定農業者協議会への補助金で会員235名、14名の役員で活動をされているところです。その下認定農業者女性の会につきましては、会員45名、役員7名での運営となっているところです。次に目6農業後継者育成指導費です。節7報償費及び節10需用費と節11役務費につきましては、令和2年度から実施しておりますあさ中農業体験ラボの経費となります。次の節12学童農園委託料ですが、学童農園につきましてはJA壮青年部へそれぞれの小学校区ごとに委託をしているものです。また節13使用料及び賃借料の学童農園土地借上料は、その土地の借り上げ料となります。次に目8

水田農業経営確立対策事業費ですが節１報酬と節９旅費の水田営農推進協議会委員報酬、費用弁償につきましては、全体会を開催した分とそれから水田現地確認等の経費となっております。節１８負担金補助及び交付金の地域再生協議会補助金は、歳入で経営所得安定対策推進事業費補助金として受入れたものを協議会へ事務費として支出しているものです。また需要適合生産推進事業費補助金は、歳入で説明しました水田産地化総合推進事業補助金３６万１,０００円のうち１５万６,０００円を再生協議会の推進事務費として支出したものです。次に目９農業施設管理費の節１０需用費と次のページをお願いいたします。節１１役務費につきましては、農林振興課で所管しております農業用施設それから農村公園と薬草加工所分の経費となります。次に節１２委託料ですが、トイレ清掃委託料から５行目の除草清掃委託料につきましては、町内の農業施設や農村公園の管理委託料となります。また農産加工センター指定管理委託料は、あさぎり商社へお願いしているものです。次の天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会へ除草や植栽作業などを委託したものです。また岡原農産物処理加工施設指定管理委託料は、岡原やったる会へ指定管理としてお願いしているものです。次に節１３使用料及び賃借料の２行目土地借上料は、天子の水公園の土地賃借料となります。４行目の仮設トイレリース料は、免田畜産センター除却に伴い仮設トイレを設置したものです。次の節１４工事請負費は、所管施設の除却等に伴うものとなります。続きまして目１０畜産事業費です。８４ページをお願いします。節１８負担金補助及び交付金で４行目の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留促進事業に７４５万円、それから悪臭や害虫対策などの環境対策費として１０３万８,０００円、ヘルパー事業として１４５万３,０００円を支出しておるところです。また家畜伝染病防疫対策補助金につきましては、資材代として交付をしたものです。次に目１２農業振興地域整備促進事業について、節１２委託料の農業振興地域整備計画策定委託料は、基礎調査と整備計画書を策定し、県との協議を行ったものです。次に目１３中山間地域等直接支払制度事業費です。８５ページをお願いいたします。節１８負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金につきましては、協定に基づき４０集落へ支出したものです。また節２２償還金利子及び割引料の中山間地域等直接支払い交付金返還金は、歳入で説明をいたしました農用地の利用変更に伴う農振除外による返還金となります。次に目１４多面的機能支払制度事業費です。節１８負担金補助及び交付金で多面的機能支払交付金農地維持それから資源向上・共同と資源向上・長寿命化の交付金につきましては、全６４組織分をあさぎり町広域協定で取りまとめを行って事業を行ったものです。次の目１５環境保全型農業直接支払制度事業費は、歳入で説明をいたしました化学肥料等を低減する取組に対し交付したものです。次の節２２償還金利子及び割引料の返還金につきましては、県の抽出検査において令和２年度・３年度におきまして、取組における堆肥のせよの要件である土壌分析の未実施が判明したため国庫それから県分を合わせて返還をしたものです。次に目１６農地費になります。節１０需用費の修繕料は、排水路や集水桝、農道等の農業用施設における１３か所の修繕となります。節１２委託料は、団体営事業となる３か所分の排水路改修等に係る土改連への設計委託料となります。また節１３使用料及び賃借料は、用排水路における土砂撤去や法面崩土除去に係る機械借上料３５件分となります。次の節１４工事請負費ですが黒田地区排水路改修に伴う２件、また清水地区における団体へ事業等における工事前払金等になります。次のページをお願いいたします。

最上段の工事請負費繰越しにつきましては、令和4年から繰越した清水地区排水路改修工事に伴うものです。次の節15原材料費につきましては、被災か所等の修繕に要した材料代2か所分となります。次に節18負担金補助及び交付金の土地改良事業団体連合会負担金につきましては、一般特別農道台帳管理の各賦課金の合計になります。また土地改良区負担金は、令和2年7月豪雨を受け各土地改良区と分担契約を結んでおりますがこれに基づき負担金を支出したものです。2行飛びまして農業農村整備事業推進交付金につきましては、百太郎土地改良区における井口川転倒ゲート補修工事に伴う町の負担金となります。また県営土地改良事業負担金は、県の田んぼダム普及拡大モデル事業に係る町の負担分となります。次に熊本県農業農村整備事業推進交付金繰越は、幸野溝土地改良区が令和4年度から取り組んだ2か所分の改修工事で対象事業費の20%を負担したものです。次に目17川辺川総合土地改良事業費です。節18負担金補助及び交付金ですが、川辺川土地改良区運営補助金につきましては、関係6市町村で負担しているものです。また川辺川土地改良総合土地改良の町及び農家負担金について事業の完了に伴う精算金となります。次の川辺川地区水利施設管理強化事業負担金は、川辺川事業の今後の管理運営業務に対する錦町への負担金となります。次のページをお願いいたします。下段の目1林業総務費は、主に人件費、町有林の管理、業務委託料と林業関係の団体負担金を計上したものです。次のページをお願いいたします。節12委託料の町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合へ町有林の監視や維持管理などを委託しているものです。次の林地台帳システム保守委託料は、平成30年度に導入したシステムの保守を行っているものです。次の出生祝い用木製贈答製作委託料は、森林環境譲与税を財源として事業の実施・製作をしたもの。それから木製額縁製作委託料は、金婚式夫婦表彰時賞状の額縁製作になります。また節13使用料及び賃借料は、町有林アクセスのため皆越地八ヶ峰作業道用地の借り上げ料となります。節18負担金補助及び交付金につきましては各種協議会への会費や負担金となっております。次のページをお願いいたします。3行目の緑の少年団補助金につきましては、上小学校・岡原小学校・須恵小学校の3校分となります。次に目2林業振興費です。節11役務費の林業経営管理森林保険料は、2か所4.7ヘクタール分の保険料となります。また節12委託料の森林経営管理造林委託料は、森林経営管理制度に基づき森林環境譲与税を活用したもので契約を結んだ須恵地区の2か所を実施したものです。次に節18負担金補助及び交付金のシイタケ生産促進事業補助金は、種駒購入に対し5件の農家へ交付したものです。また林業活性化推進協議会負担金は、林業木材産業の活性化を推進するためにポッポ館や熊本県伝統工芸館へ伝統工芸館で手仕事展を行い、主工業のつくり手の意欲向上とあさぎり町のPRを行ったものです。次の林業従事者育成促進事業補助金は、林業事業者が個人で使用するチェーンソーや刈り払い機等の林業機械を導入する経費について5件の林業従事者へ交付したものです。次の森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林の保全管理や資源を活用するための活動組織に対して支援されたもので、あさぎり町放置竹林再生協議会に対し町分を支援したものです。次の林業振興機械等整備事業補助金は、1件の事業者へ特用林産物に係る機械の導入に対し、補助を行ったものです。次に目3公有林整備事業費です。節11役務費の組合手数料は森林組合への素材生産造林委託料の5%と市場手数料は素材生産収入の6%と極積料となっておりところです。次の森林保険料は、町有林431.71ヘクタール分の掛金となります。

節１２委託料の素材生産委託料は、次ページの繰越分を含め間伐１０件を森林組合へ運搬販売を委託したものです。次の造林委託料は、次ページの繰越分を含め間伐１０６．５９ヘクタール、下刈り１６．４５ヘクタール、造林事業３．２８ヘクタール、鳥獣被害防止ネット１，１９６メートルを森林組合へ委託したものです。９０ページをお願いいたします。節１４工事請負費は、深田内山地区の法面保護工事に係るもの。また節１５原材料費は植樹祭で使用した苗木代等になります。次に目４林業林道維持費です。節１０需用費の修繕料は、林道施設である林道路肩や路面等の比較的軽微なものの修繕５か所を行ったものです。また節１３使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道の法面・路面補修清掃等で必要となった機械等２２件の借り上げ等を行ったものです。次に節１５原材料費は、修繕や補修工事に付随する大型土のうや敷地砂利となります。次に目５鳥獣被害防止事業費になります。節１１役務費の施設賠償責任保険料は、自治体が設置するわなに対する保険料となります。また節１８負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に５隊ある捕獲隊へ運営補助金として各隊１０万円を補助したものです。次の有害鳥獣防止対策協議会補助金は、協議会の運営費それから箱わな等の購入や若手狩猟者育成事業として南稜高校生を対象に箱罟・くくり罟の研修会や講座及びジビエ教室などが実施されているものです。また有害鳥獣駆除補助金ですが、令和５年の実績といたしまして鹿１，０７８頭、イノシシ２３４頭、サル２７頭、カラス２４羽、アナグマ７５頭を捕獲しております。次の上球磨射撃場整備事業負担金は、関係４町村で負担をしたものです。次に目１水産業総務費です。次のページをお願いいたします。最上段の球磨川漁協稚魚放流事業を委託料は、球磨川漁協の協力のもと毎年実施しているものであさぎり町内の河川合計６か所にヤマメの稚魚３万６，０００匹を放流したものです。１２５ページをお願いいたします。災害復旧費になります。下段の目１農地等災害復旧費の節１２委託料は台風１４号により被災した皆越地区災害復旧の測量他２件を委託したものです。節１４工事請負費につきましては、主に令和４年度の台風１４号に係るもので令和５年度分として５件、またその下令和４年度の繰越分として４件を実施したものです。次の目２林業施設災害復旧費の節１２委託料につきましては、令和５年７月の梅雨前線豪雨による４件分の設計委託料です。次の節１４工事請負費につきましては、上段が台風１４号で被災し現年度で実施した４か所分、２段目繰越分として実施した４か所分となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明の途中ですがここで休憩いたします。再開は午後１時３０分から再開いたします。

休憩 午後１２時０５分

再開 午後 １時３０分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明申し上げます。

13ページをお願い致します。歳入です。使用料及び手数料 表上段目5、節1 商工施設手数料につきましては、ポッポ館の使用料とJAくま免田支所の賃借料になります。15ページをお願い致します。国庫支出金最下段 目4 商工観光費国庫補助金、次のページをお願い致します。最上段の節1 観光費補助金の備考欄 デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金として受入れたものでございます。備考欄下段の先導的官民連携支援事業補助金につきましては、歳出で商工総務費の委託料の中にて実施しております官民連携事業導入可能性調査委託料の補助金として国土交通省より受入れたものでございます。次22ページをお願い致します。款19、項1、目5 産業活性化基金繰入金につきましては、農業支援センターの運営補助と商工業振興補助金にそれぞれ充当したものでございます。24ページ続きまして目4 雑入です次のページをお願い致します。備考欄中ほどの商工コミュニティーセンター電気料につきましては、くま川鉄道とJA分の電気料を受入れたものでございます。27ページをお願い致します。続きまして町債目4 商工観光債 販路拡大事業債につきましては、あさぎり商社での販路拡大事業への財源として借入れたものでございます。次43ページをお願い致します。歳出になります。主なものについて説明いたします。目14 基金費、節24 積立金 商工観光課所管備考欄中ほどにあります産業活性化基金積立金につきましては、利子を積立てております。続きまして91ページをお願いいたします。目1 商工総務費、節11 役務費 登記手数料の不用額につきましては、昨年購入いたしました土地の所有権移転登記を直営で行ったことから不用額としたものでございます。節12 委託料の官民連携導入可能性調査委託料につきましては先ほど歳入で申し上げましたあさぎり駅周辺整備基本構想に基づき官民連携による周辺整備の可能性について調査を委託したものでございます。節16 公有財産購入費につきましては、役務費で説明いたしましたあさぎり駅前の民有地の購入費になります。次のページをお願い致します。節18 負担金補助及び交付金の主なものとしまして商工会の補助金そしてその下 商工業制度資金利子補給費補助金 事業の近代拡充のための融資の利子の一部を補助するものとして昨年9件に支出しております。店舗改装事業補助金につきましては、去年は新築が2件、改装が5件 計7件でございます。次の住宅リフォーム等補助金につきましては、新築が6件、リフォームが65件 計71件に支出をしております。ひとつ飛びまして地域イベント補助金につきましては花菖蒲まつり、冬のイベント、ひな祭り結婚対策イベントへ支出をしております。次の販路拡大強化事業補助金につきましては、歳入で説明いたしましたあさぎり商社への販路開拓の事業として支出しております。ひとつ飛びまして消費生活相談業務負担金につきましては、協定先の人吉市へ支出。その下おまけつき商品券発行事業補助金につきましては商工会の事業としまして10%プレミアム商品券へのほうへ助成として補助金として支出しております。次の商工業振興補助金につきましては昨年67件に交付をしております。続きまして目2 商工施設費、節14 需用費の電気料につきましてはポッポ館と商店街及び駅前中央広場街灯等になります。修繕料のと主なものとしましては、商工コミュニティーセンター非常用蓄電池ほか消防設備等の修繕などです。節12 委託料の施設管理委託料につきましては、休日及び夜間のポッポ館管理についてシルバー人材センターに委託しているものでございます。その下それぞれポッポ館に付随する委託料について支出をしております。次のペー

ジをお願いします。上の段節17備品購入費はコミュニティーセンターの音響設備、AEDの更新、会議用のモニターなどが主なものとなっております。続きまして項2、目1観光費、節8旅費の主なものとしましては銀座熊本館で実施いたしましたあさぎりフェア開催に伴う旅費のほか、旅費等になります。節10需用費 印刷製本費につきましてはパンフレット等の増刷などになります。電気料につきましては電灯、街路灯分となります。修繕料の主なものはビハ公園の給水設備や秋時観音の街灯や谷水薬師駐車場トイレの修繕などになります。節11役務費の中の通信運搬費につきましては、ビハ公園とおかどめ幸福売店の光ブロードバンド使用料です。広告料につきましては高速道路リーフレット広告のほか各種新聞や情報誌への広告掲載となっております。続きまして節12委託料につきましては、おかどめ幸福駅売店とビハ公園キャンプ場の指定管理委託料のほか、浄化槽管理につきましては商工観光課が所管するトイレ等の委託管理、谷水薬師休憩所管理委託料は地元保存会への委託として、その他各委託について支出をしております。次のページをお願いします。節18負担金補助及び交付金の中の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、デジタル田園都市国家交付金と企業版ふるさと納税寄附金に一般財源を合わせて支出をしております。その下、人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金につきましては、町村からの派遣職員についての負担割合について支出をしております。県スクラムチャレンジ推進補助金につきましては県と連携したアニメなどを活用した観光事業の負担金となります。続きまして項3目1定住促進費節1から節8備考欄 費用弁償につきましては、定住対策支援員としまして配置しております会計年度職員1名分になります。普通旅費の主なものとしましては昨年台湾の台湾新北市幸福駅との友好提携式の随行、東京で開催されました第三者承継に関する移住定住相談会に参加したものでございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、各協議会負担金と次のページをお願いします。最上段の定住促進奨励補助金につきましては、昨年度実績は4件ございました。うち3件が40歳未満でございました。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それでは建設課所管分につきまして説明いたします。13ページをお願いします。歳入でございますが、目の3番目で目6土木使用料、節1住宅使用料につきましては、町営住宅使用料及び浄化槽使用料でありまして住宅使用料の現年度分の徴収率としましては99.2%となります。収入未済額1,066万7,814円のうち住宅使用料につきましては、現年度分が15件で65万5,734円、過年度分が延べ114件で999万180円となります。16ページをお願いします。目5土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金で、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金であります耐震診断2件と耐震改修工事1件それから繰越分では、耐震改修工事1件に対するものとなります。節2道路橋梁費補助金につきましては、歩道整備、舗装補修、橋梁補修、法面改良及び自転車道整備に伴う補助金としまして現年度分、繰越分それぞれに対して受入れております。収入未済額につきましては、令和6年度への繰越しによるものです。節3住宅費補助金につきましては、別府団地の改修工事に伴う補助金となります。次に目7災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、町道及び河川の災害復旧事業に伴う補助金になりますが予算額に

対して調定額が少ないことにつきましては、繰越事業におきまして皆越線の災害復旧を先送りとしまして執行しなかったことで補助金が減額となったものです。収入未済額につきましては、令和6年度への繰越しによるものです。最下段の目3土木費国庫委託金につきましては、次の17ページをお願いします。節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の排水樋門の管理委託金になります。20ページをお願いします。目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金としまして国庫補助金と同様に受入れております。最下段の目2農林水産事業費県委託金につきましては、次の21ページをお願いします。節1農業費委託金で2行目の清願寺ダム管理委託金につきましては、ダム管理経費の2分の1を県から受入れております。次の目3土木費県委託金、節1河川費委託金につきましては、県管理河川の護岸の雑草処理の委託金になります。25ページをお願いします。雑入になりますが中ほどの14行目で公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新に伴う補助金になります。次の行の熊本地震復興基金交付金過年度分につきましては、令和4年度の耐震化支援事業に対する県の補助金になりますが年度未完了分につきましては申請事務の手続上から翌年度での受入れとなったものです。次の行の公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和4年度までに行いました測量設計等に対する補助金になりますので過年度分として受入れております。27ページをお願いします。目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良や舗装補修事業等の財源としまして合併特例債と緊急自然災害防止対策事業債を借入れておりますが、予算額に対して調定額が少ないことにつきましては、令和6年度に繰越して借り入れるものと繰越事業の実績により減額となったものです。次の節2河川債につきましては、町管理河川のしゅんせつ事業や改修事業の財源としまして緊急しゅんせつ推進事業債と緊急自然災害防止対策事業債を借入れておりますが予算額に対して調定額が少ないことにつきましては、令和6年度に繰越して借り入れるもの、それと繰越事業の実績により減額となったものです。次の28ページをお願いします。目8災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債につきましては、河川と道路の災害復旧における借入れであります但し予算額に対して調定額が少ないことにつきましては令和6年度に繰越して借り入れるもの、それから繰越事業の実績により減額となったものです。86ページをお願いします。歳出でございますが、目18清願寺ダム管理費につきましては、ダム管理に要する費用でありまして主なものとしましては、次の87ページをお願いします。節12委託料で機械設備の保守点検や清掃委託、観測業務の費用と節18負担金補助及び交付金で清願寺ダム防災事業負担金につきましては、ダム施設の更新に向けての設計における負担金、次の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、ダムに堆積した土砂の撤去における負担金となります。95ページをお願いします。目1土木総務費につきましては、職員給与と会計年度任用職員の報酬などのほか、節18負担金補助及び交付金につきまして耐震化支援事業の補助金であります但し、現年度分で耐震診断2件と耐震改修工事1件が行われておりまして、繰越分では、耐震改修工事1件が実施されております。次の目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出でございますが9地区で12件の事業が実施されまして、生活環境の改善に取り組んで頂いております。主な支出としましては、次の96ページをお願いします。節13使用料及び賃借料で、道路整備や支障木伐採に伴う機械借り上げの費用、それから節15原材料費で道路整

備に要する生コンや法面の防草シート、ごみ収集所の改修に伴う資材費となります。次の目1道路橋梁総務費につきまして、節12委託料は令和4年度に行いました道路改良などで延長や道路の幅員に変更が生じる部分につきまして道路台帳の補正を行ったものです。節18負担金補助及び交付金の3行目県工事負担金につきましては、単県事業で実施されました国道の側溝整備に伴う負担金であります。次の目2道路維持費につきまして、節10需用費の4行目修繕料につきましては、主に舗装や法面の修繕を行ったものです。次の97ページをお願いします。節12委託料の設計委託料につきましては、橋梁の点検及び補修設計を行ったものです。道路維持委託料につきましては、除草業務などを委託したものです。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員10名の派遣費用です。翌年度への繰越しとしまして、設計委託料で橋梁点検と法面の改良となります。節13使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、町道の封土撤去などに要したものです。仮設材リース料につきましては、立野線の災害か所に敷き鉄板を設置しているものです。節14工事請負費につきましては、舗装補修や橋梁補修、自転車道の整備、防護さく設置、排水対策工事などを行っております。繰越明許による工事につきましては、舗装補修、法面改良の工事を行っております。翌年度への繰越しとしまして、舗装補修、橋梁補修、法面改良の工事となります。節15原材料費につきましては、舗装補修用合材や側溝の蓋など道路補修のための資材を購入したものです。節17備品購入費につきましては、道路の維持管理作業用で刈払機3台の更新、それとブロア1台、それから町道の路面調査のデータ管理用としましてパソコン1台を購入しております。次の目3道路施設改良費につきまして、節12委託料では鷺巣村中山本線の道路改良のための測量設計を行っております。次の98ページをお願いします。節14工事請負費につきましては、柳別府岡原線の改良工事における前払い金の支出でありまして、薬師堂線とともに翌年度への繰越しとしております。繰越明許の工事につきましては、薬師堂線の改良工事です。節16公有財産購入費につきましては、今井中学校線の用地取得でありまして翌年度への事故繰越しとしましては薬師堂線と今井中学校線の用地取得分になります。節21補償補填及び賠償金につきましては、柳別府岡原線の改良工事に伴う電柱移転の補償です。次の目4道路改良費につきまして、節12委託料では黒田古町線の建物調査、免田中央通り線の用地測量を行っております。節14工事請負費につきましては、繰越事業で古町永才線、岡原免田線、永宮76号線で歩道整備を行っておりまして、令和5年度に計画しておりました黒田古町線、岡原免田線、免田中央通り線につきましては翌年度に繰越ししております。節16公有財産購入費それから次の99ページになりますが節21補償補填及び賠償金につきましては、現年度分では黒田古町線と免田中央通り線の用地取得を行いまして、物件の撤去を完了しなかった分につきまして翌年度への繰越しとしております。繰越明許では、黒田古町線と岡原免田線の用地取得を行っております。次の目1河川総務費につきまして節12委託料で樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管19か所の管理費です。県河川除草委託料につきましては、県管理河川7河川の除草を行ったものです。水門操作委託料につきましては、田頭川放水路の水門の管理費となります。節13使用料及び賃借料につきましては、立木の撤去などのために機械を借り上げたものです。次の目2河川改修費につきまして、節12委託料は、谷水川堀川立堀川の改修の測量設計を行っておりまして、繰越明許の設計委託料は、伊賀川内水被害対策の計画を行ったもので

す。節14 工事請負費につきましては、河川の改修やしゅんせつを行っておりまして、改修工事を翌年度へ繰越しております。次の目1 公園費につきましては、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理費用であります。次の100 ページをお願いします。節14 工事請負費につきまして、岡留公園で大型遊具が老朽化により破損したため撤去を行っております。次の目1 住宅管理費につきましては、町営住宅の管理に要した費用となります。節10 需用費で次の101 ページをお願いします。1 行目の修繕料につきましては、住宅の壁や床、水回りの修繕などで経年劣化により修繕を行っております。節11 役務費の5 行目で建物災害保険料につきましては、町営住宅の火災保険の掛金です。節12 委託料の2 行目で浄化槽管理委託料につきましては、4 団地分の保守点検の費用となります。次の火災報知機設置取替業務委託料につきましては、火災報知機の更新としまして住宅136 戸分の取り替えを行っております。次の目2 住宅建設費につきまして、次の102 ページをお願いします。節12 委託料の設計委託料につきましては、下道団地の改修のための設計を行ったものです。監理委託料につきましては、別府団地、新堀ノ内団地の改修工事におけるものです。節14 工事請負費につきましては、別府団地、新堀ノ内団地の改修工事それと堀ノ内団地で1 棟の解体を行っております。125 ページをお願いします。最下段で目1 公共土木施設災害復旧費につきまして、次の126 ページをお願いします。節12 委託料につきましては、令和5 年の梅雨前線豪雨及び台風6 号により被災した道路の測量設計を行ったものです。節14 工事請負費につきましては、令和4 年度発生 of 災害復旧で4 件に取りかかりまして2 件を繰越しております。繰越明許での工事につきましては、令和3 年発生 of 災害で2 か所の復旧、それと令和4 年発生 of 災害で1 か所の復旧を行っております。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは上下水道課所管分について説明をいたします。まず歳入でございます。目の3 枠目、目3 衛生費国庫補助金 節1 保健衛生費補助金は、浄化槽設置交付金として下水道区域外において合併浄化槽を設置された個人に対しまして補助金を交付しておりますが、国県町それぞれ3 分の1 を負担しておりその国庫補助分について受入れたものとなります。次に18 ページをお願いします。目の2 枠目、目3 衛生費県補助金 節1 保健衛生費補助金は、備考欄1 段目の浄化槽設置事業費補助金について先ほど説明しました国庫補助金と同様に個人が設置した合併浄化槽に対し交付する補助金の県補助分を受入れたものです。次に歳出となります。72 ページをお願いします。目の2 枠目環境保全費について次のページをお願いします。節18 負担金補助及び交付金 備考欄2 段目の浄化槽設置整備事業補助金は、個人で設置された合併浄化槽8 基に対し交付したものととなります。その2 つ下、合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、下水道処理区域外の合併浄化槽設置の御家庭に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を補助したもので個人が303 件、公民分館7 区に補助金を交付しております。78 ページをお願いします。目10 水道費、節18 負担金補助及び交付金は、水道事業会計補助金として水道事業の収益的収入の財源としまして、総務省通知の公営企業繰出基準相当額に基づき繰り出しを行ったものです。その下、節23 投資及び出資金は、水道事業会計の資本的収入の財源として主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出しを行ったもの

です。次に102ページをお願いします。目1下水道費、節18負担金補助及び交付金は、下水道事業会計補助金として収益的収入の財源として、主に総務省通知による公営企業繰出基準相当額を繰り出したものとなります。次の節23投資及び出資金は、下水道事業会計出資金として主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部となっております。上下水道課所管分については以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次は総務課分です。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい、2点お伺いします。ページは104ページになります。役務費の災害対策費用保険制度というのが上がっておりますが、108万9,830円。これは前年度からするとちょっと金額が変わってきていると思うんですけど、この制度の概要についてお知らせ頂ければというのが1点目です。それと2点目は、不用額調書になります。ページ8ページ消防費の防災アドバイザー派遣で講師謝金100%不用ということで上がっておりまして、説明の要旨としては依頼がなかったとありますが、どういう形でPRされているので依頼がなかったのかっていう点について2点お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。まず1点目の災害対策費用の保険の概要ということでございます。これにつきましては、町のほうで高齢者避難とか避難指示とかそういうものを発令した場合に町が負担する人件費でありますとか、消防団が回ったときの費用弁償等について補償されるというものでございます。今回につきましては歳入が108万9,830円。108万9,830円ということでこれ歳出ですね。歳出が108万9,830円。それから歳入としましては、25ページになりますけども25の1番最上段ですね。受入れが152万7,350円ということで保険料108万9,830円に對しまして受入れが152万7,350円受入れたということです。内容的には、先ほど言いました町が高齢者避難また避難指示を発令した場合にその設置に係る人件費等を保障するというものでございます。それから不用額調書8ページですね、防災アドバイザーの7万5,000円の100%執行残が残ったということでございますが、防災アドバイザー町のほうで3名お願いしておりますけども結果的に令和5年度のお願いする事項がなかったということです。これにつきましては、議員今言われますように各地区での防災の研修等につきましてもこの防災アドバイザー派遣事業が使えるようにはしておりますが、若干PR不足はもう否めないということだと思いますので今後各地区のほうにでもですね、この事業をお知らせしていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。最初の災害対策費用保険については、ほんと最近避難レベルの警報の出し方がですね、もう即避難所開設につながるような場合が増えてきておりまして町の負担も大きいんじゃないかと心配しておりましたが、こういう制度をきちんと使って

対応していただいているということで少し安心致しました。それと2番目の防災アドバイザーの方、この方たちは前の広報紙でも御紹介があったと思いますが直接このアドバイザーの方たちにお話を伺いましたら、もう防災に特化した講話っていうわけでもなく、地域の寄り合いの時にでも読んで頂ければその場面でいろいろお伝えしますと言っていておられます。本当ありがたいと思いますのでまた個人的には梅雨の時期とかSNSで情報発信等されておられますので、是非予算を立ててありますので今後は活用をお願いしていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。総務課分です。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。104ページの防災管理費についてちょっと防災管理監にですねちょっとお伺いしたいんですが。町も地域防災計画の作成をしていただいて地震バージョン作っていただいております。その中で私ずっと見ておって今まで本当に無知なところがあったというか本当に知らなかった部分があるのは、南海トラフ巨大地震の地域指定があさぎり町がなされているということを知りました。これを調べていった時にですね、南海トラフ地震に係る地震防災の法律が定められているんですよ。この地震に対する法律というのがこれ一本ではないのかなと思うんですけれども。これはやっぱりこれが起きた場合国家的危機ということで国がやっぱり対策を講じられなきゃいけないということでの法律だと思うんですが、その地域にあさぎり町が指定されている、地域指定がなされている。これは基本計画にも載っている。これについては私初めてこれ読んで小さいところにあさぎり本町が指定になってます。ここはですね私はもっと皆さん方にもアピールというかな、やっぱりあさぎり町これ熊本県下10か町村だけですよ。そのほかの地域は御存じで。総務課長か管理監か。

◎議長（小見田 和行 君） ま一度後のほうのフレーズをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 10市町村が熊本県下で指定されてます、地域指定。他にあさぎり町以外にどこかという話を今お伺いしたところでした。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本危機管理監。

●危機管理監（橋本 啓之 君） 私もですね、全部10か町村市町村頭には入ってませんが、基本的にこのあさぎり町、上球磨で言えばあさぎり町よりもこの東側の町村は全て南海トラフの推進地域です対策の推進地域です。それと山都町とかですね、あのあたりも宮崎県と県境のところですね。それと津波、津波の恐れがあるところで（ありがとうございます。）天草、苓北町ですね。今ちょっと資料が来ましたんで熊本県では宇城市・阿蘇市・高森町・山都町・多良木町・湯前町・水上村・あさぎり町そして天草市・苓北町。天草と苓北町はこれはですね、まずこの推進地域の基準が2つありましてあさぎり町のような内陸のところはですね、南海トラフが発生した時に震度6弱以上の揺れがある、恐れがある地域ですね。それと先ほどの天草と苓北町については津波の恐れがある地域ということで10か町村熊本県内ではですね、指定されております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） まさしく今言われたようにあさぎり町と多良木、水上、湯前。これは国がこの地域を指定したということは科学的根拠があって指定されただろうと思いますが、南縁断層とまた違ってですね。非常に大きなこの南海トラフの地震33万人がなくなるだろ

う。そしてまた250万棟の家屋がなくなる。それが国が想定したわけですが、あさぎり町もそういう指定がなされていることによってこの5年度も防災対策は講じていただいております。マンホールトイレであったり貯水の機能の設備であったり。これを考えると十分な対応でしょうか。もっと私は危機感を持つべきではないのかなというふうに思って今、質問してるんですが。今の年次計画です。一時避難所に5年度もしっかりと対応していただいておりますが、これで十分なのかどうかということをも。まだ完全に校区の避難所に設置、万全な体制でないということはおもう現に分かってます。しかしながらほかにですよ、他の地域、地域というか5校区以外、校区の中にも一次指定避難場以外にも、やっぱりこれでカバーできない部分が私は出てくるはずと思うんですね。それはどのような形で今後進めていこうという計画でおられるんですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本危機管理監。

●危機管理監（橋本 啓之 君） 今おっしゃるとおりですね、防災の備えいわゆる計画にしろ訓練にしろハード面の整備にしろ、これで100%というものはございません。じゃ何を基準にして備えるかという、これは被害想定であります。今、とにかくあさぎり町の被害想定、この最大震度6弱の揺れがあるという備えをですね、一步一步進めているところであります。先ほど議員からもありました通り、まずは指定避難所の第一次避難所に対してですね、マンホールトイレそして給水、水のタンクですね。そういったものをそろえていく。そして今後は空調ですね。空調をそろえていくといった形で一步一步進めていきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 総務課長。やっぱり今危機管理監が言われたように非常にあさぎり町が指定されているということは危機感を持たないかんことだと思いますね。錦、郡市の中でも4つですよ、地域が指定されてる。これはかなりやっぱり国が科学的根拠から指定をしたということは、もう被害が相当大きいんだよ。これは南海トラフの地震が発生したらという。年次計画ですよ、やっぱり整備計画をやっぱり作るべきではないんですか。いろんな、今言われたようにひとつひとつという話ですがそこをやっぱりですね私は年次計画を作り上げて、そしてやっぱり地域の皆さん方に安心安全を与えていくということは大事なところだと思うのでそういう計画は出来てるんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。今の災害時に備えた設備というところでまず防災倉庫を各校区に2個2台ずつですね、今整備を中でございます。それからマンホールトイレにつきましても年度ごとに整備をしておる状態ということと、あとステンレス製の貯水機能、給水管つきのですねもの4トン入るものにつきましても年次的に今整備をして、マンホールトイレをも含めたところはもう令和7年度には完了予定というところまでは来ております。今、危機管理監も話されました避難所の空調ですね。これにつきましては当然財政的なものもございしますので、財政課とも話しながら年次的に整備できればというふうには考えております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、31ページでございしますが、30ページだけじゃないんですけれども31ページで行きますと職員手当の中の中ほど退職手当組合負担金、これいろんな各項

目に上がってくると思います。令和5年度すいません間違いでなければ確か4分の1とかいうお話かと思いますが、これ時々なんか何分の1になるとかですね、いろんなあれが出てまいりますが、これ定期的にこういうふうに何か調整がかかってきてるんだろーと思いますけれどもですね。令和5年度、のこの減額というかの措置の中で影響額というのはあさぎり町の場合ですね全体的にどのくらいあったものかが1点と、もう1つは最初言いました例えば不定期かもしれませんが、例えば、例えばですけど、4・5年に1回ぐらいこういう調整がかかるとかそういう仕組みなのかちょっとここがお分かりであれば教えていただければと思います。もう1点でございます。予算項目がちょっと正確に分からないんですが、告知放送の管理につきまして総務課のほうで告知放送ですけど、については総務課のほうでよろしかったですかね。予算はどこにあるかちょっと私うまく確認出来てないんですが、告知放送の内容とかですね、決定。これの権限と申しますか決定権と申しますか、これはどのような仕組みでなされているのかをちょっと確認の意味でお尋ねしたいと思います。確認したいのですね、それぞれの内容によってですね簡明な分かりやすい放送と、正直言いましてですね、内容が長くてですね何を言ってるおられるのかなあみたいなことがあったりして実はこれはひとつの例でございますが、ある高校生があさぎり町の朝晩のあの放送がある限り僕は大学に行った後あさぎりに帰ってくることはない。あんなもんうるさいのがあるところという話を実際されたという話でございます。これちょっと極端な例なんですけど。ですから告知放送はですね、大事な情報をきちんと伝えていただく前提ですけどそういうふうなマイナスのイメージの中で捉えられたらですね、逆効果が出てまいりますので先ほどの確認をさせていただきたいんですよ。どういうスタンスというか、いかにきちんと情報を伝えるか。マイナスの要素をなるべく排除してですね、という意味で私は告知放送否定してるんじゃないくてうまく活用するためにですね、その付近はどのようになっているかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） はい。1番最初に言われました31ページ関係、これにつきましては、退職手当組合の負担金の話ということでございます。これにつきましては、定年延長というふうに今なっておりますので定年延長が出ない年度、これが昨年令和5年度ということでございました。そこにつきましては特例措置で負担金が4分の1になるということでおおよそ9,000万程度の減額になったものでございます。ですから令和6年度の予算につきましては元に戻ったといえますか、そういうふうになっておるところでございます。隔年度に4分の1になるということであと数年間はそういう体制になるということですね。それから、2つ目言われました告知放送の決定権といいますか放送につきましては、各課のほうから放送原稿を作っていただきまして、最終的には私のところにこれで放送をお願いしますというところが回ってきます。その前に各課のほうで放送の原案を作っていただいて最終的には総務課長のほうに回ってくるというところで、なるべく簡潔にですね、もう分かりやすいような放送原稿を作っていただきたいというふうに思っております私どもの総務に回ってきたところでもですね、若干聞こえやすいようなといいますか、内容が分かりやすいようなところで修正は入れて放送するようにはしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3 番 小谷 節雄 君） はい。1 点目は分かりました。2 点目につきましてですね先ほど申し上げたとおり大事な情報を行政ずっと出していただくわけですからそれをいかに住民の方にスムーズに伝えるかがもう当然ですね、求められることで、そこで基本で中々大変なのは私、それなりに分かってるつもりなんですけども、極力簡明で伝わりやすいようなところは工夫していただいてやっていただければと思っております。よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 他に総務課分で質疑ありませんか。ないようでございますのでここで 10 分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時 24 分

再開 午後 2 時 34 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 次は企画政策課分です。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4 番 岩本 恭典 君） はい。ページは 40 ページです。節 12 の委託料のところの中段ですね。e スポーツイベント企画運営業務委託料 323 万 9,500 円。これはどの補助金を使っている事業なのかということが 1 点。行った事業の成果ですね、これが 2 点目。3 番目にこれは継続しての事業と考えていいのか、3 点目。以上質問致します。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。e スポーツイベント企画運営業務委託料についての質問につきまして、まずどの補助金かというところですがこちらは特段補助金を受けての事業ということではなく、一般財源での支出によって実施したものであります。2 番目として成果についての御質問であります、まず来場者の数としては 650 人の近くの方ですね、約 650 名の方が御来場頂きまして、町内町外限らずそれから幅広い年齢の方に御来場頂きました。で、当時現地でのアンケートを取っておりまして、こちらですね、ほとんどが好意的な意見。で、特にですね直接回答する形ではなくて満足だった、大変満足だったというような指標での聞き方のものでは、全員が満足、大変満足と回答していたというところで非常に成功したイベントであったというふうに評価しているところであります。それから継続的な取組なのかというところな御質問につきまして、実際に先ほどの成果にもあった通りですね、この e スポーツの人を引きつける力ですとか、それから年代を問わずに楽しんで頂けるという力っていうところはこのイベントでかなり感じ得られるものではあったというふうに感じております考えておりますので、e スポーツを活用した取組というところについては、今後も何かしら考えていくことが考えていきたいというふうに思っております。他方ですね、あくまで今回この e ターンあさぎりにつきま

しては、町制施行20周年記念のイベントとして行ったものでありますので今後の継続的な取組というところを考えていくに当たっては、こういった方向性のものについてeスポーツ活用していくのか。例えばそれはeスポーツといっても高齢福祉分野での活用というものと、それから本当にプロスポーツの世界でのeスポーツっていうようなものと大分様変わりするものだと思いますので、こういった方向に活用して、それをこういった形態で行っていくのがあさぎり町にとって最も効果的なのかというところを他の市町村の事例等も参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） eスポーツに関しましては私たち議員で研修した経緯があります。先ほど言った補助金の関係ですけど完全なるeスポーツ、若い人たちの競技としてのeスポーツであれば当然中々補助金を見つけてするのは難しいもので民間で運営していくようなやり方になっていくと思うんですね。ただし、先ほど言われた高齢化に対する福祉目的で例えば認知症の予防であったり、そういう健康を維持するためのツールとしてのeスポーツ機器を利用するっていうことになれば、何らかの補助金もあるんじゃないかなと私は考えてます。そこで研修の中でやっぱりそういうのを私たちは、1番民間に若いeスポーツの競技としては民間のほうに任せていて、福祉の面からは町ですね、そういう施設なり等、機器も高額ですのでそういうのも利用していければいいんじゃないかなと。やっぱり継続していつてもらいたいなと思ってるんですから、是非その方向でも考えて欲しいなと思ってるんですけど、考えられませんか。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。高齢福祉分野での活用というところに関しては当方でも積極的に今検討を進めている分野でありまして、実際私ではなくて前任の中野審議監ではあるんですが、今年の5月には美里町っていう熊本県美里町がeスポーツを高齢福祉のところで活用している、取組を積極的に行っておりまして、ここに視察にも参っているところであります。また実際にあさぎり町の社会福祉協議会とのほうもまだ特に結論が出てるわけではないんですが、協議はしているところでありますのでこういったところの検討は継続して行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。11番皆越です。40ページです。物価高騰対応生活者支援LPガス協会補助金というようなことで御説明がありました。で、不用額調書を見ますと残の率がですね、54.3%です。当初交付見込み数が4,127戸であったが実績が2,404戸でマイナスの1,723戸の交付実績となったためというようなことでここに記載されておりますが、当初のですねこの交付見込額っていうのをですね、その算出されたその基礎とこの実態が余りにも差があるんですから、どういうふうなこれ見込みを出されたかその辺のところをお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。今回のLPガスの物価高騰対策のですね交付金につきましては、一応県のほうで県のほうでといいますか県から町のほうに交付金に来るんですけども、

その業務をですね、L P ガス協会のほうに全てを業務をお願いしておりましてそちらで支払い業務等を全て完了するという仕組みになっております。その時に県のL P ガス協会のほうで把握されてる世帯数それを根拠に補助金額が算出され、それに基づいて申請があった世帯にですね、に交付金を支払うという仕組みで今回運用されておりますので、もともとの根拠は県のガス協会のほうにその名簿等があるというところで、こちらの町としてはですね、このL P ガス協会のこの補助事業を活用くださいという広報に徹しておりまして、広報紙だったりあるいはホームページあるいはその屋外告知放送等で、この対象者の方々にということ呼びかけをしてきたところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。県のほうにですね、やはり申請を出して県から振り込まれるんですけども、6,000円でしたかね。私もそういう手続をとったんですけども、余りにも多かったもんですから県と町とのマッチングはどうされたのかなあという不安を持ちましたので質問させていただきましたが、先ほど課長のお話ではですね、実績が2,402戸というようなことでございました。ここに記載されておられるのがですね、2,404戸というようなことで2戸にまた差があるんですよ。その辺のところもですね、御確認頂いたのかなあってそういう懸念がしましたのでお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。確かに不用額調書のほうでは2,404戸ということで私が申し上げましたのは2,402戸ということで、そのところはですね、再度ちょっと確認をさせていただきたいと思いますし、また分かり次第また御報告をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

◎議長（小見田 和行 君） 他に企画政策課分について質疑ありませんか。はい、永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、13番永井です。ページはですね47ページと48ページのテレワーク施設の事が載ってますけども、これ去年の昨年度ですね昨年度の2月5日にオープンしていますよね。はい。いろいろなスペース、コワーキングスペース、サテライトオフィス、ミーティングルームいろいろありますけども、そういったところの今の使用状況といえますか、分析とかは例えばどういう職業の人が使われましたとか、そういったことももう出来ておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。ALOTの施設はですね2月5日にオープンをいたしまして、メインに使っておりますのはコワーキングスペースまた会議室、この2部屋をメインに使っております。残りのですね、シェアオフィス、サテライトオフィスについては、当然、事業所あるいは個人の利用がメインになりますけども、そこは1か月単位の利用という形になりますので中々長期間の契約というのはすぐに結べてない状況であります。従いましてそのコワーキングスペース 2月の利用が8人、そして会議室の利用が37人です。3月のコワーキングスペースの利用が15人、会議室の利用が50人ということで、合計で2か月間で110名の利用があったところでございます。ただですね、このテレワー

ク施設がオープンしましてから間もないということもありまして、利用者もどちらかというと役場職員であつたりとか、地域おこし協力隊が多く利用されておりますが、今あがった数の中にもですね一部一般の方が利用されている方もいらっしゃいますし、町民の方も利用されている状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井委員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。今回もですね、補正予算の中でも新しい工事費とかも組んでいますので、とにかく何といいますか若者の活躍とか地域、地域資源の活用云々のいろいろ、うたい文句がありますよね。そういったことにですね、とにかく地域のためになるように。こちらでは、うちの町と人吉のクマリバですか、あそこしかないとなってますよね。はい。とにかくですねそういったところでも地域にとにかく根差したような拠点施設になることを願っております。頑張ってください。

◎議長（小見田 和行 君） 他にありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい、2点お伺いします。ページ34ページ役務費のドローンライセンスの件ですが、13名の方ライセンスを持ってらっしゃるということですが、実際にどういう場面で13人全員が活用されているのかどうかというのが1点目です。それと2点目はデジタル政策審議監が企画政策課ですので、実は不用額調書。総務課、高齢福祉課、企画政策課、上下水道課、農林振興課それぞれの不用額調書の中で、ウェブ会議での開催のために高速代金が必要なかったであつたりとか、普通旅費が必要なかったっていう項目が上がってきております。トータルしますと138万ほどの減額っていうかとなっておりますが、コロナの時期から中々リモートウェブ会議っていうのが増えてきて、昨年もそういう状況で、もしそれが継続してできるのであれば私は熊本までわざわざ職員の人が高速を飛ばして行かれる。事故であつたりとかそういう負担も考えると本当にこの場で会議ができれば1番いいんじゃないかなと思っておりますが、今後のことも含めましてちょっとお尋ねいたします。その2点です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま加賀山議員の御質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、今回免許取得に1名新しく取得を取ってっておりますので現在13名の職員がですね、免許を取得している状況です。この職員はそれぞれ事業課であつたりとかですね、それぞれの業務に当たりながら免許を取得しておりますので、事業課で必要な場合にドローンを飛ばしてですね、地上からっていいですか上空からいろんななんて言いますかね、状況を確認できるということで活用させていただいております。直近で言いますとイグアナが逃げ出した時も何かドローンを飛ばしてですね、空中からの捜索にも当たったという事例もあったというふうに聞いております。その前ですと台風時の時であつたり、あるいは大雨が出て人が見つからないような場面とか、そういった場合は、当然河川の上を飛ばして上空から捜索を行うということも過去には活用しておりましたので、そういう有事の際には、そういった活用の方法でも対応できるというところで職員の免許取得をですね、今も継続して実施しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。不用額調書における主に高速道路使用料等について、ウェブ会議になったことでの見込みよりも低額になったというようなところに関しての御質問でしたが、そうですね実際にやはりこの私の実感としてもコロナを契機に会議がウェブ形式で実施されることっていうところは格段に増えたというふうに感じているところではありますが、そこは結構分野によって違うっていうようなところも一方である。また主催者がそこら辺を決定するところがあるので、こちらから例えば熊本県に移動して参加するような会議等について、このウェブで実施するのか対面で実施するのかというところは、例えば県の実施する会議であれば県のほうが決めているようなところがあり、かつそこにはこちらに私が赴任してからですね幾つか見ている会議の案内を見ているとまだいくつかのものは対面での実施ということになっていることがあるので、実はそこが今ちょうど過渡期にあって予想しにくい部分があるのかなというふうに推察をしております。他方おっしゃるとおり、積極的にもしこのあさぎり町で行う事業者との打合せですとか、そういったところは、今、各課・室に業務に使う端末とは別にオンライン会議でも使用できるような端末というところを配備して、今おりましてかつZ o o mのアカウントというところも一定数確保しておりますので、ここは積極的に活用していくというところを推進するのは非常に有効だと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。イグアナ事件では大変お世話になりました。本当に災害が多い時に、職員さんが入れないところですね、ドローンを使って見るっていうのは非常に安全性を考えて有効かなと思いますが、せっかく13人取っていらっしゃるのであれば、全員が有事の際に動けるように日頃から訓練をお願いしたいと思います。あとはインターネットの件に関しましては議会のほうもウェブ会議は今もう昨年今年と継続であって場面もありますので、是非議会側もそういうパフォーマンスじゃないですけど、やってるっていうことで皆さんに周知できればいいなと思っております。また継続でよろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、2点お願い致します。44ページでございしますが、上の枠と申しますか光ファイバー関係で、14の工事請負費で先ほどの御説明では難視聴対策関係の修繕というか対応をされたというふうな御説明だったと思っておりますが、その下の18の負担金補助及び交付金7,000万。これは新しい光ファイバー網の繰越し事業、繰越しということで決算書上は扱ってあるわけですが、この新しい光ファイバー網の検討の段階で難視聴対策の部分についても、新システムと申しますか新しいサービスの中で、そういったことができないものだろうかということ、申し上げた経緯もあるんですが現時点ではですね技術的にまだそれが確立されたものがないとか不可能ではないかもしれないがみたいなそんなすいません私の取りようですけど、そういうニュアンスを聞いておりました。現時点でそれから1年ちょっともう動き始めているんですが、新しい今の対応している段階での新事業者の方と申しますか、その中でこの難視聴対策についてもですね、可能性を探っておられるのか、現時点でも全くゼロなのかですね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。と申しますのは、現状はまだそういった町の管理下におけるシステムの中で、難視聴対策をやってそこにいろいろ経費を必要になっていく。今後

もこれが続くのか、先ほど言いました新しい方向での転換が可能なのかということでございます。それが1点でございます。あともう1点はその下のふるさと寄附金対策事業で、ここに総額では1億2,000万ほどの中で報償費であったり次のページで委託料等が出てくるわけですが、それに対応しますところの寄附金額が22ページのほうでいきますと22ページですね。中ほどちょっと上ですねふるさと寄附金が1億ちょっとということで、これ実は昨年この場面でもあるいは予算等でもお尋ねしたと思うんですが、国の総務省がおっしゃっておりますですね実績に対する経費の割合。今回の決算書もその年度で切ってるからという理由だけではですねちょっと私よく理解できないんですよ。要するに給付学に対する経費の割合の問題ですね。その付近は、大丈夫なんですかねというお話なんですけど、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。まず光ファイバー関係の1つ目の質問についてお答え申し上げます。地デジの難視聴世帯向けの地上デジタルテレビ放送の再送信に関しましては、現在、あさぎり町が保有している設備からを出どころとして、それを今の段階では無償譲渡した回線を通して各世帯に再送信をしているという構造になっております。で、これを新しく今NTT西日本が敷設をしている回線を使って行くとすると、その各今家庭につながっている線をもう一度引き直す必要が出てくるというふうに考えます。また実際に出どころになっているあさぎり町の所有している設備からの線もまたこれは引き直す必要が出てくるというところの負担というところを考えると、中々実現は難しいものというふうに私としては認識しております。そしてその認識からその変更というところは、現状検討はしていないというところになります。

◎議長（小見田 和行 君） はい、沖松課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。先ほど小谷議員からですね御質問がありましたふるさと納税のいわゆる歳入の受入れ部分と経費として出ていく歳出の部分ですね、そのバランスが5割ルールっていうのに違反してないかどうかという御質問だと思いますが、実際令和4年度において4億を超える寄附金があさぎり町に頂いております。その発送する商品というのがほぼほぼ馬刺しっていう商品でして、この馬刺しがですね、4年度に受入れをしたものの発送がすぐすぐに発送できない商品ということで当然5年度に入ってから発送した業務の馬刺しもございます。そういったものが経費として上積みされた形で今年度5年度分ではですね、費用が重んでいるように見えております。一方、5年度に受入れた寄附金というのは確かに1億数百万円でありましたから歳入がぐんと減ってその5割を超えてるんじゃないかということが言われておりますけども、総務省が年度の途中にですね、そこを是正しなさいということで改正がなされておりますので、その前の4年度分については今までどおりの規定の中で5割をクリアすればオーケーということでなっておりましたが、今の新しいルールの中で5割ルールが制度化されて、そのルールの中でどこの時期を切っても5割以下であることっていうことを今、総務省から指導を受けているというところで、本来のこの5年度のあさぎり町の分については問題はないというふうに伺っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。1点目の件でございますが、先ほどちょっと触れたつもり

ですけど新しい事業者さんの決定のプロポーザルの時に指令再送信も検討ください。すいません表現が難しいんですけどなんかそういうのをお願いをし、お願いというか私のほう私どものほうから言って、それを含めた様な話もあったんじゃないかなというふうに。これすいません、記憶私の記憶違いで申し訳ないんですけど。ですからそこで、まだその協議が進んでいるのかなあという前提で先ほど御質問したところです。現時点で技術的に難しいとかいろんな課題があるってあればですね、それでそれ以上とやかくいう場面じゃないんですが、先ほど言いました現状を続けていく時にそういったいろんな修繕料とかいろんな経費がまだ今後引き続き町としてですね行政として、していくのであればもしそこに何か技術的に転換というかが可能であれば、それもあるといいんじゃないかなという、そういうニュアンスで先ほど申し上げたところです。現時点で進んでないということであればそれはそれでもうそれ以上どうこう言う場面でないと思っています。から、2点目でございますが、昨年度も同じような議論したんですよ。2年度3年度4年度でずっと年度ごとの欠損を切っていった時には、大丈夫かなという数字が結構どの場面も出てるんですよ。ただそこで年度末で切らずに切り口を変えたらオーケーという話ですけど。トータルのですよ、例えば3年4年間見た時に私はもうざっとした計算しかしてないんですけど。やっぱり今年も何かちょっと厳しいんじゃないかなというイメージがあったもんですからお尋ねをしたところです。これ申し上げてるのはもう趣旨としてですね、そこで引っかかってと申しますか、そして変な結果になってしまわないようにですね今課長のお話ですとそこはクリアしているとおっしゃってますので、それでそれで結構なんですけど。是非せっかくそういったいろんな寄附金を頂く、その結果として何かそういうペナルティーがまた来るようなことであればですね、という懸念があるもんですから申し上げたところです。引き続きよろしくその付近の管理をですね、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 企画政策課分について質疑ありますか。ないようでございますので次は財政課分です。質疑ありませんか。ありませんか。ないようでございますので次は農業委員会分です。質疑ありませんか。ないようでございますので次は農林振興課分です。質疑ありませんか。農林振興課分、質疑ありませんか。ないようでございます次は商工観光課分です。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 7番橋本です。商工ページ93ページの（マイクを近づけてください。）はい。ページ93ページの商工施設、目商工施設費の節17備品購入費の中で184万8,210円とあります。その際ですね説明の中にAEDを購入したということで説明されていますが、どれぐらい高価なものでしょうけんこのAEDがですね、何年に1回に更新していかんばんのか。とですね、それと今これはポッポ館の中に購入されたと思うんですが、施設のがですね公共施設の中にAEDがほとんどのところには多分あると思いますが、夜間とかですね、昼間昼間はおられるんでいいんですが、夜のところで使えるとことか、そういうのがあればお知らせしてもらえばと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、AEDの更新を行っております。耐用年数につきましてはちょっとうろ覚えですが5年間だったと思います。私もここはもう1回確認をさせていただき

たいと思います。あと施設にあるAEDの活用というについてということで、のお答えとしましては、ポッポー館におきましては朝8時半から夜の10時までが開館の時間でございますので、その間に何かそういったことが発生すれば当然近くに発生すればそのAEDを活用するということは可能だというふうに認識はしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。私がこれを今度何で言うかといいますとですね今災害があったり熱中症とかそういうもろもろで、昼間は多分に恐らく上球磨消防署の管内のアプリの中にあらゆるところにあります。でも普通の日とか休みの日とか24時間時間内に設置されているところがあればですね、助かる命もありますんでそういうところをですねやっぱし夜間の土曜日祝日で利用可能な場所とかそういうところをですね、やっぱし町民の皆さんに分かるようにしとく明示しとくっていうことが必要になってくると思うんですね。そういうやっぱしことを考えていく上で必要じゃないかと思ひますんでそのこと今後ですね、そういうことを検討できるかどうかは総務課長のほうでできれば。

◎議長（小見田 和行 君） 一応商工観光課にただいま質疑中でございますので、商工観光課課長、お答え出来ますか。深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、ありがとうございます。先ほど申し上げましたように商工観光課内で所管しております施設について、AEDはポッポー館にございます。利用する期間時間につきましても先ほど述べたとおりでございますが、役場全体っていうことになる私が答えるべきものなのかということありますが、そういった対応はそれぞれの各施設を持っている担当課でそれぞれに対応していくというふうに認識はしているところでございます。あと先ほど耐用年数AEDの5年と申し上げましたが、今ちょっと調べたところですね4年でございましたので訂正させていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） これにつきましては追加答弁で町長お答え願いますか。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。AEDにつきましてはですね、やはりあってもし使わなかったときのことを考えるとですねやはりそういった使用の仕方とかいうものは非常にその管理人そして職員も知っておくべき問題でありまして、ただ夜間使えるか使えないといういうのはちょっと厳しいかもしれませんが、ポッポー館あたりは10時までには開館してますので、10時までには使えます。ただ、他の公共施設については例えば体育館が開いたら使えるという状況になるかと思ひます。ただやっぱりそういうこう使用方法というものは、やはり私たち職員もしっかり理解しておく点だというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。町長が答えられましたが、それこそですねいつどこで起こるか分かりませんのでですね。やっぱ民間のところファミマとかそういう施設も置いてると思ひます。ですからそういうのがあるというのをですねやっぱし表示してもらってですね、いざいう時には、その近くに行けば表示あるというのをやっぱ町民に分かるようにしていただければ、ただもうおらんで助かる命が助かったかもしれんとですからそういうのはやっぱ頭の中に置いてもらわんば。そら一もう閉まっとつでできんとかそういうことじゃなしに、そういうことをや

っぱ考えていってもらわんばんなかなかですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね個人、個人のお店とか商店街にあるなしというのは確認出来ておりませんので、中々それをこう公表といいますか皆さんにお知らせするという手段は難しいかもしれませんが、一応、町の商店街等はですね、意外と分かるかもしれないんですけども。やはり周辺部に関してですね、中々そういったAEDまで備えてる個人のお店っていうのはないと思いますので、公共施設にある分に関しては、皆さんにお知らせしたいというふうには思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ただいま商工観光課に対して質問しておりますので、質疑のある方よろしくをお願いします。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。商工観光課に質問致します。92ページの施設の18ですね、の中のほうの商工振興補助金に関してですけど、私以前この商工補助金に関しては振興補助金に関しては、利用の目的の要件をちょっと拡大してもらえないかと、あんまり条件が制約されてるのでっていう話を私したことがあると思うんですけどその時からするとその要件の緩和はなされているのか、一応確認ですけどよろしくをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、商工業振興補助金につきましてですけども議員言われたところで使い勝手が悪いというふうには聞こえたんですが、逆に私どもとしては結構な範囲で使えるような感じで考えております。ただ、この商工振興補助金につきましては本年度をもちまして終了致します。ただそのあとの補助についてやらないということではなく、また目的を今回これにつきましては商工会とも今協議を進めておりまして、しっかりと今度は目的を持ったものにしたほうがいいんじゃないかと。今の中で使えてないような部分を拾い上げるような内容というの也需要かと。ただそこはこれからまだ詰めていくということですので商工会等ともまた話をし、何を1番必要とするかというところをですね、もう1回検討させていただいて次年度、新年度のですね予算に反映できればっていうところでの検討を今現在行っているというところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、分かりました。是非その継続の面では是非お願いしたいと思います。非常にこれは商工業者にとって助かっている補助金なものですから、継続できるようなことを言われたんで是非継続していただけるようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に商工観光課に対して。小松議員からいきますか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。ページは93ページのビハ公園キャンプ場でございます。5年度まで指定管理頑張っていただきました。6年度からはリニューアルといいますか今後の公園の在り方を見直すということで管理業務を停止されたというふうに伺っております。これからのビハ公園の在り方について商工観光課ではどのように考えておられるのかを、もうこれ決算ですけども一応もう6年度からはですね、この管理業務がなくなりますので現時点でどのような考えを持っておられるのかをお尋ねをいたします。それから、これは質疑というよりもお願いが

かなり入るんですけど、次のページの定住促進費 94 ページの定住促進費これ全般についてでございますけれども、次のページの奨励補助金 280 万とかで出てますですね。非常にありがたい補助金だと思います。このことをですね、実際に活用されてる方は非常にありがたいというふうに思っておられると思うので、そのことをできれば広報紙あたりでも PR をしていただいて、例えば子供さんが町外県外に出ておられる方がですね、こちらに帰ってきたいとか、こういう制度もあるよってというふうなことのやはり PR っていうのは大事だと思うんですよ、町の姿勢ですからですね。そういうことを今現状どのようにやっておられるのか、今後の考え方に合わせて 2 点をお尋ねいたします。

◎議長（小見田 和行 君） はい、深水課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。まず最初のビハ公園の今後についてということでございますけれども、確かに議員言われるように昨年度末をもってですね指定管理が終了しました。今現在キャンプ場としては休園という形をとらせていただいております。ただ公園としては開放しております。今年度におきましてはビハ公園についての調査を行っておりまして、それについて老朽化した施設であったりビハ公園全体というのが再度キャンプ場として活用できるかというところの調査を実際今行って委託をしております。その結果を踏まえた上で経費等についてもあくまでも概算でありますけれども一応概算の経費まで出してくださいということで委託をしております。次年度以降どういった形で運営をするかというところは、その調査結果も踏まえたところで考えていきたいと。ただ、せっかくの公園でありますので何らかの形ではきちんとまた公園として整備をしたいなというふうに担当課では考えているところでございます。それはもう新たにキャンプ場として整備をするのかということについてはまだ未定というところでございます。仮に整備をするということであれば、やはり後 2 年か 3 年かかるのではないかとというふうに担当課では考えているところでございます。それと定住奨励ということで、PR につきましては、ホームページ等とかあと広報紙にも掲載しております。あと、これにつきましては移住定住が絡んでおりますので転入をされた際にもう転入届の際にもこのことについては、窓口のほうで紹介をさせていただいているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい。1 点目のビハ公園は、はっきり言って今のところその宿泊施設とするかどうかは別として公園整備については前向きに捉えていると。その内容を今調査研究していく段階であるということですよ。これは私が宿泊施設を是非とも残していただきたいという意見ではございませんけれども、今作っているオートキャンプ場っていう性質がなぜそこに発生したのかっていうこと。それから人吉球磨地域内には今度リニューアルした水上村もですね、非常に改修したばかりということで宿泊施設が人気があるというふうに伺っております。球磨郡内で競合する必要はないと思うんですけども、その点を十分ですね、吟味していただきたいというふうに思います。あさぎり町内には、まずそのような宿泊施設というのはございませんからですね。そこのところを人吉球磨管内でどのように見るのかというのを複合的に見ていただきたいと思っています。定住については、課長がおっしゃったように転入してこられた方についてはですね、もう結果としてそれについてくるかどうかの話なんですよ奨励金が。じゃなくて、

今都会にいたんだけど地元に戻って仕事をしたい生活したいというふうに思っておられる方、そういう方々に例えば親御さんであるとか身近な方がですね、町にはこういうのもあるよっていうのを紹介していただく。そういうことが大事なと思うんですよ。それによって、ひょっとしたら年間に1組2組おいでになることもあるかと思います。マスコミ等では非常に今移住定住のPR合戦がやってるような状況ですので、そこら辺のPRの仕方もですね、良ければ今後御検討頂きたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 質疑ありませんか。小谷議員。どうぞ小谷議員、質疑お願いします。

○議員（3番 小谷 節雄 君） すいません何遍も94ページでございます。最下段の枠の1番上。県企業誘致連絡協議会負担金。すいません私勉強不足認識不足ですけども、この県企業誘致連絡協議会という組織の活動内容と申しますか、こういった性格のものを簡単に結構でございますのでちょっと教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、県の企業誘致連絡協議会の負担金、負担金のところでの御質問ということですが、県のほうとしましてもその具体的に企業県内の企業誘致ってなると、TSMCというところが頭に浮かぶかと思いますが、そういった県が主に取り組んでいくような企業誘致の取組、取り組む協議会になりますけれども、県南においてもこの企業誘致については県のほうもいろいろと検討していただいております。県内全体についての企業誘致について県南、県北、県央を含めたところでそういった意見の交換であったり情報の交換または情報の提供というところを行いながら、県内における企業誘致についての議論というかですねそういった会議を設けている、また機会を設けているということでございます。私が商工観光課に14年ぶりに帰ってきました3年前2年前か、その時の企業誘致の立地課長が合併当初に県のほうから出向されていた工藤主幹が課長さんになられておりました。その時に話をさせていただいた時にも、県北・県央だけではなく県南のほうにも何らかのふたつとして企業誘致を進めていきたいというふうな話をされておりました。そういった感じでの協議会ということでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。今、課長の御答弁の中でもいろいろ出てきました私がお尋ねしたかったことはですね、今ありました通りもうここで私は言う必要もないんですけども、熊本県の中でのこういう企業誘致等も含めての要するに不適当な言葉かもしれませんが南北格差をどう是正していくかという部分でこの企業誘致ということに関しましても、私お尋ねというか、ここでお答えを頂けるかどうか分からないんですが、この連絡協議会なるもの以外も含めて県のほうとして県南に対してこの球磨圏域人吉圏域を含めた県南に対しての何か関わり度合いをいろんな場面で新聞報道を見ますとですね、県南のほうにもというお話を頂いてるんですが、具体的に例えばこういう連絡協議会なんかの対応と申しますか動きの中でも、そこあたりがどの程度その県南に向けて動きが活発化というか動きがあるのか。中々難しい、お答えはしばらく点があるかと思いますが、動きとしてですね、そういう対応が前に進んでいくという少なくとも姿勢がですね、県のほうとして示されておられるのかどうかをもしお答えが

できるのであればお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、今言われました県南・県北、県南格差、県南北格差ですね。南北格差、南北戦争とも言われる方もいらっしゃいます。確かに見た目、見た目っちゃうか実際に県内での県南への企業の誘致の状況というのは確かに厳しいものでございます。ただ先ほど申し上げましたように県南のほうにも何らかの形ということでIT関係については、大きな工場等は必要ないので人が来ればそこで状況さえそろえばそこで仕事ができるということでそういったモニターツアーを県のほうで実施していただいた経緯もございます、昨年ですけれども。ただもともとの人吉球磨にも企業誘致連絡協議会がございました。今のしごと創生連絡協議会というふうに名前を変えておりまして、その中で企業誘致についてもまだ協議はされております。そういったところを通じまして昨年ですけれどもあさぎり町にもその大きな企業ではございませんけれども、農業での企業としての参入が1社あっております。そういったことで全くその動きがないということではないということで認識をしていただければというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。他に商工観光課分について質疑ございませんでしょうか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 92ページですね、販路拡大についてちょっと伺いたしますが以前は推奨商品の認定制度があったわけですが現在何商品あって令和4年度に比して令和5年度どれだけの売上げ等になってるのかどうか。ましてやこの推奨制度を今後どのように、制度が継続しているとするならば進めていくのか推進していくのかあわせて、今非常にふるさと納税の寄附金が減額しているのは特産品が全くですね寄附をする方々から見て関心のある商品が少ないということから減額が顕著に出てるわけですが、この特産品開発についてどのように今進めようとされているのか伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 深水課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、今現在あさぎり町の推奨商品として認証されている品目につきましては、4年度末で33品目で令和5年度において5品目が認証され38品目というふうになってございます。それと推奨商品の製造の今後ということでございますけれども、これにつきましては、新たにですね、農業参入されてくる、先ほど申し上げました農業企業に参入されている、農業に参入されてる企業さんもおられて、そちらもその商品とかも開発をされております。また、今現在ある事業所においてもですね新しくいろいろと展開をされておりますので、そういったことを踏まえましてこの推奨商品の制度につきましてもまだ継続をしていくものというふうに認識はしております。あと、ふるさと寄附金におけるその返礼品の関心がないというふうに言われましたけれども、全てが全て関心がないというわけではないというふうには感じております。ただ先ほど企画の課長のほうからもありましたように1番の人気であった馬刺しってところは、共通返礼品であった馬刺しが中々厳しくなったということで確かに4億から1億まで減ってはいますが、ふるさと寄附金について確かに4億まで収入があった納税があったが、現在1億。でもされど1億あるというふうにも考えられますので、そういったところを含めまして先

ほど申し上げましたように推奨商品をその推奨商品と同じようにその新しい返礼品商品というの
も今現在考え、考えているか、検討されております。また協力隊においてもですね新しいその取
組としていろいろ取組を新しくチャレンジをしておりますので、そういったものも返礼品として
含めていければというふうにも考えております。はい。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 金額を確かお尋ねだったと思いますけど違ったですかね。はい、深水
課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい、はい失礼しました。販路拡大事業における売上げとい
いますか、これは商社が中心になって販路拡大事業に取り組んでおりまして、昨年度ですがここ 1
7 社ですか、10 何事業所も含めたところでトータルでの総売上げとしましては、1 億 5,834
万 3,000 円の売上げがっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12 番 溝口 峰男 君） はい。その中にその推奨商品んが全て入ってるんですか。あさ
ぎり商社のホームページ見てもその推奨商品が全てではないわけでいろんな商品があるわけす
けれども、しかしながらどの商品がこの推奨商品かちょっと分かりません。私は、せっかく推奨
商品として町が推薦する商品であるならば、やっぱり町が推奨します、してるんですよというよ
うな、やっぱりロゴマークであったりシールであったり、何かですね私は特徴をつけてやっぱり
販路拡大をしてあげるべきではないのかなあって思うんですね。でないと、せっかく推奨商品と
して認めて頂く以上はですね、差別化をしたほうが売りやすいんじゃないのかなというふう
にも思います。その辺はまた検討頂きたいんですが、それとあわせてふるさと振興社が商品開発部
門を担っている、今までもそうでありましたが、見えないっていかにもっと力を入れていただ
きたいなあって、あれだけの人数がおられるんでふるさととの協力隊も、配置も新たにしておられ
るんでここあたりはもう少し研究してひとつでもふたつでも商品開発に力を入れていただきたい。
まして企業、大きな企業だったら商品開発に力を入れるだけの資力があるんですが、やっぱりそ
うでなくても知識と知恵とそういうものは持っておられる方々がおられますが、やっぱり資金力
といいますかねそういうところはやっぱり力を貸して知恵を貸して、こういう制度があるから使
って欲しい、使いならんですか。やっぱり先ほどから商工振興補助金ともの話もありますが、や
っぱりそういうものにもっと力を入れて積極的に動いていただきたい。担当課も含めて振興社も
含めてですね、一体となってやっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 深水課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） 先ほど申し上げました5年度の売上げの1億5,830万3,0
00円につきましては、推奨商品も含むということでございまして、推奨商品だけの売上げとい
うことではないというところで申し上げておきます。それと推奨商品なんだからせっかくだから
差別化をということでございますけれども、推奨商品が認証されますと町の広報紙やホームペー
ジSNS、この議会の中継の休憩の間、休憩の時ですね、他にも流しております。またリーフレ
ットとかですね物産販売ふるさと納税返礼品の配布というところでそこにもその対応させていた
だいているということで、どちらかというと納税、ふるさと納税の返礼品としてもですね優先的
に特に優先的に支援といったPRというのも行っているところではあります。ただそれがもう少

し頑張れということです、これにつきましても担当課としてもますます力を入れていきたいというふうには考えているところでございます。また協力隊につきましても今回の補正予算で3名新たに要求をしております。これにつきましても協力隊からもその協力隊を増やしてくださいというふうな要望もございました。これにつきましてもやはり協力隊が言われるようにかなりのノウハウを今、取得をしながら商品開発等も行っております。で、これは商品とかまだ名前は言えませんけれども台湾とかに向けたような商品も今実際に取組を始めておりますので、全く何もやっていないこともなく新たな挑戦も今現在行っているというところでやっているというところでございます、以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よございますか。他に質疑はありませんでしょうか。商工観光課分にありますか。はい。ないようでございますので次は。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中でございますけど次ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時43分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 先ほどの長沼デジタル政策審議監より発言の修正について申出がっておりますのでここで許可します。長沼審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。先ほど小谷議員から頂いた光基盤と、それから難視聴世帯向けの地デジ再送信事業というところの方に関してお答えした中に、ちょっと私のほうでの認識の誤りに基づいてちょっと答弁の内容が実態に即していない部分がありましたので修正をさせていただきたいと思います。まず御指摘の通り今回審査この光基盤整備事業を行う審査の項目の中には、地デジ難視聴対策について、新規整備に伴う地デジ難視聴対策に関し今後の在り方について提案があった場合は加点を加えるというような項目を設けておまして、実際に今回選定をされましたNTT西日本さんのほうでもこの点提案があったところです。この点の実際にその提案に対してどのようなことを行っていくのかということについてはですね、現在まずこれからそもそもNTT西日本さんが、この基盤整備をした後あさぎり町においてどのようなサービスを展開していくのかということを調整している段階でありますので、この中であわせて協議をしていくものということを考えております。以上になります。失礼しました。

◎議長（小見田 和行 君） 次は、建設課分です。質疑ありませんか。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 9番です。成果説明書の22ページ、作業員による町道等の維持維持と環境整備資材等支給事業の2点についてお尋ねをいたします。まず町道の維持につしまし

ては、この成果説明書の中では適正な維持管理ということになっておりますけれども、全ての町道を見た時にほとんどがですね、農道から町道に格上げされた部分が多くてですね、全てがですね、全ての町道が適正に管理されているのかといった場合に私どもの目から見た時にですね、雑草を全然払ってないところとか、あるいは雑木が生えているところがいっぱいあるわけですね。そういったところが今後、今後といいますかどのように非常に町道はものすごい多いわけですが、どのように管理されていくのかというのがまず1点と、環境整備資材等の支給事業の中でこの中にも書いてありますが防草シートの設置が4件ありますですが、多面的事業の中の説明の中では、町道に面するところには防草シートは設置できないという説明があつてのわけですね。多面的事業の中では。ところがこの環境整備資材の事業の中ではですね、町道に面した所で作業されてますですね。実際、町道に面した所の畔あるいは法面あたりに防草シートの設置がされてるだろうというふうに思うんですがその確認なんですが、まず2点お尋ねいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。まず1点目ですが町道の維持管理が適正かということだろうと思いますが、議員おっしゃる通り町内町道の延長かなりございまして、維持管理、道路の状態においてもですね、例えば幹線道路であったり集落土地。あるいは何ですかね、中心市街地だったり沿線だったり、交通量に応じて、いろいろやっぱり維持管理のやり方にもちょっと程度がそれぞれあると思います。車両が多く通る路線についてはそれなりの事故が起きないように適正な管理が必要となりますし、申し訳ないですが、戸数が少ない集落道については、中々手が行き届かない。住民の方のお世話になってると状況もあろうかと思えます。そういった中で先達ても維持管理の質問が載っておりますが、できる限りですね、基本的には通行に支障がないという状態を適正に維持管理したいというふうに思っておりますが、中々8名で作業に当たる中で特に夏場のですね、除草はちょっと大変かなと。特に近年は気温が上昇している関係でですね、作業の効率も中々思い通りいかないというところもございますし、今後につきましても現状できる限り進めている中で、地元ですね、業者さんあたりにも力をお借りながら委託の方面でもいろいろと拡大して進めていって適正な管理に努める必要が出てくるのかなというふうに思っております。それから住民協働事業に対しての質問で防草シートについてでございますが、おっしゃったのが多面的の事業でまず出来ないというのは町道に対して多分できないということだったと思います。そういったところは住民協働事業の中で取り組んで頂くということでしておりまして、令和5年度につきましては、庄屋地区と寺池地区、この町道に面した田の畔部分になりますが、こちらのほうで防草シートの整備に取り組んで頂いております。防草シートにつきましては、先ほどの町道の維持管理ということで対策のひとつと考えておりますので、そういう御要望等あれば是非取り組んで頂ければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。町道ですね幅広い主要道路といいますか支線あたりの重要性も分かっておりますけれども、中々そういった維持管理もしづらい部分もあろうかというふうに思っております。これがですね、農家あたりがそこまでやってる部分も非常に大きいんだらうというふうに思いますが、最近は農家も高齢化になってきてですね平たんな場所はやるんです

が法面がちょっときついところはもうちょっと難しくなって来ているのが現状なんですよね。ですね、お伺いしたいのは先ほどの住民協働の事業の中で、防草シートは町道に面したところではできるという話でございましたけれども、その話がですね全然多面的事業をするところには伝わってないんですよね。むしろ逆に何ていうんですか多面的事業の場合ですね、予算が余っているところもあるわけですよね。であれば多面的事業の中でもですね、町道に面したところも防草シートしていいでしょうと言え大分町道する管理する場所あたりが減りますし、他所の多良木・錦あたりは町道に面したところでやってるわけですよ。そういった柔軟な発想はできないものか、お尋ねをしたいんですが。

◎議長（小見田 和行 君） ちょっと多面的な事業が入ってますので建設課として答えられる範囲で答弁願います。（酒井建設課長）

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。住民協働事業を建設課で持っておりまして、多面的の事業は農林振興課のほうで行っておられるわけでございます。ただ目的がですね同じで予算の流れがちょっと違うかなあというところで、多面的組織の中でですねそういう話がもしあるようであったらば、区長さんを通じてでも御相談頂ければというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 中々さっき作業員のさんの話が出ましたけれども、暑い中大変御苦勞頂いとる分かつとるわけですね。あの人数でこれだけの面積をこなすのがもう非常にもう絶対無理で分かっていますんで、自助・共助・公助の部分からしてもですね、そういった他の事業等を活用しながら進めていくのが維持管理も伝わっていくんではなかろうかというふうに思いましたので一応この質問をしたわけでございますが、できればですね、農家あたりもずっと高齢化で担い手あたりも少なくなってきたというのが現状でありますのでそういった方策も検討していただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの質疑でございますけど、これについて農林振興課長もおられますので一応確認のほどお願いします。農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。多面的支払交付金事業につきまして農林振興課の所管で行っておりますが、今議員御質問の部分でですね、多面的事業に関しては道路敷に関してそれは出来ないということになっておりまして、ただ御指摘のようにですね、されているところも見られるというところはあります。ただ原則的には出来ないということになっております。ですので道路敷を除いた部分ですね、に関しては十分多面的で活用できるんですがそれ以外は出来ない。この場ではそう申し上げる事しかできませんので、はい。理由に関して詳細な理由に関してはですねそうですね。またちょっと詳細なところを担当なり聞きまして、またお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい。他に質疑ございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい96ページの道路維持費と99ページの流木撤去についてお伺いします。道路維持の問題については補修等も含まれているわけですが、私がいうところはもう御存じのとおりもうダムの上流しかないんですが、座談会で町長も行かれて実情はもう十分お分かりだと思うんですが。現況を今年の8月までダムの砂利が皆越の山の上までですね

撤去されて終了は一旦したんですが、多分今年、今年はダムの下に下ろすというような話も聞いております。あのおかげで町道が相当傷んでおりまして、時々補修はしていただいております。サロンパスを張ったような状況での維持補修をしていただいておりますが、砂利が下におけるといことが分かればですよ、もう県がですねもうダンプで痛めた道路ですから県の代行事業でも私は舗装をし直すぐらい強い要望は私はしてもいいんじゃないかっていうふうに思います。もう是非その辺はしっかりと対応できないものでしょうかね。それとあわせて流木の撤去も今年の10号の台風で流木の撤去が出来てなくてまた災害が起きてるか所もありました。その前、令和4年度の災害の時もその撤去が出来てなくて、今あそこは大平橋のところ。あそこもいち早く流木を撤去しとけば私は道路のああいう災害には至らなかったんじゃないのかな。今度の10号でも言えるんですけども。その流木の撤去というのは、あれは、予算的には町の予算に組ま含まれてますけども、県の管理ではないんですか。河川の流木あたりの撤去については。町がやっぱり全てやっていかなきゃいかんわけですか。そこをまずは確認したいんですよ。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。まず1点名のですねダムの土砂の運搬に絡んで道路が傷んでるというお尋ねだと思います。まだしゅんせつ、ダムの土砂のしゅんせつはですね令和8年ぐらいまででしたか、計画的に継続されるということですので。今集落より上流側、上のほうにですね土捨場整備してございますが、そこまでの経路につきましては、事業が完了後には舗装し直すということで聞いているところです。当然事業に関連して傷んだ部分については、補修して頂けるものというふうに思っております。それから河川に流れたり倒れたりしてる流木につきましては、基本的には河川の管理区間でこれはそれぞれの管理者が管理するものということですので県が管理します河川区間につきましては県のほうで実施される。それより上流が町管理区間というなりますけれども、そちらについては河川については町の方で対応する。その中で別で例えば山側から流木がちょっとあったり、谷にですねあったりする分については、当然また別の所管で県の治山とかですね、そっちのほうで対応されるということもありますのでその時の状況に応じてそれぞれの管理者で対応するというところで進めているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。ダムの土砂も8月までとって大分減りましたが一瞬にして10号台風が来てまた同じ量がですね、ダムにたまってしまいました。取っ減らん取っても減らんっていうのが現状ですけども、捨てる場所ももう満杯の状況ですからですね今。だから県もその辺を見込んで今年は下におろすというような話を聞きました。早くそうあって欲しいと。それに併せてですね、県が今言われましたんで県が全面的に打ち替えをしてくれれば、私たちは地域の人たちも大いに助かるんじゃないのかなというふうに思います。で、流木の問題は去年の災害で補修工事が終わった途端にその下に流木がそのまま残ってた分がありましたが、やっぱりあれを取っけば今回の災害も私は防げてんじゃないかなあと思うんですけども、確かに流木撤去にはかなり費用がかかってクレーン車っていうかかなり道路から高いですからね、河川。だから相当お金が要ると思うんですけどもそこら辺はやっぱり県と協議を頂いて撤去しておかないと、また同じようなことの災害が起きて撤去費用の何十倍ぐらいの私は費用をかけてまた道路

改修事業をやらないかん。本当にもったいないと私は思うんで、そこは本当に建設課で検討していただいて確認頂いて、町がすべきか県がすべきかどちらでも構わないんですが私たちは、そこまでも徹底していただくことが未然の防止、災害防止につながるんじゃないのかなというふうに思いますのでいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。近年はですね災害・台風等で立木等を河川に流れてくる事も多かったわけでございます。その際に併せて河川のしゅんせつ等もですね行っておりますが、それと併せて流木の撤去も進めてきたわけでございます。ただ、今おっしゃいました通りですね、部分的に1本だとか2本だとか、特に撤去しづらい部分については、中々そういう事業に取り組めないということで町の単独の持ち出し分で処理するということになることから、中々手がつけれなかったというのもございますけど。そういうのを災害を未然に防止するという意味では撤去を速やかに進めるようにすべきかなというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 他に建設課分に質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、2点お尋ね致します。住宅使用料についてです。歳入が13ページだと思いますけれども住宅使用料を受入れておられます。これに対してですね歳出側100ページですが住宅の管理費がございます。この住宅使用料をこの住宅管理費に充当する場合ですね、今現在はもうその管理費のみで使用料の起債償還への充当は出来ていないのか。私の計算では少し出来ているのかなとは思ってたんですけど、どうもそうそこら辺がよく分からないのでそこを1点お尋ねをいたします。それから不用額調書ですね、先ほど同僚議員もおっしゃいましたけど22ページの住民協働でございます。これについて支障木伐採が1件上がっております。実はですね、私どもの地元で神殿原線という町道がございます。あそこも歩道つきの非常に広い道路なんですけど、実は私この前大型ダンプと擦れ違う時にですね大型ダンプが止まるんですよ。何故か何か意味が分からなかったんです。よくよく見ると上部が擦るという大型ダンプの高い、今高いですから。だから多分その支障木を避けようとして止まったんだろうなと思われてちょっと申し訳ないなと思って通り過ぎたんですが、そういうか所がですね、どうも私上地区の区長さん方数名の方からもう自分たちでの陰切りは対応出来んと。やはりそれだけの高木とかになりますとですね、住民協働あたりをお願いせんとどうも人力では難しいというような話をされておられました。そこで住民協働でできる支障木の伐採の対象というのは、純然なその民地、民有地なのかですね。だとしたら、中々やはりもう私一般質問でも言いましたけどもうその管理が出来ないところがだんだん増えてきた時に、もうみんなが迷惑を被るというようなことが考えられますのでその点についてどのように今対応なさってるのか、お尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、まず1点目でございます。住宅の使用料の充当についてでございますが、すいません決算ではちょっと把握できておりませんので令和5年度の当初予算編成の時の充当でございますが、優先的に住宅の管理費にこちらに100%充てておりまして、そのあと住宅建設に要しました元金利子の返還に充てております。それでも昨年からですか2年前かぐらいからですかね元利償還金が減ってまいりまして、その分使用料収入に余裕が出てまいりま

したので住宅建設費のほうに充てているというところでございます。そちらのほうで長寿命化の改修等を行っているというところでございます。それから2点目の住民協働の取組ということで近年ではですね特に支障木伐採の取組が多ございます。その中でやっぱり民地であってもですね高木、特に大きい木等はなかなか個人での処理が難しいということで地区の皆さんで一緒に課題ということで取組ましようということで、地区で合意がなされた分については住民協働で取り組んで頂いても大丈夫ですよということでお勧めしているところでございます。中々その基準がですね、じゃどこまでがच्छゅうのは難しいところでもありますので先ほどからあります通り高齢化で中々ですね個人では対応出来なくなりつつありますので、なるべくですね、町のほうの事業を活用していただければということで出来る限りで住民協働事業で出来る方向で考えていきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1点目ですね。私の記憶が曖昧なので住宅管理費の充当先は管理費そして起債償還というふうな多分順番じゃないのかなと思いますのでこのことについてはまた後日ですね、御答弁頂いても結構でございます。要は住宅の管理には、今後それなりに経費の高騰といいますか諸々の管理費の上昇というのが考えられますので使用料で果たして賄えるのかなというのがひとつ懸念されたものですからお尋ねをしました。それから2点目ですね。これは人吉球磨管内でも他の自治体でもちょっと議論になってたというふうに伺ったんですよ。民地をですねこういう住民協働なりでやることについて、非常に個人的に管理をきちんとされてる、あるいは造園業者さん辺りをですねお願いして費用負担をして管理されているところもあるじゃないかと。片や町といいますか公費を使ってというのに対しての何て言いますかね、その住民間でですね違和感というか、そういうのもお聞きしました。他の自治体でですねそういう事案のお話があったということですね。私たちも地元でももちろん陰切り等今やろうとしてるんですけど、やはり非常にもうどこの地区も一緒にこの事については悩ましい部分がありますので、町のほうでもですね、もう1回考えていただいて民地をやるとしてもですよ、きちんと管理されているところとの、その何て言いますかねえ、バランスというか、そういうところを地元で出来るだけこうスムーズに事業展開出来ればというふうに私たちも思ってますので、行政でも一考して頂きたいというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。ちょっとすいません、住宅の収納のほうのお尋ねはをちょっとよく分かりませんでした。2点目のですね住民協働につきましては、近年取り組まれているのがですね議員おっしゃる通り基本的には所有者の方で管理して貰う、これはもう大前提であろうかと思います。その中で、例えば町道に面している部分が今まで取り組んで貰っているのが殆どだと思いますけれども、もう落ち葉だったり枝だったり通行に支障があったりですね。その都度その都度作業員でですねちょっと枝切りとか色々出てまいります。当然路面の清掃等もですね、作業員がその都度出てしたりする部分があったりするわけですね。伐採することでそれらの軽減になるのもひとつでございますし、また取り組まれた中で結構ですね、支障木の伐採は高額100万超える前後ぐらいの金額でございます。といいますのがやっぱりクレーンですね、これの借

用だったり最近はバックホーですね、つるっというか、掴んで処理するとかありますので結構そういう機械の借り上げをしなければ中々自分たちでは処理が出来ないというふうなちょっと規模的に大きな部分について取り組んで貰っているわけでございます。地元で簡単にですね伐採、手作業で伐採ができる分についてはこれまで同様に出来れば地域の皆さん方に対応をお願いしたいというのがありますが、先ほどからあります通り高齢化ということで中々難しくなってる部分がありますので、基本はさっきからおっしゃる通り個人での管理というのが大前提でございますがですね、その辺はできる限り柔軟に対応はしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に建設課に対して質疑ございませんでしょうか。はい、加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。不用額ページ37ページになります。公園費の中の遊具診断手数料が大型遊具の撤去があつて減額となっております。実はこの公園の子供の遊具に関しては、けばけばしい色なので何か周囲の環境に合わないとかいう御意見とかもお伺いしますが、実は海外の福祉の先進地で見るとはっきりした原色の遊具だからこそ子供たちが大好きだつていうのがございます。今回その撤去された中でまた今後も考えていかれると思うんですが、その辺りですね公園にそぐわないっていうこう認識の違いによる感覚っていうのですかね、それっていうのを今後町で本当に子供のための遊具って考えるならば私は子供たちの好きな色っていうのはとても大事だと思うんですが、撤去されて今後についてのところも含めてお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。不用額については議員おっしゃいました通り大型遊具を撤去したことでその分の診断費用が不要となったということでございます。その後の設置につきましては、先日もちょっとお話ししましたが先月末で契約しまして、今月から年度内にかけて工事が完了するように進めるところでございまして、その工事に入る前段としましてどういった遊具を設置するかという今パース絵といいますか、イメージの図を作成して頂いているところでございます。それをもって10月ですね、議員懇談会の場合でもちょっと議員の皆さん方にはお示したいと思います。イメージというか方向性というか、ちょっとカラフルな絵になつてるかと思ひますのでまたその場でも確認頂ければと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に建設課に対しての質疑ございませんでしょうか。はい。ないようでございますので最後は上下水道課分です。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 各課について質疑頂きましたけれど全課にわたって質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。それでは複数の課にまたがりますのでこの時間を待っております。そういうことでお尋ねしてまいりたいと思いますが、先ほど豊永議員、から小松議員からも話があったんですが生活環境の維持管理。今町民の皆さん方が不便に思っていることが数多くあります。それに入ります前にやはりその維持管理をするには非常に大変な労力と財政的な負担も必要になるんでありますが、実は2、3日前に駅前を通りましたところあそこの広場ですね、商工会の事務局長さんそして商工観光の課長補佐。お2人で草刈り機を押して草刈りをされておりました。大変感動もいたしましたし、いい光景だなというふうにも思いま

した。しかしこの暑い中での作業ですね大変だと思うんですが、やはり今豊永・小松議員の時のお話もあって通り、中々この暑い最中に作業をやってくれる人を探すとか、あるいはそれをまた業者に委託するのも中々困難な時でもあります。大変なことだと思いますが、職員率先してやっていただくということで大変ありがたかったことでもありました。そこで問題といえますか戻りますが、実は多面的機能支払の交付金のいわゆる主要施策の成果説明書を読ませて頂きましたが、農用地・水路・農道等の地域資源、農村環境の保全、多面的機能の増進、農用地水路・農道等の地域資源等々については長寿命化が出来たと。それにつながったというような評価をしてございました。また建設課におかれましては、道路維持委託料、道路施設等維持管理作業派遣業務委託料ですか。そちらのほうの成果についても一応の成果があったというようなことであったというふうに思うんですが、実際に町民の立場でそれらを見させていただいた時にですね、町の評価とはちょっと違うというふうに思います。そういったことが豊永・小松議員のお話の通りであります。そういう中で冒頭申し上げましたこのタイミングで言いましたのは、やはり横の連携。庁内で。先ほど建設課と農林振興課とちょっと出ましたけれども、やはり受益者は町民なんですよね。仕事をやるのは課が別でもその利益を受け入れるのは町民の方でありますので、本意ではなかったかもしれませんが是非横の連携を取って頂きたいということは申し上げておきたいというふうに思います。そこで実は私の評価も決して今の皆さん方の生活の維持、生活環境の維持管理については十分でないというふうに思っておりますのでお尋ねしておきたいんですが、財産に関する調書の90ページ。物品にトラクター、アーム型草払い機、バックホー他の記載がなされておりますが、これは確か農業支援センターのほうへ預けてあるというふうに理解しております。これの活動状況をお知らせ頂きたい。そしてもう1点。シルバー人材センターですね。そちらのほうにも作業委託されたというふうに伺いましたが、その活動の実績をお示し頂きたいと思います。それから2点目は、これも実はどの課にどのようにお尋ねしていいかわかりませんでしたのであえてこの時間を取らせて頂きましたが、岡留公園の北側に元花づくりのハウスがございましたが、あそこを見に行かれた方もたくさんいらっしゃると思いますがもう大変残念な風景であります。2、3年前だったと思うんですが地域の方からですね、あそこの使わないのであれば自分たちで菜園畑をやりたいという申出がありましたので、ちょっと最近物覚えが悪いんでどこの課にお尋ねしたか忘れましたが、それは目的外だからそういった貸出しはしませんという返事で。ということは、旧免田町時代に農地を購入してああいう状況を作ってずっと管理してきたですね。それをやめた後にあとはどこが管理をしているのか。商工観光課でもないような感じもするんですが、財産管理の財政なのか等々いろいろ考えてみましたのでまずはその2点について回答願います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。まずはですね財産調書にありましたトラクターとかですねいろんな機械の話になるんですが、それらにつきましては農業支援センターのほうに貸付けを行っているところです。町内ですねトラクターとアーム型草払い機につきましては主に休耕地や畔それから傾斜地の除草作業ということで、これが5年度の実績といたしまして89件の町内89件の依頼がありまして、時間といたしまして563時間ということで活動をして頂いてお

ります。それに対する収入ももちろんありますが経費も生じているということです。それからバックホー型の草払い機ですが、こちらにつきましては内容的にはもちろん草刈り、高畦の草刈りですね。それから溝さらい等がありますが、6件と時間にして76時間ということになっています。それからラジコン型草払い機。これは主に果樹園等ですね下草刈りとかですね、こちらについても畦畔の草刈りももちろん含まれますが29件の255時間。それからウッドチップパーもあります。これにつきましては、樹園地の栗とか梨とかのですね枝剪定だの粉碎作業とということで27件ありまして158時間稼働を致しているところです。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、財政課からまず1点目のシルバー人材センターにつきましては、まず公衆トイレの清掃委託ということで、公衆トイレ町内28か所のトイレの清掃を委託をしております。次に財産管理作業委託料ということで町有地の除草作業の委託をしております。財政課分としてシルバー人材センターに以上のことで委託をしております。2点目です。岡留公園の土地ということで幸福駅横の土地に関しまして管理を財政課のほうで所管をしております。農業支援センターに除草を委託して実施をいただいているところでございますけれども、ちょっと対応をいただけなかったというような点につきましては、ちょっと事実確認を確認したいのでまた後日お答えをしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。それでは、今、トラクター・アーム型草払い等々の稼働時間等々を聞かせていただいたんですが、フル稼働をしてるようには聞こえなかったんですね。一部の方から特にアタッチメントだったような感じがするんですけど遊んでいると。だからそのことが悪いとかじゃなくて、もっとフル稼働するべきじゃないのか。ということは地域のほうですね、私はちなみに二子地区でございますが、免田川の打ち出しに行く時に遊歩道というか歩道がありますよね。両面は、今もう車が通れません。だから地域の人たちの話ではですね、中々役場も人も金もなかろうと。だったら、そういうアタッチメントを貸していただければ自分たちの本機に取付けて自分たちで刈ることは可能と、というお話でもあります。従ってそういう方たちはそういう活動をすればですね、多面的な支払基金制度の活用も出来ないこともないだろう。使用料を払うのですね。等々のお話も出ておりますのでお尋ねしたところでありますが、ここで申し上げたいのは、やはり今の時期ですよね。だから今の時期ですね、特にこの草が繁茂するのはもう夏場ですよね。もう中々もう草を刈っても刈っても追いつかない。大変な維持管理だと思うんですが、今のところ確か2回ぐらいしか刈らないんじゃないかと思うんですよね。だから、その回数を増やすこと。さらには、その人材を確保する。作業員を確保する等々のやはり予算を増額をしていかないと地域の皆さんは担い手もない。そういう状況で国県道あたりなのですね法面を、昔はほとんど皆さんが地域の方が出て当時は放置とは言わなくてもですね、牛馬の草刈りも必要というような面でもあったかもしれないかもしれませんが地域の方たちが頑張ってやっていたいただいて本当ありがたかったんですが、今はそういう人たちがいません。先ほど豊永議員のお話の通りであります。さっき申し上げました私も二子地区で春先には溝さらい、そして夏には陰切りはまだ継続してやっておりますけれども、やはり出てくる人たちはもう高齢化。私も含

めてその世代ばかりでありますので、早晚そんなに長くできると思いませんけれどもまだ何とか頑張ってはやっているところであります。そういうことで、建設・農業課長にお願いしたいのは、本年度もうスタートしておりますが何とか来年、本年度の5年度のことを踏まえてですね7年度の予算の増額に向けて是非とも頑張って予算要求をして頂きたいというのが、お願いでありお尋ねであります。それから花づくりの件であります。委託をしてたけれどもというお話であります。じゃ財政課長、現地でまだ行かれてますよね。構いません。多分行かれてないと思います。さっきのお話では。是非課長さん方にもですねお願いしようと思うんでありますが、球磨川沿線の築地から永才の鼻先まであの道を通ってみてください。大変な状況に。そういうことで、それをするために十分皆さん方も忙しいし、中々人も集まらない。あるいは財政的なものもあるというふうに思いますが、是非とも頑張って、はい。7年度においてはですね、やっぱりそういう生活環境が皆さんに満足して頂くようになるようお願いしたいと思います。それから実は先ほど皆越総務建設経済委員長とお話ししたんでありますが、私たち委員会もですね、出来れば執行部と一緒に町内のそういったか所をやはり回るということも大事だからどう致しようというお話をしましたところ皆越委員長快くお引き受け頂きましたので、本日質問しましたことを踏まえてですね、時期やいい時期を選んで、是非とも現場・現地調査をやりたいというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。確かにですね生活環境の維持管理につきましては、非常に町民の皆様にも御迷惑かけているかと思えます。ただ、やはり本当今町でも精いっぱい維持管理は行っている状況なんですけれども、何せやっぱり人材の確保というものも町としては課題があります。町道の管理にしましてもですね、やはり幹線道路を中心にまず行って、農道・町道・2級町道あたりが疎かになっているという部分は否めないところもあります。ですからやはり今後、当然横断的な調整というのにも必要になってくるかと思えますけれども、やはり町民の方にも御理解頂ければという部分もかなり持っております。先ほど岡留公園の花管理についてお話が出ましたけれども、花の需要、花の苗の需要を考えるともう購入されたほうが町としても効率的だということで、花管理を町のほうでは止めたという経緯がございます。今回の岡留公園に遊具を設置するという計画もありますが、実は本来だったら鉄道から見えるあの岡留公園の下の段にも公園があったらいいよねというような話も、調整の段階では私のほうから意見を出したこともあります。ただ、まだ市民農園として使われている部分もあるということで、そこら辺の管理についてもまだ町としてははっきりしていない部分もございますので、今後その岡留公園一帯の整備も含めて調整をしていきたいと思っておりますので、その点も御考慮頂いて御理解頂ければと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに全課に当たって質疑ございますか。山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） 大変申し訳ありません。久しぶりこういう席に立ちましたので言い忘れておりました。皆様方あの川瀬線、県道川瀬線。あれを是非加賀山議員の家のほうに向かっていってください。もうあそこらうわってるのは草じゃありません。木がうわってます。それでだけを言いたくて立ちました。終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 他に全課にわたった質疑はございませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第2、認定第5号令和5年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは令和5年度水道事業会計決算書について説明をさせていただきます。令和5年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段 第1款水道事業収益 右側の決算額4億6,643万3,228円でございます。下の枠支出の最上段 第1款 水道事業費用 右側の決算額4億269万9,980円を支出しております。この金額は税込金額となっております。詳細につきましては19ページをお願いいたします。主なものについて説明をさせていただきます。収益費用明細書です。こちらの金額は税抜で表示をしております。収入の部としまして、目の上段 1目給水収益 節1水道使用料は、1億9,765万3,450円となっております。昨年度と比較して約1.2%の減となっております。目の最下段 3目他会計補助金は、次のページをお願いいたします。節1他会計補助金は、総務省通知の繰り出し基準に基づく繰入金となります。次に4目長期前受金戻入 節1長期前受金戻入は、工事等で資産取得する際に得た補助金のうち今年度減価償却に見合う分を計上したものです。2枠下の7目資本費繰入収益 節1資本費繰入収益につきましては、総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰入金で旧簡易水道事業債償還元金に係るものになります。収入につきましては以上となります。続きまして21ページをお願いいたします。支出になります。1目原水及び浄水費 節14委託料につきましては、水質検査や滅菌設備の維持管理、また岡原第2浄水場の施設保守点検委託、また岡原第1配水地の軟水化装置保守点検及び塩溶解槽管理委託などを行っております。次の節17修繕費は、主なものとしまして2段目の岡原第2浄水場用UF膜交換や次のページにかけまして浄水場の薬注装置や残留塩素系計の修繕を行っております。次の節23薬品費は、水質管理のための薬品を必要数量購入しております。次に2目配水及び給水費 節の1番下節14委託料につきましては、水道施設電気保安業務委託や水道台帳システムの保守業務、また次のページ、備考欄1番上の配水地清掃業務委託。その下、免田西地区の漏水調査を行っております。次の節16賃借料につきましては、緩速ろ過地の砂あげ作業時の機械借上料。また川南配水地と岡原地区の緊急給水井敷地借上料として支出をしております。節17修繕費の主なものとしましては、給・配水管の漏水修理や量水器交換の費用を支出しております。次の目4総係費は、職員の給与費ほか事業活動全般に係る一般管理費を支出しております。25ページをお願いいたします。5目業務費 節2委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託費を水道事業分と下水道事業費分を業務案分して支出をしております。26ページをお願いいたします。6目減価償却費 節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書を載せておりますので後ほど御覧頂きたいと思います。次の7目資産減耗費 節1固定資産除却費は、配水管布設替工事による取り替え前の配水管や公用車更新による車両の処分により除却したものととなります。次の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費 節1企業債利息につきましては、企業債償還利息を支出したものととなります。最下段の5目過年度損益修正損 節1過年度損益修正損は、漏水減免による還付分となっております。ページ戻っていただきまして4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段第1款資本的収入につきましては、

右から3列目の決算額3億9,546万3,163円でございます。次の枠第1項企業債につきましては、免田地区の重要給水施設配水管布設替工事。また再編整備事業で、須恵送水ポンプ場整備と送水管布設を行っており、その財源として2億2,290万円を収入しております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として建設改良費と償還元金の不足分に充てております。第3項工事負担金は、免田地区の布設替工事に伴う消火栓5基の更新と貯水機能付給水管の実施設業務委託料と免田地区と岡原地区に設置した工事費分を一般会計から負担金として受入れているものです。第4項水道加入金は、新築等により31件の加入金を収入しております。第5項補助金につきましては、免田地区配水管布設替及び須恵地区送水ポンプ場建設にそれぞれ生活基盤施設耐震化交付金を受入れています。支出につきましては、下の枠になります。下の枠2段目 第1項建設改良費は、免田地区配水管布設替工事と須恵送水ポンプ場建設工事が主なものとなっております。第2項企業債償還金は起債償還の状況を30ページから32ページに掲載しておりますので後ほど御覧頂きたいと思っております。第3項投資につきましては、水道事業基金の定期利息及び運用利息を積立てたものとなっております。次に下の枠の欄外になりますが、資本的収入額3億9,546万3,163円が資本的支出額5億1,265万637円に対して、1億1,718万7,474円不足しております。記載のとおり過年度分損益勘定留保資金8,548万8,608円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,169万8,866円で補填をしております。5ページをお願いします。損益計算書でございます。6ページをお願いします。下から4段目の当年度純利益及び最下段の当年度未処分利益剰余金は、記載の通り3,973万2,508円でございます。7ページをお願いします。剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金等の増減を示したものでございます。8ページをお願いします。令和5年度水道事業会計剰余金処分計算書でございます。当年度未処分利益剰余金につきまして処分を行わずそのまま繰越剰余金とするものです。9ページをお願いします。貸借対照表でございます。このページ右下の資産合計と11ページ最下段の負債資本合計はともに53億4,799万9,897円となっております。14ページをお願いします。水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけては業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。詳細な説明につきましては省略をさせていただきます。18ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、会計にどのくらいお金があるかを表しております。これによりまして年度内の資金増加額は、下から3行目9,133万6,110円。資金期末残高は、最下段6億3,806万7,664円でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 次に日程第3、議案第21号令和5年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは令和5年度大町下水道事業会計決算書を説明させていただきます。3ページをお願いします。下水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段 第1款下水道事業収益 右側の決算額6億6,753万2,257円

でございます。下の枠の支出の最上段 第1款下水道事業費用 右側の決算額5億9,372万1,592円を支出しております。これは税込金額となっております。詳細につきましては18ページをお願いします。収益費用明細です。こちらは税抜で表示をしております。収入の部としまして1目下水道使用料 節1突貫下水道使用料は、1億6,735万6,830円。節2簡易排水施設利用料は、54万2,400円となっております。2目雨水処理負担金は、総務省通知による基準内繰入れ額となっており一般会計から負担金として受入れたものです。3目他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入負担金として受入れたものです。5目その他営業収益 節2突貫下水道手数料は、指定工事店登録料と督促手数料となっております。2目営業外収益につきましては、次のページをお願いします。2目国庫補助金につきましては、下水道接続に係る排水設備助成金事業費の2分の1を補助金として受入れているものです。次の4目他会計補助金 節1突貫下水道他会計補助金につきましては、総務省通知による基準内繰入れと基準外繰入れを一般会計からの繰入金で分流式下水道に要する経費や償還金利息などに充てております。節2簡易排水施設他会計補助金につきましては、簡易排水施設に係る経費において使用料で賄えない部分を一般会計から繰入れております。次の5目長期前受金戻入の節1国庫補助金長期前受金戻入から節3分担金長期前受金戻入につきまして、これまでの工事等で資産を取得する際に得た補助金や受益者からの分担金の今年度償却に見合う額を長期前受金戻入として計上したものでございます。また節5工事負担金長期前受金戻入につきましては、マンホールトイレ設置工事分を計上しております。収入につきましては以上です。20ページをお願いします。支出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。1目污水管渠費 節13委託料につきましては、下水道施設保守点検委託料としてマンホールポンプ46基の保守点検などを行っております。その2つ下 節16修繕費は、マンホールポンプのオイル交換や故障時の修繕、また監視通信システムの改修などを行っております。21ページをお願いします。3目簡易排水施設費につきましては、深田の草津山地区に設置している浄化槽の維持管理费用となります。4目総係費でございますが事業活動全般に係る費用を計上しております。23ページをお願いします。下のほう5目業務費 節18委託料は、量水器検針業務を水道事業分と下水道事業分として業務案分で支出をしております。24ページをお願いします。節の最上段 節33排水設備助成金は、下水道接続者への助成金としまして30件に助成をしております。次の6目流域下水道維持管理負担金につきましては、下水道処理場へ流入する令和5年度計画水量分と資本費負担分の合わせた額を支出しております。次の7目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ26ページと27ページに明細書載せておりますので後ほど御覧頂きたいと思っております。次の8目資産減耗費の節1固定資産除却費につきましては、マンホールポンプ更新に伴う更新前の機械設備の除却費用などを計上しております。次の1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息を支出したものでございます。25ページをお願いします。5目 節1の過年度損益修正損につきましては、令和4年11月から令和5年3月分の漏水により減免をしたものとなっております。ページを戻りまして4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段 第1款資本的収入につきましては、右側の決算額1億9,848万6,299円でございます。次の第1項企業債は、舗装本復旧工事などの財源並びに資本費

平準化債として収入をしております。第2項出資金につきましては、一般会計からの繰入金として建設改良費や償還元金の一部として収入をしております。第3項の負担金は、マンホールトイレを指定避難所に設置するに当たりその工事費を一般会計より負担金として収入しております。第4項の補助金は、舗装本復旧工事とマンホールポンプ更新工事の国庫補助金として収入をしております。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですが定時に会議が終わりそうにありませんので会議時間を延長いたします。説明を続行願います。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） 第5項の分担金は、下水道へ接続された受益者の分担金を収入しております。第7項の基金は、下水道事業減債基金を取崩して償還元金に充てております。次に支出です。下の枠 最上段第1款資本的支出、決算額4億6,133万9,224円でございます。次の第1項建設改良費ですが、主な工事の内容としまして舗装本復旧工事、マンホールポンプ更新、公共汚水枡設置工事などを行っております。また球磨川上流浄化センターの汚泥脱水機改築更新などの工事負担金を支出しております。第2項の企業債償還金は、企業起債償還の状況を29ページから39ページの企業債明細書に記載しておりますので後ほど御覧頂きたいと思います。第3項の投資につきましては、下水道減債基金の利息となります。下の枠、枠外ですが資本的収入額が資本的支出額に対して2億6,285万2,925円不足しております。記載の通り損益勘定留保資金、それから繰越利益剰余金、それと当年度利益剰余金にて補填をしております。続きまして5ページをお願いします。こちら損益計算書でございます。6ページをお願いします。下から4行目 当年度純利益は8,403万4,490円。最下段の当年度未処分利益剰余金は1億40万3,001円でございます。7ページをお願いします。このページは剰余金計算書でございます。前年度末及び当年度末の剰余金などを表したものでございます。8ページをお願いします。令和5年度下水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金を議決を頂きまして処分をさせていただくものでございます。表の1番右側の上から2段目 処分額7,058万7,474円を組入資本金の積立てとして処分させていただくものでございます。本案のとおり処分させていただきますよう、よろしくをお願いします。9ページをお願いします。貸借対照表でございます。このページ右下の二重下線の部分資産合計の額と次のページ最下段の負債資本合計はともに102億3,100万9,076円となっております。13ページをお願いします。令和5年度下水道事業報告書でございます。このページから16ページにかけては、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。内容につきましては省略させていただきます。17ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので会計にどのくらいお金があるかを表しております。これによりまして、年度内の資金増加額は下から3段目1,382万8,956円。資金期末残高は最下段8,637万4,773円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。明日14日から19日までは、委員会等開催のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。従って明日14日から19

日までは、委員会等開催のため休会とすることに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後 5時03分 散 会

令和6年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第12号）						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月20日 午前10時00分		議 長	小見田 和行	
	散 会	令和6年9月20日 午後 2時01分		議 長	小見田 和行	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	9番 豊 永 喜 一 10番 山 口 和 幸					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	長 沼 宏 季	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 者 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第 1 2 号）

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
日程第 6	議案第 2 1 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	報告第 1 2 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第 1 0	報告第 1 3 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第 1 1	報告第 1 4 号	令和 5 年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第 1 2	報告第 1 5 号	令和 5 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第 1 3	報告第 1 6 号	権利の放棄について
日程第 1 4	報告第 1 7 号	専決処分した令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 1 5		議会運営委員会の報告について（令和 5 年度要望第 1 6 号）
日程第 1 6		総務建設経済常任委員会の報告について（令和 6 年度陳情第 1 号）
日程第 1 7		議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計決算の認定について
日程第 6	議案第 2 1 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	報告第 1 2 号	令和 5 年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第 1 0	報告第 1 3 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第 1 1	報告第 1 4 号	令和 5 年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第 1 2	報告第 1 5 号	令和 5 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について
日程第 1 3	報告第 1 6 号	権利の放棄について

日程第 1 4	報告第 1 7 号	専決処分した令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 1 5		議会運営委員会の報告について（令和 5 年度要望第 1 6 号）
日程第 1 6		総務建設経済常任委員会の報告について（令和 6 年度陳情第 1 号）
日程第 1 7		議員派遣の件について

午前 10 時 00 分 開 会

●議会議務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第 1、認定第 1 号令和 5 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。万江農林振興課課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） はい。9 月 13 日金曜日 総務建設経済常任委員会所管 決算認定説明時における建設課への質問の際にあった豊永議員からの御質問です。詳細な説明ができておりませんでしたので再度お答えをさせていただきます。多面的機能支払交付金事業における防草シートの張りつきにつきまして、この質問の件につきましてはですね複数の集落の方々から問合せや要望など以前から課題となっていることであります。まず町道における普通交付税の算定において、その基礎数値が道路の延長それから面積となっていますことから、この多面的機能支払交付金との国庫補助における重複を招くといまして道路敷となる路肩部などへの張りつけができないということになっているところですが、町といまして現場での課題として何とか打開をしたいと思っているところではありますが、以前から県を通して要望を行っている状況です。またこれにつきましては全国的な問題であると思いますが、現時点におきましては国からのですね、制度の改正等がなされていないことから、町としましてもいいですよという回答はできない状況にあるところです。今後も引き続き強く要望をしていきたいと考えているところです。以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） はい、荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい 9 月 11 日の厚生文教常任委員会所管分の令和 5 年度一般会計予算決算認定に伴います説明時に 77 ページの備考の上の枠、心の健康アンケート調査調査委託料につきまして、上・須恵・深田地区での回収率について説明を致したところでございます。が実施地区が免田・岡原地区でございましたので訂正をさせていただきます。また難波議員からの御質問の答弁で、本年度免田・岡原地区を実施いたしますのでアンケートを実施する際には内容を検討し、回答しやすいように致しますと答弁いたしましたが、今後町民向けアンケートを実施する際には、内容や回答しやすいアンケートにしたいというふうに訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。あわせて皆越議員より健康診断受診時に歯に関するアンケートが実施され、各地域サロン等で健康に関する話を頂く際にもアンケートが実施され、2 回も

必要なのか、保健師さんの思いはとの御質問がありました。実施しておりますのは、後期高齢者の質問票のことだと思っております。この質問票は、年に1回健康状態を把握するためですねチェック表になります。チェックのハイリスク者をですね、いち早く把握し迅速な対応が必要だということなので実施をしているところでございます。これにつきましてはやはり、物が食べづらい、食べられないといった状態や体重の減少。こういったものをですね瞬時に把握する必要があるということで考えておまして後期高齢者の方ですね、1年の間に大きく健康状態が変化しますのでこのチェックはですね、効果が非常に高いというふうなところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） はい。沖松企画政策課課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。去る9月13日に開催されました総務建設経済常任委員会所管分の決算認定の説明におきまして、一部修正がありますのでお知らせいたします。皆越議員からの御質問でしたが、資料40ページの款2 項1 目7企画振興費の節18負担金補助及び交付金で支出しておりました物価高騰対応生活者支援LPガス協会補助金につきまして、補助対象件数を2,402件という説明をしておりましたが議員から不用額の調書の10ページにおいて2,404件と記載があるものがあるがどちらが正しいのかという御質問があつておりました。正しくは、不用額調書の記載のとおり2,404件でしたので、修正申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、9月13日の総務建設経済常任委員会に係る決算認定の質疑において、山口議員から岡留公園花ハウス跡の管理がなされておらず草が繁茂しており残念な風景となっているがというような質問がなされまして、ちょっと事実関係を確認してお答えする旨を回答しておりました。事実を確認しましたところ、岡留公園花ハウス跡それから隣接する岡留公園の畑につきましては、普通財産として財政課のほうで管理を行っております。現在年2回の除草を農業支援センターに委託を行っておりますけれども今年度は支援センターのラジコンが故障しているということでいまだ除草していないという状況でございました。支援センターのラジコンの修理が来月にも終了するというようなことでありますので、その後速やかに支援センターに除草作業を依頼することとしたいと考えております。財政課から以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課課長。はい。先日13日に決算認定の説明を行いました時に小松議員からお尋ねがございました住宅使用料の充当につきまして回答いたします。町営住宅使用料の充当先としましては、まず住宅の維持管理に要する経費であります住宅管理費に充てております。次に住宅建設に要した元利償還金に充てまして、さらに余裕がある分について住宅建設費に充てているという状況でございまして、令和5年度決算におきましては住宅使用料の収入済額8,032万円ございますが、そのうち住宅管理費に1,835万8,000円。元利償還金に3,704万3,000円。住宅建設費に2,441万9,000円を充当しているという状況でございます。充当先のうちの元利償還金につきましては、今後年々減少しているというところで今後の償還金につきましては、令和6年度が3,252万3,000円、令和7年度が2,868万5,000円、令和8年度が2,049万5,000円。令和9年度が2,524万4,000円。令和10

年度が157万円ということで令和10年度には償還が完了するというところでございますので、今後の住宅の長寿命化や居住性の向上などの改善のための住宅使用料を充てる額が増えてくるとい見込みとなっているところでございます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。それでは先日11日の厚生文教常任委員会所管課の決算認定質疑の折に何点か御質問を受けておりましたので、お答えさせていただきます。ページ順に御説明いたします。まず13ページ、教職員住宅の管理につきまして溝口議員からお尋ねを頂いておりました。当日は、教育課が所管しております教職員住宅の管理の状況につきまして御説明をしたところでございます。御質問の住宅につきましては別途町の管理であったようでございまして、この件につきましては個人の特定にも繋がるのが想定されますので、申し訳ございませんが教育課からの詳細の説明は控えさせていただければと思っております。次に25ページでございます。小松議員から学校施設修繕保護者負担金についてお尋ねを頂いておりました。この件につきましても、事案が特定される恐れがございますので詳細には御説明できませんが、概要を申し上げますと小学校高学年の児童が下級生とのトラブルの影響から教室に置いてあった液晶大型液晶モニターを故意に破損し、その他の教室内の備品についても押し倒すなどをしたということでございました。連絡を受けられた保護者におかれましては、学校に來られて破損の状況などを確認され、故意に破損したものであり弁償する意思を学校に伝えられ、その後学校と保護者で協議をされたと。またその後教育委員会にも教育課のほうにも報告を頂いております。結果としまして買換え費用を負担していただくことになったものでございます。この件につきましては、教育長から少し説明を頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。失礼いたします。まず基本的には児童生徒が施設及び物品等を破損した場合は、町費の学校予算の修繕費等で行っている状況です。その際破損時に怪我等を伴うこともあり、安全面また物の大切さ等も含めて今後の施設または物品等の取扱いについては、注意点とともに指導等を行っている状況です。また故意に破損するなど生徒指導上必要な場合は、保護者連絡を行い今後につながるよう連携をとりながら、事後対応・事後指導を行っているところです。また議員からもありましたとおり個人負担は最終的なことではないかということですが、まさしくそのとおりであり、児童生徒並びに保護者の精神的また経済的な負担を十分考えて、最終的な個人負担というのは最終的なものだということを根底にですね、児童・生徒・保護者が安全で安心して学校生活が送れるように設置者としての任を果たしていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。次に114ページでございますが、難波議員からスクールバスの停留所につきまして屋根がついてないところがある、自転車を置くところもないということでお尋ねを頂いておりました。現在把握しておりますところ10か所が現在生徒が利用しておる停留所として把握をしております。そのうち現時点では1か所が専用の自転車置場がないと、屋根もないということでございます。そのスクールバス運行につきましては、毎月運行業者と学校

と教育課３者で協議を行っておりまして、近年停留所についての要望は上がっておりませんで把握をしてきておりませんでした。今後学校とも十分に情報共有しまして、状況をきちんと把握しまして対応していきたいというふうに考えております。次に１１８ページ、橋本議員から伝統芸能継承補助金について令和４年度・５年度、５年度が少なくなっているということでその状況等をお尋ね頂いておりました。今現在町の伝統芸能を保持団体は２１団体でございます。令和４年度におきましてはこの補助金申請は６団体、令和５年度が２団体となっております。本年につきましては現時点で５団体から申請が上がっております。そういうことで各年度それぞれの団体の活動状況によりまして補助金の申請数は変動しているものと考えております。教育課からは毎年度ですねそれぞれの団体に補助を事業の周知はしているところでございます。いずれにしても伝統芸能継承は非常にこれもう全体的に厳しい状況にあると思われまいますので、今後ともそれぞれの団体の支援を行っていきたいというふうに考えております。次に１２９ページ、溝口議員から学童クラブが利用しております免田小学校内のプレハブ 図工室でございますが、こちらの管理について御質問頂いておりました。この１２９ページの財産に関する調書、区分の公共用財産、学校の建物非木造の３万８３平米の数字がございしますが、この中に免田小学校敷地内の図工室 プレハブでございますが含まれているところでございます。また耐震診断等につきましてもお尋ねを頂いておりましたが、文科省の基準では非木造については２階建て以上または延べ床面積が２００平米以上とのことございまして、今現在の図工室につきましては１８２平米ということで耐震診断の対象からは外れているものでございます。今現在診断の実績はございません。また耐用年数につきましては、金属造金属造りですね、ものにつきましては、金属の厚さによりまして１７年から３１年ということございしますが、このプレハブにつきましては免田小学校の施設台帳に平成９年度に掲載をされております。しかしそれ以前にですね、現在の武道場にですね、以前はこのプレハブが武道場として設置されておったということでそれが移設されたものというふうに把握しております。かなり以前になりますので当時の資料につきましては確認ができていないところでございます。教育課としましては、老朽化もありますので今後の大規模改修等に合わせた施設整備を検討をしているところでございます。現在の施設につきましては、そういった今後の整備と関連しましていずれは解体・撤去が必要であるというふうに考えております。学童クラブにおかれましては令和４年度に一度生涯学習センターに入っていたいたと。そういった経緯がございまして、現在でも御利用頂ける状態であると思っておりますので、是非御活用頂ければというふうに考えているところでございます。教育課からは以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに補足説明はございませんですか。補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（７番 橋本 誠 君） おはようございます。Ｐ９６目２の道路維持費の中がありますが、ちょっと全体的に建設課と、総括よかったですよ。Ｐの９６ 目２道路維持費がありますがそれ私がちょっと聞きたいことは、維持費というか公共施設内ですね、管理道路とか公園、建設課が管理している公園、それやら後学校の樹木のことでちょっとお聞きしたいんですがここ最近ですね樹木の管理ん時倒木のニュースで人災があったりすることが多くあります。このことについてですね、実際この費用の中に最近点検した事があるのかちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（小見田 和行 君） ちょっと決算の認定は少しずれてはおりますけど関連づけて御答弁願えれば願いたいと思うんですけど。酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、樹木の管理というお尋ねでございますが、樹木につきましては道路に面してる部分については支障木の伐採等は随時行っている状況でございます。倒木等の恐れがある分について一応公園のですね管理上、これは公園、費目は99ページの公園費になりまして、次のページで令和5年度は支出はございませんが令和4年度までですね、樹木で倒木が恐れがあるとか枯れがあったりとかする分についてはですね、伐採して対応しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 何で今この話をするかっちゃうとですねやっぱ常に点検はしてもらったかんばわからんし、そういう費用が必要になってくると思います。大きい建物で壊れてその樹木で子供さんとかですね、通学路とかそういうところでもしもやってしまえばですね、もうその町がお金も出さんばんごとなったりするもんでやっぱそこをやっぱり半年に1回ぐらいは点検するような形をね、とっていただければと思うんですが。そういう日を今回の次の予算の中に入れてもですね、台風がもう今災害が多くなるとって簡単なもんじゃなかけんですねやっぱそこをやっぱ十分考えて今度の次回のやっぱし予算の中にも入れていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、樹木についてはですね、公園内につきましては作業員で日常的にですね維持管理を行っておりますのでその中で目視ではございますが、木の状態を把握しながら適正に管理をしていきたいというふうに思っております。点検とおっしゃるの多分専門家による枯れてるとかそういう状況の点検だろうかと思いますが、今のところそこまでちょっと考えていないという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ございませんですか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 健康推進課に1点です。昨年も新型コロナワクチン予防接種に町として取り組んで頂いており、たくさんの町民の方がワクチン接種を（ページ数はありますか。）されたわけですがそれについて県、国のほうからは15ページに国支出金、17ページ県補助金ということで国県からお金が入ってきている事業ではあります。で、ただ今日の新聞でですねちょっと関連にはなるんですがコロナの定期接種に5品目と今年もまた継続で新型コロナワクチン接種事業が町としても取り組んで頂くんですが、この新聞を見てですね、レプリコンワクチンコスタイベについて非常に不安があるというお問合せもあっております。で継続してコロナワクチンの接種事業に取り組んでいかれるっていう部分も含めましてちょっと注意点あたりっていうのをですね、今後どう考えていかれるのかちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。先ほど言われましたとおり本日の熊日新聞にもですね、大きくこのコロナの定期接種に5製品が追加されたというところで新たにですねレプリコンワクチンの追加ということで載っております。これにつきましては、mRNAがですね細胞内で複製されるということで人体に及ぼすですね影響があるのではないかというこ

とが言われております。これにつきましてはですね、人吉球磨の圏域の予防接種の協議会がありますのでそちらのほうでですね、今後この使用といいますか、使用につきましては基本的に医療機関に一任しておりますのでその辺りはですねどういふようになるのかちょっとこちらのほうで把握していないところでございますが、こういったことにつきましてはこういった協議会のほうで問題視させていただきたいというふうに考えております。またですね先ほど言われたとおり数件ですねこれに関する使用をしないでくださいっていうかですね、そういったこともちょっと伺っておりますのでその辺りもですね今後議会の皆様とですね、協議をさせていただく場面を設けたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。長期的な安全性は大丈夫ですかっていうことに対して実用化するのには世界で初めて日本が取り組むと。治験で確認できなかったことが起こる可能性もあると。非常にざわつく内容でもございます。町民の方の安心安全・健康について取り組む事業でもあります。継続してですね昨年に引き続き今年も行うということであれば私たち議会もちょっと一緒に内容についてですねちょっと学習しながら進めていければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。ありがとうございます。今後はですねそのような対策っていうかですね、勉強会等をですね、開催させていただきましてこのワクチンの内容と精査をさせていただきたいというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） ほか質疑ありませんですか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ページは128ページでございます。一般会計の実質収支額が8億3,000万強計上されております。このことは非常に堅実な財政運営をしていただいたという数字であろうかと思うんですが、中身をですね少し私なりに見させていただいて、財政調整基金は、繰入れの3億円に対して積立てが6,876万3,000円上回るということで財調もまた膨らんだ。片や地方債は、14億6,000万強の借入れに対して元金償還は11億2,000万強であると。要は地方債において3億3,000万ほどの借入れのほうを上回るということ。これは合併特例の期限ということで致し方ない面私も理解しているつもりです。結局、地方債において3億3,000万強のいわゆる借入れが元金償還を上回った。ですから、そのことを含めますとですね、このおよそ8億3,500万から地方債の借入れが上回った分を差し引くと5億6,000万強の実質収支に実質単年度収支といいますか、なろうかと思います。そこ私がお尋ねしたいのは、この行政サービスというものがですね、果たしてこの120億予算の中で、6億近い繰越金を残すということ。この表面的なですね数字を見た時にもう少し積極的な行政運営、これも選択肢としてあったんじゃないかということ町民の皆さん方は問われると思います。財政当局において、この実質収支のおおよその自らの推測というか予算立ての時の考え方といざ決算の時の相違点。これは少し説明はあったと思うんですけど、今言いましたこの実質的な大幅な繰越金を残した結果というものに対してどう判断されているのか。この点をお伺いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい。実質収支に関するお尋ねということで8億円の留保財源

の実質収支のちょっと分析を行っておりますので御説明をさせていただきたいと思います。大きく5つの要因があるというふうに分析しておりまして、まず予算ベースとしましてまず翌年度に繰越金の財源としましてそもそもその繰り越すように運営をして財政規律として残すように運営をしていた分がまず3億円ございます。次に留保財源としまして最終専決時点での留保財源として2億5,139万7,000円。こちらは留保財源として歳入が歳出を上回った部分ですけれども、その要因としましては、特別交付税や譲与税交付金等の増ということで具体的には特別交付税が交付されるのが3月のこの専決補正の後でございましたので、そういったことで結果的に留保財源となった部分がございます。次に決算ベースとしまして、歳入超過の差額が1億4万7,000円ございます。こちらは歳入超過の見込額を毎年2,000万というふうに見込んでいるところなんですけれどもそれを上回って歳入があった分ということで、町税や租税素材生産の分が歳入超過がございました。次に4番目としまして歳出残の残額ということで、歳出残の見込額を1億5,000万と見込んでおりましてその差がそれとの差額になりますけれども災害復旧事業やその他事業で7,139万9,000円の歳出残の残額がございました。5番目に繰越し事業の不用額ということで、繰越事業が年度途中での減額ができないものですから、この分が1億1,263万8,000円。こちらにつきましては、逡次繰越であさぎり中学校の長寿命化や第二庁舎建設につきまして取り組んでおりまして、災害復旧事業につきまして減額が出来なかったために結果的に決算ベースで残ってしまったというようなことでは8億程度残っているというような分析をしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。当然予算編成の段階で歳入超過・歳出不用額諸々推計をされて編成されてる。留保財源としては地方交付税、あるいは繰越金を蓄えておくということでの予算編成は従来どおりというふうに私は今のお話を聞いて理解したところです。当然ですね繰越し事業のこの不用額の今おっしゃった1億1,000万、これはもう予算上扱えないのでこれはもう不用額として残さざるを得ないというのは分かるんですよ。ただそれを加味したとしてもですね、さっき私が言いました5億円を超える繰越金を出すということは、堅実な財政運営であったという評価も片方にはありますけれども、もう少し住民の方が欲しておられる行政サービスへの予算づけ、これも可能だったんじゃないかという見方をされる住民の方はもっと多いと思います。非常に行政としての執行部の厳しさも私も経験しているので理解は出来てるつもりなんですけれども、やはりこの決算を御覧になってですね、町長も自ら来年度に向けての予算編成の在り方っていうものにより前向きな姿勢を取っていただきたいというふうに思ってこの実質収支の数字を見たところでございます。財政当局が一生懸命頑張って将来の公債費の増に向けて、今、財政力をつけておくぞという意識は大変貴重なものです。ただ片方では、今現在納税をしておられる、こちらあさぎり町に住んでおられる皆さん方への行政サービスをどこまで提供するか。これも大事なことだと思いますので町長にその点についてのお考えを伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。確かにですね実質収支額が8億を超える額を出してしまったということに対しましては非常に私もびっくりしているところではございますが、令和5年度の特殊

事情といいますか、やはり合併特例債が最終年度ということで第二庁舎そして中学校の長寿命化、そういったものの不用額というものが予算上扱えなかったこと。そして歳入超過が1億円ということで非常にそういった特殊事情というのもあったかと思いますが、やはりそれを考えても実質収支額がいつも普段の年度より多かったということに関しましては、やはり私たちももう1回予算の組み方等につきましても財政課を初め担当課も協議の上ですね、適正な行政サービスが行えるよう予算化については考慮していきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。まず総務課にお伺いしますが前回質問をしておりますゴルフの会員権の支払い先ですよね。これは、会員券の発行会社は倒産してるのにどこに払う理由があるのかなということです。それと教育委員会、今先ほどプレハブの話をされました。免田中のですね、武道館で使ってた建物ですよねこれ。で武道館が出来た時に今の場所に移転した。ですからもう40年以上経ってる建物だということが言えると思います。局長すいません。写真を2枚送ってください。教育委員会には写真を2枚はい。送りましたが、はい今送ってきたのが、これが今屋根を中心に写真を撮ったものですね、奥のほうが校舎になります。この半分、プレハブの半分の右側が今授業で使っております。授業で使ってるんですよ今現在。して半分の左が今免田学童クラブが使ってる縦面積ですね。これ11軒の5軒ですから55坪あります。耐用年数を云々という話をされましたが、これだけの傷んでるプレハブの校舎ですよ、校舎ですよ、教室ですね。現況。これを本当に子供たちの安心安全の中で日々の教育に使って、使わせていいんでしょうか。私は、もしものことがあったら子供たちの安全は守れないんじゃないかと思うんですね。私は校長先生、教育長あるいは学童クラブの会長等々の話も聞いてきましたが、もう1枚開けていただくとこういう状況ですよ。もう雨漏りの状況。これが町の所有している建物です。校長先生に話を聞くとここで学んでいる部分を今の教室ですよ、のほうで勉強させることは出来ないんですかって確認しましたが難しいと、スペースがないと。ですからどうしてもこの部分は必要なんですよということでした。先ほどお話がありましたが大規模改修に合わせてっていう話ですが免田小学校の大規模改修は令和9年度ですね。それまでに何も事故がないということが言えるのかどうか、そこまで待たせるんでしょうか。私は少なくとも大規模前にですよ、この部分については校長先生曰く低学年ナンバー1の写真の向こう側が、低学年1年生が遊ぶ広場ですよここは。高学年はもう運動場で遊ぶんで、ここはもう1年生だけ。それももう2学期・3学期になると運動場のほうに行きますと。これだけの空間があるんでできればですねやっぱり子供の安心安全を考えたら建て替えてあげるべきじゃないんでしょうかね。でないともしものことがあったらこれは責任を問われるんじゃないでしょうか。私はそういう思いが致しております。財政課長は、今の議場ですね、旧議場。あそこは公民分館、上校区の公民分館として使わせてほしいという話をしましたが耐震が出来てないんで駄目ですということで今一切使わせていただいております。ここは財政課長、御覧になって、この写真を見て、本当にこれでこの場所で子供たちを学ばせていいんでしょうか。耐震もないですよここは。まず確認をしたいと思いますが教育長、それから財政課長。

◎議長（小見田 和行 君） まずゴルフ場のほうから答弁よろしいでしょうか。ゴルフ場の会員権のこと

でお尋ねが。総務課長。

- 総務課長（山内 悟 君） はい。お尋ねのあった会員権の話でございますがまず深田地区にございますゴルフ場の会員権の年会費として支払いをしております2万6,400円ということで金額は2万6,400円。支払先につきましては、ゴルフ場を運営しておる会社のほうに支払いをしております。これ元々深田地区の合併前からのですね、誘致企業といえますか、深田時代から会員権を所持しておりますのでその分の年会費ということで支払いをしてきたところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

- 教育長（椎葉 勇二 君） まずもってプレハブの状況ですけども、私と課長もすぐ御質問頂いてですね、見させていただいたところだったんですがドローンで上から撮って頂いてその広さをまた改めて感じたところです。現在小学校に確認したところですね、図工の教科で使ってるということで、4・5・6年生が糸ノコを使う際に使うということで各学年が4時間から6時間ぐらい使うということでした。中覗いた所大きな作業台が3台と糸ノコが3台、それに付随して木製の椅子が幾つかこう寄せてあったんですけども状況からするとスペース的には教室がひとつ分あれば対応できるかなっていう状況の中の状態でしたので、今確かに学校のほうはいろんな少人数の指導も含めて学級、昔からすると学級数は減ってるんですが使い方が自由に使えるようにふんだんに使っていただいています。ただその状況も学校と協議してですね、安全で校内で今の校舎内で授業ができないかっていうふうなことを学校と協議してまいりたいというふうに思います。併せて学童さんのほうには先ほど課長のほうからも申しましたが令和4年度に入っていただいたということで荷物もまだ残してあるということでしたので、早急に動いていただけないかまたお話を進めていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

- 財政課長（伊津野 博子 さん） はい、こちらにつきましては耐震基準の話もございますし現在写真を見せていただきまして私もちょっと現地を確認いたしましたけれども、ブルーシートで覆ってあってちょっと中々こういう状況でございますので、こちらにつきましては先ほど教育長からも話がありましており、何かまずはその代替案があるのか考えられないかどうかというようなところで、子供たちの安心安全のために教育課とともに代替案を考えてまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

- 議員（12番 溝口 峰男 君） はい。是非とも早急にですね、子供のことを考えてまずは早急に対応していただきたいというふうに思います。まして生涯学習センターに学童クラブが入るにもやっぱり問題があるんです。会長との話も聞いてきましたがやっぱりその辺もよく聞いていただいて行きたいんだけど行くには行ったなりの課題があるんですよという話が出てきました。ですからそういったところをやっぱり解決してあげることが大事で行って欲しい欲しい来て欲しいっていうだけでは中々難しい面があるんじゃないのかなというふうに思ったところです。早急な対応をお願いします。それともう1点は、生活福祉課所管ですけどもこれはもう条例の問題ですから総務課も関わるんですけども、以前白寿荘の条例の話をしましたよね、1回。副町長はよく御存じだと思うんですが、やっぱりその都度その都度の解釈では私はいけない部分が

あるんじゃないのかなと。時代に即した形での見直しというのが必要ではないのかなというふうに思うんですね。あそこも今シルバー人材が入ってますけれども常駐してます。そういう施設では元々なかったわけですから、その辺の見直し等も含めてお願いしたいんですが、その中の6条2、3項目についてですが条例の。これは5年度利用した団体の方から非常に納得がいかんっていう話を聞かされましたが、それは団体でですねあそこの申込みをしましたと。ところが65歳以上は無償ということになるんですけれども、その中に65歳になってない人が1人いて、その人は当たり前1部屋分の使用料をもう徴収された。ですね。こういうこの条例からいって確かに65歳以上は名簿を出しなさいってしてあるんですよ。6条3項に。65歳になってなかったら今言うような処置がされたわけですね。1人以下だったもんだからその方は使用料を払ってください。1部屋分。1部屋しか使わんとですよ。会議をされる状況で借用願いをされたわけです。で2項には町長がこれは判断で無償あるいは一部使用料の免除ができるっていう項目もあります。町民の皆さんは、何でもござりになったかにやっということですので、その辺りを明確に出来ないもんな。1人1人が60したら以下の人が1部屋全部で借りるんだっただけですねこれも何も条例でいいんですけれども、みんなの団体の中で1人だけがって言えば1人だけでも1部屋分の徴収をされたとなると、非常に何か不満をお持ちでこの条例の解釈っていうのはどういうふうにすればいいのかなと思って私も返答のしようがなかったんですけれども、見解をお伺いしたいなと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 条例がどういった経緯でそのような基準が設けられたかというのはちょっと把握できてませんが、ただやはりそういうこう曖昧といいますか、そういったことで1人いらっしゃるということで使用料が発生すると。そういった条件というのは非常におかしいじゃないかなというふうには感じておりますので、再度条例見直してですね、もっと使いやすい基準で定めていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） おはようございます。町民課に1点だけお尋ねしたいと思います。内容につきましては本決算認定で説明頂きましたページ12ページの衛生負担金と73ページの公園管理委託料。それから128ページに財産調書が普通財産で3筆で7,960平米ということで本町ですね墓地公園条例に基づく墓地ということで説明頂いております。総区画数が95区画でJA委託分が51と町分44区画で、まだ残地が多いということでございますので再度その現況を課長から報告していただけますか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。公営墓地の状況について御説明をさせていただきます。あさぎり町にはですね、公営墓地が上西にございますけれども現在利用できる区画がですね、180区画ございます。区画はですね、A区画とB区画がございまして町が129区画、JAが51区画管理をしております。公営墓地の利用状況といたしましては、180区画のうち利用申出があった分につきましては84区画ですね。そのうち実際に墓地が建立されているのがですね、68区画でございます。あと空き区画につきましては96区画でございます。それとまだ現在利用さ

れてないC区画というものがございすけれども、1番あそこは上の段からA区画B区画C区画になりますけれどもそれが153区画ございす。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい、すいませんちょっと行政の部分の区画を訂正いたしたいと思ひます。今申し上げられたとおりのほかございす。以上説明頂きましたというふうになつて、私ひの確認はですね、してあります。それとあわせて区画の価格の件でございすけれどもJAさんにおかれましては本町の令和5年の計画の段階では1区画の管理料は25万だったですかね、であるんですけれどもJAのほうは20万で今されてるというようなこととございす。そういったされかた中でも中々こう残区画があるということは、現今の世の中を見てみますとですね、中々こうお墓に対するこう感覚とかそれが薄くなつてゐるんじゃないかというようなことで御存じの通り地方分権で地方に権限が移譲されて町はまだ供給地区またそれと埋葬の許可申請等の受け付けございすけれども、隣の市あたりにおきましてはもう経営許可まで出たということで非常に積極的にされてゐる町村、市もございすけれども今後ですね公共が有するそういった施設を墓地をどうするかというようなことは本当に熊本県がちょうど10年前に平成25年に一斉調査をやっております。その時のアンケート調査では県内45ございすけれども15だけはある程度そういったことを条例をもって取り組んでおるといふ話とございす。あとの残りについてはまだ全然未着手ということで、今後こういった状態が地域が過疎化し、また都市に許していくと中々田舎が取り残されていって墓地問題は昨日、昨日だったですかね、熊本市の市営に関する墓地で900弱が無縁仏になつるといふ状況とございす。これはいづれ田舎にもそういった波紋が来るんじゃないかと思ひますので、これにはやっぱ早急に取り組む必要があるんじゃないかと思ひますので現在町としてですね、宗教法人、事業型経営される公益法人またはそういった方々の墓地の所有状況については把握されてますか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、公営墓地につきましてはですね把握ができておるわけなんですけれども、公営墓地以外的是ですね、墓地の把握につきましては、合併前的是ですね、旧町村時代からの墓地台帳がございまして現状としてはですね、墓地台帳がございすけれどもその後ですね、更新がされておらず個数・区画については把握はできておりませんけれども、どこの場所にあるかということにつきましては、調べたら分かるという状況とございす。はい。それとですね、今後の墓地の管理といひますか、その町の方策といたしましては、公営墓地につきましてはですね、現在昨日の熊本市のほうの新聞に熊日新聞のほうにも載ってございましたけれども、無縁墓につきましてはですね、現在の所あさぎり町ではございせん。現在管理している墓がですね、年会費を納めていただひている永代使用料、年間管理とですね、枝管理の分、枝管理のほうは1回管理料支払つたらですね、そのあとは管理料を支払わなくていいということなんですけれども、その分がございまして年間管理につきましては、毎年ですね、管理料をですねお納め頂くので消息はとれてゐるわけなんですけれども、管理するされる方がですね。永代管理につきましては1回納めていただひたらですね、そのあとはうちのほうから現在の所連絡を取っておりませんので、

今後、その管理者に対してですね、毎年連絡をとりまして状況をですねちゃんと管理者がおられるかどうかをですね、把握いたしまして熊本市のようにですね、無縁墓が900区画って書いてはございますけれどもそのような状況にならないようにですね、毎年連絡を取り合っとしてですね、公営墓地の管理をしていきたいと思います。それと公営墓地以外ですね、無縁墓につきましては、個人の所有物でございますので行政が勝手に墓石に対して対応はできないという現状がございます。昨年9月にですね、総務省より厚生労働省へ対して墓石の取扱い事例の整理などをですね、自治体に対して必要な支援を行うことが要請されておりますので、今後ですね、厚労省からその管理についてですね、通知等が来ると思いますのでそこを注視していきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい。ただいまそういった実情のある程度把握はしておるということでございますけれども、現行制度もですね、限界があると思います。今、先ほど言いましたとおり市と町村では取扱いが違いますし、そういった個人の所有地もありますのでそういったことを考えながらですね、現行制度の取組を考えていただいてこの新たなこの墓地施策をですね、やっぱ今後進めていくべきじゃないかと思いますので町長としてですね、この墓地問題についての取組についての考えを最後にお願い申し上げます。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この墓地につきましてはやはり今中々墓を作らない樹木葬であったり納骨堂という対応が増えてきているという状況ですけれども、やはり管理料につきましてはですね、やはりJAも同じ区画にあるわけですからJAとも協議してですね、そこら辺を統一しなければいけないと思っております。それと墓石による墓だけではなくてですね、樹木葬でも対応できるような区画として提供できれば、少しは前に進むのかなという感じではおりますので、そういった点も一緒に協議してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 認定第1号の質疑中です。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから認定第1号を採決します。

◎議長（小見田 和行 君） 本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定第1号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、認定第2号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい3ページでございます。款8の基金繰入金、下から3行目、3段目になりますかね。基金繰入金として1億300万ほどございます。先日の所管課別の質疑の時もちょっと確認をさせていただいたんですが、令和6年の2月28日、まだ前年度中でございますが国民健康保険特別会計の財政運営についてということで、私どものほうに長期的な視点での御説明を頂いております。財調基金の活用の話でございますがその前段としてですね、これは令和5年の1月4日、この時点から要するに国保、国民健康保険の県統一を踏まえての保険税の調整というか、そういうことで基金の活用という前提での話があつてきております。ここでちょっと確認をしたいのはですね、この令和5年度決算で1億円を超えた決算額になっております、基金繰入がですね。その内訳、先日の質疑でもちょっと確認したんですがさっき言いました2月の28日の時点ではですね、令和5年度6,700万ほどの予定額ということで説明を頂いております。このタイミング6年の2月28日です。3月の最終補正の直前ぐらいの話なんですが、そして決算上はですね、さっき言いました1億300万、1億円を超えている数字になっております。その内訳を確認いたしましたところ、今年度になって補正がまた上がっておりますが、第三者行為分の求償分のもので補填額その部分が1,500万ほどあるんですがそれを差し引きましても2,000万ほど要するに昨年度の基金繰入が増になっております。これはいろんな事情であつてそのこと自体をとにかく言うんじゃないでですね、それはそれでこの決算については止むを得なかったと思うんですが、その2月28日の時点で一般会計からの、すいません、ちょっとその前読みますと令和12年度からの県内保険税統一に向けてあさぎり町の税率の現状を踏まえ、令和9年度から段階的に調整を行っていくために一般会計からの財政支援を計画に行っていく。一般会計からの財政支援を計画に行っていく。先ほど説明しましたように私どもが認識、少なくとも私自身が認識しておりましたのは、現在の国保の財調基金を活用して保険税の調整を行っていくということをそういうふうに理解をしたんですが、この段階で言葉として一般会計からの財政支援を計画的に行っていくという文言が、私も実は今回確認をする前まで気づいてなかったんですが2月28日の資料の中にそういう言葉が入っておりました。で確認をしたいのは、今後の国保財政の運営の中で一般会計からの繰入金を国保に会計に投入をしていくという前提で今後検討していくという、この資料は見るんですが、その確認をしたいんですよ。先日ちょっと申し上げたと思いますが、これまで一般会計からの国保会計の繰入れは法定内繰入以外は、行ってきてないと思います、私自身の認識では。これは、禁じ手というふうに言われていた。私はそういう理解をしております。ほいでそれをもしやる、やれるのであればですね、他の医療保険あるいは介護保険、後期高齢。そういうものの保険料等々にもですね、一般会計からの繰入れが可能になるのか今後は。その点をちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。まずですね、国保会計につきましては令和12年度よりですね県下統一の税率となっております。これに向けまして段階的に税率を

上げていくということになります。しかしながらですね、医療費が増大しているということもありまして、どうしても税収だけでは賄えないというところにきておるところでございます。これにつきましては先ほど議員からおっしゃいましたとおり基金をですね、一部取崩しながら充てている状況でございます。令和12年度以降につきましては、これまで一般会計からもですね法定内繰入を行ってきておりましたが、この法定内繰入もできないということになっております。これにつきましては、これまで積立てた基金を一部取崩していくのか、もしくはその税収あとは歳出側をどう抑制していくのかというところで運営をしていくと。また、ひとつの案としましては、熊本県の基金から一部借入れをするという方法が今、出されているところでございます。法定外繰れにつきましては調べたところですね、平成20年度、20年度だったと思います。その辺りですね、2年ぐらい法定外繰入をして基金のほうに積立てたというふうな実績は残っているところでございます。今後ですねどうしても収入と支出が合わないって言いますか、税収だけでは医療費が賄えないということですので先ほど議員からおっしゃいましたとおり令和12年度までにどうにかですね、法定外であってもですね、ちょっと基金を積み増しておかないと税収もですね、100%入ってくるものではございません。そこに対しての補填としましてやはり基金が必要であるというふうに担当課では考えているところでございます。ですので今後ですね、今これが県内でもいろいろ協議をされておりますのでこれにつきましては、随時ですね議会の皆様とですね、協議をさせていただきながら今後の方針を決めさせていただければというふうに考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。この場で結論めいたものがですね、出てこないだろうとは分かっておるんですが、今のお話ですと保険税収で賄えなければ一般会計から投入しなければやむを得ない、数字が足らなければですね。事の是非よしあしは別としてですね。国保も含めて医療保険というのは、医療費に必要な分をいろんな補助金等々で足りない分は、その被保険者である国保の被保険者がですよ、税として納めて、そして運営していく。だから、入りが決まって出が決まるんじゃないくて、出る分に必要な分を税保険料として徴収するのが、今の国保制度だと思うんですよ。よしあし別ですよ。だけど実際保険料上がっていくかということでそういう話になると思いますが、ですからそこをもう変更したんですかという話なんですよ。一般会計から保険税、これ以上上げられないから保険税をこれ以上上げられないから高くなるから一般会計から繰入れますよと。それはそれでひとつの政策で私は住民負担が上がらないんだから悪いとは言いません。だけどそれでそういう方法でも出来るんですねということを確認したいんですよ。確認したいというか、制度的にオーケーだったら町もそれやるんかという話ですね。で、そうなった時にであればほんなら他の医療保険等々にもそういうことをするのが可能なんでしょうか、するんでしょうか。1例、介護保険です。3月の議会で大分私やりましたが、ちょっと国保から外れますけど関連しますのですね。介護の保険料も法定外繰入駄目だよという前提で保険料が上がっていくから、今の保険料は留保があるけど将来上がっていくから本当は下げたいんだけど上げますというような、違う対応になっているんですね、私から見たら。あるいは社会保険の方々もですよ。いろんな保険料負担されてます、上がってってます、今。我々社会保険、我々とい

うか社会保険の被保険者から言ったら、それはないんですかという話になりますので、ですから法定外繰入れをですね、簡単にやってないですよ。非常にバランス的に難しいところありますから、私はですから法定外繰入が駄目だと言ってるんじゃないですよ。それをやるからには大きな変更ですから、他にも影響しますのでそれは町全体としてですね、統一した見解をきちんと持ってしとかなないと住民から見た不平等・不公平に繋がりがねない。そう思ったものですから私先日びっくりしたという表現したと思いますけど、そう簡単に、すいません表現悪いですね、慎重に慎重というか、やってはいけないと言ってません。その付近も判断を他のことに関する影響も含めてですね、していかないといけないと思いますのでそれは町全体、執行部全体としてですね、その会計諸、後期医療を含めて介護保険含めて、あるいは町で持ってない医療圏社会保険等々含めての被保険者ですね、の方々に対することも含めてその辺りをきちんと説明ができる状態をですね、整備されておかないとまずいんじゃないかなという気はし、今私はしております。再度申し上げますが今回の決算におきましてですね、一般財源投入は、第三者行為の求償分以外はですね、今のところされてないというふうに私は思っておりますので、現在の状況がどうこうじゃないんですけど、これから先、一般会計、一般財源投入を、前提とした運営をされるのであればそれはそれできちんとした、すいませんきちんとしたというかあの説明ができる状態をですね、是非それを前提として取り組んで頂ければと思っています。それが可能であればですね、一般会計投入、住民側から見たらですねサービスの向上というか受益利益が出るわけですから、それはそれでそれそのものを否定はするつもりはございません。ということで何か財政課あたりも含めまして何かお答えがあれば、是非お願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。国民健康保険の事業についてであります。御指摘のとおり他の保険、介護保険事業につきましても同様に厳しい場合には、法定外繰入れをしたこともございます。また県の基金を借入れてそれを返済したということもございますが、やはり今後、県の統一化の情報がまだ未確定の部分も多少ございますので、それを含めて昨年度末2月に御説明したとおり、しっかりと一般会計からの財政支援その可否も含めまして、他の保険と同様の扱いになれるよう、なれるようといいますか均一化が図れますよう検討して整理をしていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、認定第3号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、認定第4号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定第4号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、認定第5号令和5年度あさぎり町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1点お尋ねをいたします。21ページの支出のところもそうなんですけれども、ですね、17節の修繕費で皆越浄水場のイオン交換樹脂あるいはその下の1つ飛んで皆越水源地の取水ポンプ云々とあります。次のページにも皆越浄水場塩の薬品費等々決算の数字が上がっております。このことについてですね、現状皆越地区の住んでおられる世帯数、これらが今後どのように推移していくのか考えた時に今の施設管理費、コスト的に現状どおりに賄いがつくといえますか、やっぱりコストパフォーマンスというのは、そろそろ真剣に見直すというか、そういったところの考え方が必要ではないかと思うんですけれども担当課長の見解はいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。皆越地区の水の管理ということで今実際ですね、先ほど言われたとおりですね、修繕料とかですね、薬品費とか色々費用がかかっております。実際のところ今皆越地区だけでの使用料といいますか、では賄えない状況とはなっております。今後につきまして皆越地区の戸数が減っていくというようなことを考えますと、言われるとおりに見直しは必要になってくるのかなというふうに考えます。しばらく前にですね、今ポンプで水を汲み上げて、配水地から各家庭に水を配水しているという状況なんです、そのポンプをですね、これが大体年に1回から2年に1回、もうポンプの入替えが必要になってまいりますのでここが1番費用のかかるところで、これをなくして例えばどこか事業者さんにですね、配水タンクに水を運んでもらうと定期的にですね。そちらのほうが費用的にはかからないんじゃないかというような話も出たんですが、実際のところですね、まだそういった事にはですね、着手していないといえますか、これは重要なことだと思いますので今後課内のほうでもですね、十分検討しましてどれだけの費用、効果があるのか、また事業者さんがですね、そういったことが出来る事業者さんがいるのか。そこら辺を含めたところで検討はしてみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私もですね、確かに皆越地区の水道水、上水の水質であっ

たりとか、あるいは給水施設。それから最終的にはこの送水管いわゆる配水施設までですね、様々な費用がかかると認識しております。ただ、もうどうしても申し訳ないですけど世帯数が減少していくというのがこれ現状ですので、今課長がおっしゃった配水車といいますか給水車両ですね。そういったことも含めた幅広い検討をされて、この水道事業会計全体での問題でもありますので、今後、他の施設の維持補修等にかかる費用等も含めればですね、水道使用料を簡単には引上げができませんのでやはり必要経費の見直しといいますか、そういったところの検討は十分必要になってくると思います。もちろん地元の皆さん方がおいでになる話ですのでですね、その所は十分地元の皆様方の御意見も参考にさせていただいて、今後の検討を急いで頂ければというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい、ありがとうございます。こちらにつきましては先ほど言いましたとおり、こういった方法が1番最良なのか、維持管理がかからずに済むのか。会計全体のことも含めてですね、検討したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから認定第5号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって認定第5号は原案可決及び認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第21号令和5年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、過去の下水道使用料賦課漏れの徴収状況につきまして13日の決算認定説明の際に説明をしておりましたので、ここで報告をさせていただきます。ただいま送りました資料を御覧頂きたいと思います。この資料につきましては、賦課漏れを調査しました年度ごとに集計を行ったものになります。賦課漏れの対象となった世帯におかれましては、納付について御理解を頂きまして納入を頂いているところです。右側の欄にですね、令和3年度から令和5年度までの納付率を掲載しております。いずれの年度も納付頂いた分、上昇をしているところです。と下の枠にですね、総計というところがございますが現在3世帯の方々につきまして納付が完了をしておりません。今後につきましても、完納となりますよう継続して納付のお願いをしてまいりたいと考えております。なお1番下に令和5年度と令和4年度の納付頂いた金額を載せております。下水道使用料賦課漏れ徴収状況につきましては以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 補足説明が終わりましたのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから議案第21号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第21号

は原案可決及び認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、認定第6号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めますこれから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、認定第7号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑はありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） 6ページですけども会計任用職員。これ、前年度は3名、4名というようなことでございましたけども今年は6年度は5名というような説明でございました。年々多くなっている現状と電話料がですね、7,200円。接続料っていうのが発生しておりますので、その辺のところの御説明あったかと思えますけども私ちょっと聞き逃したのかと思えますので、ちょっと確認の意味で御説明をお願いしたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。会計年度任用職員の数についてですが、昨年度までは再任用の職員の方がいらっしゃいました、4年度までですね。その後、会計年度でまた引き続き来ていただいておりますので全体の数は変わっていない現状です。昨年度に新たにシステム改修を行っております、それに伴う経費の分の変更は大きく変わっているというのが現状であります。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。その会計任用職員の方がですね、質問事項が会計質問事項があるのをですね、電話で聴取されるのが多いというようなことを聞きました。電話です、32分とか20分とか28分とかいうことで調査をされるというようなことでございましたので、対面で出来ないかなあと私思いましたのでその辺のところの課長の考えをお聞きしたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、電話料につきましてはそういった通話の時間がかかっているのアップがあるのかなあというのは認識しております。しかしながらこの聞き取りにつきましては、各町村の調査に行かれた調査員の方とうちの審査会の会計年度任用職員さんがこの項目はどうですかとかですね、全てを聞き取るということになりますので、中々対面で審査会まで出てきて説明をしてくださってというのは不可能でありますので、電話での対応が主なものとなってきているのが現状であります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、やはり20分とか28分とかですね、電話で頂くと

ちょっと相手の方も困るなあというような意見を聞きましたのでその辺のところの改善ってというのはですね、出来ないものかなと言われましたのでその辺のところを御検討頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。その調査員さんへの聞き取りに関しましても、ある程度こう経験がある会計年度さんと昨年入られた方とかではやはり見方も変わってくると思いますが、そこら辺はやはりきっちり指導しまして皆さん同じようなレベルでちゃんと確認できるように今後対応していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これから認定第7号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、報告第12号令和5年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第12号令和5年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項に基づき、精算報告書を調整しましたので報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、それでは報告第12号令和5年度あさぎり町一般会計継続費精算報告書につきまして説明いたします。本件は、款9教育費、項3中学校費、事業名があさぎり中学校長寿命改修事業に係る継続費でございます。この継続費の設定全体計画は、1番左の欄でございますが令和4年度から5年度の2年間でございます。最下段の合計欄を御覧ください。全体事業費は10億792万円でございます。2か年の内訳は、年割額のとおりです。特定財源につきましては、国支出金が8,956万2,000円、地方債が8億3,970万円、その他としまして学校施設整備基金繰入金ですが7,639万6,000円。一般財源が226万2,000円となっております。この全体計画に対しまして、表中央の実績でございます。2か年の合計で8億9,095万6,058円を執行したものでございます。従いまして1番右の比較の合計欄が入札残等により計画額と実績額の差が1億1,696万3,942円となったものでございます。以上で報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、報告第13号令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第11、報告第14号令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第13号令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和5年度決算に基づく健全化

判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり報告いたします。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第14号、令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率等審査意見書をつけて次のとおり報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） それでは、まず報告第13号令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告につきまして説明いたします。3ページをお願いいたします。監査委員から提出されました財政健全化判断比率審査意見書となります。下の表を御覧ください。健全化判断比率で、まず実質赤字比率ですがこれは一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。国が定めた早期健全化基準は14.2%ですが、本町におきましては赤字ではございませんのでここに数字は上がっておりません。次に連結実質赤字比率ですが、これは一般会計ほか特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。早期健全化基準は19.2%ですが、これも赤字ではございませんので数値は上がっておりません。次の実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、早期健全化基準は25%ですが、本町の比率は8.3%ということで基準内に入っているところでございます。次の将来負担比率ですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、早期健全化基準は350%ですが、本町におきましては、将来負担額よりも充当可能財源のほうが大きいということから、ここに数値は上がっておりません。

●財政課長（伊津野 博子 さん） 続きまして、報告第14号令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告につきまして説明いたします。3ページをお願いいたします。下の表の資金不足比率ですが、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入と比較したものとなりまして、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。経営健全化基準は水道事業、下水道事業いずれも20%となっておりますが、どちらも赤字ではございませんのでここに数値は上がっておりません。以上で報告第13号及び報告第14号について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりましたので質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第13号及び第14号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで休憩いたします。再開は午後1時半から行います。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 30 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第 12、報告第 15 号 令和 5 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第 15 号、令和 5 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により令和 5 年度株式会社あさぎり商社の経営状況の報告について別紙のとおり提出いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 深水商工観光課課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。それでは報告第 15 号、令和 5 年度の株式会社あさぎり商社の経営状況について報告をいたします。4 ページになります。貸借対照表になります。表左側上段の科目の欄のローマ数字の I 資産の部から流動資産につきましては、3,459 万 4,987 円。内訳につきましてはその下の現金及び預金から未収入金に記載されているとおりでございます。次の II 固定資産につきましては、642 万 5,000 円、内訳につきましては以下に記載されているとおりとなります。続きまして右側の科目、負債の部 I 流動負債 707 万 9,861 円、内訳につきましては、掛売金から金利で記載されているとおりとなっております。固定負債につきましては 0 円でございますので負債分の負債の部の合計につきましては 707 万 9,861 円となります。続きまして純資産の部でございます。表右側中ほど下になりますけれども資本金 900 万円。利益余剰金 2,494 万 飛んで 195 円を合わせた資産、純資産の部につきましては 3,394 万 195 円。負債純資産の部の合計としましては、4,102 万 56 円になります。次のページをお願いいたします。はい、損益計算書になります。1 番右側の欄を読み上げていきます。上から順に I 売上高 1 億 1,521 万 2,130 円。前年との比較としましては、3,432 万 2,952 円の減。売上げの原価につきましては 1 億 90 万 5,701 円。前年との比較としましては、3,359 万 720 円の減となっております。販売費及び一般管理費が 5,632 万 7,263 円、前年比としましては 353 万 9,190 円の減となっております。売上げの総利益を差引きますと 4,202 万 834 円の営業損失となっております。営業外収益としまして 4,471 万 4,392 円につきましては、補助金、委託料、雑収入になります。前年度の比較としましては 280 万 3,554 円の減となっております。経営利益 268 万 5,952 円となっております。前年との比較としますと 3,408 円の増となっております。税引前当期純利益が、268 万 5,952 円、法人住民税が 59 万 5,000 円、当期利益は、209 万 952 円でございます。9 ページをお願いいたします。最後に 9 ページの説明になります。部門別の資料になります。ふるさと振興部としまして、本社・営業販売ふるさと納税・ごみ袋・ネット販売・加工場・販路開拓企画部にプロジ

ェクトマネジャー・地域おこし協力隊と位置づけております。まず営業販売の全体としましては、7,841万3,753円このうちのふるさと納税分につきましては7,000飛んで7,001万3,168円がふるさと納税の売上げとなっております。前年、対前年比としますと3,535万1,639円の減となっております。次にごみ袋につきましては売上げが678万400円で、前年度との比較としますと77万4,840円の減となっております。次にネット販売につきましては売上げが2,084万3,404円となっております前年度と比較しますと82万8,556円の増となっております。次に加工場につきましては売上げが917万4,573円で、みそ・豆乳・豆腐ハンバーグ受託加工が主なものとなっております。前年度と比較しますと57万820円の増となっております。4 梓目の左の欄丸の15 販路開拓強化事業助成金500万円。16の丸の16のふるさと納税業務委託料が2,400万飛んで262円。⑰指定管理料としまして、企画部業務委託は加工場・プロジェクトマネジャー・地域おこし協力隊分の1,357万8,379円となっております。内訳につきましては右の欄に記載されているとおりでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、報告第16号権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第16号権利の放棄について。次のとおり権利を放棄したので報告いたします。提案理由を申し上げます。権利の放棄についてあさぎり町債権管理条例第8条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは報告第16号について説明をさせていただきます。まず1 権利の内容 水道料金債権でございます。2 放棄する債権額等につきましては件数で11件、金額で7万4,741円です。3 放棄の理由としましては、あさぎり町債権管理条例第7条の規定によりまして債権者死亡や著しい生活困窮状態等の事由により、債権回収が著しく困難、不能であると認められたものでございます。4 放棄の時期としましては、案件放棄決裁日となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第14、報告第17号専決処分した令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第17号専決処分した令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課課長。

●**財政課長（伊津野 博子 さん）** はい、報告第17号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。令和6年度あさぎり町一般会計補正予算第4号、令和6年度あさぎり町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億3,757万4,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月12日専決。今回の補正予算は、8月の台風10号災害に伴い応急に必要となった経費について専決処分により補正を行ったものです。9ページをお願いいたします。歳入です。目1地方交付税の普通交付税の増額につきましては、今回の補正の財源調整によるものでございます。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎**議長（小見田 和行 君）** 万江農林振興課課長。

●**農林振興課長（万江 幸一郎 君）** はい。それでは農林振興課所管分について説明申し上げます。10ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠目2林業施設災害復旧費 節3職員手当の時間外手当また節12委託料の測量設計委託料につきましては、8月の台風10号で被災した林道における3路線4か所分につきまして災害査定対応など緊急を要するための経費ということになります。以上で説明を終わります。

◎**議長（小見田 和行 君）** 酒井建設課課長。

●**建設課長（酒井 裕次 君）** はい。それでは建設課所管分につきまして説明します。引き続き10ページをお願いします。歳出でございしますが、2枠目で目1公共土木施設災害復旧費 節3職員手当等で、復旧事業を行う上で災害査定の対応としまして時間外勤務手当を計上しております。節12委託料につきましては、被災しました町道2か所、河川2か所の復旧を行うために測量設計委託料を計上しております。以上で説明を終わります。

◎**議長（小見田 和行 君）** 山内総務課長。

●**総務課長（山内 悟 君）** それでは総務課より今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。今回は特別職の補正はございません。次に一般職の給与費について説明いたします。12ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分としまして時間外手当を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございします。次に13ページをお願いいたします。会計年度任用職員の補正はございません。14ページをお願いいたします。給与費明細の今回の補正の増減額の明細でございしますが、今回の補正は時間外手当によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございします。以上で総務課からの給与費明細についての説明を終わります。

◎**議長（小見田 和行 君）** ほかの課報告ありませんか。報告が終わりました。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告第17号を終わります。

◎**議長（小見田 和行 君）** 日程第15、議会運営委員会の報告について（令和5年度要望第16号）を議題とします。委員長の報告を求めます。山口議会運営委員会委員長。

◎**議会運営委員長（山口 和幸 君）** それでは、議会運営委員から報告をいたします。日程第15、

令和6年9月20日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。あさぎり町議会運営委員会委員長 山口和幸。委員会審査報告書。本委員会は付託事件の審査を行った結果、令和6年9月10日の委員会において下記のとおり決定したので、あさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告をいたします。件名、あさぎり町ハラスメントの疑いに関する第三者委員会の報告に関する要望。審査の結果、不採択。審査の見解につきましては、以下のとおりであります。それでは不採択いたしました理由を申し上げます。要望の大半は公表に関することと判断した上でその内容から当事者と思われる2人を2人の承諾なしに安易に取り扱うことは困難と判断した。また報告書の中の一部だけを本会議場で読み上げるかつ議会だよりに掲載するのは困難と判断した。最後に審議の途中で判明したことだが当事者と思われる2人には4月22日に報告書を渡してあり、このことは実質的公表ではないかとの考えもあることを申し添える。以上報告をいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。以上で、議会運営委員会の報告を終わります。次に議会運営委員会以外、委員会委員以外からの質疑を行います。質疑はありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。私は、この要望書に対しては採択の賛成の方向で討論を行いたいと思います。よろしいですか。反対のほうからじゃなくて大丈夫ですか。実はこの問題に関しては、前町長は当時こういう問題が起き上がった時に本会議場で第三者調査委員会を立ち上げて、これに関しては調査したいという条例の提案がなされて、かけられて、これは議会の中で可決されました。その時に町長は、別の新聞等の中でこのことに関しては公表したいと言われております。私たちも当然公表があるものと思って、私、ほかの議員さんは分らんです。私は公表するものだと思って賛成を、第三者調査委員会を立ち上げるのに賛成した経緯があります。もしもこれがどちらに転ぼうとですね、結果的になったにしてもですね、私は公表すべきじゃないかなと思っておったもんですからその後、ただその後いろんな議論を重ねていく中でやっぱり思ったのが、この第三者委員会が立ち上がる、調査委員会が立ち上げる意味があったんだろうかと。実はその当事者が訴えてもないのにこういうことが議会で認められて、それが行われる前にそれは立ち上げても結果的に何も出ないんじゃないかなっていうこともありましたけど、実際はこれは議会で認めて予算がつけられましてそれから調査を行ったことなので、その当時は私個人としてはもうこれは公表すべきっていうことであって後々いろんな問題が起きたけど、やはりどうしてもやはりこれは予算をつけて認めた以上私は公表するべきと思っていますので、この要望書に対しては採択すべきということで私は賛成の立場であります。以上です。はい。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに討論ありませんか。はい、不採択であると要望書の採択に反対の方の討論がありましたらお願いします。採択に賛成の方の討論はございますか。はい、橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 私もですね、先ほど岩本議員が言われたように私は公表すべきと思っておりまして私は賛成という立場で述べさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに採択について反対の討論ございますか。はい、小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。採択について反対の立場で討論いたします。先ほど賛成の

議員からの討論の中にもございましたが、そもそもこの第三者委員会の設置条例の提案はいろんな経緯がありましたが、当時の町長が町提案で提案された条例でございます。その内容も当時の議論をした中で私の記憶の中であるいは会議録も確認いたしました。会議の経緯は、公表しない。会議録は公表しない。そして答申は、町長並びに議長だけとする。これは質疑の中でそういうやりとりがっております。条文の中にもそういうふうに出ています。その時に議長に答申ということであれば、議会の長ですね議長に答申ということであれば少なくとも議員には公表の議員にも公表になるのかなという確認を当時したところでございます。その時点で、それは町長と議長だけ。議長は議会の代表であるけれども議会全体には公表しないという答弁、やりとりをした。これは会議録でございますので間違いございません。そういう経緯の中で、この点私も一緒なんすけどそういう公表しない前提での第三者委員会、意味があるんだろうかという疑問を私自身も持っております。しかしその条例が可決されたということであればですね、であればその条例だけをとってもこの時点で公表を求めるとするのは私はその条例の設置の経緯からしてもですね、そぐわないというか、すべきではないということでそういう条例を可決した議会としてもですよ、今回の要望に対して公表のほうで採択をするというのは、自己矛盾に陥ると私はそういうふうに判断しております。そういう理由におきまして私今回の要望の採択に関しては反対という立場でございます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに賛成の討論はございますか。反対の討論はございますか。討論はほかにございませんでしょうか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから日程第15、議案、議会運営委員会の報告について、令和5年度要望第16号を採決します。議会運営委員長の報告は不採択であります。本要望を採択することに賛成の議員の起立を求めます。起立少数です。したがって、令和5年度要望第16号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第16、総務建設経済常任委員会の報告について、令和6年度陳情第1号を議題とします。委員長の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 日程第16、令和6年9月20日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。総務建設経済常任委員会委員長 皆越てる子。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したのであさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告いたします。1 審査事件 令和6年6月11日付託、陳情第1号 石田橋の架け替え工事着手に関する陳情書。2 審査の結果 趣旨採択。3 審査の経過及び意見。1番といたしまして、令和6年度あさぎり町議会第2回会議6月定例日ですけれども、おいて本件陳情書を総務建設経済常任委員会に付託される。2 令和6年7月1日 総務建設経済常任委員会、建設課より陳情書に対する経緯の説明を受ける。委員としての意見ですけれども①番といたしまして、町の考えは、周辺道路の迂回路の状況や補助対象事業もない費用対効果での面で架け替えが厳しいことも理解できるが、地元の強い要望もあり、つり橋周辺の施設の状況も踏まえ、将来の可能性を見据え改修も含めて検討してほしい。②といたしまして、石田橋の周辺にはヘルシーランド、シンボルロード、百太郎溝のサイホンの遺跡などの大変貴重な財産があり、つり橋は一つの観光資源となり得る。建設課だけではなく関係課を巻き込んで、会議議論をしていってほしい。令和6年9月19日現地調査をいたしました。4番目、同日に総務建設経済委員会をし、陳情書の

表決をいたしまして全会一致で趣旨採択といたしました。以上報告といたします。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。以上で総務建設経済常任委員会の報告を終わります。次に総務建設経済常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。

◎議長（小見田 和行 君） これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第１６、総務建設経済常任委員会の報告について令和６年度陳情第１号を採決します。総務建設経済常任委員長報告は趣旨採択であります。本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって令和６年度陳情第１号は趣旨採択することに決定いたしました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第１７、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項字句数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和６年度あさぎり町議会第５回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後２時０１分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年１２月１０日

議 長 小見田 和行

署名議員 豊永 喜一

署名議員 山口 和幸